

第4部 災害応急対策計画

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第1章 区民と地域による防災活動

第3部 災害予防計画	第4部 災害応急対策計画	第5部 災害復旧計画
第1章 区民と地域の防災力向上	第1章 区民と地域による防災活動	
第1節 区民の防災行動力の向上 (P. 115)	第1節 自助による応急対策の実施 (P. 307)	
第2節 地域における共助の推進 (P. 125)	第2節 地域による応急対策の実施 (P. 310)	
第3節 マンション防災における 自助・共助の構築(P. 127)	第3節 マンション防災における応 急対策の実施(P. 311)	
第4節 消防団(隊)の活動体制の 強化(P. 130)	第4節 消防団による応急対策の実 施(P. 312)	
第5節 事業所における自助・共助 の強化(P. 131)	第5節 事業所による応急対策の実 施(P. 312)	
第6節 ボランティア活動との連 携(P. 135)	第6節 ボランティアとの連携 (P. 312)	
第7節 区民・行政・事業所等の連 携(P. 139)	第7節 地区防災計画策定地区での 応急対策(P. 316)	
第8節 地区防災計画の策定 (P. 140)		

第1節 自助による応急対策の実施

第1 区民自身による応急対策

- 1 災害時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 2 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- 3 地震発生後数日間、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で備蓄しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

第2 外国人の情報収集等に係わる支援

1 対策内容と役割分担

各機関は、災害時における在住外国人及び外国人旅行者の自助を支援するため、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。

機 関 名	対 策 内 容
区(政策経営部、 危機管理部、 地域のちから推進部)	(1)在住外国人への情報提供 (2)外国人災害時情報センターとの情報交換
都(総務局)	(1)東京都防災HP、東京都防災アプリを介して、多言語等での災害情報の発信等を行う。 (2)東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。

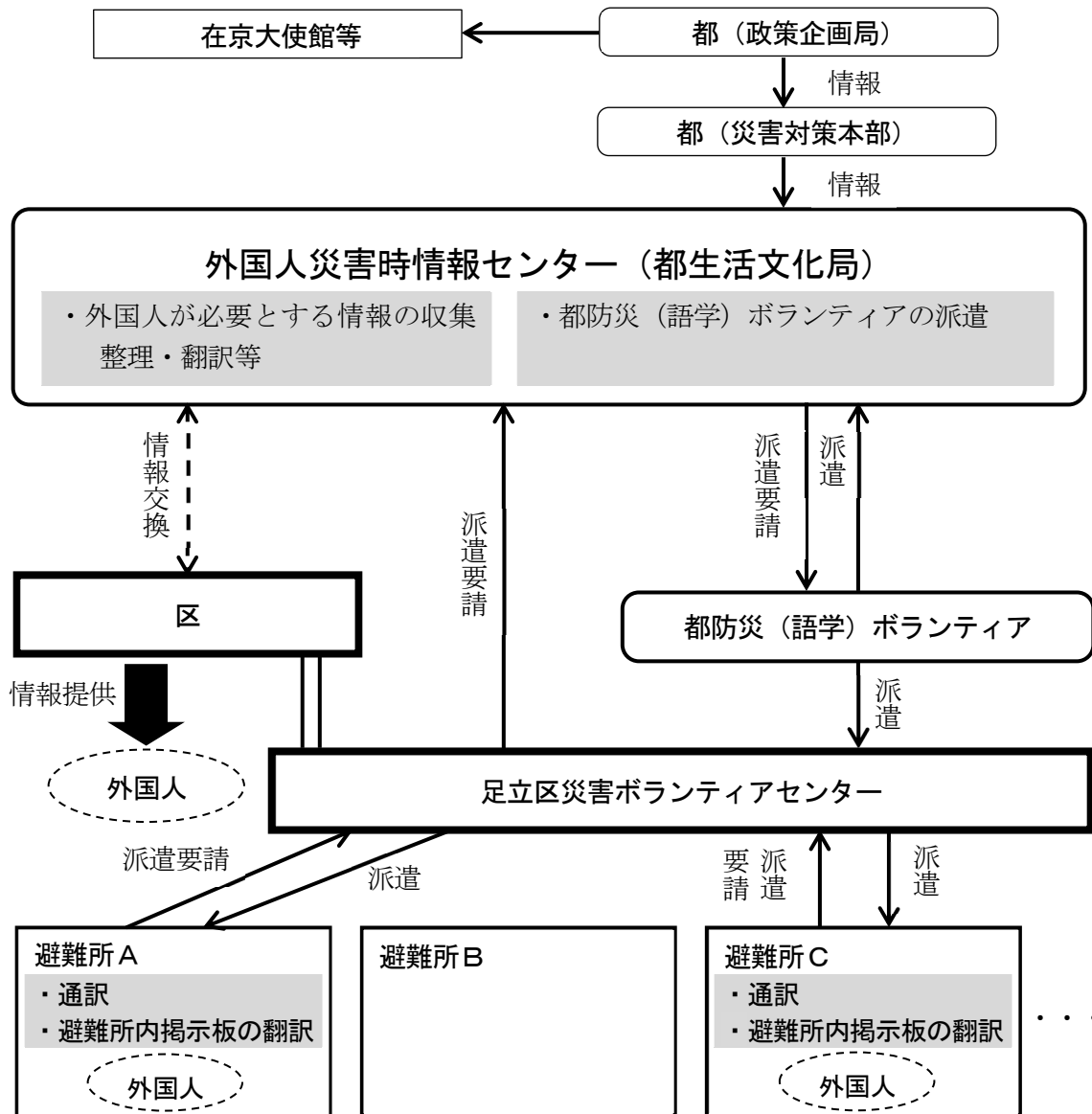
第1章 区民と地域による防災活動

第1節 自助による応急対策の実施

機 関 名	対 策 内 容
都(生活文化局)	(1)外国人災害時情報センター業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、(公財)東京都つながり創生財団と連携して、次の業務を実施 ア 外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等 イ 区等が行う外国人への情報提供に対する支援 ウ 東京都防災(語学)ボランティアシステムを活用し、東京都防災(語学)ボランティアを派遣 (2)(公財)東京都つながり創生財団と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施
都(政策企画局)	(1)在京大使館等との連絡
都(産業労働局)	(1)外国人旅行者に対する情報提供への協力 ア 東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージや無料w i - f i サービス、東京の観光公式サイト「GOTOKYO」等を活用した情報提供

2 業務手順

【外国人に対する情報収集・提供の流れ】



第1章
区民と地域による防災活動

第2節
地域による応急対策の実施

第2節
地域による応急対策の実施

第1
対策内容と役割分担

消防団及び防災区民組織（町会・自治会等）や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出・救護活動等を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
防災区民組織 (町会・自治会等)	(1)近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救出・救護等） (2)安否や被害についての情報収集 (3)初期消火活動 (4)救出・救護活動 (5)負傷者の手当・搬送 (6)住民の避難誘導活動 (7)要配慮者の避難支援 (8)避難所運営（主体は避難所運営本部） (9)自治体及び関係機関の情報伝達・広報 (10)炊き出し等の給食・給水活動等 (11)秩序維持に関する活動 (12)救助物資の配分
消防団	(1)消防隊と連携した消火活動 (2)地域住民との協働による救助活動、応急救護活動 (3)災害情報の収集・伝達活動 (4)住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等
事業所	(1)事業所相互間の協力体制及び防災区民組織（町会・自治会等）等との連携による消火活動、救護活動等の支援

第2
詳細な取組内容

《防災区民組織（町会・自治会等）》

1
区民消火隊等による活動

- (1) 火災が発生した場合は、防災区民組織（町会・自治会等）が協力して、スタンドパイプ等を活用した初期消火を実施する。
- (2) なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

2
救出・救護活動

- (1) 地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。
- (2) 倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出・救護を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、医療救護所による治療が必要と判断される場合は、医療救護所への搬送を実施する。
- (3) また、要配慮者のうちの避難行動要支援者については、民生・児童委員と協力し、名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

3
避難所運営支援

- (1) 避難所運営本部と連携し、防災区民組織（町会・自治会等）のリーダーを中心に、女性や要配慮者等にも配慮した避難所運営支援を行う。

第3節 マンション防災における応急対策の実施

第1 対策内容と役割分担

マンション管理組合等は、本章「第2節 地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等	(1)マンション居住者の安否確認 (2)マンション共有の資器材を用いた救出活動支援 (3)集会室等を利用した避難所運営 (4)建物被害調査と二次被害防止 (5)ライフライン復旧状況の確認 (6)在宅避難継続のためのマンション居住者への支援 (7)マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

第1章 区民と地域による防災活動

第4節 消防団による応急対策の実施/第5節 事業所による応急対策の実施/

第6節 ボランティアとの連携

第4節 消防団による応急対策の実施

- 第1 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 第2 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 第3 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 第4 所轄消防署の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。
- 第5 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 第6 避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。
(資料編震災編 第6「消防団関係」P.35)

第5節 事業所による応急対策の実施

- 第1 来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動、救護活動を行う。
- 第2 出火防止措置を実施する。
- 第3 火災が発生した場合には安全確保したうえで初期消火を実施する。
- 第4 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。
- 第5 施設の安全を確認したうえで、従業員の一時帰宅を抑制する。
- 第6 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- 第7 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

第6節 ボランティアとの連携

関連事項	第13章 受援計画 第6節 ボランティアの受入（総務部）（P.545）
------	-------------------------------------

第1 対策内容と役割分担

都及び東京ボランティア・市民活動センターは、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置し、区等と連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

なお、都又は都から事務の委任を受けた場合、区は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置・運営する足立区災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部） 社会福祉法人足立 区社会福祉協議会 （足立区災害ボラ ンティアセンター）	(1) 市民活動団体との協働による足立区災害ボランティアセンターの設 置・運営 (2) ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した足立区災害ボ ランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等の提供等、 活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援 (3) ボランティアの活動期間はボランティアセンター設置から3ヵ月間 とし、被災状況の推移、被災者状況等を鑑み、災害対策本部長が判断
都（生活文化局）	(1) 東京ボランティア・市民活動センターと協働で都災害ボランティア センターを設置し、女性や子供のほか、高齢者、障がい者、外国人な ど要配慮者等の視点も踏まえながら、足立区災害ボランティアセンタ ーや市民活動団体等を支援 (2) 都内外の被災状況の情報収集 (3) 国・道府県・区等との連絡調整 (4) ボランティアの受入れ状況等の情報提供 (5) 足立区災害ボランティアセンター・市民活動団体等との連携体制の 構築
東京ボランティア・ 市民活動センター （東京都災害ボラン ティアセンター）	(1) 都と協働で都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協 働で都災害ボランティアセンターを運営し、足立区災害ボランティア センターを支援 (2) 災害ボランティアコーディネーターの足立区災害ボランティアセン ターへの派遣 (3) 足立区災害ボランティアセンターの設置・運営支援 (4) 被災区のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状 況等の情報提供 (5) 資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整 (6) ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携
警視庁	(1) 交通規制支援ボランティアへの支援要請
東京消防庁	(1) 東京消防庁災害時支援ボランティア受入れ本部の設置 (2) 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請

【東京都防災ボランティア等の活動内容】

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学） ボランティア	(1) 外国人災害時情報センターからの協力依頼を受け、都の災害情報の 翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応 (2) 区が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支 援
応急危険度判定員	(1) 区からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊等の二次災害 を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の 被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地 危険度判定士	(1) 都（都市整備局）からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被 害の発生状況を把握し、危険度判定を実施

第1章 区民と地域による防災活動

第6節 ボランティアとの連携

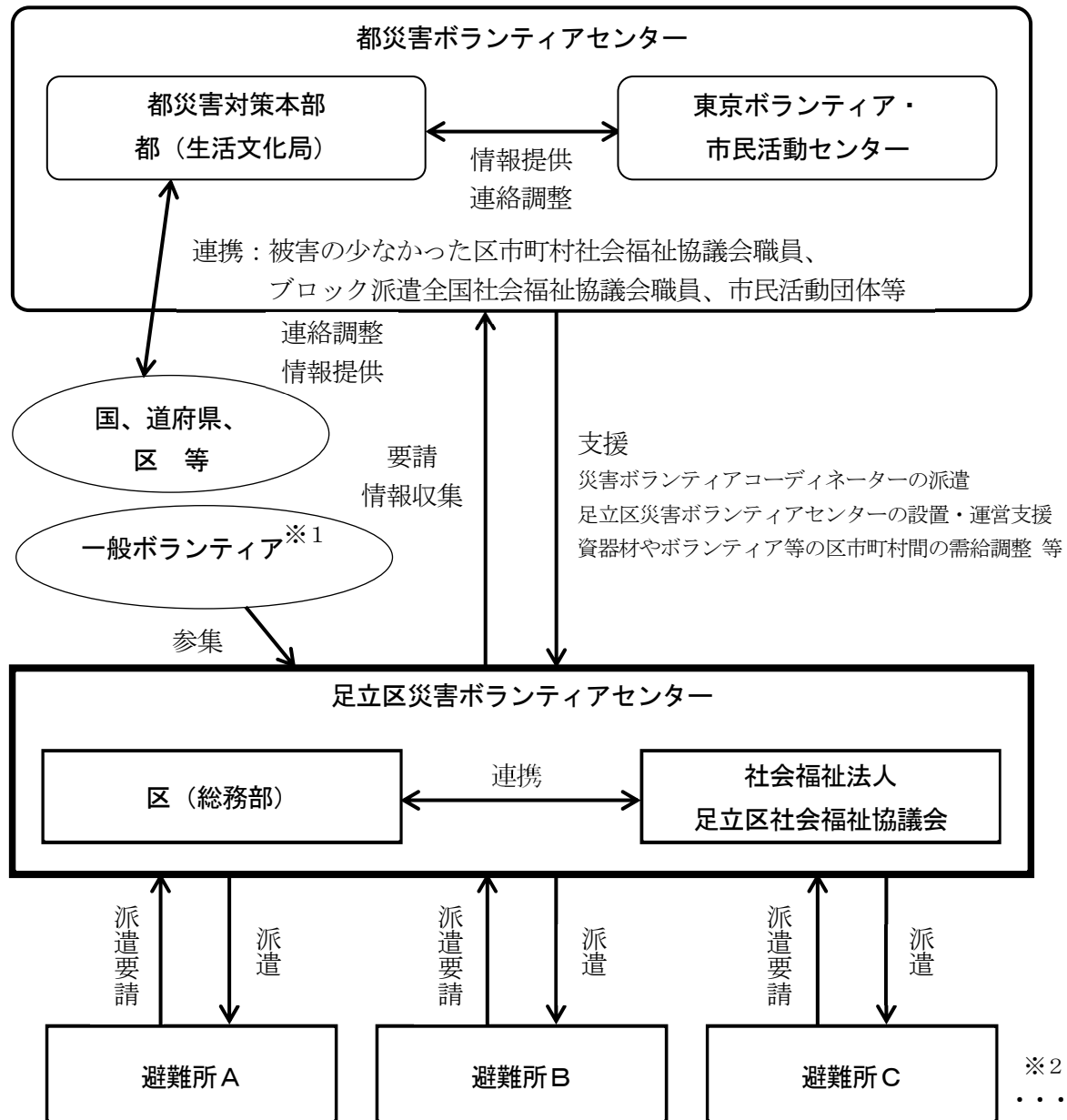
ボランティア名	出動要件及び活動内容
東京都建設 防災ボランティア	(1)震度5強以下の地震発生時には都（建設局）からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制 支援ボランティア	(1)警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時 支援ボランティア	(1)東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施

第2 詳細な取組内容

- 1 区（総務部）は、都災害ボランティアセンターと連携して、一般ボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。
- 2 足立区災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアの活動拠点として、公共交通機関、幹線道路等へのアクセスを考慮して設置する。
- 3 専門領域ごとに所管が受入れ窓口を設置して、必要となる業務に応じて受入れ、マッチングを図る。
- 4 遠方からの申し入れに関しては、宿泊・食事等自立したボランティア活動が可能な諸団体を優先して受入れる。
- 5 ボランティアの受入れ、活動調整、派遣先の指示、活動結果集約は、足立区災害ボランティアセンターが行う。
- 6 足立区災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアに対し、必要に応じて、次のような支援を行う。
 - (1) 派遣元等身分が明確になるよう、腕章等を貸与
 - (2) ボランティア活動に必要な情報と資器材の提供
 - (3) ボランティア活動終了者に対する参加証の交付
- 7 以下の事項は、ボランティアが自身で調達・準備してから活動することを原則とする。ただし、足立区災害ボランティアセンターは、必要に応じて支援を行う。
 - (1) 被災地におけるボランティア活動に必要な食料・飲料水・宿泊場所等の確保
 - (2) ボランティアの傷害保険加入手続きと傷害保険料金の負担
- 8 ボランティアを受入れ、活動を要請する期間は、発災時のボランティアニーズに応じて行うが、当面ボランティアセンター設置から3ヵ月間とし、被災状況の推移、被災者の状況等を鑑み、災害対策本部長が判断する。

第3 業務手順

【ボランティア活動との連携】



※1 専門知識・技術や経験に関係なく労力等（避難所運営支援やがれき撤去等）を提供するボランティア

※2 派遣先には「個人宅」「各種施設」等避難所以外も考えられる。

第1章 区民と地域による防災活動
第7節 地区防災計画策定地区での応急対策

第7節 地区防災計画策定地区での応急対策

第1 対策内容と役割分担

各機関は、地区防災計画を策定した地区において、地区防災計画に基づく応急活動を進めていく。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部 ・関係部） ・関係防災機関	（1）区災害対策本部は、各地区の地区防災計画に基づき、実施される応急活動への支援を実施
地区防災計画策定地区における区民・区内事業所等	（1）地区防災計画に基づく応急活動の実施

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）・関係防災機関・区民・区内事業所》

- 1 地区防災計画に基づき、各種応急活動を実施する。
- 2 区は、応急活動を円滑に実施するために、資器材の確保等の支援を実施する。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第3部 災害予防計画 第2章 安全な災害に強い防災まちづくり	第4部 災害応急対策計画 第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動	第5部 災害復旧計画 第1章 河川施設、公共施設等の機能回復
第1節 安全に暮らせるまちづくり(P. 142)	第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止(P. 317)	第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復(P. 549)
第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進(P. 154)	第2節 危険物等の応急措置による危険防止(P. 328)	
第3節 液状化、長周期地震動の対策の強化(P. 161)		
第4節 出火、延焼等の防止(P. 164)		

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

第1 河川施設等の応急対策

地震・津波等により、堤防・護岸施設といった河川施設等が被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害による水害を警戒、防御する。

1 対策内容と役割分担

地震発生後、二次災害による水害を警戒・防御するため、河川施設等の被害状況の点検調査を行う。

(1) 河川施設等関係障害物除去

機 関 名	対 策 内 容
都（建設局）	(1) 舟航河川における障害物を除去 (2) 清掃船の航行可能河川における浮遊物の除去
関東地方整備局	(1) 土砂等の障害物の除去

(2) その他応急措置

ア 河川及び内水排除施設

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1) 水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視。被害箇所については、直ちに国や都に報告するとともに必要な措置を実施 (2) 取水施設や電気保安施設の管理を実施 (3) 被害を受けた排水場施設は、必要に応じ、応急対策を実施して内水排除を継続
都（建設局）	(1) 河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努め、必要な応急措置を実施
都（下水道局）	(1) 管路や高潮防潮扉、水再生センター・ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を講じる
関東地方整備局	(1) 堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める

第2章
河川施設、公共施設の危険防止活動

第1節
河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

- (3)
防災船着場の運用
- ア
国及び都は、災害時に河川が物資等の緊急輸送経路として活用できるように、避難場所等に隣接して防災船着場を整備している。

このうち、都所管の防災船着場についての発災時の運用は、統一的な運用の観点から、下表のとおりとする。

イ
区は、水上交通による緊急物資や人員の輸送を行う拠点として防災船着場の整備に努める。災害時の運用（管理、船の受入れ、陸上の物資拠点との情報連絡等）については、関係機関と連携して円滑に実施するように努める。

※
千住大橋（隅田川・千住緑町1丁目）の防災船着場は令和9年度に完成予定

【防災船着場の運用】

機 関 名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部等立ち上げ時
区（都市建設部）	運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）	都（建設局）の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

（資料編震災編 第21「舟艇等の接岸可能地点一覧」 P.70）

(4)
河川管理施設

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	(1)地震・津波に備えた水防活動の構築 (2)堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止を目的とした水防活動や応急対策工事の実施 (3)都建設事務所、都建設局道路管理部・河川部への速報
都（建設局）	(1)水位及び潮位の観測 (2)河川管理施設及び工事箇所の被災の発見 (3)堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止や、崩壊の拡大防止のための応急対策工事
都（下水道局）	(1)高潮防潮扉については、津波警報が発表された場合には、直ちに全防潮扉の操作体制を配備。また、他の水防機関と連絡調整 (2)管路、水再生センター・ポンプ所等の被害状況の確認と、必要な応急措置の実施
関東地方整備局	(1)堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止 (2)水位の観測 (3)河川管理施設及び工事箇所の被災の発見 (4)堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止を目的とした応急対策工事

2 業務手順

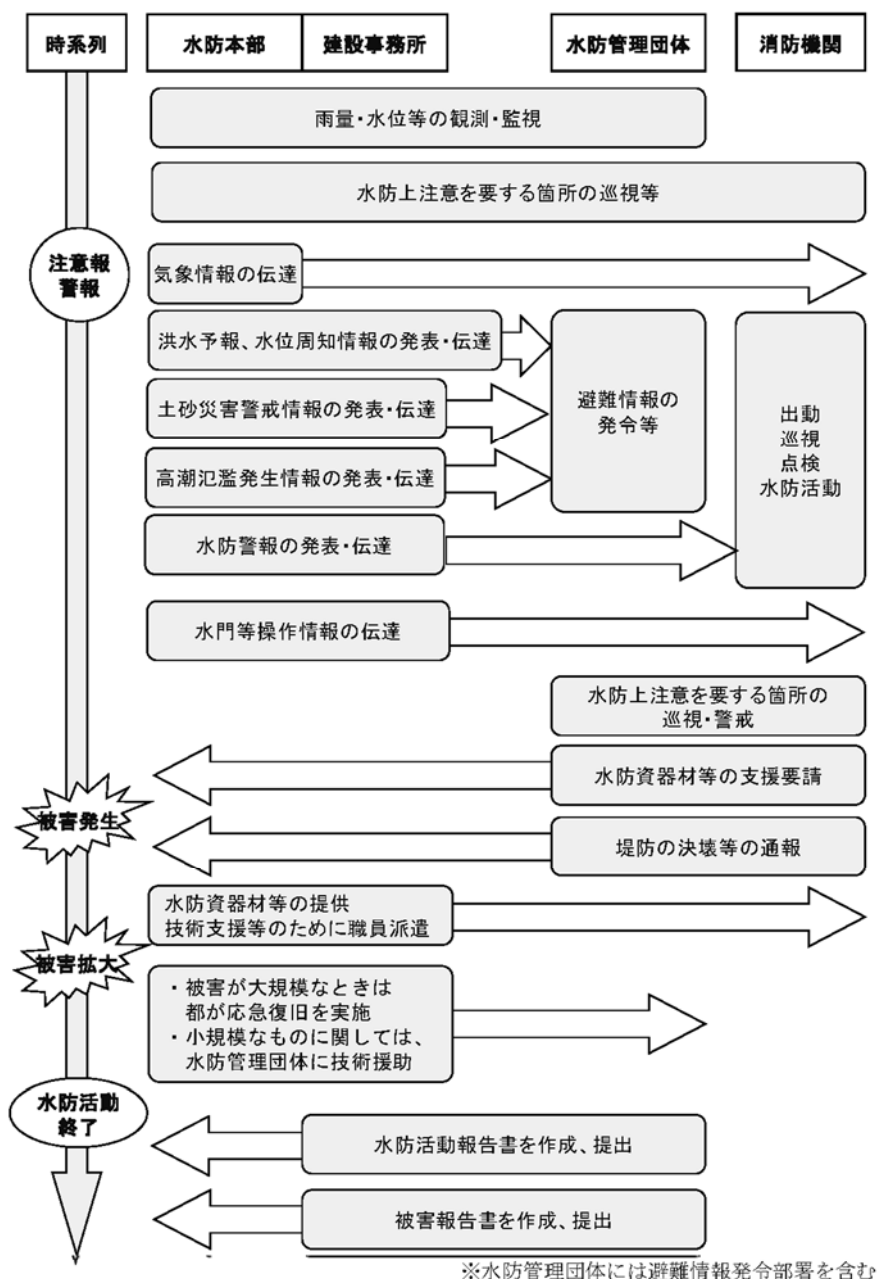
(1) 河川関係障害物除去

- ア 都（建設局）は、舟航河川における障害物を取り除く。
イ 関東地方整備局は、河川機能確保のため、土砂等の障害物を除去する。

(2) その他応急措置

- ア 発災直後において道路通行が不可能なときは、医療救護班や重篤患者の移送手段として、都（建設局）が所有する水上バス等を活用する。移送に当たっては、清掃船等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施する。

(3) 水防組織 【水防活動の流れ】



出典：令和6年度 東京都水防計画

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

3 詳細な取組内容

(1) 河川・港湾関係障害物除去

《都（建設局）》

ア 舟航河川における障害物を除去する。なお、除去物は一時的に船舶航行の障害にならない場所に集積する。この作業の円滑な実施のため、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会等と、応急復旧に関する協定を締結している。

イ 清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。除去物は中央防波堤にある揚陸場又は、その都度定める場所に集積する。

《関東地方整備局》

ア 河川機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂等の障害物を除去する。

(2) その他応急措置

《区（都市建設部）》

ア 河川

(ア) 区は、震災による水害の発生及び拡大を防止するため、迅速に河川巡視を行い、被害箇所については、国、都の河川管理者等と協力し、的確な応急復旧を実施する。

(イ) 水防活動と並行して、管内の河川施設で、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに各河川管理者に報告し、必要な措置を講じる。

(ウ) 堤防・護岸が被害を受け水害が発生した場合又は水害の発生が想定される場合の対応は以下のとおり。

a 区（都市建設部）は、直ちに水防本部を設置する。

b 河川管理者・警察・消防及び建設業協会等と協力し、堤防・護岸の崩壊箇所の応急対策を実施し、水害の拡大防止に努める。

c 被害箇所の復旧は、各河川管理者が実施する。

d 区内では、地盤高が朔望平均満潮位以下である隅田川沿いの千住地区、綾瀬川沿いの環状七号線下流地区等が危険箇所と想定される。

(エ) 堤防・護岸が被害を受けたが、当面、水害発生のおそれがない場合、被害箇所の立入り禁止等の安全対策を行い、各河川管理者へ被害箇所の復旧を要請する。

(オ) 堤防・護岸が被害を受け、沿川道路の通行に支障をきたす場合の対応は、以下のとおり。

a 道路障害物除去として実施することを原則とする。

b 緊急道路障害物除去路線に関連するものは、都（建設局）が道路障害物除去を実施する。

c 緊急道路障害物除去路線以外のものは、区（都市建設部）が道路障害物除去を実施する。

d 対象となる道路としては、緊急道路障害物除去路線に指定されている荒川左岸沿いの都道補助 113 号線、埼玉県側からの緊急車両の通行路となる中川右岸道路が想定される。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

(カ) 堤防・護岸に軽微な被害があった場合、各河川管理者は、区（都市建設部）から被害状況の報告を受け、できる限り迅速な補修を行う。

イ 水路

(ア) 震災の発生に伴う親水施設等の被害を最小限に食い止めるとともに、その後の水利用を効果的に行うため、区（都市建設部）は、取水施設や電気保安施設管理を迅速かつ的確に行う。

(イ) 施設の管理運営を担当している各施設管理者は、震災の発生後直ちに各施設の点検や調査を行い、災害対策本部へ報告するとともに、適切な対応を行う。

(ウ) 河川沿い等に設置されている施設の電気設備や取水施設機能の安全・機能点検を行い、稼動可能な補修を行う。また、河川の護岸等の被害発生については、河川管理者との連携を密にし、護岸の被害箇所の補修を河川管理者の指示のもとに河川管理者と協力して実施する。

(エ) 親水水路の通水については、取水施設や親水施設の機能確認後、排水施設管理者との連絡調整を行い、通水する。

(オ) 護岸や石積等が被害を受けた場合、親水水路からの漏水や水の流路の閉塞箇所の復旧を行い、通水を確保していく。

(カ) 施設からの漏水防止と貯留水量の確保を行い、災害発生後直ちに生活雑用水としての利用を可能にする。

(キ) 水路の被害箇所の復旧と通水を可能にする。

ウ 排水場

(ア) 排水場施設に被害を受けた場合、応急対策を実施する。排水不能となる場合、国等の協力により内水排除を継続し、被害の拡大を防止する。

(イ) 施設の応急復旧については、国等の指導のもとに行う。

《都（下水道局）》

ア 水再生センター・ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区（関係部）及び水防団体との相互の協力並びに応援態勢の確立を図り、速やかに施設の応急復旧に努める。

(3) 河川管理施設

ア 区及び都（建設局）は、堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。堤防、護岸の崩壊による災害発生及び崩壊の拡大防止のため、緊急的に応急措置が必要な場合、応急対策工事を行う。

イ 都（建設局）、関東地方整備局は、巡回・点検及び応急対策について、災害時における応急対策に関する協定により対処する。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

【想定以上の被害が発生した場合（複合災害を含む）】

津波の発生を伴う大正関東地震が、高潮と同時に発生した場合には、堤防からの越流による浸水被害が生じる可能性がある。また、地震発生時に水門が機能しなかった場合には、浸水想定地域への浸水被害が想定されるほか、地震動や津波により、海岸や河川の堤防等が損壊した場合には、浸水被害が拡大するおそれがある。

このような事態への備えとして、以下のような事項が考えられるため、関係機関及び区（関係部）は協力して対策が実施できるよう調整していくこととする。

- ・高所避難対策（民間施設を含む）
- ・高所避難した孤立者への対応
- ・避難移動シミュレーション等による効率的な避難行動の検討

現在、複数自治体や河川管理者等からなる検討会（首都圏における大規模水害広域避難検討会）で、災害時の広域的な相互応援のあり方等を検討している。引き続き、区境界や都県境を越えた広域避難や新型コロナウイルス感染症の蔓延により必要性が高まった分散避難について、関係機関等と連携し、避難先の確保や的確な避難誘導について推進していく。

（資料編震災編 第15「津波による浸水被害」P.61、第16「大正関東地震等の津波 数値シミュレーションの結果」、P.62）

第2 社会公共施設等の応急対策

1 対策内容と役割分担

（1）社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

機 関 名	対 策 内 容
区（施設営繕部、地域のちから推進部、福祉部、都市建設部、学校運営部、子ども家庭部）	（1）区立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施
都	（1）社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施
社会公共施設の管理者	（1）所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 （2）判定が困難な場合、区に判定実施の支援要請

（2）社会公共施設等の応急対策

都市部では、（1）の応急危険度判定をすべき建物が極めて多いことから、すぐに判定ができないケースが生じるため、各施設管理者においては「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に関わる指針（平成27年2月内閣府（防災担当））」を用いて、緊急・応急的な安全点検を実施し、被災者等の建物への受け入れの判断を行う。

機 関 名	対 策 内 容
各施設管理者	（1）状況に応じて必要な措置を講じる。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動
第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

(3) 住家、事業所等

機 関 名	対 策 内 容
関係機関、建造物 管理者、住民等	(1)地震、火災に関する自衛措置を講じる。

(4) 高層建築物

機 関 名	対 策 内 容
建造物管理者	(1)消防計画の策定、自衛消防隊の活動による被害の発生抑制 (2)関係機関との連携による被害の軽減化
警視庁	(1)被災者の救助、混乱防止、災害に関する情報収集・伝達 (2)人命の救助、避難誘導 (3)救急、救助活動等の障害排除 (4)緊急自動車の道路の確保、交通渋滞の防止
東京消防庁	(1)第3部 第2章第4節「出火、延焼等の防止」(P.164) 参照

(5) 電気施設

情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
東京電力パワーグ リッド株式会社	(1)恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二 次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施

(6) ガス施設

情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
東京ガスグループ ガス事業者	(1)被害情報の収集 (2)事業所設備等の点検 (3)製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 (4)ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 (5)被害推定に基づく応急措置 (6)遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 (7)資機材等の調達 (8)移動式ガス発生設備による臨時供給 (9)避難所等へのL P ガス供給

2 詳細な取組内容

(1) 社会公共施設等の応急危険度判定

ア 区立の公共建築物が被災した場合

(ア) 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

(イ) その判定が困難な場合、都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。

(ウ) 応急危険度判定を実施した後、その判定に基づき、それぞれの機能を維持するため、迅速に応急修理を行う。

(エ) 避難所として指定されている区立小中学校は、被災したときは直ちに応急修理

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

を実施する。

イ その他の社会公共施設が被災した場合

(ア) 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

(イ) 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設の判定が困難な場合、区又は都に判定実施の支援を要請する。

(ウ) 区災害対策本部は公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

(2) 社会公共施設等の応急対策

ア 社会公共施設等の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立して万全を期する。

イ 責任者は、自衛防災組織を編成し、それぞれ分担に基づいて行動する。

ウ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。

(ア) 各医療機関

a 業務継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

b 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を講じる等万全を期する。

(イ) 社会福祉施設等

a 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

b 業務継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。

c 施設独自での復旧が困難である場合は、区が組織した「避難行動要支援者担当」等関係機関に連絡し援助を要請する。

d 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(ウ) 学校施設

a 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。

b 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。

c 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。

d 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置を講じる。

e 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

(エ) 文化財施設

a 災害等で文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

- b 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。
- エ 社会公共施設等の管理者は、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に関わる指針（平成27年2月 内閣府（防災担当））」を用いて、緊急・応急的に点検を実施し、建物の安全確認を行う。

（3）住家、事業所等の応急対策

- ア 住家、事業所等は、関係機関が所定の計画に従って対処するほか、建造物管理者、住民等も、それぞれ次に掲げるような地震、火災に対する自衛措置を講じるものとする。
 - （ア）大地震の主振動が継続する間は、まずは身の安全確保を最優先に行い、揺れがおさまった後は、周囲の状況を十分に確認し、落ち着いて行動する。
 - （イ）屋外に直接出やすい位置にいる場合は、屋外の安全な場所に退避する。
 - （ウ）屋外に退避できないような場合は、堅固な家具等に身を寄せる。
 - （エ）地震による被害よりもその後に起こる火災の被害が大きいため、まず第一に火気使用を中止して、速やかにこれを消火する。
 - （オ）火災が発生し、避難する場合は、風上の安全な場所に避難する。
 - （カ）その他必要と思われる措置を講じる。

（4）高層建築物の応急対策

- ア 震災応急対策
 - （ア）高層建築物の建造物管理者は、共同防火管理態勢の推進を図り、下記事項を重点に消防計画を策定し、自衛消防隊の円滑な活動により、パニック等による被害の発生防止に万全を期する。
 - a 発災時におけるパニックの防止措置
 - b 出火防止及び初期消火活動
 - c 人命の救護
 - d 安全な避難誘導措置
 - e 防災機関や防災区民組織（町会・自治会等）との連絡、及び災害に関する情報収集及び伝達
 - f 備蓄の確保
 - （イ）警視庁は、被災者の救助並びに混乱防止に努めるとともに、関係機関、自衛防災組織等の協力を得て避難誘導にあたる。
 - （ウ）東京消防庁は、高層建物等特殊対象物に対する消防機関の災害活動は、「第4部第2章」により行う。
- イ 火災等応急対策
 - （ア）建造物管理者は、高層建物における火災等の災害に際し、火災防御と救急救助の困難性に対処し、人命、身体、財産を災害から保護するため、関係機関と緊密な連携を保ち被害の軽減にあたる。
 - （イ）計画の対象及び災害は、高層建物からの出火、危険物に関する事故、有害ガスの

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止

発生等により、火災防御、緊急救助を必要とするものとする。

(ウ) 警視庁は、関係機関と協力し、人命の救助並びに避難誘導にあたる。

(エ) 関係機関と協力し、警戒線を設定して、救急、救助活動等の障害排除にあたる。

(オ) 状況により、広範囲に交通規制を行って緊急自動車の道路を確保するとともに、交通渋滞の防止にあたる。

(カ) 消防活動は、第3部 第2章第4節「出火、延焼等の防止」(P.164)により行う。

(5) 電気設備の応急対策

ア 東京電力パワーグリッド株式会社は、次の応急対策を実施する。

(ア) 情報の収集・報告

気象、地震情報や一般被害情報および当社被害情報、東京電力グループ被害状況を迅速、的確に把握し、速やかに上級本(支)部に報告する。

(イ) 広報活動

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

(ウ) 対策要員の確保

非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本(支)部に出動する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。

(エ) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

(オ) 電力の融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、各電力会社と締結した「全国融通契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社契約」および広域機関の指示に基づき連系線を用いた緊急的な電力の受給を行う。

(カ) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防などから要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(キ) 応急工事

恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

(6) ガス施設の応急対策

《東京ガスグループ》《ガス事業者》

- ア 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる）。
- イ 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。
- ウ 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。
- エ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- オ ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。
- カ 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- キ その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。
- ク 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。
- ケ 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動
第2節 危険物等の応急措置による危険防止

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

第1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

1 対策内容と役割分担

(資料編震災編 第12「危険物製造・貯蔵・取扱所一覧」P.46)

(1) 石油等危険物施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2)避難所の開設等
東京消防庁等	(1)関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導 (2)必要に応じ、応急措置命令等を実施
事業者等	(1)危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)必要に応じ、住民に対する避難の指示の措置を実施 (2)避難所の開設等
都（環境局）	(1)販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 (2)被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3)被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 (4)安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講じるよう指示
事業者等	(1)危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2)火災の場合の消防活動、施設内救出を実施 (3)避難所の開設等
都（環境局）	(1)危険防止措置を指導 (2)被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3)必要に応じ、緊急措置命令等を実施
関東東北産業保安監督部	(1)危険防止措置の監督又は指導 (2)必要に応じ、緊急措置命令等を実施 (3)緊急の場合、未使用の火薬類の回収、返納等の措置の指示 (4)実情を把握し、適切な指示、命令等を実施
事業者等	(1)危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(4) 高圧ガス保管施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2) 事故時の広報活動、警戒区域に対する規制を実施 (3) 関係機関との間の情報連絡を実施 (4) 避難所の開設等
都（総務局）	(1) 都県市境付近での漏えい事故の際、関係機関への連絡通報
都（環境局）	(1) 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 被害拡大のおそれがある場合は、防災事業所に緊急出動要請 (4) 安全維持等のため必要な場合は、事業者緊急措置を命令
警視庁	(1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 (2) 区長からの要求等により、避難を指示 (3) 避難区域内への車両の交通規制 (4) 避難路の確保及び避難誘導
東京消防庁	(1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2) 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区への通報 (3) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 (4) 災害応急対策の実施
関東東北産業保安監督部	(1) 都及び関係機関と連絡のうえ、高圧ガス製造の施設者等に緊急保安措置を講じるよう指導
事業者等	(1) 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
東京都高圧ガス地域防災協議会	(1) 災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示
防災事業所	(1) 出動要請を受けて応援出動

(5) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2) 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 (3) 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者へ指示 (4) 災害情報の収集、伝達 (5) 避難所の開設等
都（下水道局）	(1) 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 (2) 災害情報の収集、伝達
都（教育庁）	(1) 発災時の対策に活用できる避難訓練の指導資料を周知

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1)毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 (2)区長からの要求等により、避難を指示 (3)避難区域内への車両の交通規制 (4)避難路の確保及び避難誘導
東京消防庁	(1)災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2)人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区への通報 (3)事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 (4)災害応急対策の実施
事業者等	(1)危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

(6) 化学物質関連施設の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)必要に応じ事業者に応急措置を指示 (2)避難所の開設等
都（環境局）	(1)化学物質対策 区と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 (2)PCB対策 区との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告
事業者等	(1)危険が想定される場合等は区等関係機関に連絡、応急措置を実施

(7) 放射線等使用施設の応急措置

ア 放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。

イ 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命ずることができる。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施 (2)応急措置がとれるよう使用者を指導 (3)避難所の開設等
東京消防庁	(1)放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置を講じるよう要請 (2)事故の状況に応じ、必要な措置を実施 (3)震災消防活動による災害応急活動の実施

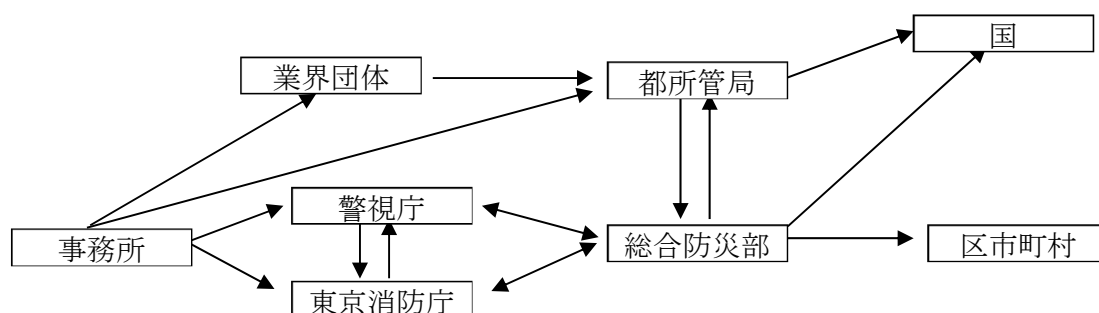
機 関 名	対 策 内 容
都（保健医療局）	（1）R I 使用医療施設での被害が発生した場合、R I 管理測定班を編成し、必要な措置を実施

（8）石綿含有建築物等の応急措置

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	（1）都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 （2）区民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 （3）建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援・実施
都（環境局）	（1）区民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 （2）協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 （3）建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援
建築物所有者等	（1）建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施

2 業務手順及び詳細な取組内容

【一般的な事故報告等の流れ】



（1）石油等危険物施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- （ア）住民に対する避難指示等
- （イ）住民の避難誘導
- （ウ）避難所の開設、避難住民の保護
- （エ）情報提供、関係機関との連絡

《東京消防庁等》

ア 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

- （ア）危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- （イ）混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動及びタンク破損等による流出、並びに異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- （ウ）災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動
第2節 危険物等の応急措置による危険防止

《事業者等》
ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置

《区（関係部）》
ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
（ア）住民に対する避難指示等
（イ）住民の避難誘導
（ウ）避難所の開設、避難住民の保護
（エ）情報提供、関係機関との連絡

《事業者等》
ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

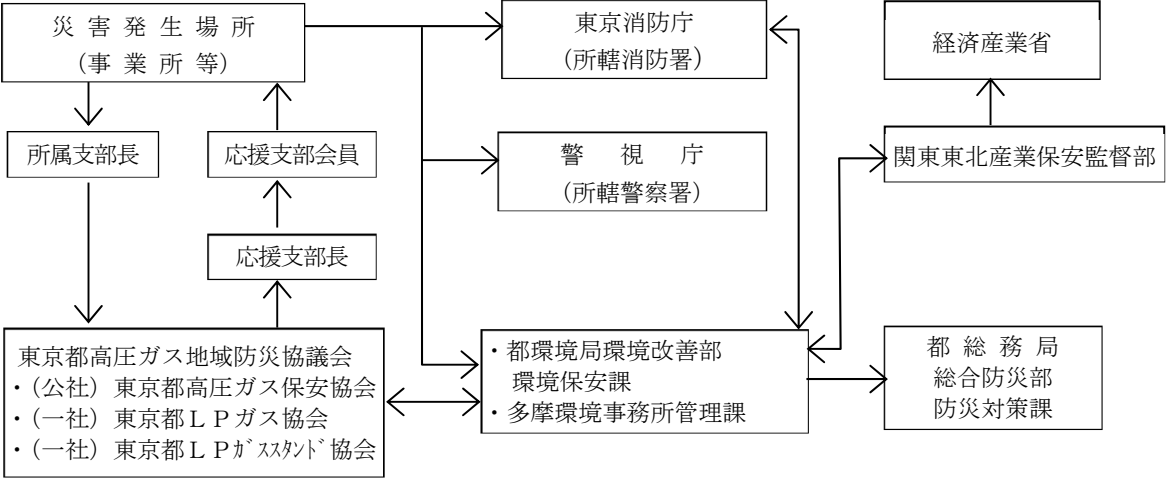
(3) 火薬類保管施設の応急措置

《区（関係部）》
ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
（ア）住民に対する避難指示等
（イ）住民の避難誘導
（ウ）避難所の開設、避難住民の保護
（エ）情報提供、関係機関との連絡
イ 火災に際しては、誘発防止のため延焼拡大を阻止する消防活動を行い、施設内の救出を実施する。

《事業者等》
ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(4) 高圧ガス保管施設の応急措置

【高圧ガス震災時応援連絡体制】



- ア 高圧ガス漏えい事故が発生し、災害が拡大するおそれがある場合には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所が応援出動する。
- イ 防災事業所自体が地震の被害を受け出動できない場合は、被害を受けていない地域の協議会支部が、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢をとることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。
- ウ 高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、都県境を越える等広範囲に被害が拡大するおそれがある。このため、都は近接の他県市との間に広域情報連絡体制を定めている。
- エ 高圧ガス大規模漏えい時に係る連絡通報窓口
- オ 関係機関は高圧ガス大規模漏えい等緊急の場合、所定の様式に基づき通報する。
- カ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- キ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

《区（関係部）》

- ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
- （ア）住民に対する避難指示等
- （イ）住民の避難誘導
- （ウ）避難所の開設、避難住民の保護
- （エ）情報提供、関係機関との連絡

《警視庁》

- ア ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- イ 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ウ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- エ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

《東京消防庁》

- ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
- イ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区への通報
- ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
- エ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

《事業者等》

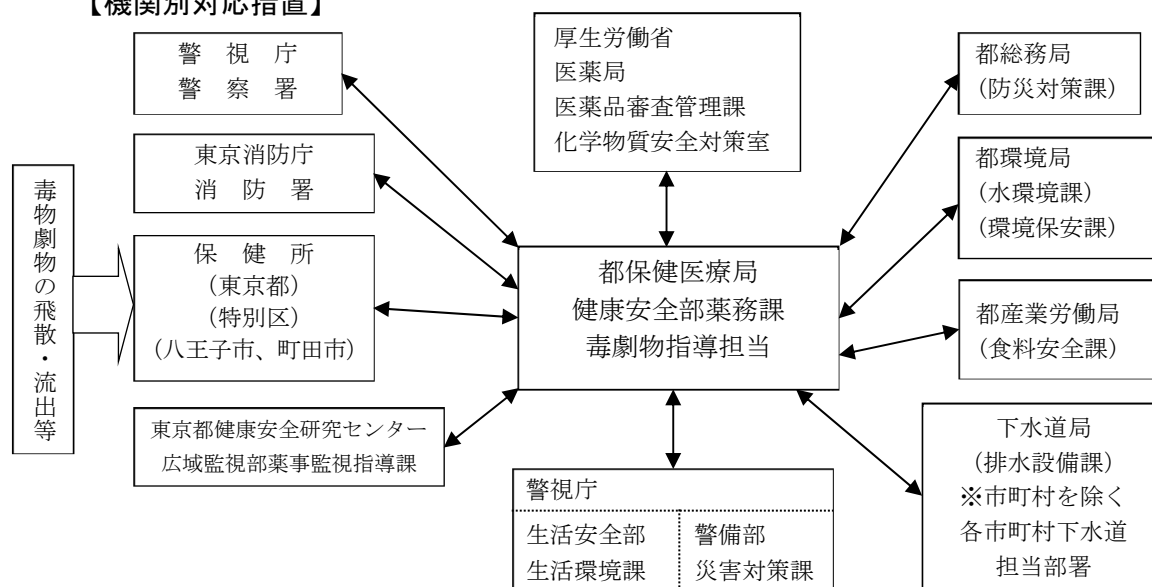
- ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

(5) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

【機関別対応措置】



《区（関係部）》

- ア 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講じるよう指示する。
- イ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。
- ウ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。

《警視庁》

- ア 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- イ 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- ウ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- エ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

《東京消防庁（消防署）》

- ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
- イ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区への通報
- ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
- エ 関係機関との間に情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第3部 第5章「応急対応力の強化」（P.200）の震災消防活動により対処する。

《都（下水道）》

- ア 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講じるよう指導する。

イ 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

《事業者等》

ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(6) 化学物質関連施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ P C B対策

P C B保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びP C B汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

《都（環境局）》

ア 化学物質対策

被災状況により、区と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供する。

イ P C B対策

被災状況により、区と連絡調整を行い、P C B保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告する。

《事業者等》

ア 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに区及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

イ P C B対策

発災によりP C B機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(7) 放射線等使用施設の応急措置

《区（関係部）》

ア 関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

(ア) 住民に対する避難指示等

(イ) 住民の避難誘導

(ウ) 避難所の開設、避難住民の保護

(エ) 情報提供、関係機関との連絡

イ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の措置がとれるよう使用者を指導する。また、消防機関は、震災消防活動により災害応急

第2章
河川施設、公共施設の危険防止活動

第2節
危険物等の応急措置による危険防止

- 活動を行う。
- (ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図る点検要領と緊急措置
 - (イ) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命の安全確保に関する応急措置
 - (ウ) 防災機関との連絡要員の確保

《東京消防庁》

- ア 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置を講じるよう要請する。
 - (ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - (イ) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- イ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施。

(8) 石綿含有建築物等の応急措置

- 《区（関係部）》
- ア 区民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。
 - イ 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。
 - ウ 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。

《都（環境局）》

- ア 区民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。
- イ 協定締結団体及び区市と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。
- ウ 区と連携し、建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行う。

《建築物所有者等》

- ア アスベストの露出等が確認された場合は、速やかに飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

第2 危険物輸送車両等の応急対策

1 対策内容と役割分担

(1) 危険物輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
都（環境局）	(1)関係機関との密接な情報連携 (2)必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 (3)災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1)事故の状況把握及び区民等に対する広報 (2)施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 (3)関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
東京消防庁	(1)関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2)災害応急対策の実施
関東東北産業 保安監督部	(1)都及び関係機関との密接な情報連絡 (2)高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、移動制限又は一時禁止等の緊急措置命令 (3)災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所に応援出動を要請
関東運輸局	(1)危険物輸送の実態に応じた対策を推進
事業者等	(1)危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
日本貨物鉄道株 式会社	(1)事故の拡大等防止のため、立入禁止等の措置 (2)消防、警察等の関係機関への通報

(2) 核燃料物質輸送車両等の応急対策

ア 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」(昭和58年11月10日設置)において安全対策を講じる。

機 関 名	対 策 内 容
区(関係部)	(1)関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
国土交通省 厚生労働省 環境省 総務省消防庁 海上保安庁 原子力規制委員会	(1)放射性物質輸送事故対策会議の開催 (2)派遣係官及び専門家の対応
警視庁	(1)事故の状況把握及び区民等に対する広報 (2)施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 (3)関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁	(1)事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 (2)事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都(総務局)	(1)事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 (2)国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
第三管区 海上保安部	(1)事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立ち入り制限、人命救助等に関する必要な措置を実施

第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

機 関 名	対 策 内 容
	(2)都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援
事業者等	(1)関係機関への通報等、応急の措置を実施 (2)警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施

2 詳細な取組内容

(1) 危険物輸送車両等の応急対策

《区（関係部）》

ア 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

(ア) 住民に対する避難指示等

(イ) 住民の避難誘導

(ウ) 避難所の開設、避難住民の保護

(エ) 情報提供、関係機関との連絡

イ 第4部 第3章第1節 第1「道路・橋梁」(P.343)に基づき、交通規制等について、関係機関と密接な情報連絡を行う。

ウ 災害応急対策は、第2部 第2章第1節「地震等災害発生時の即応態勢」(P.109)により、対処する。

《都（環境局）》

ア 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。

《警視庁》

ア 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について区民等に対する広報を行う。

イ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

ウ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置を講じる。

《東京消防庁》

ア 関係機関と密接な情報連絡を行う。

イ 災害応急対策は、第3部 第5章「応急対応力の強化」(P.200)の震災消防活動により対処する。

《事業者等》

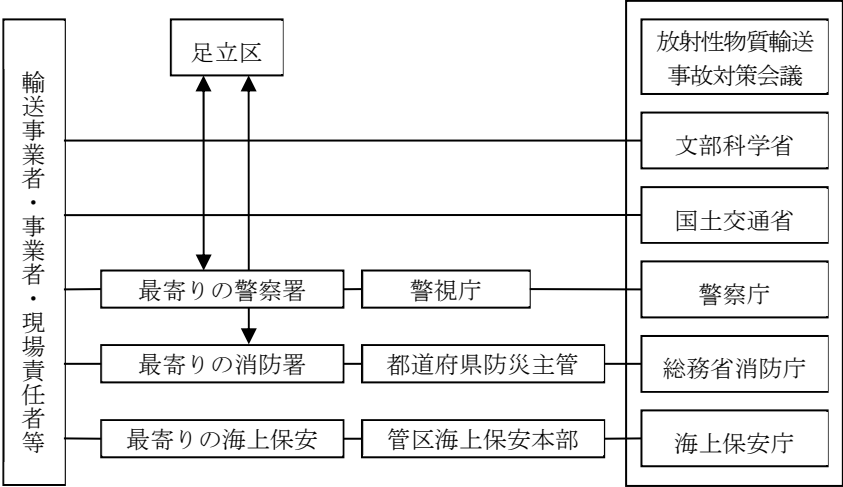
ア 発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

《区（関係部）》

- ア 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合、国の関係省庁による安全対策が取られる。
- イ 区は、都（総務局）から事故の情報を得た場合、警察署、消防署、若しくは現地係官及び専門家が行う現場への立入制限、住民の避難等必要な措置に協力する。
- ウ 区が事故を知りえた場合、速やかに都（総務局）に通報するとともに、最寄りの警察署、消防署に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

【関係機関への連絡の流れ】



- エ 事故の通報を受けた場合は、直ちに事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

《国土交通省》《厚生労働省》《環境省》《総務省消防庁》《海上保安庁》《原子力規制委員会》

- ア 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。
- (ア) 事故情報の収集、整理及び分析
- (イ) 関係省庁の講ずべき措置
- (ウ) 係官及び専門家の現地派遣
- (エ) 住民公表
- (オ) その他必要な事項
- イ 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。
- ウ 係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員等に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。
- エ 専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

第2章
河川施設、公共施設の危険防止活動

第2節
危険物等の応急措置による危険防止

- <<警視庁>>
- ア
事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について区民等に対する広報を行う。
- イ
施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- ウ
関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置を講じる。
- <<東京消防庁>>
- ア
事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
- <<第三管区海上保安本部>>
- ア
関係事業者の管理及び船舶所有者、代理店等に対して災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。
- (ア)
危険物専用岸壁における荷役の中止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (イ)
危険物の海上への流出防止措置と応急措置
- (ウ)
港内の危険物積載船に対する、必要に応じた移動命令、又は航行の制限もしくは禁止
- <<事業者等>>
- ア
事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。
- イ
警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を講じる。

第3
流出油、流木の応急対策

- 1
対策内容と役割分担
- (1)
流出油の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、都市建設部）	(1)流出油応急対策としては、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近の船舶等の安全確保及び沿岸住民への被害防止等を図る。
都（総務局、建設局、港湾局）	(1)関係機関との情報連絡体制の確立 (2)救助活動の推進 (3)オイルフェンスの展張 (4)集油船及び清掃船等による流出油の回収 (5)監視艇による油処理剤等の散布 (6)警戒及び立入制限 (7)応急資器材の緊急輸送への協力 (8)自衛隊への出動要請（総務局） (9)油処理剤等の資材確保 (10)関係機関に対する協力要請

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1)災害発生時の作業態勢 ア 被災者の救出救助 イ 警戒及び立入制限 ウ 必要な応急資器材輸送への協力 (2)その他 ア 海上及び河川における火気使用禁止等に係る広報 イ 沿岸住民に対する避難指示等の伝達及び避難誘導 ウ 交通規制及び警戒区域の設定
東京消防庁	(1)災害発生時の作業態勢 ア 人命救助 イ オイルフェンスの展張 ウ 流出油の処理、火災発生防止のための油処理剤の散布 エ 初期消火及び延焼防止措置 オ 警戒及び立入制限 カ 油処理剤、消火剤、オイルフェンス等の応急資材の調達輸送 キ 避難船移動に係る関係機関への要請 ク タンカーバージによる残油移替に係る関係機関への要請 ケ 関係機関に対する船艇、航空機の動員要請 コ 消火資器材の確保 サ その他の応急処理 (2)その他 ア 海上及び河川における火気使用禁止に係る広報 イ 沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対する火気管理の指導、広報 ウ 沿岸住民への被害拡大防止措置の指導 エ 沿岸住民に対する避難指示、退去命令の伝達及び避難誘導 オ 危険物貯蔵所の自衛措置の強化指導 カ その他必要な措置

(2) 流木の応急対策

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、都市建設部）	(1)関係機関からの通報により必要と認められる場合は、状況に応じて、監視警戒にあたる。
都（港湾局）	(1)流出材木が発生した場合、直ちに関係機関に連絡するとともに、利用者に対し、最寄りの貯木場に収容管理するよう指示する。
東京消防庁	(1)関係機関からの通報により必要と認められる場合は、職員を派遣するなど、監視警戒にあたる。

第2章
河川施設、公共施設の危険防止活動

第2節
危険物等の応急措置による危険防止

第4
危険動物の逸走時対策

1
対策内容と役割分担

住民が飼養している特定動物等（特定動物、及びその他、人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、衛生部）	(1)事故時には必要に応じ、次の措置を実施 ア 住民に対する避難指示等 イ 住民の避難誘導 ウ 避難所の開設、避難住民の保護 エ 情報提供、関係機関との連絡 (2)情報の受理及び伝達、並びに被害者の救助及び搬送 (3)収容場所の確保
都（総務局）	(1)情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都（保健医療局）	(1)情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整
都（産業労働局）	(1)産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
都（建設局）	(1)都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
警視庁	(1)情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警察官職務執行法)
東京消防庁	(1)情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第3部 災害予防計画 第3章 安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保	第4部 災害応急対策計画 第3章 安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保	第5部 災害復旧計画 第2章 交通ネットワーク及び ライフライン等の機能 回復
第1節 交通関係施設の安全確保 (P. 173)	第1節 交通ネットワークの機能 確保(P. 343)	第1節 緊急輸送路等の機能確 保と被害拡大防止 (P. 552)
第2節 ライフラインの確保 (P. 186)	第2節 発災時のライフライン機 能の確保(P. 358)	第2節 ライフラインの早期復 旧(P. 553)
第3節 エネルギーの確保 (P. 193)	第3節 発災時のエネルギーの供 給機能の確保(P. 365)	

第1節 交通ネットワークの機能確保

第1 道路・橋梁

1 対策内容と役割分担

第一次・第二次交通規制の実施、緊急通行車両等の確認、道路・橋梁の情報収集、緊急道路障害物除去等を行う。

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、各局、防災機関、関係団体、事業者で連携し、相互に情報の共有化等を図るなど、各対策における円滑な調整に必要な体制を構築する。

(1) 道路交通規制等

機 関 名	対 策 内 容
警視庁	(1) 発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施する。 (2) その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施する。 (3) 緊急通行車両等の確認
都(交通局、水道局、 下水道局) 東京消防庁	(1) 緊急通行車両(所管関係車両)等の確認

(2) 緊急道路障害物除去

機 関 名	対 策 内 容
区(都市建設部) 都(建設局) 警視庁 関東地方整備局 首都高速道路株式会社	(1) 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集する。 (2) 必要に応じてドローンを活用し、撮影やリアルタイムの映像により状況を把握する。 (3) 道路上の障害物の除去等を実施
関係建設業協会	(1) 震度6弱以上の地震が発生した場合は、自主的に出動態勢をとる。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

機 関 名	対 策 内 容
NTT東日本 東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガスグループ 都（水道局、下水道局）	(1)所管施設が道路通行の支障となっている場合、その状況と措置対策について道路管理者等に対して報告する。

(3) その他応急措置

機 関 名	対 策 内 容
都（建設局）	(1)発災時における通行止め等の措置等通行者の安全対策を実施 (2)被災道路、橋梁についての応急措置及び応急復旧対策を実施
関東地方整備局	(1)パトロール等を兼ねた広報を実施 (2)緊急輸送道路の確保
警視庁	(1)発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置等、通行者の安全対策を実施 (2)パトロール等を兼ねた広報を実施
首都高速道路株式会社	(1)都公安委員会が実施する交通規制への協力、規制状況等の広報 (2)被災の状況の把握、消防等関係機関への情報伝達、出動・協力要請 (3)道路構造物、管理施設等被害状況の点検、復旧の実施

2 詳細な取組内容

(1) 道路交通規制等

《警視庁》

ア 被災状況や隣接県も含めた警察の体制等に応じて、柔軟に対応する。

(ア) 第一次交通規制(災害発生直後)

- a 環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。
- b 環状七号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。
- c 緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

【緊急自動車専用路指定予定路線】

国道 4 号(日光街道他)	国道 17 号他(白山通り他)
国道 20 号(甲州街道他)	国道 246 号(青山通り他)
都道 8 号他 (目白通り)	都道 405 号 (外堀通り他)
都道 8 号 (新目白通り)	
首都高速道路・自動車専用道路・高速自動車国道	

※ 自転車、路線バスについては、環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外する。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

(イ) 第二次交通規制

- a 前記緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

【緊急交通路指定予定路線】

国道1号 (永代通り)	国道6号 (水戸街道他)	国道14号 (京葉道路)	国道15号 (第一京浜他)
国道1号 (第二京浜他)			
国道17号 (新大宮バイパス)	国道122号 (北本通り他)	国道254号 (川越街道他)	国道357号 (湾岸道路)
都道2号 (中原街道)	都道4号他 (青梅街道他)	都道7号他 (井の頭通り他)	都道312号 (目黒通り)
		都道7号 (睦橋通り)	
都道315号他 (蔵前橋通り他)	国道16号 (東京環状他)	国道20号 (日野バイパス 他)	国道139号 (旧青梅街道)
	国道16号 (東京環状)		
	国道16号 (大和バイパス他)		
国道246号 (大和厚木バイパス)	都道9号 (稲城大橋通り他)	都道14号 (東八道路)	都道15号他 (小金井街道)
都道17号他 (府中街道他)	都道18号他 (鎌倉街道他)	都道20号他 (川崎街道)	都道29号他 (新奥多摩街道他)
都道43号他 (芋窪街道他)	都道47号 (町田街道)	都道51号 (町田厚木線)	都道59号 (八王子武蔵村山線)
都道121号 (三鷹通り)	都道153号 (中央南北線他)	都道158号 (多摩ニュータウン通り)	都道169号 (新滝山街道他)
都道173号 (北野街道)	都道248号他 (新小金井街道)	都道256号 (甲州街道)	

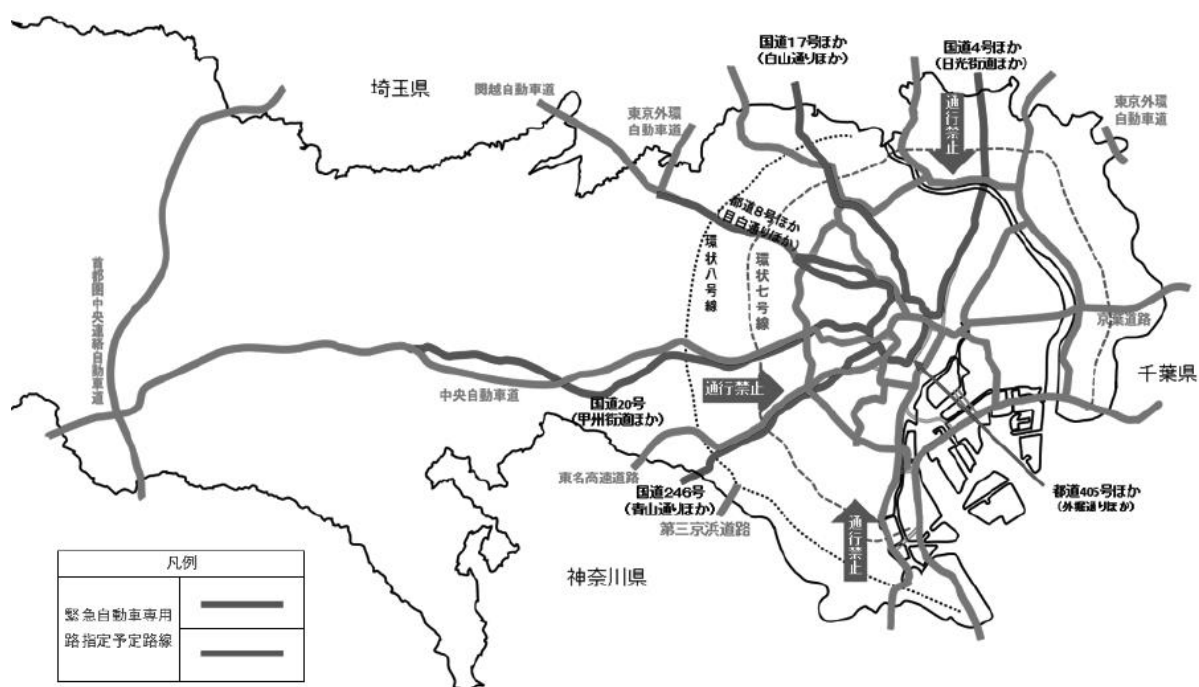
(資料編震災編 第14「大震災発生時の緊急交通路」P.58)

- ※ 自転車、路線バスについては、環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外する。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

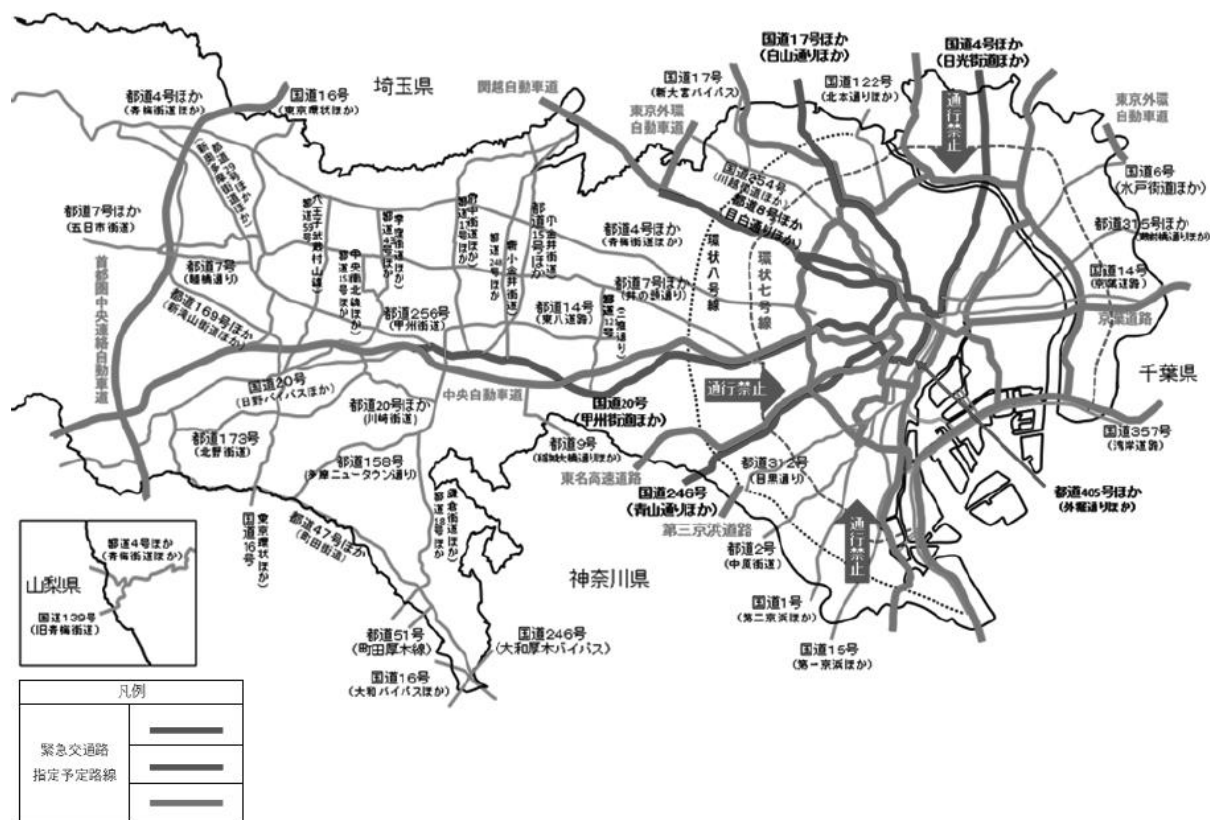
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

【大震災時における交通規制図（第一次交通規制）】



【大震災時における交通規制図（第二次交通規制）】



第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

(ウ) 緊急通行車両等の確認

- a 第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令(昭和37年7月9日政令第288号)第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。
- b 緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

(エ) 緊急通行車両等の種類

- a 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- b 道路交通法(昭和35年6月25日法律第105号)第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- c 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- d 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- e 患者等搬送車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- f 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- g 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- h 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
- i 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
- j 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- k 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- l 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- m 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

(オ) 広域応援の車両

- a 事前届出済証を所持しているライフライン復旧等の広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。

(カ) 交通規制除外車両

- a 震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、都公安委員会の決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

(キ) 緊急交通路等の実態把握

- a 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長(各警察署長)等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、交通テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

(ク) 交通規制の実行性を確保する手段・手法

- a 主要交差点への規制要員の配置

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

(a) 緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。

b 広域緊急援助隊(交通部隊)の配置運用

(a) 道府県公安委員会から広域緊急援助隊(交通部隊)の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等広域緊急援助隊(交通部隊)の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

c 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

(a) 規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平素から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。

d 装備資器(機)材等の効果的な活用

(a) 交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。

e 交通管制システム等の効果的な運用

(a) 交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

(2) 緊急道路障害物除去

都(建設局)が主担当、区(都市建設部)が区主担当、東京国道事務所が国道担当、首都高速道路株式会社が首都高速道路担当、その他機関は支援機関として対応する。

機 関 名	対 策 内 容
都(建設局)	(1)緊急道路障害物除去の作業計画 (2)道路状況調査及び情報収集 (3)全体調査 (4)緊急道路障害物除去路線の除去作業の実施
区(都市建設部)	(1)道路障害物除去の活動計画 (2)道路状況調査及び情報収集・調整 (3)必要に応じてドローンを活用し、撮影やリアルタイムの映像により状況を把握する。 (4)緊急障害物除去道路以外の区道の道路障害物除去
東京国道事務所	(1)国道4号線の道路障害物除去
首都高速道路株式会社	(1)首都高速道路の道路障害物除去
災害時における応急対策業務に関する協定締結団体	(1)道路障害物除去作業
日本道路建設業協会加盟の事業者	(1)道路障害物除去作業

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

機 関 名	対 策 内 容
東京建設業協会加盟の事業者	(1)道路障害物除去作業
第六建設事務所と協力承諾書を取り交わした業者	(1)道路障害物除去作業
足立建設業協会	(1)道路障害物除去作業
東京電力パワーグリッド株式会社	(1)道路障害物除去作業
N T T 東日本	(1)道路障害物除去作業（柱、ケーブル等の移設で協力する）
自衛隊	(1)道路障害物除去作業（柱、ケーブル等の移設で協力する）

《区（都市建設部）》

ア 応急対策のための物資、人員の輸送が円滑に行われるよう、道路の障害物の除去（道路啓開）と災害時交通規制を、発災後、緊急に実施する。

イ 原則として、緊急道路障害物除去路線（広域的幹線道路及び避難場所への救援活動道路を対象として選んだ道路）を優先させる。

ただし、災害対策本部、警視庁、東京消防庁から緊急に要請があった場合は、これら指定以外の道路でも優先的に障害物除去を行う。

ウ 緊急道路障害物除去路線以外に道路障害物除去が必要になった場合、又は区指定の緊急道路障害物除去路線については、区は独自に道路障害物除去を実施する。

（資料編震災編 第13「足立区緊急道路障害物除去路線図」P.47）

《都（建設局）》

ア 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約して行う。

イ 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。

ウ 障害物除去用資機材の整備

（ア）協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど平素から資器材の確保に努める。

《関東地方整備局》

ア 震災後速やかに緊急点検及び緊急道路障害物の除去を実施する。

イ 直轄国道以外の緊急輸送道路も含め、関係機関と連携し、緊急道路障害物の除去を実施する。

ウ 障害物除去用資機材の整備

（ア）発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

《首都高速道路株式会社》

ア 震災後、直ちに状況把握のため緊急点検を実施し、道路の損壊状況、道路利用者の被害状況、沿道の状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。

イ 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力のうえ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

ウ 緊急道路障害物除去等作業態勢

(ア) 緊急道路障害物除去等作業にあたっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行うとともに、関係機関及び関係業界が迅速な連携・協力体制を確立して対応する。

(イ) 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取り扱いを含めて関係機関が協議して処理する。

(ウ) 作業マニュアルを作成する等態勢の充実を図る。

エ 障害物除去用資機材の整備

(ア) 平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等の把握を行う。

《NTT東日本》《東京電力パワーグリッド株式会社》《東京ガスグループ》《都（水道局、下水道局）》

ア 所管施設が道路通行の支障となっている場合、その状況と措置対策について、道路管理者等に対して報告する。

(3) その他応急措置

《都（建設局）》

ア 都道や緊急障害物除去路線に指定された区道については、東京都建設防災ボランティア等と連携して緊急点検を行う。

イ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定等、通行者の安全対策を行う。

《関東地方整備局》

ア 緊急道路パトロール及びヘリコプターや関係機関等からの道路情報の収集に努める。

イ 道路被災情報を把握し、応急復旧並びに必要な応じて迂回道路の選定等を行い、緊急輸送路の確保に努める。

《首都高速道路株式会社》

ア 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。

イ 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。

ウ 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

急復旧に努める。

エ 工事が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。

《警視庁》

ア 東日本大震災を踏まえて見直した交通規制の内容等を区民に対して、以下のとおり周知する。

(ア) 報道機関への広報要請：新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。

(イ) 運転者等に対する広報

イ 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

第2 鉄道施設

1 対策内容と役割分担

初動措置として運転規制や旅客の避難誘導を行うほか、浸水事故発生対応や駅等での各種情報提供等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都（交通局） 各鉄道事業者	(1) 災害対策本部等の設置 (2) 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡の実施 (3) 徐行等の運転規制の実施 (4) 乗客の避難誘導の実施 (5) 負傷者救護の優先的実施 (6) 浸水事故発生時の浸水防止及び排水作業の実施

2 業務手順

- (1) 乗客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。
- (2) 列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。
- (3) 駅での混乱防止や、列車内の旅客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。
- (4) 駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行うとともに、利用者に対してHPやSNS等による情報提供を行う。
- (5) 事故が発生した場合、災害対策本部と協力し、負傷者の救護を優先して実施する。

3 詳細な取組内容

(1) 交通施設

《都（交通局）》《各鉄道事業者》

ア 災害時の活動態勢

(ア) 震災が発生した場合、各鉄道事業者は全機能をあげて、旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

(イ) 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用する。

イ 発災時の初動措置

(ア) 各鉄道事業者は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

ウ 乗客の避難誘導

(ア) 震災時に予想される駅における乗客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道事業者は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。

(イ) 駅にいる乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。

(ウ) 列車内の乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄り駅まで、駅長(運転司令等)と連絡のうえ、誘導する。

(エ) 外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施する。

(オ) 自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。

エ 事故発生時の救護活動

(ア) 各鉄道事業者は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者や障がい者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先して実施する。

(イ) 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講じるとともに、引き続き乗客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

《都(交通局)》

ア 震度に応じた運転規制は以下のとおりである。

(ア) 震度4の場合は、指令区長は、直ちに全列車に対し20km/h以下の速度で徐行運転をするよう指令し、駅務区長及び保守関係事業所長に点検を指示して、その報告に基づき安全を確認した後、徐行運転規制を解除する。

(イ) 震度5弱以上の場合は、指令区長は、直ちに全線に対して運転中止を指令する。その後の運転開始にあたっては、駅務区長及び保守関係事業所長からの報告に基づき安全を確認した後、逐次運転規制を解除する。

イ 気象庁が緊急地震速報を発表すると、早期地震警報システムが直ちに動作し、全列車を自動的に非常停止させる。指令区長は運転開始にあたり、駅務区長及び関係区長からの震度に応じた点検報告に基づき安全を確認した後、逐次運転規制を解除する。

《東日本旅客鉄道株式会社》

ア 震度5以上の地震発生の場合は列車の運転を中止し、震度4以下の場合は徐行運

転する。

イ 駅長は、強い地震を感知して列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車の停止手配と出発を見合わせ、輸送指令に報告する。

ウ 駅長は、関係箇所の長から前途の運転に対する諸設備に支障がないことの報告を受けた場合は、輸送指令に報告するとともに、その指令に従って列車の運転を再開する。

エ 災害により前途運転不能となった場合の旅客輸送対策は、概ね次により実施する。

(ア) 迂回運転又は折り返し運転

(イ) 臨時列車の特発

(ウ) バス代行又は徒歩連絡

《東武鉄道株式会社》

ア 運転指令は、強い地震を感知したときは、列車の一旦停止を指令する。

(注1) 強い地震とは、震度4以上である。

(注2) 列車進行中に感知できる地震は、震度4以上である。

イ 駅長は、強い地震を感知し運転上危険を認めたときで、運転指令から指令がないか、又は指令が受けられないときは、列車の運転を見合わせ、至急その状況を運転指令に報告する。

ウ 駅長は、隣接駅長と打合わせ、異常が認められないときは、運転指令の指令を受けて乗務員に注意運転を通告する。

エ 駅長は、最初に到着した列車から状況を確認、運転指令に報告する。

オ 乗務員は、速やかに安全な位置に停止し、異常の有無を確認する。

カ 乗務員は、付近に異常を認めないときは、毎時25km以下で注意運転し、異常の有無を次駅駅長に通告する。

キ 乗務員は、駅長から注意運転の通告を受けたときは、前項の取扱いによる。

ク 工務施設管理所、電気施設管理所は、要注意箇所の点検をする。

ケ 工務施設管理所、電気施設管理所は、震度5以上と認めたとき、又は指令を受けたときは、至急巡回点検し、異常の有無を運転指令に報告する。

コ 工務施設管理所、電気施設管理所は、送電に支障を認めた電気施設管理所長は、至急送電を中止し、運転指令に報告する。

サ 地震災害により、列車運行を阻害するような事故（以下「事故」という。）が発生した場合の対応は、以下による。

(ア) 事故が発生し、運転指令からの指示を受けた駅長は、現場責任者として腕章を着用し、直ちに現場に走行する。

(イ) 事故が発生したときは、関係者に直ちにその状況を運転指令に報告し、状況が判明するに従って追報しなければならない。

(ウ) 現場責任者は、警察・消防隊の指揮者等との綿密な打合せを行い、安全を確保するとともに、現場の陣頭指揮にあたるものとする。

(エ) 現場責任者は、警察・消防隊等各機関の行う活動に協力し、安全を最優先に、列車運行の早期復旧に努めるものとする。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

(オ) 事故が発生し、乗車されている旅客を安全な場所に避難させる場合は、車内放送、構内放送、又は警察・消防隊と連携し、拡声器等を使用し、旅客の混乱、動揺を抑えるとともに、速やかに旅客を安全な場所に避難誘導する。

(カ) 運転指令は、救援の必要を認めるか、又は現場責任者から救援の要請を受けたときは、直ちに関係課長及び関係管区・駅・区・所長に連絡し、連絡を受けた関係課長は、救援計画をたて、救援出動の指示をしなければならない。

(キ) 迂回、振替、代行輸送等の必要を認めた営業指令は、関係課長の指示を受け、その手配をしなければならない。

(ク) 現場責任者は、運転再開の際は、併発事故がないよう現場の状況を確認し、運転指令と綿密な打合せを行う。

シ 管区・駅長は、地震が静まったとき、放送設備（連絡員を含む）等により、旅客の動揺制止に努めるとともに、構内又は社内に負傷者が発生した場合は、救出、救護等、臨機の処置をとる。

ス 管区・駅長は、旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動により、適切な旅客誘導を図る。

セ 管区・駅長は、一時避難として駅前広場等に誘導後、地域自治体と打合わせ、近くの避難場所、公園、学校等に誘導する。

ソ 乗務員は、車内放送等により、旅客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、運転指令又は最寄り駅に状況を報告し、その指示を受ける。

タ なお、車内に負傷者が発生した場合は、駅の協力を得る等して、救出、救護等、臨機の処置をとる。

チ 乗務員は、旅客の安全確保を第一とし、最寄り駅に誘導する等、状況に応じ臨機の処置をとる。

ツ 施設の点検は以下のとおりである。

(ア) 工務施設管理所、電気施設管理所は、要注意箇所の点検を行う。

(イ) 管区・駅長は、自駅構内の巡回、点検を行う。

(ウ) 異常を認めた場合は、直ちに列車防護、復旧手配等を行う。

テ 電気指令は、東電電源（常用側）が停止したときは、予備線からの受電に努めるほか、次による。

(ア) 過負荷による動作の場合、自動遮断後 30 秒後に再開路する。再開路失敗若しくは 5 分以内に再遮断した場合は、状況把握を行い、原因の究明及び復旧に努める。

(イ) 送電常用側変電所の遮断器が動作した時は、対向変電所から自動切換送電を行うが、障害が継続し切替送電不能のときは、状況把握を行い、原因の究明及び復旧に努める。

《京成電鉄株式会社》

ア 非常災害に際しては、人命尊重・安全確保を第一とし、その被害を最小限にとどめ、輸送を確保することが最も大切である。

イ したがって、各職場においては、平素から災害発生時の誘導並びに運転取り扱い方の訓練の実施はもちろん、災害発生の場合の応急対策を事前に確立し、関係者に

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

周知徹底させる。

ウ 運輸指令室付近に設置してある地震計により震度4以上を観測した場合は、次により取扱う。

(ア) 震度4のときは、運輸指令は、一斉指令（空間波無線方式）により、列車の「運転停止方」を指令するとともに、指定点検箇所（点検方）を指令する。地震がおさまったと認めたときは、毎時25km以下の注意運転を指令する。ただし、指定区間については、指定点検箇所の点検により支障のないことを確認した区間から逐次運転再開を指令する。

(イ) 震度5以上のときは、運輸指令は、一斉指令により「震度5以上である」旨と列車の「運転停止方」を指令するとともに、施設部長にその旨を通報し、全線の線路及び電線路の点検方を指令する。停止した列車の運転再開は、異常のない区間から逐次開始する。

エ 駅長は、あらかじめ定められた一時避難場所、避難経路に基づき、誘導員を指定し、避難させる。

オ 通信連絡態勢は以下のとおりである。

(ア) 本社←→各駅は常備の鉄道電話を使用し、駅構内各部署の情報連絡は「IP無線等」を活用する。

(イ) 運輸指令室と各駅は、指令用電話により連絡を行う。

(ウ) 運輸指令室と各列車は、空間波無線方式により連絡を行う。

(エ) 各地点には必要に応じ連絡用電話を架設し、また携帯電話機等も使用する。

(オ) 各状況により無線機等を設置した作業用緊急自動車を災害現場に急派し、本社と無線による通信連絡を行う。

《東日本旅客鉄道株式会社》《東武鉄道株式会社》

震災時における北千住1丁目踏切及び伊勢崎線22号踏切にかかる対応については、以下のとおりとする。

ア 踏切の早期開放について

(ア) 当該踏切の遮断時は、列車が踏切の制御区間内で停止しているため、まずは安全を確認したうえで、列車を踏切の制御区間外まで移動させ、早期に踏切を開放することを目指す。

(イ) 列車の移動が困難な場合は、早期に踏切の開放作業が可能な鉄道係員を派遣することを目指す。なお、状況により、同係員を派遣するまでには、相当の時間を要する場合も想定されることから、可能な限り、まずは迂回案内等を行う鉄道係員を派遣することなどにより、現場での混乱が生じないよう努める。

イ 鉄道事業者間の連携

(ア) 踏切の開放にあたっては、安全を確保したうえでの早期開放に向け、情報共有を密にする等、可能な限り両事業者間で連携しながら作業を行う。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 交通ネットワークの機能確保

《東京地下鉄株式会社》

ア 災害時における活動組織の編成は、事故・災害対策等対策規程の定めるところによる。

イ 総合指令所長は、震度及び災害状況の把握に努め、震度に応じて列車の停止又は徐行、その他の運転規制を行う。

ウ 乗務員は、強い震度を感知し、危険と認めたときは、直ちに列車を停止させて旅客の安全を図り、列車の進退について総合指令所長の指示を受ける。

エ 駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な判断と的確迅速な行動により、旅客を安全に退避させる。

オ 火災が発生した場合は、旅客の避難誘導を行うとともに、延焼防止について初期消火を行う。

カ 責任者は、正確な情報と判断のもとに係員を指揮して、次により旅客の避難誘導を行う。この場合、高齢者、小児等、単独で避難行動をすることが困難な旅客に対しては他の旅客の協力を得るとともに、負傷のため単独避難が不可能な旅客に対しては構内の安全な個所に一時避難をさせる。

(ア) あらかじめ指定された避難場所への案内について放送等で徹底し、その方向の出口へ誘導する。

(イ) 地上からの煙の侵入、浸水等に配慮し、地上へ退避するのに有利な場所を選定し、誘導案内する。

《首都圏新都市鉄道株式会社》

ア 旅客の安全と地震による二次災害を防止し、運転の安全確保と早期復旧を図る。

イ 事故・災害等対策規程に基づき非常体制が発令された場合、非常時の対応要員を確保するための招集を行い、災害対策本部及び現地本部を設置し、速やかに旅客の安全確保、被災状況の把握及び復旧手配を行う。

ウ 地震における運転規制は、次のとおりとする。

(ア) 当社沿線の地震計によるP波検知及び気象庁の緊急地震速報により、当社沿線上に震度4以上の地震の発生が予測される場合には、速やかに列車の停止手配を行う。

(イ) 地震発生時においては、当社沿線の地震計が計測した計測震度に基づく震度階級が震度5弱のときは、35km/h以下の徐行運転を行う。また、震度5強以上の場合は、運転を停止する。

エ 地震時の駅の取扱は以下のとおりである。

(ア) 強い地震を感知し、列車の運転に支障が生じると判断したときは、直ちに列車の発車を見合わせる処置を行う。

(イ) 駅の施設に異常が生じ、旅客を避難させる必要があるときは、安全と認められる場所へ誘導する。

(ウ) 停電、線路支障等で駅間に停止している列車の旅客の救援を行う。

(エ) 電熱器等、火災の要因となる物の電源等を遮断する。

(2) 交通信号機

ア 架線が断線、又は垂れ下がるおそれがある場合は、電源を切り、危険防止に努める。

【浸水事故（高潮、洪水、津波等）発生時の対応】

機 関 名	対 策 内 容
都（交通局）	(1) 乗客を安全な場所に避難させる等の措置を実施
東日本旅客鉄道株式会社	(1) 防水扉、止水板、土のう等を配備し、地下駅、トンネル内の浸水防止に備えるとともに、浸水により列車の運行に支障があると予想されるときは指令室に連絡し、必要な措置をとる。 (2) トンネル立坑に設置してある排水設備により排水に努める。
東武鉄道株式会社	(1) 押上駅(東武鉄道株式会社所有部分)においては、東京地下鉄の協力のもと、防潮扉及び防水板により浸水を防止
京成電鉄株式会社	(1) 押上駅のずい道入口(押上1号踏切際)及び押上駅の出入口(A1. A2. A3 出入口にある止水板)により浸水を防止する。
首都圏新都市鉄道株式会社	(1) 換気口、駅出入り口からの浸水防止、排水施設等については、防水板等による安全対策を行っている。 (2) 万一浸水した場合は直ちに乗客を安全な箇所へ誘導し安全を図る。

第3 河川施設等

荒川及び災害時に輸送路として使用する河川の船着場の応急復旧・補修や障害物等の除去を実施し、早急に輸送路としての機能を回復する。

第4部 第2章第1節 第1 「河川施設等の応急対策」(P.317)を参照

第3章
安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節
発災時のライフライン機能の確保

第2節
発災時のライフライン機能の確保

第1
水道

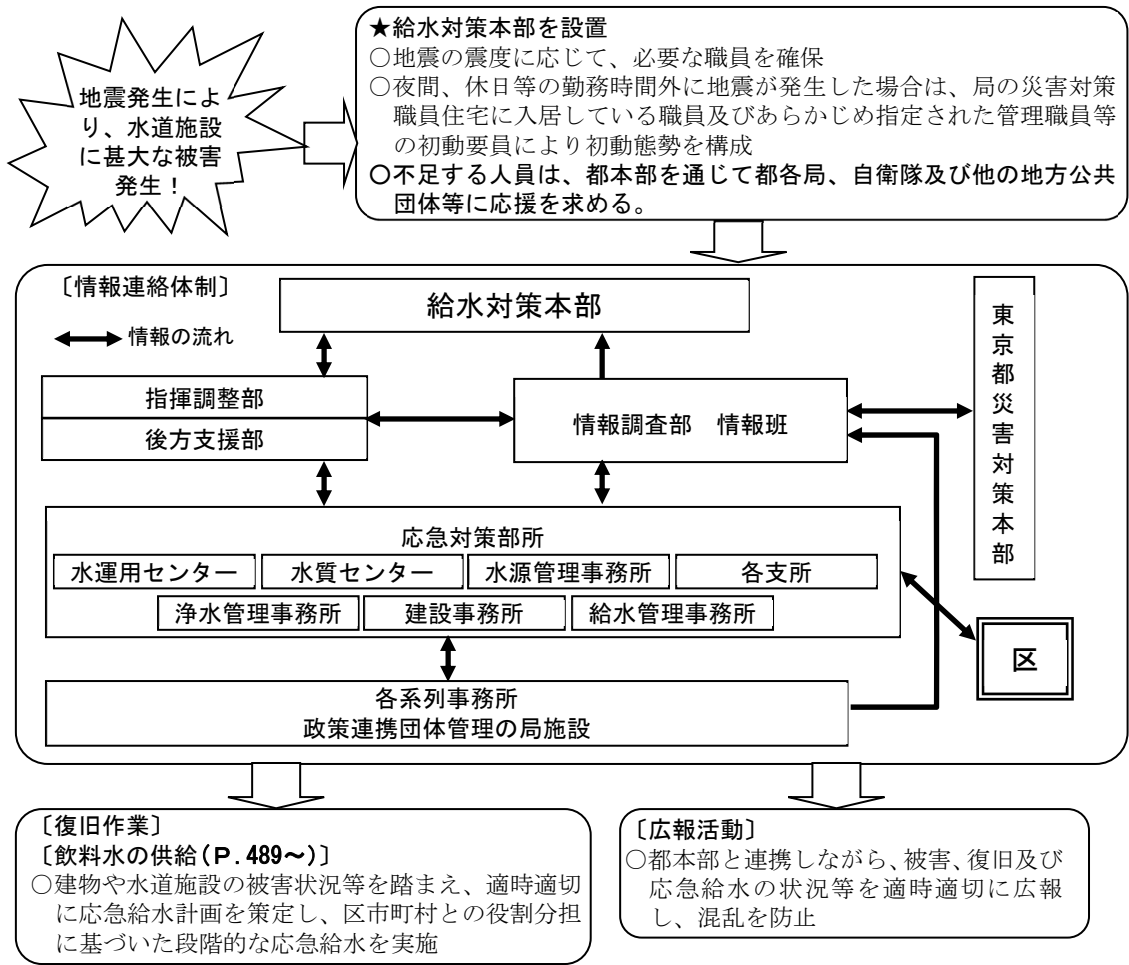
1
対策内容と役割分担

情報収集及び連絡、点検、調査、情報連絡等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都（水道局）	(1)異常箇所等についての情報収集及び連絡の徹底 (2)施設の点検・被害調査の実施 (3)被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施
区（関係部）	(1)区（関係部）は、区で設営する災害時給水ステーション（応急給水槽等）の稼働状況について調査を実施 (2)区民から通報された漏水・断水・濁水情報を集約
区（情報収集指令室）	(1)区設営の災害時給水ステーション（応急給水槽等）の稼働状況や、区民から通報された漏水・断水・濁水情報を都（東部第二支所）へ情報提供する。 (2)都（給水対策本部）から、足立区を含む区部地域の被害状況、応急給水の開設状況等の情報を収集する。

2
業務手順

【関係機関への連絡の流れ】



3 詳細な取組内容

《都（水道局）》

- (1) 地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路に設置されたテレメータやスマートメータ等の記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
- (3) 管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水・道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあつては被害の程度等の把握に努める。
- (4) お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。
- (5) 取水塔、取水せき等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
- (6) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- (7) 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。
- (8) 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。
- (9) 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。
- (10) 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。
- (11) 水道水源林が被災した場合は、ドローン等を用いて被災箇所の調査を実施する。

《区（関係部）》

- (1) 区で管理する給水拠点（応急給水槽等）の稼働状況について調査を実施する。
- (2) 区民から通報された漏水・断水・濁水情報を集約する。

《区（情報収集指令室）》

- (1) 区で管理する給水拠点（応急給水槽等）の稼働状況や、区民から通報された漏水・断水・濁水情報を都（東部第二支所）へ情報提供する。
- (2) 都（給水対策本部）から、足立区を含む区部地域の水道管、断水・濁水発生状況等の被害状況、及び応急給水の開設状況等の情報を収集する。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
第2節 発災時のライフライン機能の確保

第2 下水道

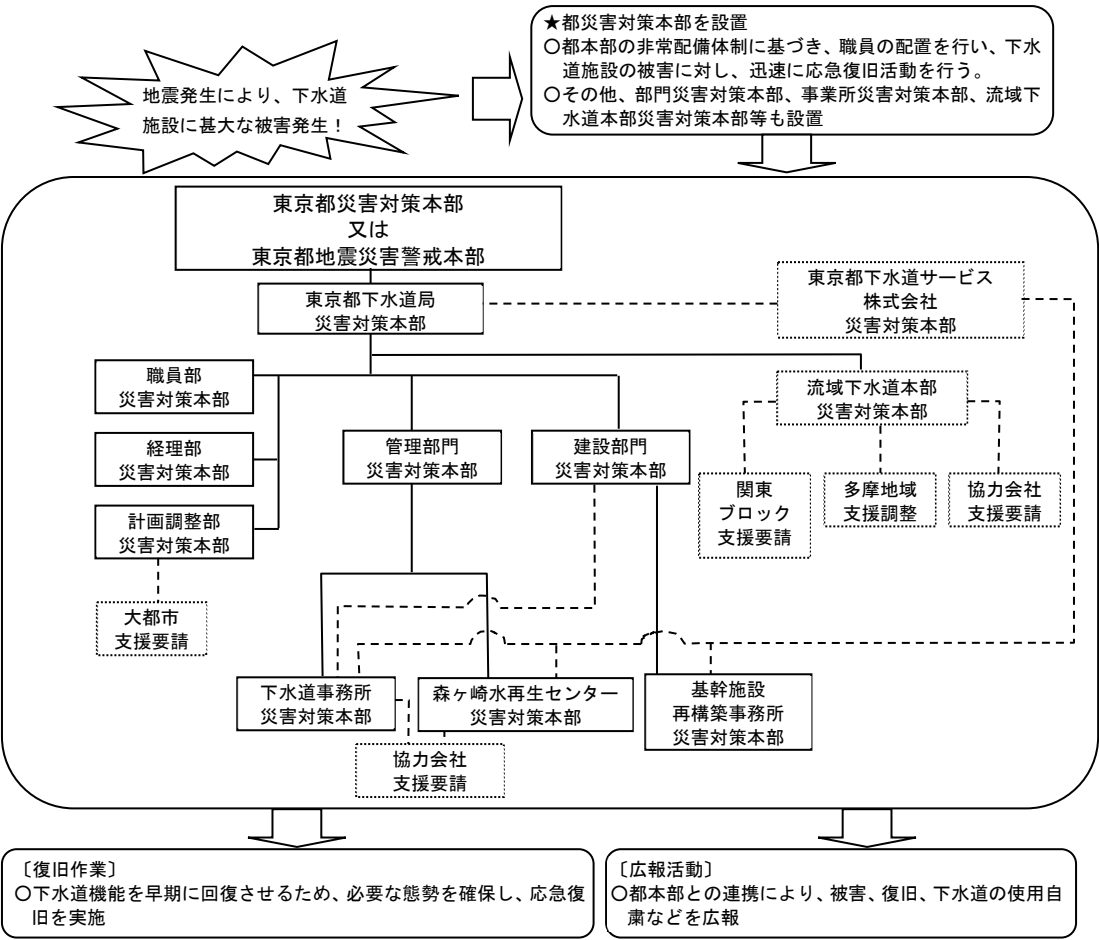
1 対策内容と役割分担

調査、点検を行うほか、状況に応じて燃料油の優先供給等を受ける。

機 関 名	対 策 内 容
都（下水道局）	(1)施設の調査、保安点検等の実施と、被害情報の収集及び連絡の徹底 (2)復旧までの間、二次災害発生のおそれや、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置、工事現場の応急対策の実施 (3)水再生センター・ポンプ所におけるポンプ及び諸機械の運転を継続

2 業務手順

【関係機関への連絡の流れ】



3 詳細な取組内容

《都（下水道局）》

- (1) 下水道管の緊急調査、水再生センター・ポンプ所等の被害状況調査、工事現場の点検等を行う。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。
- (4) 被害状況に応じ、他の大都市等へ支援を要請し、その受入れに対応する。
- (5) 区市町村の要請に応じて、相互支援の調整を行う。また、被害状況に応じ、都下水道局による支援を行うほか、関東ブロック各県等への支援要請を行う。
- (6) 下水道施設に甚大な被害があった場合、下水道使用制限・使用自粛の区民への協力要請を、区の広報媒体を利用するなどして周知する。

ア 下水道管等

- (ア) 緊急輸送道路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- (イ) 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、下水道管の被害状況等、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

イ 水再生センター・ポンプ所等

- (ア) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (イ) 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と沈殿、消毒、放流等の機能の回復を図る。
- (ウ) 停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。
- (エ) 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油会社との優先協定により、確保に努める。

ウ 下水道事務所

- (ア) 下水道管が広範囲にわたり被害を受けている場合や、水再生センター・ポンプ所等の被害により揚水機能が確保できない場合等、暫定機能を確保するまでに長期間を要する場合は、局全体で実施する広報と並行して、区の広報媒体を通じるなどして下水道使用制限の協力要請を実施する。
- (イ) 暫定機能は確保しているが被災により通常量の流下機能が確保できていない、または通常の下水处理ができていないため下水道への負荷軽減が必要な場合等は、区の広報媒体を通じるなどして使用自粛の協力要請を実施する。

エ 工事現場

- (ア) 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携のもと、速やかに被災状況を

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
第2節 発災時のライフライン機能の確保

把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。

(イ) 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

第3 電気・ガス・通信等
1 対策内容と役割分担

情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
東京電力パワーグリッド株式会社	(1)情報の収集・報告 (2)広報活動 (3)対策要員の確保 (4)復旧資材の確保 (5)電力の融通 (6)危険予防措置 (7)応急工事
東京ガスグループ ガス事業者	(1)被害情報の収集 (2)事業所設備等の点検 (3)製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 (4)ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 (5)被害推定に基づく応急措置 (6)遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 (7)資機材等の調達 (8)避難所等へのLPガス供給 (9)移動式ガス発生設備による臨時供給
各通信事業者	(1)被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 (2)自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有及び自治体要望・活動状況の情報収集 (3)重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 (4)災害対策用機材、車両等の確保 (5)通信回線の確保や通信の途絶防止等の応急対策
NTT東日本	(1)公共機関等災害対策機関の通信確保、電気通信設備の被災拡大防止、復旧作業の実施

2 業務手順

- (1) 区や都の災害対策本部や報道機関等から被害情報を収集するとともに、自社の被害状況を把握する。
- (2) 資材の在庫を常に把握し、応急対策に必要な資材で不足するものは調達・確保する。
- (3) 防災活動等において、安全確保のため必要な場合は、危険予防措置を実施する。
- (4) 応急措置を実施する。

3 詳細な取組内容

《東京電力パワーグリッド株式会社》

(1) 情報の収集・報告

気象、地震情報や一般被害情報および当社被害情報、東京電力グループ被害状況を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

(3) 対策要員の確保

非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。

(4) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

(5) 電力の融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、各電力会社と締結した「全国融通契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社契約」および広域機関の指示に基づき連系線を用いた緊急的な電力の受給を行う。

(6) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防などから要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(7) 応急工事

恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

《東京ガスグループ》《ガス事業者》

(1) 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる）。

(2) 被害状況に応じてあらかじめ定めた業務継続計画（BCP）を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。

(3) 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。

(4) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(5) ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 発災時のライフライン機能の確保

- (6) 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (7) その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。
- (8) 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、平素から分散して備蓄する。
- (9) 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、区と一般社団法人東京都L Pガス協会足立支部が協力し、避難所等にL Pガスを救援物資として供給するよう努める。

《各通信事業者》

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。
 - ア 気象状況、災害予報等
 - イ 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
 - ウ 自治体リエゾン派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体活動状況の情報収集
 - エ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
 - オ 被災設備、回線等の復旧状況
 - カ 復旧要員の稼働状況
 - キ その他必要な情報
- (2) 臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

《NTT東日本》

- (1) 地震等による広域災害の発生に対しては、防災機関等の重要通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぐNTTグループ業務にのっとり、復旧作業を迅速かつ的確に実施する。
- (2) 地震災害被災直後の緊急措置として、次の措置を行うとともに、災害対策本部を設置する。
 - ア 社員及び来客者の安否確認
 - イ 負傷者の救出救護及び社員、外来者の安全確保（避難誘導）
 - ウ 火災による類焼防止及び津波等による浸水防止の各対策
 - エ 交換設備の被害拡大防止及び非常用通信確保のため、一般通信回線の発着信規制
 - オ 倒壊電柱等、危険な被害設備の安全対策
 - カ 上部機関への状況報告と情報収集
 - キ 区災害対策本部及び災害対策機関との状況連絡と情報収集

第3節 発災時のエネルギーの供給機能の確保

第1 エネルギーの確保

1 対策内容と役割分担

施設の機能を維持するため、自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。

機 関 名	対 策 内 容
東京ガスグループ ガス事業者 (一社) 東京都LP ガス協会足立支部	(1) 移動式ガス発生設備等による臨時供給 (2) 避難所等へのLPガス供給

2 詳細な取組内容

《東京ガスグループ》

- (1) 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、避難所等への移動式ガス発生設備等によるガス供給を検討し、実施する。

《ガス事業者》《(一社) 東京都LP協会足立支部》

- (1) LPガス、灯油等燃料の必要が生じた場合、区と(一社) 東京都LPガス協会足立支部が協力し、避難所等に供給するよう努める。

第4章 津波等対策

第1節 津波警報・注意報等の即時伝達

第4章 津波等対策

第3部 災害予防計画 第4章 津波等対策	第4部 災害応急対策計画 第4章 津波等対策	第5部 災害復旧計画 第3章 津波等対策
第1節 河川施設等の整備 (P. 195)	第1節 津波警報・注意報等の即時伝達(P. 366)	第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等(P. 557)
第2節 水防活動(P. 196)	第2節 津波等に対する迅速・的確な避難誘導(P. 369)	
第3節 資器材の整備(P. 197)	第3節 河川施設等の応急対策(P. 371)	
第4節 大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の伝達体制の充実・強化(P. 197)		
第5節 津波予測等に対する避難誘導(P. 198)		
第6節 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実(P. 199)		

第1節 津波警報・注意報等の即時伝達

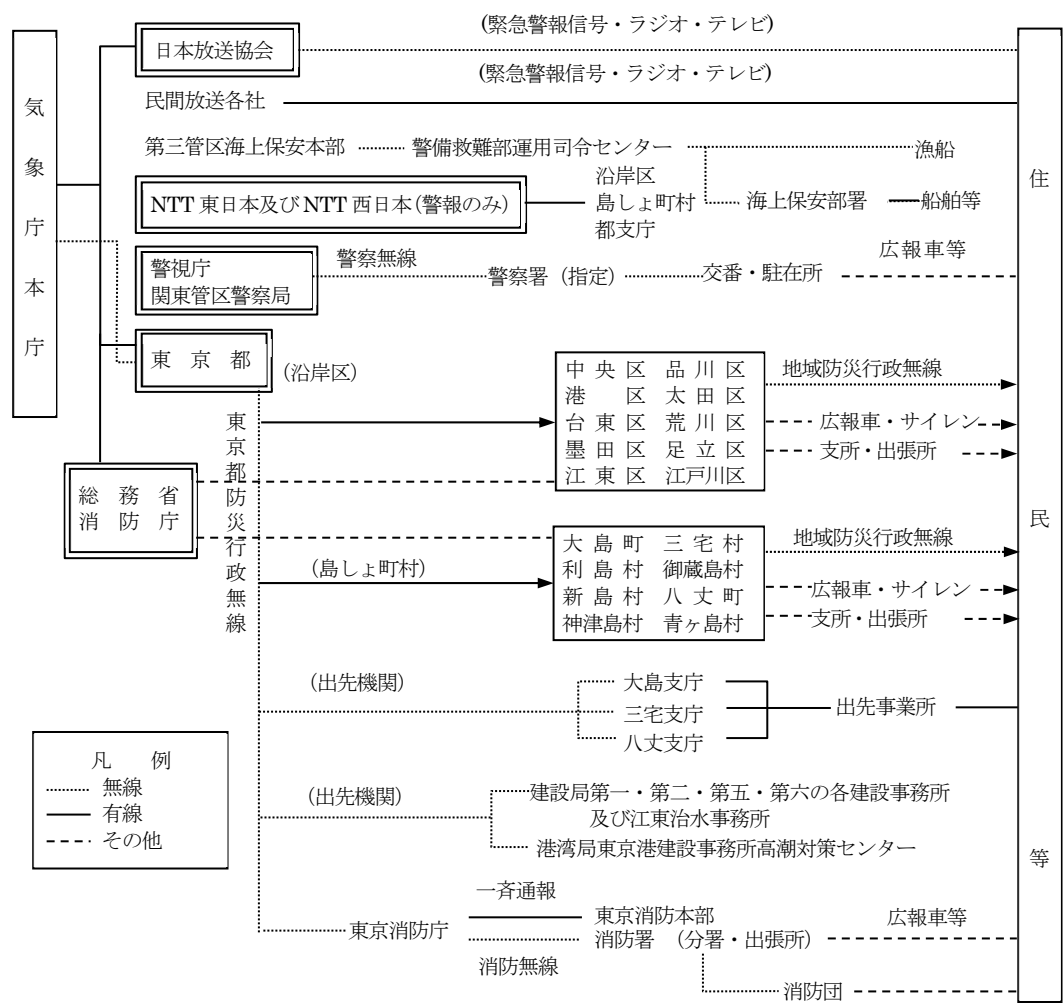
第1 対策内容と役割分担

区は、都及び気象庁、関係機関と連携し、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、区民等にいち早く伝達する体制を確立する。

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、危機管理部、都市建設部）	（1）港湾管理者等との連携による対策の実施 （2）地域防災行政無線、広報車、サイレン、足立区防災アプリ、Aメール、エリアメール等による区民等への周知
都（建設局）	（1）都水防計画に基づく各建設事務所、江東治水事務所及び管内各区市町村への連絡
警視庁	（1）津波の警戒強化警察署（以下「指定警察署」という）は、交番・駐在所への伝達とパトカー等による危険区域の区民等への広報
東京消防庁等	（1）都（総務局）からの情報に基づく消防署、消防団への一斉通報 （2）津波警報等の区民への周知

第2 業務手順

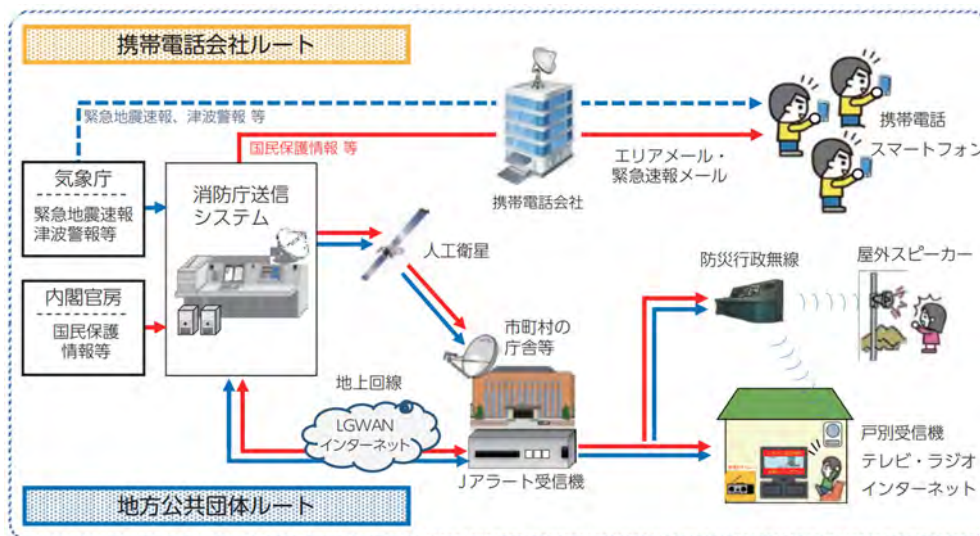
【大津波警報・津波警報・津波注意報等 伝達系統図】



- (注) 1 気象庁本庁から「NTT 東日本及びNTT 西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。
2 小笠原村については、気象庁本庁から父島気象観測所あて情報を通報して、小笠原村役場を通じて防災関係機関、一般市民に通知される。
3 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。
4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先
5 矢印付きの経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

第4章 津波等対策
第1節 津波警報・注意報等の即時伝達

【 J－ALERT システムの構成図 】



出典：令和3年版情報通信白書

第3 詳細な取組内容

区は、「全国瞬時警報システム（J－ALERT）」等、地上情報通信網以外にも多様な情報通信手段を用いて、迅速に津波情報や緊急地震速報等の情報把握に努める。

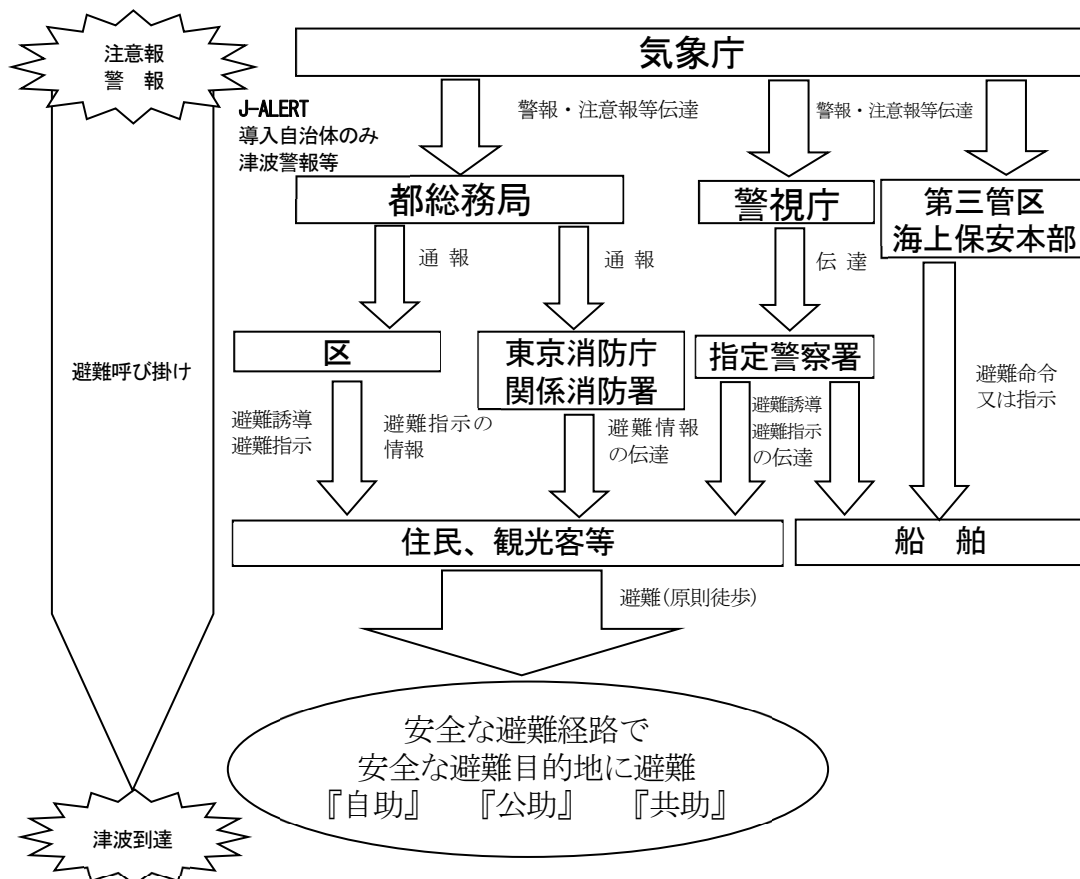
第2節 津波等に対する迅速・的確な避難誘導

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)津波警報・注意報等の情報収集 (2)広報、避難誘導等の迅速な実施
警視庁	(1)避難指示の伝達及び避難誘導の迅速・的確な実施
東京消防庁	(1)津波の危険が予想される区域を管轄する消防署の活動体制は、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。

第2 業務手順

【避難誘導態勢】



第4章 津波等対策

第2節 津波等に対する迅速・的確な避難誘導

第3 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 区は、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、警視庁や東京消防庁等と連携して区民等に伝達するほか、避難誘導等を行う。
- 2 近海で地震が発生した場合、津波警報・注意報等発表前であっても津波が襲来するおそれがある。したがって、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、次のとおり措置する。
 - (1) 高水敷（河川敷）・堤防利用者等は、直ちに堤内に退避し、区民等はテレビ、ラジオの放送を聴取する必要がある。このため、区長は、津波発生時の対応について区民等に周知徹底を図る。
 - (2) 津波警報・注意報等が届くまでの間、区民が高水敷（河川敷）に降りないように注意喚起するとともに、海面状況、河川の水位等を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自らの判断で区民等に高水敷（河川敷）から退避するよう指示する。
 - (3) 地震発生後、気象庁が津波警報・注意報等を発表したときは、直ちに区民等に対して、高水敷等からの避難指示を発令し、避難場所等への避難を促す。なお、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、避難場所等への立ち退き避難をすることが望ましいことから、緊急安全確保は基本的には発令しない。

《警視庁》

- 1 指定警察署長は、津波による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区が避難の指示をすることができないと認めるとき若しくは区長から要求があったときは、区民等に対し、指定された津波避難場所に避難するよう指示するとともに、必要により避難する区民等の誘導を行う。

この場合、直ちに区長に通知する。

《東京消防庁（消防署）》

- 1 避難誘導態勢
 - (1) 避難指示が発令された場合には、関係消防署長は、津波の規模、襲来の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区等関係機関に通報する。
 - (2) 避難が開始された場合は、消防団や関係機関と協力し避難誘導にあたりとともに、可能な範囲でヘリコプターの活用を図る。

第3節 河川施設等の応急対策

第4部 第2章第1節 第1「河川施設等の応急対策」(P.317)を参照

【想定以上の被害が発生した場合（複合災害を含む）】

津波の発生を伴う大正関東地震が、高潮と同時に発生した場合には、堤防からの越流による浸水被害が生じる可能性がある。また、地震発生時に水門が機能しなかった場合には、浸水想定地域への浸水被害が想定されるほか、地震動や津波により、海岸や河川の堤防等が損壊した場合には、浸水被害が拡大するおそれがある。

このような事態への備えとして、以下のような事項が考えられるため、関係機関及び区（関係部）は協力して対策が実施できるよう調整していくこととする。

- ・高所避難対策（民間施設を含む）
- ・高所避難した孤立者への対応
- ・避難移動シミュレーション等による効率的な避難行動の検討

現在、複数自治体や河川管理者等からなる検討会（首都圏における大規模水害広域避難検討会）で、災害時の広域的な相互応援のあり方等を検討している。引き続き、区境界や都県境を越えた広域避難や新型コロナウイルス感染症の蔓延により必要性が高まった分散避難について、関係機関等と連携し、避難先の確保や的確な避難誘導について推進していく。

（資料編震災編 第15「津波による浸水被害」P.61、第16「大正関東地震等の津波 数値シミュレーションの結果」P.62）

第5章 応急対応の実施

第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動

第5章 応急対応の実施

第3部 第5章	災害予防計画 応急対応力の強化	第4部 第5章	災害応急対策計画 応急対応の実施	第5部 災害復旧計画
第1節	初動対応体制及び応急 対 策 体 制 の 整 備 (P. 200)	第1節	区職員等の初動態勢と応 急対策活動(P. 372)	
第2節	事業継続体制の確保 (P. 203)	第2節	消火・救助・救急活動 (P. 375)	
第3節	消火・救助・救急活動体 制の整備(P. 205)	第3節	応 援 協 力 ・ 派 遣 要 請 (P. 383)	
第4節	広域連携体制及び民間 団体等との連携体制の 構築(P. 208)	第4節	応 急 活 動 拠 点 の 調 整 (P. 391)	
第5節	応急活動拠点等の整備 (P. 209)	第5節	人材、資器材等の調達、配 分(P. 392)	

第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動

第1 区職員等の初動及び活動体制

区は、第2部第1章「防災に関する組織と活動内容」及び第2章「足立区業務継続計画（BCP）の概要」に記載の計画に基づいて、速やかに必要とする活動体制を確立し応急対策活動を行う。

1 災害対策本部の活動の手続き等

(1) 本部の財務・契約・支払・清算

- ア 政策経営部長は、本部が設置されたときは、総務部長と協議し、速やかに予算措置に関する基本方針を本部に付議し、関係部長に必要な指示を行わなければならない。
- イ 各部長は、その分掌事務の遂行に必要な予算に不足を生じるとき、又は予算措置が講じられていないときは、直ちに政策経営部長の指示を受ける。
- ウ 緊急を要する災害用物資・資器材・要員等の調達は、随意契約によることができる。
- エ 契約の手続きをとるいとまがない場合は、総務部長が本部に付議して臨機適切な措置をし、関係部長に指示する。
- オ 調達の事務手続きに使用する用紙には、左上欄に（災）と朱書する。
- カ 会計管理室長は、本部が設置されたとき、総務部長と協議し、速やかに支払い方法に関する基本方針を本部に付議し、関係部長に必要な指示を行わなければならない。
- キ 物資の調達に関する支払いは、原則として一般の支払手続きにより処理する。ただし、即時支払いを必要とするものについては、資金前渡を受け支払い事務を処理する。
- ク 政策経営部長は、区が繰替支弁した災害救助費を、「災害救助費の国庫負担について」（昭和40年5月厚生省社第163号厚生省事務次官通達）に準じて、災害救助費繰替支弁金の概算、又は清算交付を当該繰替支弁を求めた都知事に請求する。

(2) 本部職員の被服及び給食

- ア 災害対策本部に従事する職員は、(原則)防災服を着用する。
- イ 本部職員の給食は、総務部長が相当の給食能力のある業者との間に事前に契約するなどその対策を講じるものとする。ただし、災害の状況等により確保できない場合は、それぞれの部長が付近の調達可能な業者から調達する。
- ウ 災害の状況により、業者からの給食が不可能な場合は、総務部長はアルファ化米その他の食品を給与する。
- エ 各部長は、当該所属の職員の給食要員数について第一号様式により、給食状況については第二号様式により、総務部長に報告する。(資料編震災編 第26「給食要員数の報告様式」P.74、第27「給食状況の報告様式」P.75)

(3) 本部職員の安全管理

- ア 各本部員は、災害特有の異常心理下での活動において本部職員が冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。
- イ また、二次災害の防止に万全を期するため、安全をチェックする責任者を指定するなど安全管理体制を確保する。
- ウ 長期間に及ぶ災害対応による過労等から、職員が心身の健康バランスを損なうことがないように、精神的なストレスを抱えた職員等への心のケア対策等を含めた、健康管理体制を整備する。

(4) 防災業務従事者の災害補償

- ア 職員又は防災業務従事者に対する補償は、次の法及び条例により実施し、補償に対して遺漏のないよう対処する。
 - (ア) 災害対策基本法
 - (イ) 災害救助法
 - (ウ) 地方公務員法
 - (エ) 消防法
 - (オ) 警察法
 - (カ) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
 - (キ) 水防法
 - (ク) 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(都)
 - (ケ) 東京都震災対策条例
 - (コ) 職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例(区)
 - (サ) 防災の業務に従事した者の災害補償に関する条例(区)
 - (シ) 足立区災害対策条例・同施行規則

第5章 応急対応の実施

第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動

(5) 足立区防災会議の招集

ア 区長は、区の地域に災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要に応じて防災会議を招集する。(資料編震災編 第72-1「足立区防災会議条例」P.224)

イ また、当該災害に係わる応急対策に関し、防災関係機関相互間の連絡調整を図る必要があると認められるときは、防災会議の委員(資料編震災編 第73「足立区防災会議委員名簿」P.263)は、区長に防災会議の招集を要請する。

(6) 防災関係機関の活動体制(各機関)

ア 地震による災害が発生した場合、都関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び協力機関は、所管に係わる災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

イ また、災害応急対策に必要な組織・職員の配置及びサービスの基準を定めておく。(各防災関係機関の活動体制は、資料編震災編 第30「防災関係機関の活動体制」P.78)

第2節 消火・救助・救急活動

第1 対策内容と役割分担

火災に対する消火活動や建物の崩壊等による生き埋め者の救出・救助は、迅速に行うことが肝要であり、防災関係機関・防災区民組織（町会・自治会等）等は相互に連携し、全力をあげて被災者を救助する。この際、要配慮者の救出・救助活動を重視する。

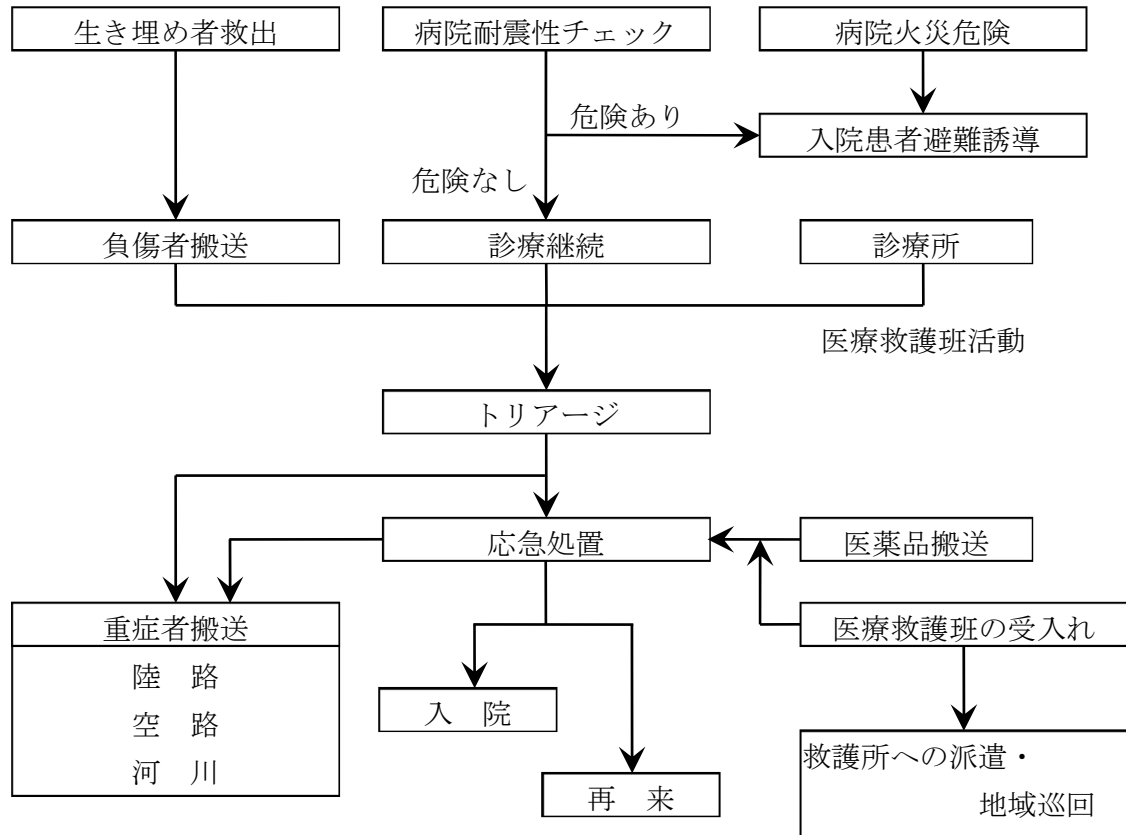
機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、救出部）	(1) 区は、都、他の区及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 (2) 災害対策本部は、被害状況と防災関係機関の動きを把握し、優先順位に応じた資源配分のコントロールと防災関係機関の全体調整を行う。さらに、区内の防災関係機関だけで対応しきれないときは、自衛隊（都知事を通じて要請）、周辺自治体、ボランティア等に対し、速やかに応援を依頼する。 (3) 被災情報については、情報収集指令室にて収集分析等を行う。 (4) 必要に応じてドローンを活用し、撮影やリアルタイムの映像により状況を把握する。 (5) 救出・救助については区（救出部）を設置し、対策にあたる。 (6) 救急については区（救急部）を設置し、対策にあたる。 (7) 人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。
区民、自衛消防隊	(1) 施設内の消火活動の実施等
防災機関	(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係わる災害応急対策を実施 (2) 必要な組織を整備、職員の配置及びサービスの基準を定める。
消防団	(1) 出火防止、情報収集、消防署隊への応援、消火活動、救出・救助、避難場所の防護等
東京消防庁災害時支援ボランティア	(1) 消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施
道府県からの応援部隊	(1) 応援部隊を集結して、円滑かつ効果的な消防活動を展開
都本部	(1) 救出・救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出救助統括室において調整を図る。 (2) 人命救助活動の円滑化を図るため、区からの情報提供を受け、安否不明者の氏名情報等を公表する。
警視庁	(1) 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 (2) 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 (3) 救出救助活動にあたっては、重機類等装備資機材等を有効に活用する。 (4) 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。

第5章 応急対応の実施
第2節 消火・救助・救急活動

機 関 名	対 策 内 容
	(5)東京消防庁、自衛隊、防災区民組織（町会・自治会等）等と連携協力し、救出救助に万全を期する。
東京消防庁	(1)災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 (2)限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 (3)特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の対応では困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊を投入する。 (4)警視庁、自衛隊、東京DMA T、消防団、防災区民組織（町会・自治会等）等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 (5)所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 (6)区市町村本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。 (7)消防ヘリコプター等を活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。
自衛隊	(1)知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣する。 主な活動は下記のとおり ・空地からの被害状況の把握と関係機関への情報提供 ・被災者の救出・救助 ・行方不明者等の捜索援助 ・人員及び物資の緊急搬送 ・応急医療、救護及び防疫等
防災区民組織（町会・自治会等）	(1)発災直後から自主的に救出・救助活動を実施 (2)要配慮者の救出・救助活動を重視
足立建設業協会 東京土建足立支部	(1)災害対策本部の要請に基づき、救出・救助活動を支援

第2 業務手順

【救出・医療救護における対応フロー】



第5章 応急対応の実施

第2節 消火・救助・救急活動

第3 詳細な取組内容

<<区（関係部、救出部）・防災関係機関等>>

1 区（救出部）の活動

- （1）発災後、速やかに救出部を設置し、関係各機関の救出・救助活動の調整を行う。区の主担当は都市建設部とし、救出部の運営・管理、関係機関との連絡調整にあたる。

【救出・救助実施主体】

区（救 出 部）	救 出 活 動 の 全 体 調 整	
区主担当	区（都市建設部）	（1）区（救出部）の管理・運営 （2）情報収集 （3）全体調整 （4）救出活動計画 （5）救出・救助活動行方不明者の搜索
主 担 当	警視庁	（1）救出・救助活動 （2）行方不明者の搜索
	東京消防庁	（1）救出・救助活動、搬送
担 当	自衛隊	（1）救出救助活動、搬送 （2）行方不明者の搜索
支援機関	東京都災害対策本部	（1）救出・救助活動調整支援
	消防団	（1）救出・救助活動 （2）負傷者等搬送支援 （3）行方不明者の搜索
	防災区民組織（町会・自治会等） 事業所自衛消防隊	（1）自主的な救出・救助活動、搬送 （2）要配慮者の救出・救助を重視（要配慮者施設における支援等） （3）行方不明者の搜索
	足立建設業協会 東京土建足立支部	（1）救出・救助活動支援

- （2）区（救出部）は、発災後の初期段階において、警視庁、東京消防庁、区民事務所、区民等から情報収集指令室に集められた救出・救助要請情報を集約する。
- （3）災害対策本部長は、区の救出能力を超えると判断したときは、速やかに都知事を通じ、自衛隊等の応援を要請する。
- （4）緊急を要し、都知事を経由するいとまがない場合は、直接自衛隊に対して被災状況等の通報を行い、事後速やかにこれを都知事に要請する。
- （5）区（都市建設部）は、区（救出部）の活動方針及び部別行動計画に基づき、区民との協働のもと救出活動を実施・支援する。
- （6）警視庁及び東京消防庁並びに消防団は、通報及び警戒活動によって覚知した救出現場において、救出・救助活動を行う。また、救出した者を、医療機関又は医療救護所へ搬送する。

- (7) 警視庁・東京消防庁は、その活動に係わる情報について、本部派遣員等を通じて区（救出部）に連絡する。
- (8) 災害現場において救出された負傷者は、応急救護処置を行った後、病院・医療救護所等へ、各救出隊が速やかに搬送する。
- (9) ヘリコプター・船舶による搬送基地は、資料編震災編 第20「ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地」、第21「舟艇等の接岸可能地点一覧」P.70を参照とする。
- (10) 各救助隊は、災害現場において行方が確認できない者に関し、周辺住民及び事業所等への聞き込み調査等を行って捜索活動を継続し、その発見に努める。

《防災区民組織（町会・自治会等）》

- 1 発災直後から自主的に救出・救助活動を行う。
- 2 要配慮者施設の救出・救助活動を支援する。

《足立建設業協会》《東京土建足立支部》

- 1 災害対策本部の要請に基づき、救出・救助活動を支援する。

《自衛隊》※派遣時

- 1 自衛隊は、区（救出部）との調整のうえ、救出救助活動を実施する。

《区民》《自衛消防隊》

- 1 計画に基づく施設内の消火活動を行うとともに、付近地域で発生した火災に対する消火活動又は消火活動の支援を行う。

《消防団》

- 1 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 2 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 3 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防署隊と連携して行う。
- 4 所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。
- 5 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 6 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

《東京消防庁災害時支援ボランティア》

- 1 東京消防庁管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、及び大規模な自然災害や大規模な事故が発生した場合、活動できる準備をして自発的にあらかじめ登録した部署に参加し、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを行う。

第5章 応急対応の実施

第2節 消火・救助・救急活動

<<警視庁>>

- 1 警視庁管内に大地震が発生した場合には、各警備本部を設置して体制を確立し、関係防災機関との連絡調整等にあたる。
- 2 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。
- 3 交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の被災状況及び道路交通状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。
- 4 建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
 - (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集
 - (2) 交通規制
 - (3) 被災者の救出救助及び避難誘導
 - (4) 行方不明者の捜索及び調査
 - (5) 遺体の調査等及び検視
 - (6) 公共の安全と秩序の維持
- 5 震災が発生した場合、総力をあげて、被災地における治安維持に万全を期するため、必要な装備資器材の整備を図る。

<<東京消防庁等>>

【東京消防庁における初動態勢】

機 関 名	対 策 内 容
震災第一非常 配備態勢	(1)東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二非常 配備態勢	(1)東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 6 弱以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	(1)震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、ただちに所定の場所に参集する。 (2)震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

- 1 緊急消防援助隊等の消防活動に関する指揮は消防総監が行う。
- 2 災害活動組織として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設している。

【震災消防活動】

項 目	内 容
活動方針	(1)延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 (2)震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 (3)延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	(1)地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 (2)地震被害予測システム及び延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防活動対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
消火活動	(1)防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 (2)延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。 (3)道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災区民組織（町会・自治会等）等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
救助・救急活動	(1)特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。 (2)消防ヘリコプターやドローンを活用し、航空隊や即応対処部隊による情報収集、災害規模に応じた航空消防救助機動部隊等の効果的な部隊投入による救助活動等の各種活動を行う。 (3)救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 (4)救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 (5)救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 (6)警視庁、自衛隊、東京DMAT、防災区民組織（町会・自治会等）等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
情報収集等	(1)警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職（団）員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 (2)震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 (3)関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

第5章 応急対応の実施
第2節 消火・救助・救急活動

- 3 都知事は、消防組織法に基づき、消防庁長官から他の道府県の市町村の応援のため、必要な措置を求められた場合で、必要があると認めるときは、消防総監及び区市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動の措置を求める。
- 4 東京消防庁、消防団、区民消火隊が保有する現有消防力は、資料編震災編 第4「区民消火隊一覧」P.29、第6「消防団関係」P.35、第18「消防力一覧」P.67のとおり。

《東京DMAT》

- 1 都から出動要請を受けた東京DMATは、東京消防庁とともに被災現場へ出動し、東京消防庁の指揮下で救命処置等の医療救護活動を行う。

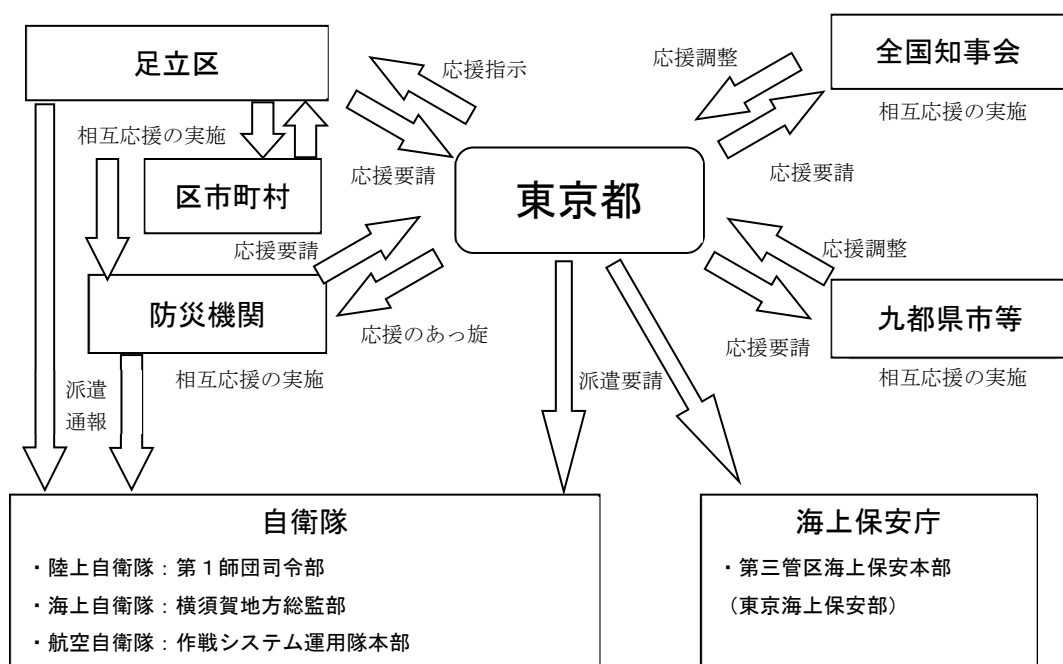
第3節 応援協力・派遣要請

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（各部）	(1) 知事に応援又は応援のあつ旋を求める。 (2) 区市町村間相互の応援協力について実施 (3) 本計画に定めのない活動を依頼する場合は、防災関係機関の長へ特別の要請を実施 (4) 災害応急活動に必要な業務について、民間協力機関へ応援を要請 (5) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣を要請。いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知
都本部 (都総務局)	(1) 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあつ旋 (2) 他の地方公共団体・全国知事会・九都県市等との応援協力について実施 (3) 地震により災害が発生し人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、若しくは区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請
防災機関	(1) 知事に応援又は応援のあつ旋を求める。 (2) 防災機関相互の応援協力について実施 (3) 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を要請しようとする時は、知事に対して依頼。いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続きを行う。

第2 業務手順

【応援協力・派遣要請のフロー】



第5章 応急対応の実施

第3節 応援協力・派遣要請

第3 詳細な取組内容

1 区の応援協力

- (1) 区長は、知事に応援又は応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期することとする。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
- (2) 知事は、災害を受けた区が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっ旋する。
- (3) 区長が知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都本部に対し、まず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- (4) 要請の要領は以下のとおり。

ア 災害救助法の適用の要領

- (ア) 災害発生の時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の状況
- (ウ) 適用を要請する理由
- (エ) 適用を必要とする期間
- (オ) 既に取った救助措置、また、取ろうとする救助措置
- (カ) その他必要事項

イ 罹災者の他地区への移送要請の要領

- (ア) 移送を要請する理由
- (イ) 移送を必要とする罹災者の数
- (ウ) 希望する移送先
- (エ) 罹災者の収容に要する期間
- (オ) その他必要事項

ウ 都各機関への応援要請又は応急措置実施要請の要領

- (ア) 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (イ) 応援を希望する物資、機材、機械、器具等の品名及び数量
- (ウ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (オ) その他必要事項

エ 日本放送協会及び民間放送局に放送を要請する要領

- (ア) 放送要請事項
- (イ) 放送事項
- (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
- (エ) その他必要な事項

上記の事項を明らかにするいとまがない場合には、わかる範囲にとどめ、要請を迅速に行う。

- (5) 区は、区域内における公共的団体（※1）の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
- (6) 災害対策本部長（区長）は、本計画に定めない活動を依頼する場合は、防災関係機

関の長へ特別の要請を行う。特に職員の派遣要請については、政令で定めるところにより、指定地方行政機関（足立労働基準監督署）の長に対し行う（災害対策基本法第29条）もののほか、他の区市町村長に応援を求める（災害対策基本法第67条、地方自治法第252の17）。

- (7) 区は、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災区民組織、事業所の防災組織等に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。
- (8) これらの団体の協力業務及び協力方法については、区地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。
- (9) これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおり。

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区その他関係機関に連絡すること。
- イ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ウ 震災時における広報・広聴活動に協力すること。
- エ 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- オ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- カ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- キ 被災状況の調査に協力すること。
- ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ケ 罹災証明書交付事務に協力すること。
- コ その他の災害応急対策業務に協力すること。

※1 公共的団体とは、地域赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。

- (10) 災害対策本部長は、区が相互応援協定を締結している自治体に対して応援を要請する場合は、協定に基づき行う。

【協定先】

新潟県魚沼市、栃木県鹿沼市、千葉県鋸南町、栃木県那須塩原市、
埼玉県八潮市、特別区、栃木県日光市、山梨県山中湖村、千葉県富津市、
長野県山ノ内町、埼玉県川口市、草加市、蕨市、戸田市、福島県相馬市、
宮城県美里町、岐阜県多治見市、茨城県下妻市、秩父市・秩父郡四町、
東京都、都内区市町村

- (11) 応援を受ける際は、協定先自治体の活動が円滑に行われるよう、受援計画を策定する等、十分な受入態勢を整える。
- (12) 防災区民組織（町会・自治会等）は、地域防災計画に従い、地域内の相互扶助活動を行うとともに、区の応急対策活動に協力する。協力する内容は、以下のとおり。
- ア 被害情報の収集・伝達
 - イ 避難指示の伝達
 - ウ 防疫活動への協力
 - エ その他区等が行う災害応急対策への協力

- (13) 要請・連絡先一覧は、資料編震災編 第74「協定・連絡先一覧」P.265のとおりで

第5章 応急対応の実施

第3節 応援協力・派遣要請

ある。

(14) 受入れ体制の整備として挙げられるものは以下のとおり。

ア 各部長及び各機関の長は、応援者の活動計画、活動拠点を定める。

イ 災害対策本部長は、応援者の宿泊地を決定する。

ウ 災害対策本部長は、区民部長に対しヘリポート（資料編震災編 第20「ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地」P.70）の安全確認を指示する。

エ 各部長は、応援者のために地理案内に必要な要員を派遣する。要員が不足する場合は、ボランティアの協力を得る。

2 防災機関等の応援協力

(1) 防災機関の長又は代表者は、都に対し災害応急対策の実施を要請し、又は応援を求めようとするとき、若しくは区市町村あるいは他の防災機関等の応援のあつ旋を依頼しようとするときは、都本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

ア 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつ旋を求める場合はその理由）

イ 応援を希望する機関名

ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする場所、期間

オ 応援を必要とする活動内容

カ その他必要な事項

(2) 災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう、都においては、日本赤十字社東京都支部、東京都医師会等と協定を締結し、又は事前協議を整え、協力体制を確立している。

(3) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

ア 各機関の協力業務の内容は、東京都地域防災計画震災編第2部第1章に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整える。

ウ 都総務局は、各機関の間にあって相互協力のあつ旋をする。

(4) 東京海上保安部と日本赤十字社東京都支部とは、昭和41年10月、救護班の派遣罹災者用救助物資の輸送等災害時の救護活動について協定を締結し、締結した協定に基づき活動を実施する。

(5) 東京電力パワーグリッド株式会社は、災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と災害対策用資機材の相互融通体制を整える。

(6) 東京電力パワーグリッド株式会社は、各電力会社と締結した「全国融通契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社契約」及び広域機関の指示に基づき連系線を用いた緊急的な電力の受給を行う。

3 民間団体等との協力

- (1) 区は、民間団体等との協定に基づき、各部長は、災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する。医療救護、応急対策、食料対策、物資供給関係、燃料関係、避難所・避難場所関係、情報提供関係、生活支援関係、輸送関係、帰宅困難者対策関係に関する民間団体等の協定先は、資料編震災編 第74「協定・連絡先一覧」を参照。
- (2) 区は、震災時、居宅介護支援事業者、障がい福祉施設、NPO法人から積極的協力を得られるよう協力体制の確立に努める。

4 各機関の経費負担

- (1) 国から区又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県、他区市町村から区又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による(災害対策基本法施行令第18条)。

5 警察災害派遣隊の派遣要請（警視庁）

- (1) 大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し、東京都公安委員会は、警察庁又は他の道府県公安委員会に対して援助の要求をすることができる。
- (2) 前項により東京都公安委員会が他の道府県公安委員会に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。
- (3) 東京都公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁又は道府県警察の警察官は、援助の要求をした東京都公安委員会の管理する警視庁の管轄区域内において、当該公安委員会の管理のもとに、職権を行うことができる。

6 緊急消防援助隊に対する応援要請（東京消防庁）

- (1) 消防総監等は、震災、水災等の大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。
- (2) 知事は、応援要請を受けた場合、都内の被災状況、消防力及び相互応援状況等から緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに消防庁長官に対して応援要請を行う。

この場合、知事は、消防庁長官に対して応援要請を行った旨を、消防総監等に連絡する。

※ 消防総監等とは、消防総監（東京消防庁が管轄する区域）、市長（稲城市）及び町村長（島しょ地域）を指す。

第5章 応急対応の実施
第3節 応援協力・派遣要請

【消防相互応援協力】

項 目	内 容
協力体制	(1)地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、消防組織法第39条に基づき消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、消防の任務を遂行する。
応援要請の手続	(1)消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定の定めにより、消防総監が協定締結先の消防長に対して行う。 (2)緊急消防援助隊の応援要請は、消防総監が、災害の状況及び消防相互応援協定に基づく応援のみでは十分な対応がとれないと判断したとき、知事に対して緊急消防援助隊の出場を要請する。
受援に係る体制の整備	(1)緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるよう、次のとおり受援に係わる体制を整備する。 ア 指揮、連絡体制の整備 イ 燃料、食料等の補給体制の整備 ウ 受入れ体制・施設の整備 エ 応援航空機の活動拠点の整備

7 自衛隊への災害派遣要請

- (1) 災害対策本部長（区長）は、地震災害が発生し、区内の防災関係機関による対応のみでは人命又は財産の保護が十分にできないと判断した場合には、都知事（都（総務局 総合防災部防災対策課））に対して電話又は口頭で自衛隊の派遣を要請し、事後、速やかに所定の手続きをとる。
- (2) 都知事に自衛隊の派遣の要請をする場合には、可能な限り以下の事項を明らかにする。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する地域及び活動内容
 - エ 活動拠点となる場所の候補、その他参考になる事項
- (3) 上記の事項を明らかにするいとまがない場合には、わかる範囲にとどめ、要請を迅速に行う。
- (4) 災害対策本部長（区長）は、都知事に対して連絡が不能である場合等災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。
- (5) 災害対策本部長（区長）は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、都知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行う。
- (6) 災害派遣の対象となる事態が発生し、防災機関の長（東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。）が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、上記に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都（総務局 総合防災部防災対策課）に依頼する。

- (7) 都知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに都知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

8 自衛隊との連絡

- (1) 自衛隊との連絡については、都又は自衛隊の本部派遣員を通じて行うこととする。

9 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 災害対策本部長（区長）は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
- (2) 都知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、区市町村等関係機関と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

【災害派遣部隊の活動内容】

区 分	活 動 内 容
都の域内を担当する組織	(1)陸上自衛隊：第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 (2)海上自衛隊：横須賀地方総監部 (3)航空自衛隊：作戦システム運用隊本部
被害状況の把握	(1)車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	(1)避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索援助	(1)安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	(1)堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消火活動	(1)火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路の障害物除去	(1)道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	(1)被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	(1)緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	(1)被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。

第5章 応急対応の実施

第3節 応援協力・派遣要請

区 分	活 動 内 容
救援物資の無償貸付又は譲与	(1)「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	(1)能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	(1)その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 (2)災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

※ 実施内容は、災害の様相や要請内容によって異なる。

第4節 応急活動拠点の調整

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、施設営繕部、都市建設部）	（1）オープンスペースやその他の広域的な活動拠点の使用について、関係機関等と調整 （2）ヘリコプターを要請した場合、関係機関と協議の上、離着陸場の指定、人員の派遣、離着陸場の安全確保を実施
都本部	（1）オープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、総合的に調整

第2 詳細な取組内容

- 1 区はオープンスペースの被害状況、使用の可否について関係機関等から情報収集する等して調査し、必要に応じて都へ報告する。
- 2 区は、オープンスペースの利用要望を都本部に提出する。
- 3 都本部は、都各局及び区の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込みとの調整を行う。
- 4 ヘリコプターを要請した場合、関係機関と協議の上、離着陸場の指定、連絡要員の派遣、離着陸の安全管理等に努める。

第5章 応急対応の実施

第5節 人材、資器材等の調達、配分

第5節 人材、資器材等の調達、配分

※ 車両、舟艇の調達配分は第4部 第10章第6節「輸送車両の調達」P.497 参照

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（各部、総務部）	(1)人材、資器材等の調達・配分

【人材、資器材等の調達・配分主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区（総務部）	(1)人材、資器材等の調達・配分計画 (2)管理・運営統轄 (3)連絡調整 (4)調達・配分担当
支援機関	区（区民部） 区協定締結団体 ボランティア	(1)人材、資器材等の輸送

1 人材

- (1) 労務に不足を生じる場合は、
- ア 災害対策基本法第29条の定めるところにより、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。

イ 災害対策基本法第67条、地方自治法第252条の17により、他の市町村に応援を求める。

ウ 労働者を雇用する。

(ア) 労働者の雇い上げは、公共職業安定所（労働出張所）と協力し、雑務土工類似の労働に耐え得る能力のある者を迅速、確実に雇い上げる。

(イ) 区は、雇用人員を一括して、公益財団法人東京都福祉保健財団城北労働・福祉センターに要請する。

(ウ) 区（区民部）は、労務確保の通報受理後、労働者輸送等の配車措置を行い、待機場所において引渡しを受ける。

作業終了後は、待機所又は適宜交通機関までの労働者の輸送について協力する。

(エ) 労働者の賃金は、区（政策経営部）が、あらかじめ予算措置を講じ、就労現場で、作業終了後直ちに支払う。
- (2) 区（各部）は、労力を必要とするときは、請求書（資料編震災編 第29「労務者供給請求書様式」P.77）により、総務部長に要請する。

2 資器材

- (1) 資器材の調達・配分は、第4部 第10章「備蓄・物資等の供給及び輸送」に記載の車両調達・配車計画に準じる。（P.486 参照）
- (資料編震災編 第28「車両調達請求書様式」P.76)

第6章 情報・通信活動

第3部 災害予防計画 第6章 情報・通信の確保	第4部 災害応急対策計画 第6章 情報・通信活動	第5部 災害復旧計画
第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備(P. 213)	第1節 災害情報等の迅速な通信・連絡の実施(P. 393)	
第2節 住民等への情報提供体制の整備(P. 220)	第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供(P. 396)	
第3節 住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知(P. 223)	第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施(P. 405)	
	第4節 広聴体制の確立と被災者相談等の実行(P. 413)	
	第5節 住民相互の情報連絡等(P. 414)	

第1節 災害情報等の迅速な通信・連絡の実施

第1 対策内容と役割分担

警報及び注意報の発表・伝達を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（情報収集指令室）	(1)災害が発生するおそれのある異常な現象についての通報 (2)災害原因に関する重要な情報についての周知 (3)津波警報及び注意報についての伝達・周知 (4)各放送機関等を活用した避難指示
区（各部）	(1)災害原因に関する情報について、情報収集指令室に通報 (2)情報収集指令室その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、所属施設・関係機関等に伝達
都（総務局）	(1)災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都（各局）、区及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集する等して知ったときは、関係のある都（各局）、区、防災機関等に通報 (2)津波警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係のある都（各局）及び区に通知
警視庁	(1)警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、区に通報
東京消防庁	(1)都（総務局）からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知 (2)地震に起因する水防に関する情報を得た場合、その他の関係機関に通報するとともに区民に周知
東京管区气象台	(1)緊急地震速報、大津波警報・津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報の発表 (2)発表した情報は、東京都等へ提供するとともに、各放送機関等の協力を得て、広く情報提供に努める。 (3)大津波警報・津波警報・注意報の関係機関への通知

第6章 情報・通信活動

第1節 災害情報等の迅速な通信・連絡の実施

機 関 名	対 策 内 容
N T T東日本	(1)各種警報の通報 (2)警報の優先取扱い (3)「緊急速報エリアメール」の活用
その他の防災機関	(1)重要な情報、注意報及び警報に関する所属機関への通報

第2 詳細な取組内容

《区（情報収集指令室）》

- 1 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- 2 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- 3 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- 4 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織及び一般住民等に周知する。
- 5 津波の注意報及び警報について、都又はN T T東日本からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、住民に周知する。
- 6 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う。
- 7 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。
 - (1) 実施機関
東京都、区、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関
 - (2) 伝達する情報
 - ア 高齢者等避難
 - イ 避難指示
 - ウ 緊急安全確保
 - エ 警戒区域の設定
- 8 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、区各部、区その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集する等して知ったときは、直ちに関係のある区各部、防災機関等に通報する。
- 9 津波の警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある区各部に通知する。
- 10 通信連絡の方法は、原則として、東京都防災行政無線の電話、F A X、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。

《区（各部）》

- 1 区各部は、自ら収集した災害原因に関する情報について、直ちに情報収集指令室に通報するとともに、情報収集指令室その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については直ちに所属施設及び関係機関に通報する。

《警視庁》

- 1 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに区に通報する。

《東京消防庁》

- 1 地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知する。
- 2 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都（総務局）及びその他の関係機関に通報するとともに、区民に周知する。

《東京管区気象台》

- 1 震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。
日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。
- 2 大津波警報・津波警報・注意報を発表した場合、気象情報伝送処理システム（アデス）、防災情報提供システム（以下、「提供システム」という。）により、関東地方整備局、警察庁、海上保安庁本庁、第三管区海上保安本部、東京海上保安部、N T T 東日本、N T T 西日本、日本放送協会、総務省消防庁、都及び警視庁に通知する。
- 3 大津波警報・津波警報を発表した場合、緊急警報信号の放送（緊急警報放送システム：EWS）により津波警報の放送を行う放送局に対し通知する。
- 4 地震及び津波に関する情報を発表した場合は、気象情報伝送処理システム（アデス）及び提供システムにより、都、関係警察機関、報道機関等に伝達する。

《N T T 東日本》

- 1 気象業務法に基づいて、気象庁からN T T 東日本に伝達された各種警報は、区及び関係機関に通報する。
- 2 津波警報の伝達は、F A Xにより関係機関に通報する。
- 3 警報に関する通信は優先して取り扱う。

《その他の防災機関》

- 1 都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。

第6章 情報・通信活動

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

第1 対策内容と役割分担

災害情報システムのほか、足立区防災行政無線、足立区地域防災無線、専用電話等、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握及び分析、伝達を行う。機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じてドローンを活用する。また、都への被害状況等の報告を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（情報収集指令室）	(1)勤務時間内：危機管理部が被害情報を入手 (2)勤務時間外：災害情報連絡員が被害情報を収集、災害対策課長へ連絡 (3)災害対策本部設置後：情報収集指令室が被害情報を収集 (4)被害情報をもとに情報分析 (5)災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで都へ報告 (6)避難所開設の検討
区（各部、地域のちから推進部、救出部）	(1)所管施設及び関係機関との連絡体制の確立 (2)区（各部）職員、所管施設利用者、施設、関係機関等必要な情報の収集 (3)ドローンの運用 (4)災害対策本部長への報告 (5)区（各部）での情報の集約及び情報収集指令室への報告 (6)区民からの問い合わせに対応するコールセンターの活用 (7)区のホームページによる被害状況についての情報提供
都（総務局）	(1)区の被害状況等調査 (2)国（総務省消防庁）への報告と他関係防災機関への通報 (3)被害状況等取りまとめ (4)東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡 (5)重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡
警視庁	(1)都への通報、関係機関との情報交換 (2)各種システム等による被害状況等の収集
東京消防庁	(1)地震被害予測システム等による被害予測 (2)高所カメラ、地震被害判読システム、早期災害情報システム等による災害情報収集 (3)各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての都への通報、関係機関との情報交換
関東地方整備局	(1)情報収集及び連絡
N T T 東 日 本	(1)通信の被害、疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等
各防災機関	(1)発災直後の被害状況等を、区に対して提供

第2 詳細な取組内容

《区（各部、情報収集指令室、地域のちから推進部、救出部）》

1 区の情報収集・分析・伝達体制

(1) 災害直後の情報収集

ア 危機管理部は、防災行政無線、テレビ・インターネット等から地震情報及び被害情報を入手するとともに、地域防災無線等を通じて、区民事務所、消防、警察、病院等の被害状況を調査する（資料編震災編 第31「地域防災無線系統図及び情報連絡」P.96）。

イ 必要に応じ、都市建設部は、ドローンによる写真撮影やリアルタイム映像により被害規模の早期把握を行う。

ウ 必要に応じ、都市建設部は、被害規模の早期把握のためドローンを活用し、写真やリアルタイムの映像を危機管理部に伝送する。

エ 防災関係機関は、無線局管理責任者を決めておく。

オ 勤務時間外の場合は以下のとおりとする（資料編震災編 第19「宿日直者の職務概要」P.68）。

（ア）災害情報連絡員は、地震情報及び被害情報を入手するとともに、震度4以下で緊急を要すると判断されるものについては、直ちに災害対策課長に連絡し、その指示に従う（不在の場合には、危機管理部連絡網による）。

(2) 災害対策本部設置後の情報収集と分析

ア 情報収集指令室（危機管理部）は、消防、警察の通信取扱者等を通じて、火災、家屋やビルの倒壊情報等の被害情報を入手する。

イ 必要に応じ、都市建設部は、ドローンによる写真撮影やリアルタイムの映像により被害規模の早期把握を行う。

ウ 必要に応じ、都市建設部は、被害規模の早期把握のためドローンを活用し、写真やリアルタイムの映像を情報収集指令室（危機管理部）に伝送する。

エ 情報収集指令室は、防災行政無線、テレビ・インターネット等からの情報収集を継続する。

オ 情報収集指令室は、地域防災無線等を使用して、各部、避難所（情報連絡拠点）を通じ、又は、直接、区民事務所、病院、避難所等の被害状況を入手する。被害情報の収集にあたっては、病院、特別養護老人ホーム、老人保健施設、心身障がい者福祉施設等要配慮者施設の情報収集に配慮する。また、これらの被害情報を地図上にプロットする。

カ 災害対策本部は、被害の全体像を早期に把握するために、被害の推定を行う。

キ 災害対策本部長は、大規模火災、建物の倒壊危険、浸水危険等が発生した場合は、警視庁、東京消防庁・河川管理者と協議・調整のうえ、避難指示等の発令の是非を検討する。

ク 情報収集指令室は、これらの被害情報を各部、関係防災機関、都本部等に伝達する。

ケ 情報収集指令室は、防災行政無線、有線通信（N T T）等通信施設全体の運用、

第6章 情報・通信活動

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

応急復旧等の活動を行う。

コ 情報収集指令室は、地震発生後、速やかに各通信システムの作動状況をチェックし、利用可能な通信システムを組み合わせ、最適の利用方法を災害対策本部長に提案する。

サ 情報収集指令室は、通信システムに故障が発生した場合は、速やかに応急修理を行う。自ら修理することが困難な場合は、関係事業者の協力を得る。

(3) 情報・通信連絡体制の確立、情報収集及び報告

ア 区（各部）は、地震発生後、直ちに各通信システム等の作動状況をチェックし、利用可能な通信システムを組み合わせ、所管施設及び関係機関との情報・通信連絡体制を確立する。

イ 必要に応じ、都市建設部は、ドローンによる写真撮影やリアルタイムの映像により、被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握する。

ウ 必要に応じ、都市建設部は、被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握するためドローンを活用し、写真やリアルタイムの映像を情報収集指令室（危機管理部）に伝送する。

エ 区（各部）は、職員、所管施設利用者の安否情報及び、所管施設の被害状況、関係機関の被害状況及びその他必要な情報を収集し、原則として、情報受発信用紙により（資料編震災編 第34「通信連絡受発信用紙」P.105）災害対策本部長に報告する。

オ 災害対策本部長への報告について、時間が切迫している場合は、任意の書式又は口頭による報告に代えることができる。

カ 区（各部）の収集した被害情報は、各部庶務担当課庶務担当係等が集約し、情報収集指令室へ報告する。

キ 地域のちから推進部長は、被害の集中地区を特定し、さらに詳細な被害情報が必要な場合には、被害調査班を編成し派遣する。調査事項は、次のとおりとする。

（ア）災害要因

（イ）被害状況

（ウ）応急措置情報及び救助活動状況

（エ）災害地住民の動向及び要望事項

（オ）その他特命事項

ク 地域のちから推進部長は、被害集中地区に派遣された被害調査班と緊密な連絡をとり、被害集中地区の被害の詳細を把握する。

ケ 地域のちから推進部長は、被害調査班による被害情報等を取りまとめ、災害対策本部長に報告する。

コ 区（救出部）は、死亡者情報を取りまとめる。

2 災害報告

（1）情報収集指令室は、災害が発生した時から応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都へ報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した

第6章 情報・通信活動

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告が都にできない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

ア 報告する災害

- （ア）災害救助法の適用基準に合致すること。
- （イ）区が災害対策本部を設置したこと。
- （ウ）当初は軽微な災害であっても今後拡大するおそれのあるもの、又は2都県以上にまたがるもので、一つの区における被害は軽微であっても全体的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- （エ）災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- （オ）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの。
- （カ）以上の報告にあたっては、警視庁、東京消防庁と連絡を保つものとする。

イ 報告する事項

- （ア）災害の原因
- （イ）災害が発生した日時
- （ウ）災害が発生した場所又は地域
- （エ）被害状況
- （オ）災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置を、日時、場所、活動人員、使用資機材等を明らかにして報告する。
- （カ）災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- （キ）その他必要な事項

ウ 報告の方法

- （ア）都災害情報システムへの入力による（ただし、障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による）。

エ 報告の種類・期限等

報 告 の 種 類		入 力 期 限	入 力 画 面
発 災 通 知		即 時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要 請 通 知		即 時	支援要請
確 定 報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同 上	被害箇所報告
災 害 年 報		4月20日	被害数値報告

第6章 情報・通信活動

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

オ 被害程度の認定基準

被害の種類		内 容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡した者と認められた者（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

被害の種類		内 容
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの。具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	無被害	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部破損に当てはまらないものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校をいう。具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。

第6章 情報・通信活動

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

被害の種類		内 容
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	櫓（ろ）・櫂（かい）のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
火災発生件数		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は共用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた区市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	

被害の種類		内 容
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。		

《警視庁》

- 1 各方面本部、各警察署及び安否・被害情報確認システム、地震被害判読システムから収集した情報を、都に通報するとともに、東京消防庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。
- 2 主な収集事項は、家屋の倒壊状況、死者・負傷者等の状況、主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況、住民の避難状況、火災の拡大状況、堤防・護岸等の破損状況、電気・水道・ガス・通信施設の状況等とする。

《東京消防庁》

- 1 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、都に伝達・共有するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。
 - (1) 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握
 - (2) 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測
 - (3) 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握
 - (4) 地震被害判読システムによる被害状況及び各種消防活動状況の把握
 - (5) 消防職（団）員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握
- 2 東京消防庁の震災時の情報連絡体制は、消防無線、消防電話、防災行政無線等を活用し、警防本部、方面隊本部、他の署隊本部、消防団、各防災機関等との情報連絡を行う。
 - (1) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第4部第12章応急対策「第9節 災害救助法等の適用」に定めるところによる。

《関東地方整備局》

- 1 緊急道路パトロールを行うとともに、ヘリコプター等からの情報収集に努め、必要に応じ、関係機関に速やかに連絡する。
- 2 港湾事務所は、所管施設の点検を行うとともに、情報収集に努め、必要に応じ関係機関に速やかに連絡する。

第6章 情報・通信活動

第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供

《各通信事業者》

- 1 次により臨時の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
 - (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。
 - (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 2 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条の定めるところにより、臨時に利用制限等の措置をとる。
 - (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第 8 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 55 条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱う。
- 2 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言サービスを速やかに提供する。
- 3 通信の被害、疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びHP、SNS等を通じて広報する。

《各防災機関》

- 1 各防災機関は、所管施設の所在区に被害、実施済みの措置、実施する措置その他必要事項について、区の例に準じ都に報告する。
- 2 ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」による。
- 3 各防災機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合は、関東地方非常通信協議会構成員等の関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条第 4 号に定める非常通信）（資料編震災編第 33「無線局一覧」P.98）

第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施

第1 対策内容と役割分担

住民へ正確な情報を迅速かつ確実に提供する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部）	(1) コールセンターを活用し、区民からの問い合わせに対応 (2) 各種伝達手法を活用した広報の実施 (3) 時系列の段階に応じた広報の実施
都（政策企画局）	(1) 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施 (2) 都庁総合HPを災害対策用へ切り替え、迅速な情報提供を行う。 (3) 報道機関に対する発表 (4) 要請文の作成
都（総務局）	(1) 都政策企画局その他の関係機関に対し必要な情報提供の指示及び要請、無線一斉通報 (2) 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施 (3) 東京都防災HPを災害対策用に切り替え、迅速な情報提供を行うほか、東京都防災Twitter、東京都防災アプリを活用して災害情報等を発信 (4) 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて災害情報を発信
都（生活文化局）	(1) 被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、災害対策本部の発する情報を基に、（一財）東京都つながり創生財団と連携して、外国人が必要とする情報の収集・提供、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等を行う。
都（水道局）	(1) 地震発生直後に行う広報内容 (2) 応急対策開始後に行う広報内容 (3) 応急対策の進捗に伴う広報内容 (4) 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報 (5) 広報車の巡回による水道情報等の放送
都（下水道局）	(1) 下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等についての広報
警視庁	(1) 余震、津波等気象庁の情報 ほか
東京消防庁	(1) 災害情報、消防活動状況等の広報
東京管区気象台	(1) 地震・津波の詳しい状況やその解説、地震活動の見通しや防災上の留意事項等
関連総合通信局	(1) 電気通信事業者の被災・復旧状況等 (2) 放送局の被災・復旧状況等
自衛隊	(1) 情報収集と広報活動
日本郵便株式会社	(1) 業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等

第6章 情報・通信活動

第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施

機 関 名	対 策 内 容
各通信事業者	(1)通信設備の被害、疎通状況の案内等 (2)通災害用伝言サービス提供開始の案内 (3)災害時用公衆電話の開設状況 (4)避難所 Wi-Fi 等の開設状況
首都高速道路株式会社	(1)応急対策の措置状況等
東日本旅客鉄道株式会社	(1)災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況等
東京電力パワーグリッド株式会社	(1)電気による二次災害等を防止するための方法等
東京ガスグループ	(1)ガス供給の応急対応、復旧状況 (2)マイコンメーター復帰操作、ガス機器の使用上の注意事項等

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、政策経営部、危機管理部）》

1 基本的な広報方針

- (1) 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。
- (2) 災害ポータルサイトをはじめ、区ホームページ、防災行政無線、区公式SNS、足立区防災アプリ、災害用デジタルサイネージ等、あらゆる手段を利用し、災害発生後の区の状況を迅速・正確に情報提供する。なお、区ホームページは、発災時に大規模災害用の緊急ページに切り換え、災害ポータルサイトへの誘導を行う。
- (3) ケーブルテレビ局を活用して、被災・復旧等の情報を放送する。
- (4) 区民からの電話による問い合わせに効率的に対応するため、コールセンター機能を強化する等、問合せ受付窓口の一元化を図る。
- (5) 区が発行する広報紙等の印刷にあたっては、区内外の民間業者の協力を得て行う。
- (6) 区（政策経営部）は、報道機関への発表を指定する場所において定期的に行う。また、電話、FAX、電子メール等を活用して、随時情報提供を行う。
- (7) 要配慮者のうち聴覚、視覚障がい等のコミュニケーション障がいのある者及び日本語を解さない外国人等の情報弱者への広報は、障がいの種別に応じた伝達手段を考慮して行う。

2 地震発生直後に行う広報

- (1) 情報収集指令室は、都防災行政無線、足立区防災アプリ、緊急地震速報、J-A L A R T 又はテレビ・ラジオから得た地震情報、区の震度計から得た震度情報等を防災行政無線、株式会社ジェイコム東京足立局、災害ポータルサイト、区ホームページ、区公式SNS、災害用デジタルサイネージ、広報車等を通じて、区民に伝達する。
- (2) 情報収集指令室は、地震直後の被害拡大防止及びパニックを防止するため、事前に作成してある文章（資料編震災編 第35「震災時広報文例」P.108）に基づき、区民への呼びかけを防災行政無線放送等により行う。
- (3) A-メール（電子メール配信システム）を活用し、事前登録者に電子メールによる上記2項目と同内容の伝達を行う。

第6章 情報・通信活動

第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施

- (4) 携帯電話会社の4社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）が運用している「エリアメール及び緊急速報エリアメール」の配信サービスを利用し、区内の同社携帯電話利用者に対し、災害・避難情報を提供する。

3 災害対策本部設置後の広報

- (1) 災害対策本部長は、区民の心理的動揺を最小限に抑え、災害に立ち向かう気力を高揚させ、地域内の相互扶助を促進するために、区民への呼びかけを行う。
- (2) 災害対策本部長は、避難指示の伝達を、防災行政無線、災害ポータルサイト、区ホームページ、足立区防災アプリ、A-メール、区公式SNS、広報車、テレビ・ラジオ、チラシ、ポスター等、可能なすべての伝達手段を使って広報する。
- (3) その際、避難対象地区、避難する方向・場所、避難しなければならない理由について簡明に表現する。区のみでの広報で不足が生じる場合は、警視庁、東京消防庁に応援要請を行う。
- (4) 災害対策本部長は、応急対策の実施・準備状況や応援の要請を行ったこと等を区民に知らせる。
- (5) 災害情報システムに避難所開設情報及び収容情報を入力する。

4 地震発生数日後からの広報

- (1) 区（政策経営部）は、広報媒体を最大限に利用し、区及び防災関係機関の生活関連情報を取りまとめ、区民への広報活動を行う。
- (2) 主な広報事項は、次のとおり。
- ア 災害情報及び区の防災体制
 - イ 応急対策の実施状況
 - ウ 食料、飲料水、生活必需品の配付
 - エ 安否、居所情報
 - オ 必要なボランティアの募集
 - カ ごみ及びし尿の収集
 - キ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
 - ク 電力の復旧に伴う通電火災に対する注意喚起

5 復旧期の広報

- (1) 政策経営部は、各部、各関係機関の情報を取りまとめ、広報活動を行う。主な広報事項は、次のとおり。
- ア 仮設住宅
 - イ 融資
 - ウ 罹災証明
 - エ 職業あっ旋
 - オ 税の減免
 - カ 生活相談
 - キ ごみ及びし尿の収集

第6章 情報・通信活動

第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施

《都本部》

- 1 震災発生直後に行う広報は次のとおり。
 - (1) 地震の規模・津波・気象の状況
 - (2) 混乱防止の呼び掛け
 - (3) 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意
 - (4) 避難及び避難時の方法等
 - (5) 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況
 - (6) 学校等の措置状況
 - (7) 都及び区の体制・措置状況
- 2 被災者に対する広報は次のとおり。
 - (1) 被害情報
 - (2) 避難所開設状況
 - (3) 食料・生活物資等の供給状況
 - (4) 医療機関の診療状況
 - (5) 電気・ガス・水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況
 - (6) 道路状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況
 - (7) 防疫・保健衛生措置状況
 - (8) 学校の休校・再開等の措置状況
 - (9) 都及び区市町村の措置状況

《都（総務局）》

- 1 都本部は、区から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示する等、必要な指示又は要請を行う。

《都（水道局）》

- 1 地震発生直後に行う広報内容は次のとおり。
 - (1) 水道施設の稼働状況
 - (2) 浄水場及び給水所における飲料水確保状況
 - (3) 応急対策の基本方針
 - (4) その他住民への協力要請等
- 2 応急対策開始後に行う広報内容は次のとおり。
 - (1) 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み
 - (2) 復旧作業の実施方針
 - (3) 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施状況
 - (4) 住民の注意すべき事項及び協力要請
- 3 応急対策の進捗に伴う広報内容は次のとおり。
 - (1) 水道施設の被害詳細及び復旧見込み
 - (2) 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域
 - (3) 当日の復旧活動の概要

(4) 水質についての注意

(5) 住民への協力要請

4 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施するほか、HP・SNSを活用して行う。

5 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、拡声機付き自動車による路上広報、及び区の協力を得て、区の防災行政無線により実施する。

《都（下水道局）》

1 下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等について広報を行う。

(1) 下水道施設の被害状況

(2) 下水道使用制限・使用自粛の協力要請

(3) 下水道施設の復旧状況

(4) その他広報活動が必要と判断したもの

2 広域的な広報については、都本部を通じて報道関係機関の協力を得て行う。

(1) 局HP

(2) テレビやラジオ等の報道機関

(3) 下水道使用制限・使用自粛の協力要請については、次のとおり。

ア チラシの戸別配布や緊急説明会の実施等局独自の手段

イ 区に広報ネットワーク（防災無線、広報車等）の活用を依頼する。

ウ 水道局と相互に被害状況や地域への広報内容について調整する。

3 地域広報は、下水道事務所等が区と連携して行う。

《警視庁》

1 広報内容は次のとおり。

(1) 避難を必要とする情報

ア 火災の発生及び延焼状況

イ 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ

ウ 津波のおそれ

エ 崖（山）崩れのおそれ

オ その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ

(ア) 混乱防止及び人心の安定を図るための情報

a 余震、津波等の気象庁の情報

b 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し

c ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し

d 主要道路、高速道路及び橋の被害状況並びに復旧見通し

e 交通機関の被害状況及び復旧の見通し

f 交通規制の実施状況及び渋滞情報

g 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等

h その他混乱防止等を図るための情報

第6章 情報・通信活動

第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施

(イ) デマ・流言打ち消し情報

2 広報手段は次のとおり。

- (1) トランジスターメガホン
- (2) 交番(駐在所)備付けマイク
- (3) パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー
- (4) 交通情報板、光ビーコン
- (5) HP等

《東京消防庁》

1 広報内容は次のとおり。

- (1) 出火防止、初期消火の呼びかけ
- (2) 救出救護及び要配慮者(高齢者・障がい者・難病患者・乳幼児・妊産婦等)への支援の呼びかけ
- (3) 火災及び水災に関する情報
- (4) 避難指示等に関する情報
- (5) 救急告示医療機関等の診療情報
- (6) その他区民が必要としている情報

2 広報手段は次のとおり。

- (1) 消防車両の拡声装置等
- (2) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示
- (3) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供
- (4) HP、SNS、消防アプリ等を活用した情報提供
- (5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供

《自衛隊》

1 都及び関係機関と連絡を密にし、空及び地上から情報を収集するとともに、広報に優先する救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。

- (1) 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達
- (2) 民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況
- (3) 都及び関係機関等の告示事項
- (4) その他必要事項

2 広報手段は次のとおり。

- (1) ヘリコプター、地上部隊等による呼びかけ
- (2) 報道機関を介しての情報提供

《日本郵便株式会社》

1 業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等について、報道機関を通じて広報活動を行う。

2 災害の態様及び被災状況等に応じ、次の内容を公示する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (4) 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除
 - (5) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱
- 3 広報手段は、都内各所の郵便局窓口又は局前等に掲出とする。

《各通信事業者》

- 1 通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。
- 2 以下の措置等を行ったときは公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。(NTT東日本)
 - (1) 公衆電話の無料化
 - (2) 災害時用公衆電話の開設
 - (3) 避難所 Wi-Fi 等の開設
 - (4) 料金減免

《東京電力パワーグリッド株式会社》

1 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

2 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

また、区の所有する広報手段の活用。

《東京ガスグループ》

- 1 広報内容は次のとおり。
 - (1) ガス供給状況、供給停止地区の復旧状況や見通し
 - (2) マイコンメーター復帰方法
 - (3) ガス機器の使用上の注意事項
- 2 広報手段は、HP・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体とする。
- 3 NHK及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まった住民へ、自身で復帰できる手順を案内する。

《東日本旅客鉄道株式会社》

- 1 広報内容は次のとおり。
 - (1) 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況
 - (2) 列車の不通線区や開通見込み等

第6章 情報・通信活動
第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施

- 2 広報手段は次のとおり。
- (1) 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ等で区民への情報提供に努める。
- (2) 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。

《東日本高速道路株式会社》

- 1 広報内容は、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等
- 2 広報手段は、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等

《首都高速道路株式会社》

- 1 広報内容は、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等
- 2 広報手段は、ラジオ等各種メディア、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備

第4節 広聴体制の確立と被災者相談等の実行

第1 対策内容と役割分担

発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関すること等の相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部）	（1）被災者のための相談所を開設
都（総務局）	（1）都（各局）の相談窓口を取りまとめ住民等へ周知
都（各局）	（1）相談窓口等を開設するとともに、都（総務局）に報告
警視庁	（1）臨時相談所を開設 （2）交通規制に係わるテレホンコーナーを開設
東京消防庁	（1）災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、政策経営部）》

- 1 区及び区内防災機関は、相互に連携して被災者の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係機関へ連絡して早期の解決に努める。
- 2 区民から問い合わせの多い相談内容については、「よくあるご質問と回答（FAQ）」を更新し、区ホームページ上で閲覧できるようにするとともに、その周知を図る。
- 3 区（政策経営部）は、各種相談の仕分け及び案内を行い、専門的な相談については、各部から相談員を動員し、臨時災害相談所を設置する。なお、設置に当たっては早期に設置判断を行い、相談業務が本格化する復旧・復興時期に間に合うように体制を整備する。

（臨時災害相談所については第5部 第9章第3節「被災者に対する生活相談及び災害ケースマネジメント等支援」P.584を参照）

《警視庁》

- 1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
- 2 交通対策本部内に交通規制の内容及び緊急通行車両の標章に関するテレホンコーナーを開設する。

《東京消防庁》

- 1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。

第6章 情報・通信活動
第5節 住民相互の情報連絡等

第5節 住民相互の情報連絡等

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)住民、事業者及び帰宅困難者に対し、都や関係機関と連携して情報提供を行う
都（総務局）	(1)住民、事業者及び帰宅困難者に対し、区や報道機関等と連携して、情報提供を行う
通信事業者	(1)住民、事業者及び帰宅困難者に情報提供を行う

第2 詳細な取組内容

- 1 区及び都は、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況等、災害関連情報等を提供する。
- 2 NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、無料wifiサービス（00000JAPAN）を提供するほか、一部の避難所等において携帯電話・スマートフォンの充電サービスを提供する。
- 3 NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、通信サービス提供のため、携帯電話の不通地域に移動基地局を派遣し、通信の確保に努める。
- 4 通信事業者は、行政機関と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。
- 5 報道機関は、行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や災害用伝言サービスの利用方法等について、住民、事業者及び帰宅困難者に提供する。
- 6 区民等は、災害伝言ダイヤル、災害伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第3部 災害予防計画 第7章 医療救護・保健衛生等対策	第4部 災害応急対策計画 第7章 医療救護・保健衛生等対策	第5部 災害復旧計画 第4章 医療救護・保健衛生等対策
第1節 初動医療体制等の整備 (P. 224)	第1節 初動医療活動(P. 415)	第1節 保健衛生体制の確立 (P. 558)
第2節 医薬品・医療資器材の確保 (P. 228)	第2節 医薬品・医療資器材の供給 (P. 429)	第2節 火葬体制の確保(P. 562)
第3節 医療施設の基盤整備 (P. 229)	第3節 医療施設の確保(P. 434)	
第4節 遺体の取扱い(P. 231)	第4節 行方不明者の捜索、遺体の 検視・検案・身元確認等 (P. 435)	

関連事項 第13章 受援計画 第7節 医療救援の支援受入(医療部)(P. 547)

第1節 初動医療活動

第1 医療救護活動のイメージ

医療救護活動における時間的な区分、想定される状況、及び必要な活動を下表、及び次ページの図で示す。

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1ヶ月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3ヶ月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフライン等がほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3ヶ月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

第7章
医療救護・保健衛生等対策

第1節
初動医療活動

災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動

全 体 概 要		フェーズ0 発災直後 発災～6時間まで	フェーズ1 超急性期 72時間まで	フェーズ2 急性期 1週間程度まで	フェーズ3 亜急性期 1か月程度まで	フェーズ4 慢性期 3か月程度まで	フェーズ5 中長期 3か月程度以降
医療ニーズ		外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ		
① 区市町村	必要な医療救護活動	都内全域の広域的な活動			区市町村中心の救護活動		
			緊急医療救護所の設置・運営				
			地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣				
	区市町村災害医療コーディネーター			その他医療救護所・医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置			
② 都		災害医療コーディネーターの参集 医療対策拠点の設置					
		東京DMATの活動					
	東京都災害医療コーディネーター		都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣				
	地域災害医療コーディネーター		主に日本DMATによる支援活動				
③ 災害拠点病院				主に他道府県の医療救護班による支援活動			
			主に重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
④ 災害拠点連携病院							
			主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑤ 災害医療支援病院 ⑥ 診療所等							
			診療継続または区市町村の定める医療救護			平常時の医療体制へ徐々に移行	

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します

第2 医療情報の収集伝達体制

1 対策内容と役割分担

区は、医療機関の被害状況や活動状況、必要に応じて設置する緊急医療救護所の情報等について迅速かつ的確に把握する。

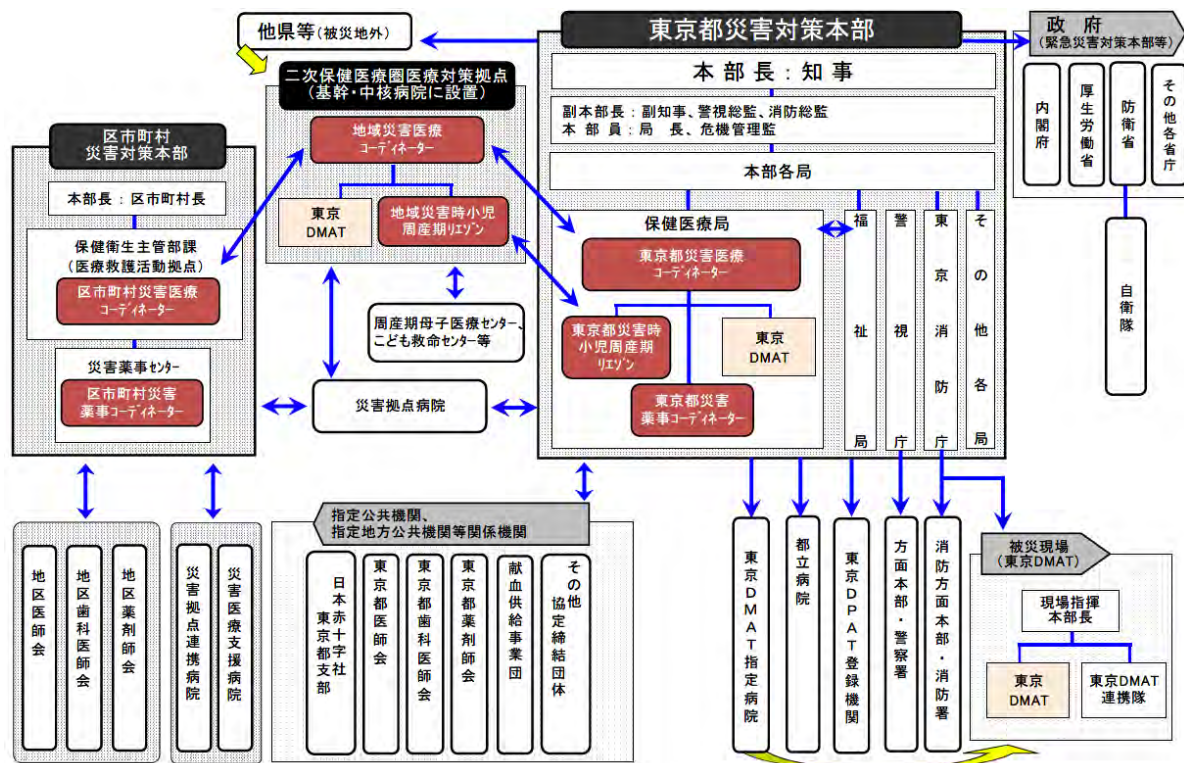
機 関 名	活 動 内 容
区（危機管理部、医療部）	(1) 災害対策本部下に区（医療部）を設置し、各医療関係機関の情報収集、連絡調整を行う。 (2) 情報収集指令室の情報をもとに、区内の関係機関負傷者集中状況把握 (3) 医師会等の協力を得て、医療機関の応急救護実施状況、対応能力、人的・物的被害状況を把握し、東京都医療対策拠点等へ報告 (4) 区（医療部）は、足立区医師会及び区災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、区東北部二次保健医療圏の医療対策拠点（都地域災害医療コーディネーター）に報告 (5) 緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知 (6) 地域住民に対する相談窓口の設置
都（保健医療局）	(1) 区、東京消防庁、東京都医師会、東京都歯科医師会及び東京都薬剤師会等関係機関と連携し、都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集 (2) 都地域災害医療コーディネーターは、東京DMA Tや地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、都災害医療コーディネーターと情報を共有 (3) 医療機関の被害状況及び活動状況等について、医療対策拠点や区と情報共有 (4) 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報
東京都医師会 東京都歯科医師会 東京都薬剤師会	(1) 被害状況及び活動状況等を把握し、都へ報告
避難所	(1) 避難所において傷病者を把握し、必要に応じて、区災害対策本部等へ報告

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 初動医療活動

2 業務手順

【発災直後の連携体制（イメージ）】



3 詳細な取組内容

《区（危機管理部、医療部）》

- (1) 衛生部は、発災後速やかに区（医療部）を、医療救護活動拠点として衛生部指定場所（区役所本庁舎及びすこやかプラザあだち）に設置し、各医療関係機関の情報収集、連絡調整等の運営にあたる。
- (2) 東京都、日本赤十字社等の医療救護班の活動拠点並びに災害薬事センターは、区（医療部）におく。
- (3) 区医師会及び区災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、また、情報収集指令室の情報をもとに速やかに人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況、区内の主要病院、避難場所、災害現場等への負傷者集中状況等を把握する。区災害医療コーディネーターは、足立保健所長及び区長（災害対策本部長）が指定する医師とする。
- (4) 足立区医師会等の協力を得て、医療機関の応急救護実施状況、対応能力、人的・物的被害状況について把握する。
- (5) 収集・把握した医療情報を関係機関に提供する。
- (6) 各関係機関でも上記情報について、情報収集・把握し、区（医療部）と情報共有する。
- (7) 上記情報について、区医療部から区東部の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- (8) 緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を区民に周知する。

第3 初動期の医療救護活動

1 対策内容と役割分担

機 関 名	活 動 内 容
区（医療部）	(1) 区（衛生部）は、部別行動及び区（医療部）の管理・運営、情報収集、全体調整を実施 (2) 区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動等を統括・調整 (3) 災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営 (4) 医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整 (5) 足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会、東京都柔道整復師会足立支部との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請 (6) 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める (7) 災害薬事センターを設置して区災害薬事コーディネーターの管理の下、医薬品供給や薬剤師班派遣業を調整
都（福祉局、保健医療局）	(1) 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整 (2) 都災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 (3) 東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動等を統括・調整 (4) 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 (5) 災害現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMATを派遣 (6) 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京DPATを派遣 (7) 医療対策拠点を通じて区から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣 (8) 東京都立病院機構のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣 (9) 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請 (10) 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保 （各二次保健医療圏） (1) 基幹災害拠点病院を含む地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 (2) 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京DMATの支援を受け、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整

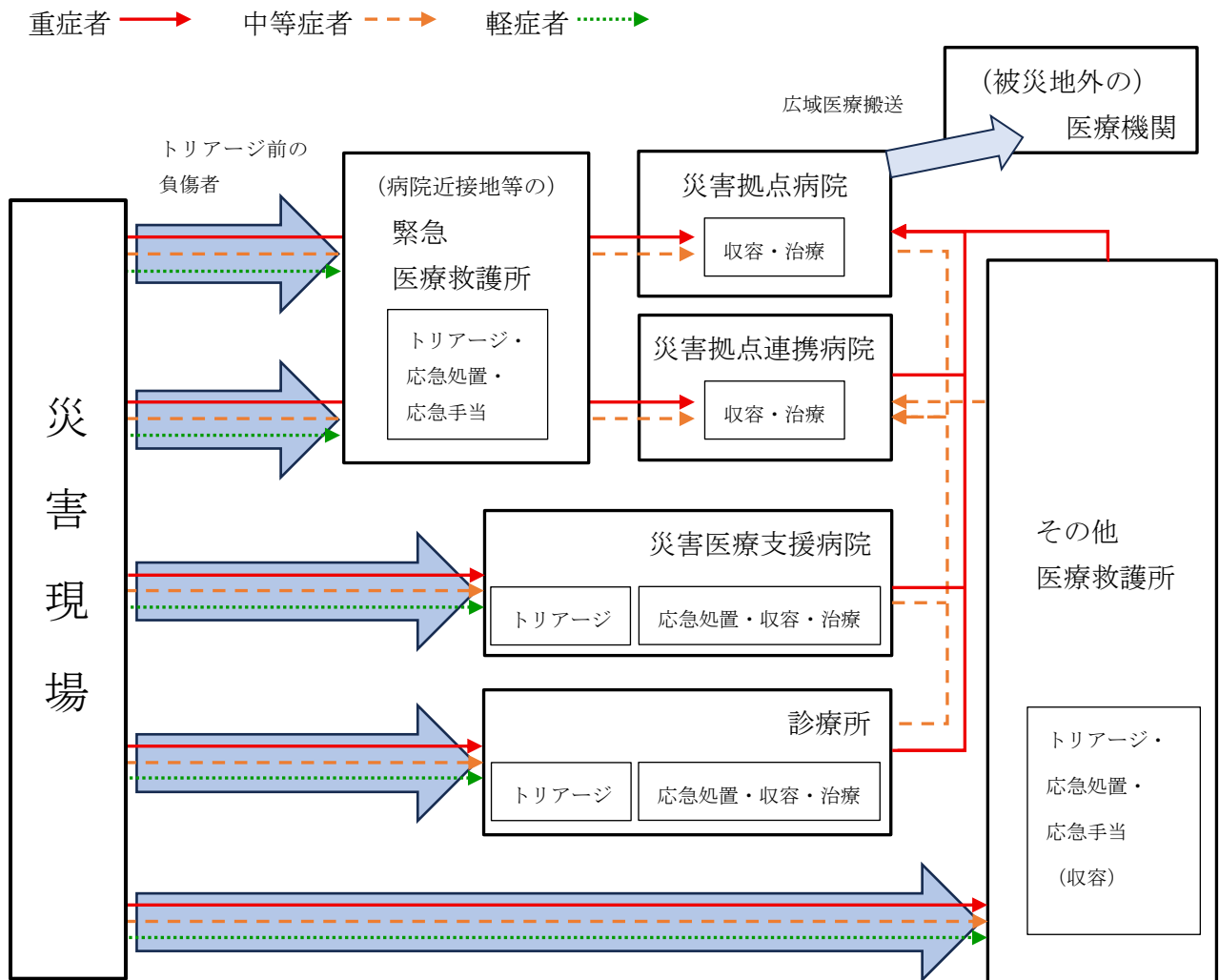
第7章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 初動医療活動

機 関 名	活 動 内 容
	(3) 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整 (4) 地域災害時小児周産期リエゾンは、都職員とともに圏域内の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整 (5) 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び区市町村を支援
東京消防庁	(1) 都保健医療局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣 (2) 東京DMA Tと連携して、救命処置等を実施
足立区医師会	(1) 区から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、医療救護班としての活動等を実施 (2) 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施することができる。
足立区歯科医師会	(1) 区から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、歯科医療救護班としての活動等を実施
足立区薬剤師会	(1) 区から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、区薬剤師班としての活動等を実施 (2) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 (3) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
日本赤十字社	(1) 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 (2) 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 (3) 血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施
東京都柔道整復師会足立支部	(1) 区から「災害時における応急救護活動についての協定書」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等医療救護活動等に協力する。 (2) 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施する。
自衛隊	(1) 医療活動実施・支援
医療ボランティア	(1) ボランティアの資格等によって部門ごとに各業務に協力する。

2 業務手順

【災害時医療救護の流れ】

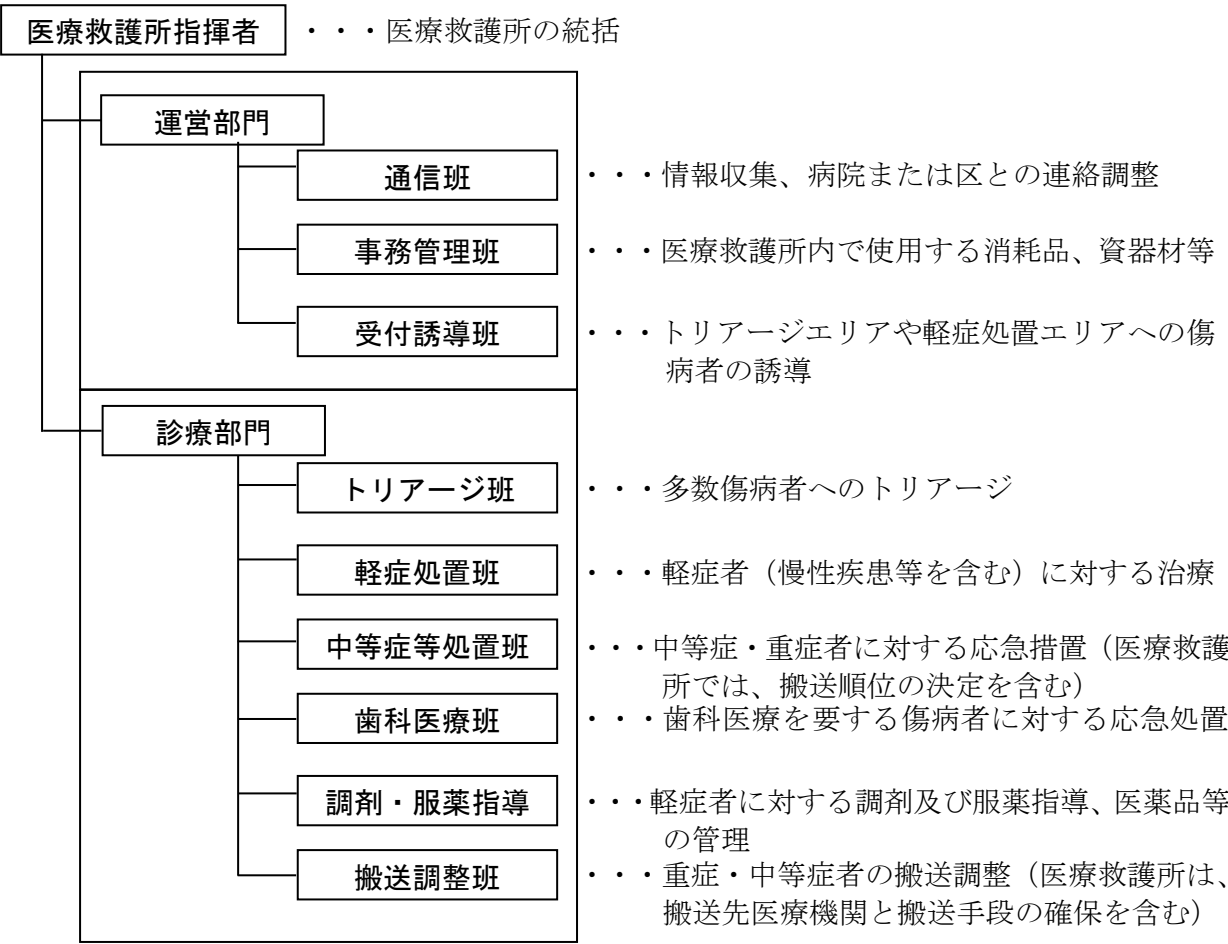


※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。

災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

第7章 医療救護・保健衛生等対策
 第1節 初動医療活動

【緊急医療救護所・医療救護所の標準的な体制】



3 詳細な取組内容

（1）区（医療部）及び区災害医療コーディネーターの活動

- ア 区（医療部）は、区災害医療コーディネーターの助言を受け、緊急医療救護所の開設支援、医療救護班の編成・派遣、応援医療機関受け入れ、調整、医薬品の調達、運搬等、医療救護活動等を統括・調整する。
- イ 多数負傷者の発生を確認した場合は、災害対策本部長の決定により、速やかに足立区医師会へ出動要請を行い、医療救護班を多数負傷者の発生箇所へ派遣する。
- ウ 災害対策本部長の決定により、必要に応じて足立区薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。
- エ 災害対策本部長の決定により、必要に応じて東京都柔道整復師会足立支部に柔道整復師の派遣を要請する。
- オ 災害救護の必要があると認めたときは、災害対策本部長の決定により、東京都災害対策本部（保健医療局）に、医療・助産救護について、迅速にその出動を要請する。
- カ 応援医療関係者の受け入れ、医療救護班の再編成、医薬品の供与、派遣先の割り振り、地理案内等の活動調整を実施する。
- キ 災害対策本部長は必要に応じ、都以外の区協定自治体及び東京都災害対策本部を

通じ自衛隊に医療・救護について出動を要請する。

(2) 緊急医療救護所及び医療救護所の設置

ア 災害対策本部長は、超急性期（6～72時間）においては、災害拠点病院、災害拠点連携病院等の近接地等に主に傷病者のトリアージを行うための緊急医療救護所を設置する。

(3) 医療救護班等の編成及び対応

ア 応援医療救護班の活動拠点は、区医療部におく。

イ 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地等に設置する緊急医療救護所を中心とする。

ウ 足立区医師会は、足立区内で震度6弱以上の地震が発生したときは、災害対策本部長からの要請の有無にかかわらず、自動的に自病院、又は自病院が被災した場合は、周辺の病院や消防機関が設置する仮救護所・避難所等必要な所で、負傷者の応急救護活動にあたる。

エ 足立区医師会は、災害対策本部長からの要請に基づき、医療救護班を編成・派遣する。医療救護班の編成は、原則として医師1名、看護師1名、補助その他若干名を1班とする。また、災害対策本部長は、必要に応じて足立区歯科医師会に歯科医療救護班の派遣を要請する。

オ 足立区薬剤師会は、区から要請があったときは、迅速に緊急医療救護所に出勤し、足立区医師会医療救護班の編成下に入り、応急薬剤支援を実施する。

カ 東京都柔道整復師会足立支部は、区から要請があったときは、迅速に緊急医療救護所に出勤し、足立区医師会医療救護班の編成下に入り、応急救護を実施する。

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 初動医療活動

【医療救護班等の活動内容】

区 分	内 容
医療救護班	(1) 傷病者に対するトリアージ (2) 傷病者に対する応急処置及び医療 (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 (4) 死亡の確認及び遺体の検案への協力 (5) 助産救護 (6) その他、都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	(1) 傷病者に対するトリアージの協力 (2) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 (3) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 (4) 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 (5) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	(1) 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 (2) 傷病者に対するトリアージの協力 (3) 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理及び受発注 (4) 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 (5) 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

第4 負傷者等の搬送体制

1 対応内容と役割分担

機 関 名	内 容
区（関係部、医療部）	(1) 被災現場から緊急医療救護所まで搬送。ただし、傷病者が集中し、緊急医療救護所の搬送が困難な場合、関係機関と協議し、適宜別の搬送先へ搬送する。 (2) 区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送 (3) 搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 (4) 区（医療部）は、搬送活動及び情報収集、全体調整を実施
都（総務局）	(1) 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、「九都県市災害時相互応援協定」及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請
都（保健医療局）	(1) 東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保 (2) その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施 (3) 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請

機 関 名	内 容
東京消防庁	(1)搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 (2)負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都保健医療局と連携して行う。
自衛隊	(1)ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送
足立区医師会	(1)患者搬送
足立区民間業者 民間輸送業者 医療ボランティア	(1)患者搬送

2 業務手順

- (1) 搬送は、原則として被災現場から緊急医療救護所までは区が対応し、医療機関又は緊急医療救護所から災害拠点病院等の病院までは、都及び区が対応する。
- (2) 医療機関や緊急医療救護所で対応できない重症者は、日本DMATなどの医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、都又は区が調達する。

3 詳細な取組内容

(1) 負傷者の搬送

- ア 都及び区は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。
- イ 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都（保健医療局）及び区が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター（東京都ドクターヘリを含む）・船舶等により行う。
- ウ 都本部に集まる道路啓開情報並びに東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を始めとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。
- エ 医療救護所等におけるトリアージの結果、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、東京消防庁の救急車、民間救急車等による陸路での搬送や、警察、消防、自衛隊及び民間のヘリコプター等による空路での搬送を、緊急に実施する。災害対策本部は、速やかに使用可能なヘリポートの位置を確認し、関係機関に周知する。なお、搬送は必要であるが、救急車による緊急搬送の必要までではない負傷者については、協定等に基づき確保するバス・タクシー事業者の車両等により搬送する。
- オ 患者の搬送先は、東京都内、埼玉県、千葉県等の広域に及ぶ可能性が高いため、区（医療部）は、東京都災害対策本部（保健医療局）、都災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター、東京消防庁等と密接な連絡を取りつつ、搬送先を決定する。

(2) 医療スタッフの搬送

- ア 区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として区が対応する。

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 初動医療活動

- イ 都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。
- ウ 都医療救護班等の搬送にあたって、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、船舶、トラック等による搬送を活用する。
- エ 発災直後において道路通行が不可能なときは、医療救護班等の移送手段として、都建設局が所有する水上バス等を活用する。移送に当たっては、清掃船等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施する。

第5 保健衛生体制

1 対策内容と役割分担

医療・保健・福祉等関係機関と連携し、被災生活を支える広域的なネットワーク体制を確立する等、地域住民の生活全体を視野に入れ、心身ともに健康な生活が営まれるように、中長期にわたる予測性を考慮した継続的な活動を行う。また、住民自身が復旧・復興への意欲を高める働きかけを目指す。

ライフラインが寸断された場合、飲料水や食品の衛生を保つことが困難となるため、被災地や避難所での飲料水の消毒や食品の取扱い等、衛生状態を確保するための巡回指導及び周知を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（衛生部）	（1）保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を実施 （2）都（保健医療局）と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請 （3）派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保 （4）「食品環境衛生指導・消毒班」（以下「衛生・消毒班」という）を必要に応じて編成 （5）東京都獣医師会との連携による動物救護所の設置 （6）飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護 （7）避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言 （8）被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力
都（福祉局、保健医療局）	（1）避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 （2）D H E A Tに関する総合的な連絡調整を行う。 （3）保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 （4）区における保健活動班の活動を支援 （5）区が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 （6）関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う （7）区からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村、国及び他県市等に保健活動班の派遣を要請 （8）区からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京D P A T及び他県D P A Tを派遣 （9）「環境衛生指導班」を必要に応じて編成し、区の要請に基づき派遣

機 関 名	対 策 内 容
	(10)「食品衛生指導班」を必要に応じて編成し、区の要請に基づき派遣 (11)関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 (12)負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護

(参考：第4部 第9章第4節「動物救護に関する事項」 P.478)

2 業務手順

- (1) 区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。また、衛生監視職の職員による衛生・消毒班を編成し、衛生管理指導にあたる。

3 詳細な取組内容

(1) 保健活動

《区（衛生部）》

ア 保健所は、保健活動班を編成し、避難所、被災地内住居等を巡回し、区民の健康状況を把握し、妊産婦・乳幼児の救護、要配慮者相談等を実施する。

なお、保健活動班の編成は、状況にあわせて保健所長が必要とする職種、職員をもって構成する。

イ 保健活動班は、衛生・消毒班と連携し、避難所等の健康管理、感染症予防、栄養対策、口腔ケア対策、衛生管理に関する活動を行う。

ウ 保健活動班は、災害活動の方針決定に向けて情報を収集する。

エ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

(2) 精神医療体制の確保

《区（衛生部）》《都（福祉局）》

ア 避難所における健康相談、家庭訪問等でこころのケアについての情報を収集し、対策を検討する。

イ 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

ウ 被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）も視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

エ 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

《都（福祉局）》

ア 被災した精神科病院の入院患者については、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受入れを円滑に行う。また、東京精神科病院協会等と連携し、別途受入れ先を確保する。

イ 転院については、東京DPAT及び他県DPATを派遣し、日本DMAT等との連携により行う。

ウ 東京DPAT及び他県DPATは、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第1節 初動医療活動

能補完を行う。

エ 精神科災害医療体制の状況を把握し、必要に応じて厚生労働省（DPAT事務局）及び他県の精神科病院に転院先の要請を行う。

（措置入院の体制確保）

ア 措置患者の緊急受入れについては、一時的に都立病院で行い、その後、東京都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。

イ 措置診察体制のため指定医の確保等を行う。

（3）在宅難病患者への対応

ア 都は、区からの要請に応じ、医療機関及び他縣市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

（4）在宅人工呼吸器使用者への対応

《区（衛生部）》

ア 区は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」をもとに、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

イ 人工呼吸器使用者及び家族に地域被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

ウ 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

《都（保健医療局）》

ア 区からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他道府県市等と調整に努める。

（5）透析患者等への対応

ア 医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、必要に応じて搬送手段を構築していく。

（6）その他、要配慮者への支援

ア その他、妊産婦、乳幼児、精神障がい者等要配慮者の支援に努める。

（7）被災動物の保護

《区（衛生部）》

ア 東京都獣医師会と連携し動物救護体制を検討する。

イ 東京都獣医師会と協働し動物救護所を設置する。

ウ 飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護を行う。

エ 避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言を行う。

オ 被災動物の保護に関し、都、関係団体等に協力する。

《都（保健医療局）》

ア 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。

イ 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。

第2節 医薬品・医療資器材の供給

第1 対策内容と役割分担

災害時医薬品供給体制を再検討し、医療物資供給体制を強化する。

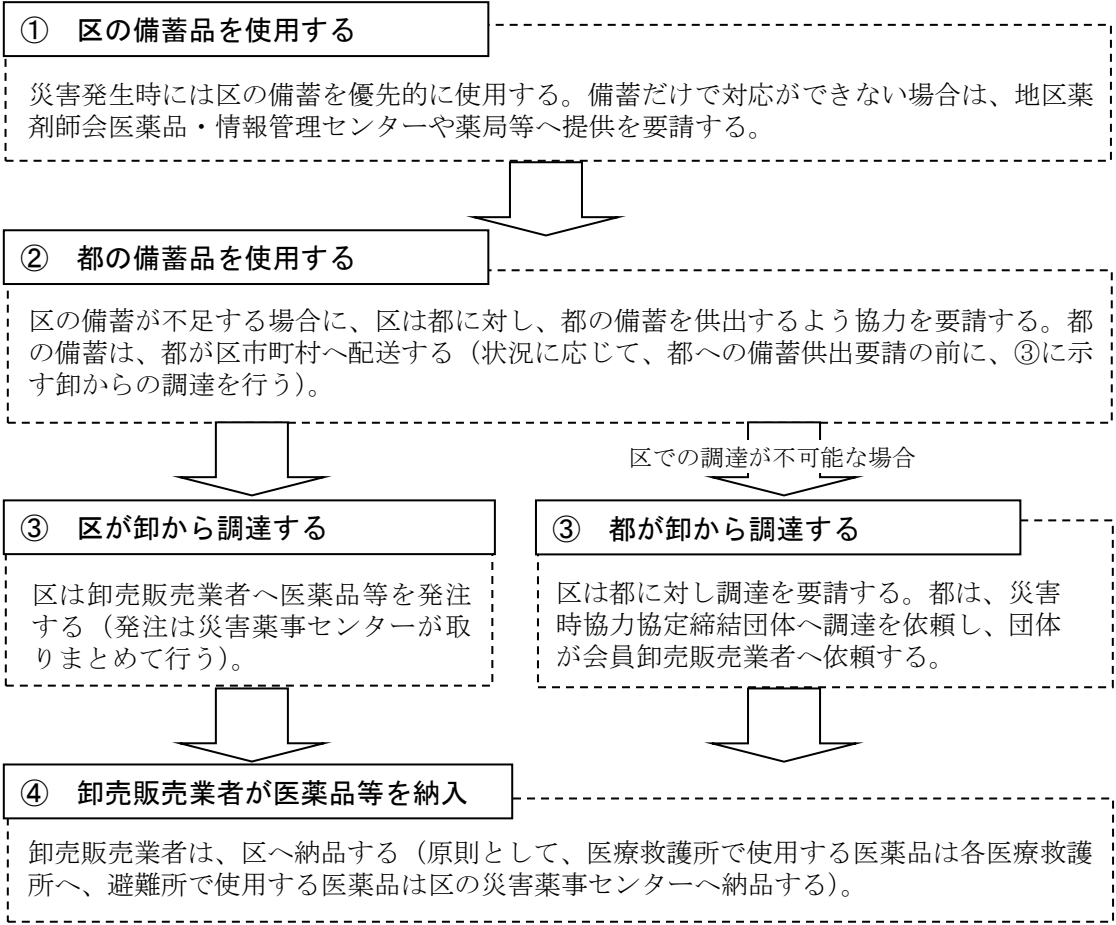
機 関 名	対 策 内 容
区（医療部）	(1) 発災後速やかに災害薬事センターを設置 (2) 災害薬事センターを複数設置する際には、中核となる区災害薬事コーディネーターは足立区薬剤師会から選任し、他は足立区薬剤師会との協議のうえ決定 (3) 災害発生時には区が備蓄しているものを使用 (4) 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請 (5) 区災害薬事コーディネーターは区の要請を受け、医薬品調達及び搬送、全体調整を実施
都（保健医療局）	(1) 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 (2) 区の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 (3) 医薬品等が不足した場合には、社団法人東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 (4) 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める (5) 必要に応じて医薬品集積センターを設置し、仕分けたうえで区へ提供
足立区薬剤師会	(1) 区災害医療コーディネーター、都地域災害医療コーディネーター及び都災害医療コーディネーターの業務に協力 (2) 足立区薬剤師会は、区の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理等を行う。 (3) 都の要請があった場合、医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を行う。
日本赤十字社	(1) 日本赤十字社東京支部医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行 (2) 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター（日本赤十字社東京都支部）と献血供給事業団とが密接な連携のもとに供給を行う。 (3) 血液製剤の都外からの輸送等については日本赤十字社東京支部が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請
自衛隊	(1) 必要に応じ、医薬品・医療資器材分類、必要品請求、医薬品調達、搬送等を行う。
医療ボランティア	(1) 医薬品・医療資器材分類、必要品請求、医薬品調達、搬送（資格によって部門ごとに協力を行う）

第7章 医療救護・保健衛生等対策

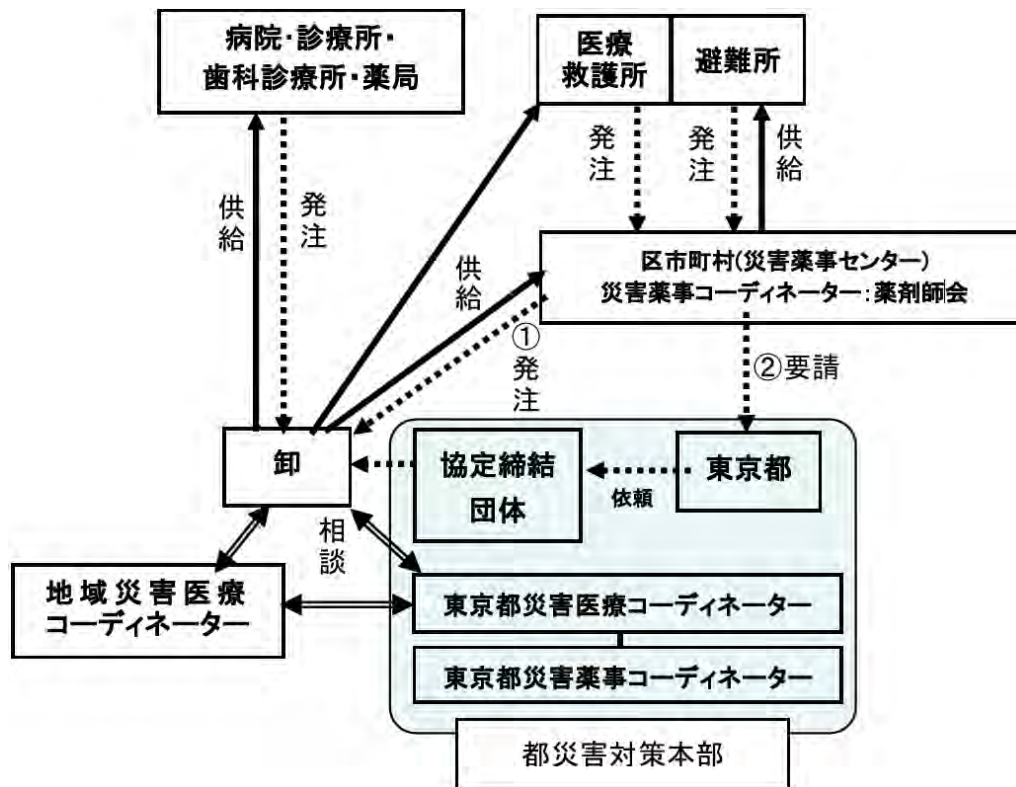
第2節 医薬品・医療資器材の供給

第2 業務手順

【区が使用する医薬品等の調達手順】



【卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】



- ①：区は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が区へ納品する。
- ②：区での調達が不可能な場合は、区は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区へ納品する。
- ③：①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおり。

【医療救護所】 発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

【避難所】 発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は区の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けたうえで各避難所へ配送

- ④：卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーター及び東京都災害薬事コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

付属編
火山対策

432

- (1) 災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターの区災害薬事コーディネーターは足立区薬剤師会から選任し、その他の災害薬事センターの区災害薬事コーディネーターは足立区薬剤師会と区が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センターの区災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する）。
- (2) 区災害薬事コーディネーターは、区災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、都災害医療コーディネーターに協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。
- 4 区は傷病者の概数の把握に努め、足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会と協議のうえ、医療救護所や避難所等において、発災直後は区の備蓄を使用する。不足する場合は、足立区薬剤師会と協議のうえ薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う）。
- 5 備蓄及び足立区薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、足立区薬剤師会と協議のうえ、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都（保健医療局）へ調達を要請する。

＜都から区への支援手順＞

- ア 区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、区は都に医薬品等の調達を要請する。
- イ 都は、災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。
- ウ 協定締結団体は、会員各社（卸売販売業者）から最も効率的に当該区へ納入できる者を選定し、調達を依頼する。
- エ 依頼を受けた卸売販売業者は、当該区へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品する）。

第7章
医療救護・保健衛生等対策

第3節
医療施設の確保

第3節
医療施設の確保

第1
対策内容と役割分担

機 関 名	内 容
区（医療部）	（１）医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
都（総務局）	（１）都は、災害の規模等により、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請
都（保健医療局）	（１）医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請
自衛隊	（１）陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施 （２）海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動
災害医療支援病院	（１）専門医療への対応を行う病院は診療機能を継続、それ以外のすべての病院は、慢性疾患への対応、その他医療救護活動を実施
診療所等	（１）専門的医療を行う診療所は、診療機能を継続し、それ以外の診療所等は必要な医療救護活動を実施

第2
業務手順

- 1 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
- 2 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。

第3
詳細な取組内容

- 1 災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。
- 2 救急告示を受けた有床診療所、透析や産科等の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、状況に応じて必要な医療救護活動を行い、診療継続に努める。
- 3 被災病院にいる措置入院患者及び隔離・拘束中の患者については、災害拠点精神科病院へ、医療保護入院患者については、災害拠点精神科連携病院へ、それぞれ搬送して治療を行う。

第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

第1 対策内容と役割分担

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区は連携して遺体収容所を開設し、火葬手続を迅速に実施する。

【実施主体】

全体主担当	区（救出部）	全体調整
主 担 当	警視庁	(1) 検視 (2) 身元確認
区 主 担 当	区（地域のちから推進部）	(1) 連絡調整統括 (2) 遺体搬送の調整 (3) 遺体安置所の設置 (4) 遺体収容所の設置準備・開設
支 援	区（都市建設部） 自衛隊	(1) 救出現場からの遺体搬送 (1) 遺体搬送
支 援 機 関	都（保健医療局）、 監察医務院	(1) 検案班派遣 (2) 検案
	区（総務部）	(1) ドライアイス及び柩等の調達
	区（区民部）	(1) ドライアイス及び柩等の輸送 (2) 死体火葬許可証の発行
	区（福祉部）	(1) 身元不明遺骨・遺留品の引取調査及び保管
	足立区医師会	(1) 検視・検案の協力
	一般社団法人全国霊柩自動車協会	(1) 遺体搬送
	全東京葬祭業協同組合連合会	(1) 棺及び葬祭用品の供給 (2) 遺体安置施設の提供 (3) 遺体搬送

1 行方不明者の捜索についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括、遺体の収容を実施
都（総務局）	(1) 関係機関と連絡調整を行う
警視庁	(1) 救出・救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う (2) 区と協力し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う (3) 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施
自衛隊	(1) 都の要請に基づき、行方不明者等の救出・救助を実施、救出・救助活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

2 遺体の搬送(遺体収容所まで)についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1) 遺族等による搬送が困難な遺体の搬送に関する調整 (2) 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。 (3) 都及び警視庁と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案体制を整備 (4) 遺体の腐敗防止の対策を徹底
区（関係部）	(1) 区は、都（総務局）と協議し、都（各部局）、警視庁、関係機関及びボランティア等の協力を得て、作業員の雇上げ、機械器具の借上げ等の方法を講じ、遺体の搜索を実施 (2) 搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。 ただし、災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期限内（10日以内）に次の事項を明らかにして、都知事に申請する。 ア 延長の期間 イ 期間の延長を要する地域 ウ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること） エ その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等） (3) 救出隊は、発見した遺体を遺体安置所に搬送 (4) 避難所等に安置されている遺体は、区（地域のちから推進部）が遺体安置所に搬送 (5) 区（地域のちから推進部）は、遺体安置所に搬送された遺体の氏名等を区（救出部）に報告 (6) 区（総務部）は、区（地域のちから推進部）の要請に基づき、遺体収容のためのドライアイス及び柩を調達し、区（区民部）は、これを遺体安置所に搬送 (7) 輸送手段等の確保に際し、必要に応じて一般社団法人全国霊柩自動車協会に要請 (8) 区（地域のちから推進部）は、遺体処理票及び遺留品処理票（資料編震災編 第41「遺体処理関係様式」P.122）を作成し、整備する。
都	(1) 遺体収容所の開設状況の情報を収集 (2) 区長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援
都（総務局）	(1) 区及び関係機関等との連絡調整を実施 (2) 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。 (3) 区からの協議に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整にあたりとともに、搜索作業が円滑に実施できるよう支援

3 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1)災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施し、順次開設 (2)都及び警視庁に開設状況を報告するとともに、住民等へ周知 (3)状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請 (4)遺体収容所に管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施したうえで、遺体収容所における検視・検案体制を整備 (5)遺体の腐敗防止の対策を徹底
都	(1)区から遺体収容所の開設、運営に関する情報を収集 (2)区長からの要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援
警視庁	(1)遺体収容所の開設状況の情報を収集 (2)遺体取扱対策本部を設置し、遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成 (3)開設された遺体収容所に検視班等を派遣

4 検視・検案・身元確認等についての取組内容

(1) 都・区等が行う対策

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1)遺体収容所における検視・検案を含めた運営態勢の準備 (2)区（地域のちから推進部）は、災害対策本部の指示に基づき、公共施設等に遺体安置所を開設 (3)検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定 (4)警視庁及び都（保健医療局）に対し、検視・検案班の遺体収容所への出動を要請
都（保健医療局）	(1)知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣し、遺体の検案等の措置を講ずる。 (2)検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、東京都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 (3)検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請
監察医務院	(1)警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 (2)検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 (3)検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 (4)大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
警視庁	(1)遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。

第7章 医療救護・保健衛生等対策

第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

機 関 名	対 策 内 容
	(2) 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。 (3) 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。

(2) 協力機関が行う対策

関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁及び都（保健医療局（監察医務院））の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動する。

機 関 名	対 策 内 容
東京都医師会	(1) 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
東京都歯科医師会	(1) 都及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力
日本赤十字社	(1) 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
日本法医学会	(1) 都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力

(3) 身元確認に関する機関別活動内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	(1) 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 (2) 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体は、遺体収容所内に設置する身元不明遺体安置所において、適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 (3) 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。
警視庁	(1) 行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。 (2) 身元が判明したときは、遺体を着衣・所持金品とともに「遺体引渡班」へ引き継ぐ。 (3) おおむね2日間調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区長に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続する。）。
東京都歯科医師会	(1) 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。 (2) 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

5 区民への死亡者に関する情報提供についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部、関係部）	（1）大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携し、区庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設、地域住民等への情報提供等を行う体制を準備する。
都	（1）大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区及び関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、区民に速やかに提供する。

6 遺族への遺体の引き渡しについての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部）	（1）警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従い、遺族への遺体の引渡しを実施する。
警視庁	（1）区や関係機関と連携し、遺族への遺体の引渡しを実施する。

7 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

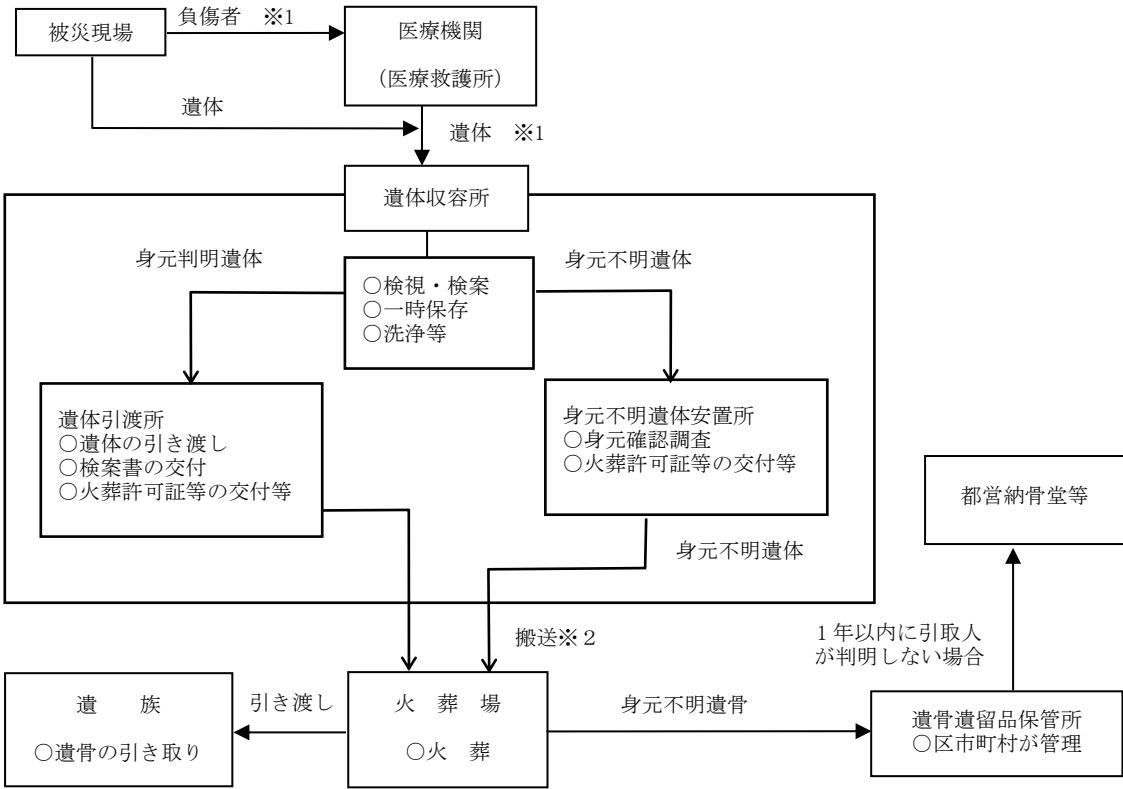
機 関 名	対 策 内 容
区（区民部）	（1）遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 （2）死亡届を受理後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。
都	（1）区に対して、必要な支援措置を講ずる。

第7章
医療救護・保健衛生等対策

第4節
行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

第2
業務手順

【遺体取扱いの流れ】



- ※1
警視庁は、区が実施する遺体の搜索・収容等に協力
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救出・救助活動を行い、遺体については関係機関へ引き継ぐ。
- ※2
区の要請に基づき、都（保健医療局）が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請する。

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区 分	内 容
搜索の期間	災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区長の場合は知事)に申請する。 (1) 延長の期間 (2) 期間の延長を要する地域 (3) 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること） (4) その他（期間延長によって搜索されるべき遺体数等）

第7章 医療救護・保健衛生等対策
第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

区 分		内 容
国 庫 負 担	対象となる経費	(1)船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 (2)搜索のために使用した機械器具の修繕費 (3)機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	(1)金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	(1)搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 (2)いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分	内 容
遺体処理の期間	(1)災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	(1)災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に内閣総理大臣(区長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象 となる経費	(1)遺体の一時保存のための経費 (2)遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第8章 帰宅困難者等対策

第1節 東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

第8章 帰宅困難者等対策

第3部 第8章	災害予防計画 帰宅困難者等対策	第4部 第8章	災害応急対策計画 帰宅困難者等対策	第5部 第5章	災害復旧計画 帰宅困難者等対策
第1節	帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底(P. 232)	第1節	東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応(P. 442)	第1節	帰宅ルール等による安全な帰宅の推進(P. 564)
第2節	帰宅困難者への情報通信体制整備(P. 240)	第2節	事業所等における帰宅困難者対策(P. 448)	第2節	徒歩帰宅者の支援(P. 568)
第3節	一時滞在施設の確保及び運営の支援(P. 241)	第3節	駅周辺での混乱防止(P. 452)		
第4節	帰宅支援のための体制整備(P. 244)				

第1節 東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

第1 情報収集と判断

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1)区内の滞留者へ、発災直後からの安全確保について呼びかけ (2)区内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
都（総務局）	(1)都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 (2)都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ (3)都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
国、交通事業者	(1)公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区と共有

2 詳細な取組内容

- 都は、都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置し、対応する。
- 区及び都は、発災直後から、区内の滞留者に対し報道機関やSNS等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。
- 区及び都は、区内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムを活用し、GPS 情報に基づく混雑状況やSNS 投稿情報に基づく被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、対応する。
- 公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、区や都、国や交通事業者が連携して情報を共有し、区内滞留者へ適切に発信する。

第2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

1 対策内容と役割分担

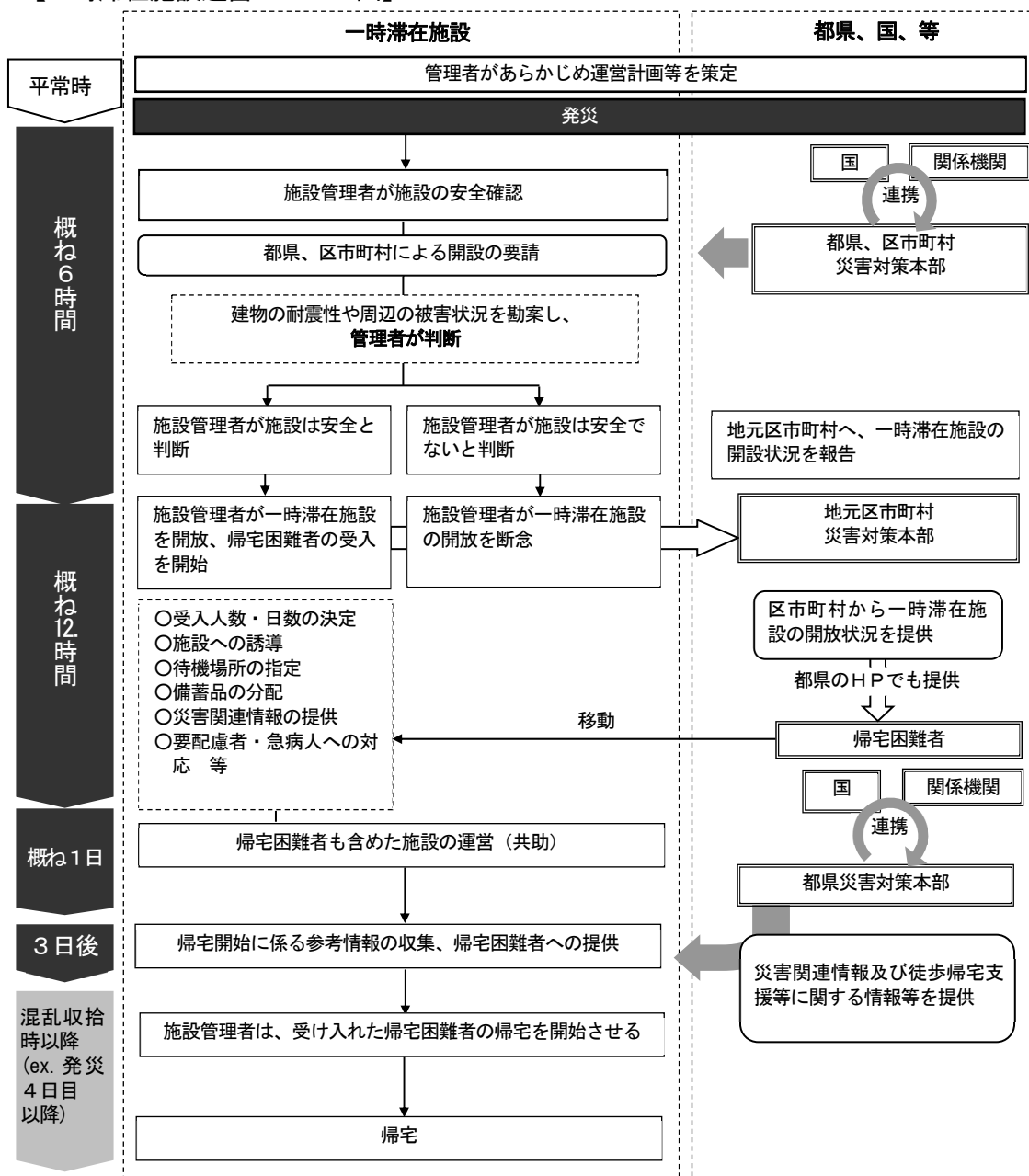
機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 区立の一時滞在施設や、協定を締結している民間一時滞在施設に開設要請 (2) 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施
都（総務局）	(1) 都立一時滞在施設に開設要請 (2) 区を通じ、民間一時滞在施設に開設要請 (3) 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施
一時滞在施設となる施設	(1) 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れ

第8章 帰宅困難者等対策

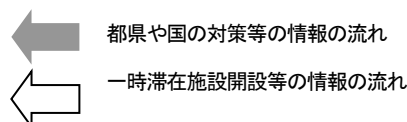
第1節 東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

2 業務手順

【一時滞在施設運営のフロー図】



災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて随時行う。



3 詳細な取組内容

- (1) 都災害対策本部（帰宅困難者対策部門）は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設へ直接開設要請を行う。また、区に対し、協定を締結した民間一時滞在施設等や区立の一時滞在施設へ開設要請するよう、呼びかける。
- (2) 区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等や区立の一時滞在施設に対し開設要請を行う。
- (3) 施設の開設要請後は、施設管理者もしくは区が、東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。
- (4) 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは所在地の区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。
 なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。
 また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。
- (5) 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。
 - ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）
 - (ア) 従業員の安否確認
 - (イ) 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
 - (ウ) 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
 - (エ) 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
 - (オ) 施設利用案内の掲示等
 - (カ) 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、w i - f i 等の通信手段の確保
 - (キ) 区等への一時滞在施設の開設報告
 - イ 帰宅困難者の受入等（おおむね12時間後まで）
 - (ア) 帰宅困難者の受入開始
 - (イ) 携帯トイレ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
 - (ウ) 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
 - (エ) し尿処理・ごみ処理のルール確立
 - (オ) テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
 - (カ) 受入可能人数を超過した場合の区等への報告
 - ウ 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）
 - (ア) 受入者も含めた施設の運営及び区等への運営状況報告
 - (イ) 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供
 - エ 一時滞在施設の閉設（おおむね4日後以降）
 - (ア) 一時滞在施設閉設の判断
 - (イ) 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

第8章

帰宅困難者等対策

第1節

東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

第3

帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

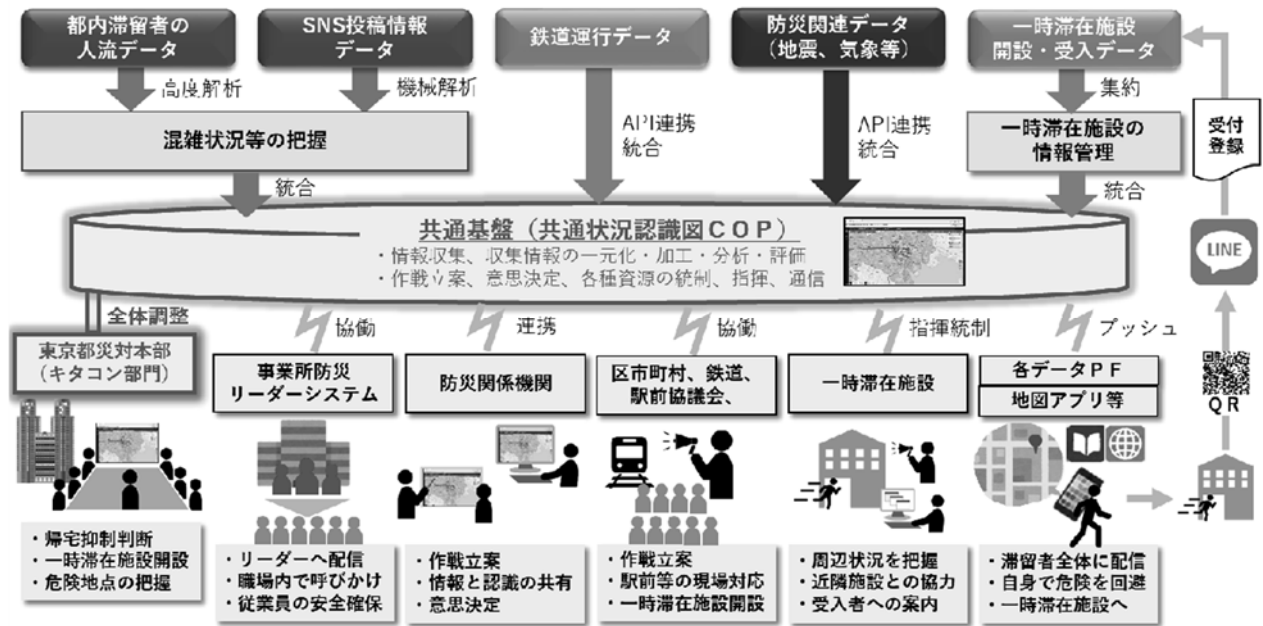
1

対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	（１）帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報提供
都（総務局）	（１）帰宅困難者等に対し、防災ホームページや防災X、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供 （２）一時滞在施設に対し、D I Sのほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有 （３）東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報発信 （４）事業所防災リーダーを通じて区内の事業所に対し、随時災害情報等を提供
報道機関	（１）行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者を提供

- （１）区や都は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、HP・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。
- （２）都は、東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムの整備を行い、順次利用可能な機能を実際に活用していく。
- （３）都は、事業所防災リーダーシステムにより、事業所ごとのマイページに対し、適宜災害情報・鉄道運行情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。また、発災時の行動などについての事業所からの問合せに対し、本システムを活用し、チャットボットで対応する。

【東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムの全体概要（完成イメージ）】



第8章

第2節

事業所等における帰宅困難者対策

第2節

事業所等における帰宅困難者対策

第1

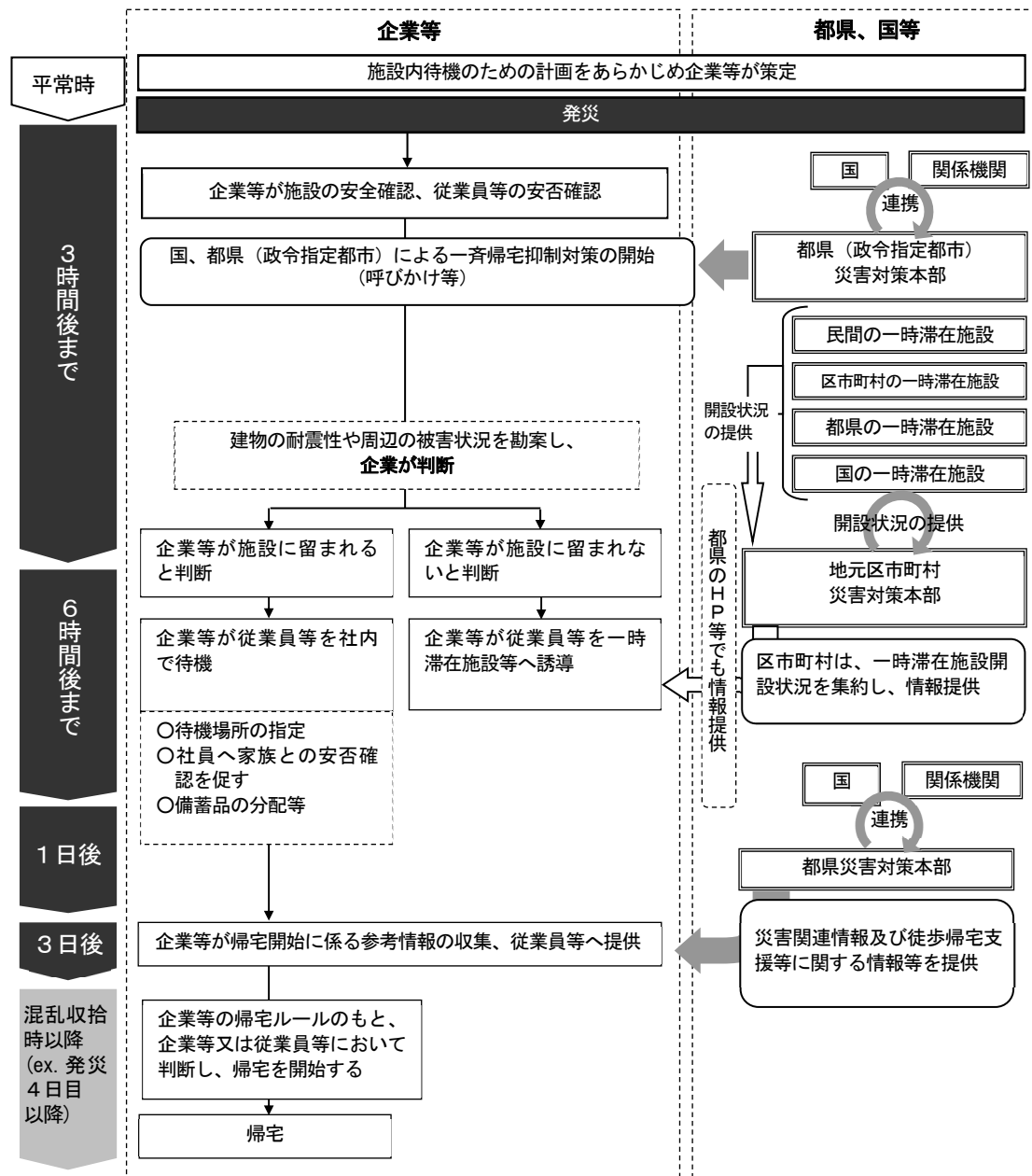
対策内容と役割分担

発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、その対応について定める。

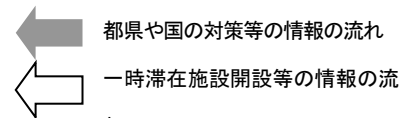
機 関 名	対 策 内 容
都	(1)事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供 (2)事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請 (3)事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底を図る
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	(1)加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を求める
事業者	(1)従業員等を施設内に一定期間待機 (2)施設内に待機できない場合は、一時滞在施設等へ誘導 (3)被災者支援・復旧活動等の防災活動への参加 (4)待機させる従業員等に対する情報提供体制の確保
学校等	(1)児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供、保護者へ連絡
国、都、区（関係部）	(1)報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を収集する

第2 業務手順

【一斉帰宅抑制のフロー図】



災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて随時行う。



第8章 帰宅困難者等対策

第2節 事業所等における帰宅困難者対策

第3 詳細な取組内容

1 事業所防災リーダーの活用

- (1) 都は、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスやLINE アカウントに対して、発災時に様々な災害情報や防災行動のお願いなどを発信する。
- (2) 各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。

2 事業所による従業員等の施設内待機

- (1) 従業員等が、チェックリストにより施設の安全を確認する。
- (2) 国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内または他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所等の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- (3) 来所者についても、従業員等に準じて、施設内または他の安全な場所で待機させるようにする。

3 施設内に待機できない場合の対応

- (1) 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等（※）の開設計画等をもとに、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。
また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。
※ 一時滞在施設、避難場所等を指す。

4 防災活動への参加

- (1) 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

5 情報提供体制

- (1) 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。
- (2) 国、都、区は、報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を収集する。
- (3) 都は、事業所防災リーダーシステム、東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していく。

6 学校等の対応

- (1) 学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定めてある手段により、保護者へ連絡する。
- (2) 高齢者や障がい者のデイサービス施設も学校等と同様に事業計画を策定する。

【事業所防災リーダーを通じた東京都からの情報発信の例（イメージ）】

	想定シーン	事業所防災リーダーへの呼びかけ（イメージ）
1	電車が止まる程度の地震 【朝（出勤前後）】	○月○日○時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後も余震等の恐れがあることに加え、出勤者等による混雑が大きくなると大変危険です。また医療やライフラインなど、エッセンシャルワーカーの円滑な出勤を優先していく必要があります。各企業におかれては、従業員等の安全を確保するため、適宜出勤の制限やすでに出勤した方の事業所内での保護等を、適切に実施していただきますようお願いいたします。その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
2	電車が止まる程度の地震 【日中（勤務時間中）】	○月○日○時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後の地震情報や運行情報にご注意ください。余震等の恐れがあることに加え、徒歩帰宅による混雑が大きくなると大変危険です。各企業におかれては、従業員の安否を確認し、安全な帰宅ができるよう情報収集等に努めてください。従業員が安全に帰宅できない可能性がある場合は、事業所内に留まることもご検討ください。その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
3	電車が止まる程度の地震 【夜間（勤務時間外）】	○月○日○時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後の地震情報や運行情報にご注意ください。余震等の恐れがあることに加え、徒歩帰宅による混雑が大きくなると大変危険です。各企業におかれては、従業員が安全に帰宅できない可能性がある場合は、事業所内に留まることもご検討ください。その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
4	首都直下地震クラス 【朝（出勤前後）】	○月○日○時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、出勤している従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。まだ出勤していない従業員に対しては、身の安全を確保することを最優先とし、出勤の抑制等を呼びかけてください。業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
5	首都直下地震クラス 【日中（勤務時間中）】	○月○日○時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、出勤している従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
6	首都直下地震クラス 【夜間（勤務時間外）】	○月○日○時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、事業所内の従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。

第8章 帰宅困難者等対策

第3節 駅周辺での混乱防止

第3節 駅周辺での混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

（資料編震災編 第44「区内各駅における帰宅困難者数」 P. 129）

第1 駅周辺の混乱防止

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
駅前滞留者対策推進協議会	(1)各協議会における要領やルール等（「北千住ルール」等）に基づく対応の実施。
区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、産業経済部）	(1)災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）等により地域防災活動に必要な情報を収集する。 (2)駅周辺の滞留者の一時滞在施設を確保する。 (3)滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。 (4)現地に職員を派遣して、発災時に現地対策本部等を設置し、駅周辺での混乱防止を図る。
都（総務局）	(1)帰宅困難者に対し、区や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供
警視庁	(1)所轄の警察署は、区に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。
東京消防庁	(1)所轄の消防署は、区に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係わる支援を行う。 (2)鉄道機関の防災計画に基づく訓練を実施する。 (3)共同溝・洞道の安全性の確保を推進する。 (4)区等に対して駅周辺の混乱防止対策に係わる指導助言を行う。 (5)区が設置した駅前滞留者対策推進協議会に参画する。
通信事業者	(1)事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 (2)災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（WE B171）等の利用を呼びかける。
報道機関	(1)行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供する。
事業者等	(1)施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 (2)関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を行う。

2 詳細な取組内容

《駅前滞留者対策推進協議会》

- (1) 各協議会における要領やルール等（「北千住ルール」等）に基づき、利用者保護、一斉帰宅抑制、正確な情報の収集・提供、滞留者への支援等を行う。
- (2) 正確な情報の収集にあたっては、災害用デジタルサイネージ等により、地域防災活動に必要な情報を収集する。

《区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、産業経済部）》

- (1) 防災無線、足立区災害ポータルサイト、足立区防災アプリ、区HP、メール配信サービス、災害用デジタルサイネージ等において災害情報の提供を行う。
- (2) 現地に職員を派遣し、現地対策本部を立ち上げ、駅周辺の混乱防止を図る。
- (3) 現地対策本部は、災害用デジタルサイネージ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。
- (4) 公共施設や地域の事業者等の施設管理者に、駅周辺の滞留者の一時滞在施設の開設を要請する。
- (5) 協議会参加者は、駅前滞留者に対して、周辺の被害情報の提供等をしながら一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

《東京消防庁》

- (1) 東京都震災対策条例第11条に基づき指定された鉄道機関（20機関）の事業所防災計画に基づく訓練を推進する。
 - ア 防災計画に揚げた対策項目
 - (ア) 災害時の対策本部の開設、運営
 - a 施設、設備の被害状況の把握
 - b 列車の運行可否の決定
 - (イ) 旅客の避難誘導
 - a 迂回路、一方通行の設定等避難誘導経路の決定
 - b 階段規制
 - (ウ) 旅客への広報
 - a 放送設備の活用
 - (エ) 旅客のパニック防止
 - a 非常照明の早期確保
 - b 行政機関への応援要請
 - イ 従業員に対する教育、訓練の実施
 - ウ 地震後の対策の策定
 - (ア) 一定規模以上の共同溝については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届け出を義務付けている。
 - (イ) 地下ケーブルを収容する共同溝・洞道については、その内容物の不燃化・難燃化及び消火装置等について、関係機関と連絡を密にし、施設の安全性の確保を推進する。
 - (ウ) 東京消防庁は、区等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係わる指導助言を行うとともに、区が駅周辺混乱防止対策協議会を設置した場合はこれに参画する。

第8章 帰宅困難者等対策

第3節 駅周辺での混乱防止

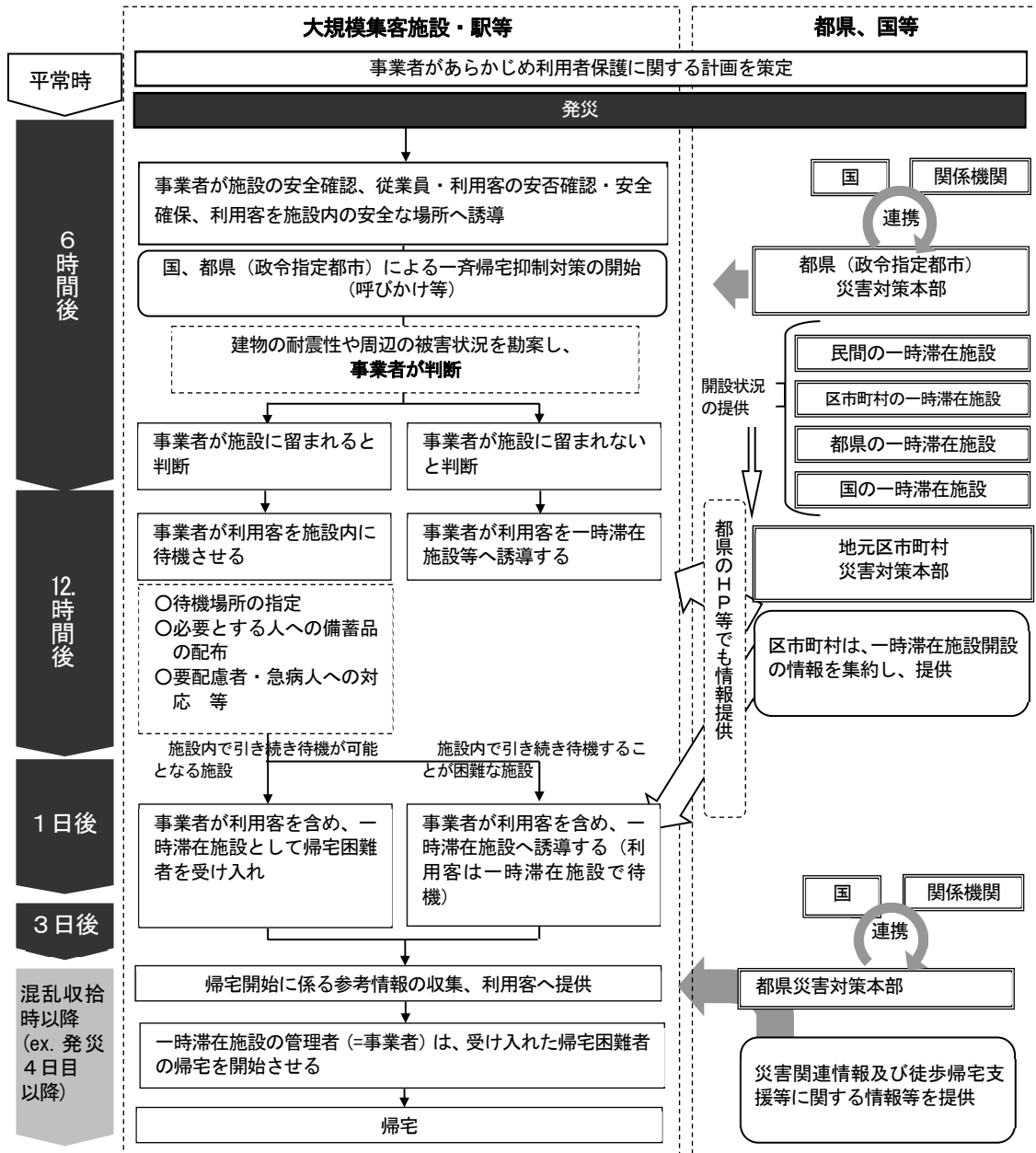
第2 集客施設及び駅等における利用者保護

1 対策内容と役割分担

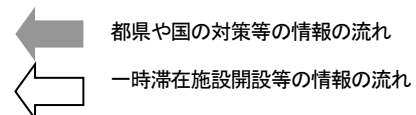
機 関 名	対 策 内 容
集客施設及び駅等の事業者	(1)集客施設及び駅等において、利用者を保護 (2)駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導 (3)要配慮者に配慮した利用者保護 (4)施設内で待機している利用者への情報提供
各鉄道事業者	(1)駅利用者に必要な情報を提供
国、都、区（関係部）	(1)都は、東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて集客施設や駅利用者等へ、都内の混雑に関する情報や一時滞在施設の開設・運営情報等を提供できるよう整備 (2)報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を収集・伝達

2 業務手順

【大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図】



※ 駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している。
災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて随時行
う。



第8章 帰宅困難者等対策

第3節 駅周辺での混乱防止

3 詳細な取組内容

《集客施設及び駅等の事業者》

(1) 施設の安全性の確認

ア 施設の安全の確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

イ 施設の周囲の安全の確認

国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。

ウ 利用者の保護

安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

(2) 一時滞在施設への誘導等

ア 事業者等による案内又は誘導

保護した利用者については、区や関係機関との連携のもと、事業者が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

イ 利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合等

災害発生時、一時滞在施設への誘導が困難な場合のため、各事業者は、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設または隣接施設と連携し、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受入れる一時滞在施設となることが望ましい。

さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、利用者とともに、外部からの帰宅困難者等も受入れる。

ウ 東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムによる施設情報の提供

都は、東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に集約・発信し、帰宅困難者等が利用可能な施設を把握・移動できるよう、開発を進める。

(3) 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携のもと、事業者が一時滞在施設や避難場所へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

(4) 要配慮者への配慮

利用者保護にあたって、事業者は、区や関係機関とも連携し、要配慮者に配慮する。

ア 高齢者、障がい者、医療的ケア児、乳幼児、難病患者、妊産婦、通学の小中学生等

待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。

障がい者については、併せて必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用等が考えられ、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供等について配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板やアナウンス等による対応等も実施する。

(5) 利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用する等、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

《各鉄道事業者》

(1) 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布する等、駅から誘導場所までの情報を提供する。

(2) 駅利用者に対し、列車や代替輸送等の運行情報を提供する。

《国、都、区（関係部）》

(1) あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を収集・伝達する。

(2) 都は、東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて帰宅困難者等へ情報発信するほか、駅前滞留者対策協議会等に対しても災害対応に必要な情報を適宜共有できるようシステムを構築していく。

第9章 避難者対策

第1節 避難誘導の実施

第9章 避難者対策

第3部 災害予防計画 第9章 避難者対策	第4部 災害応急対策計画 第9章 避難者対策	第5部 災害復旧計画 第6章 避難者対策
第1節 避難体制の整備 (P. 247)	第1節 避難誘導の実施(P. 458)	第1節 要配慮者生活支援 (P. 570)
第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化 (P. 250)	第2節 要配慮者対策(P. 464)	
第3節 避難所の管理運営体制の整備等(P. 255)	第3節 避難所の開設・運営 (P. 466)	
第4節 要配慮者対策(P. 261)	第4節 動物救護に関する事項 (P. 478)	
第5節 避難所外の避難者及び在宅避難者対策 (P. 265)	第5節 避難所外の避難者及び在宅避難者対策(P. 481)	
	第6節 ボランティアの受入れに関する事項(P. 482)	
	第7節 被災者の他地区への移送に関する事項(P. 483)	

第1節 避難誘導の実施

ここでは、震災時における避難誘導の流れについて記載する。津波時の避難は、第4章「津波等対策」、洪水時の避難は、足立区地域防災計画（風水害編）に記載する。

第1 対策内容と役割分担

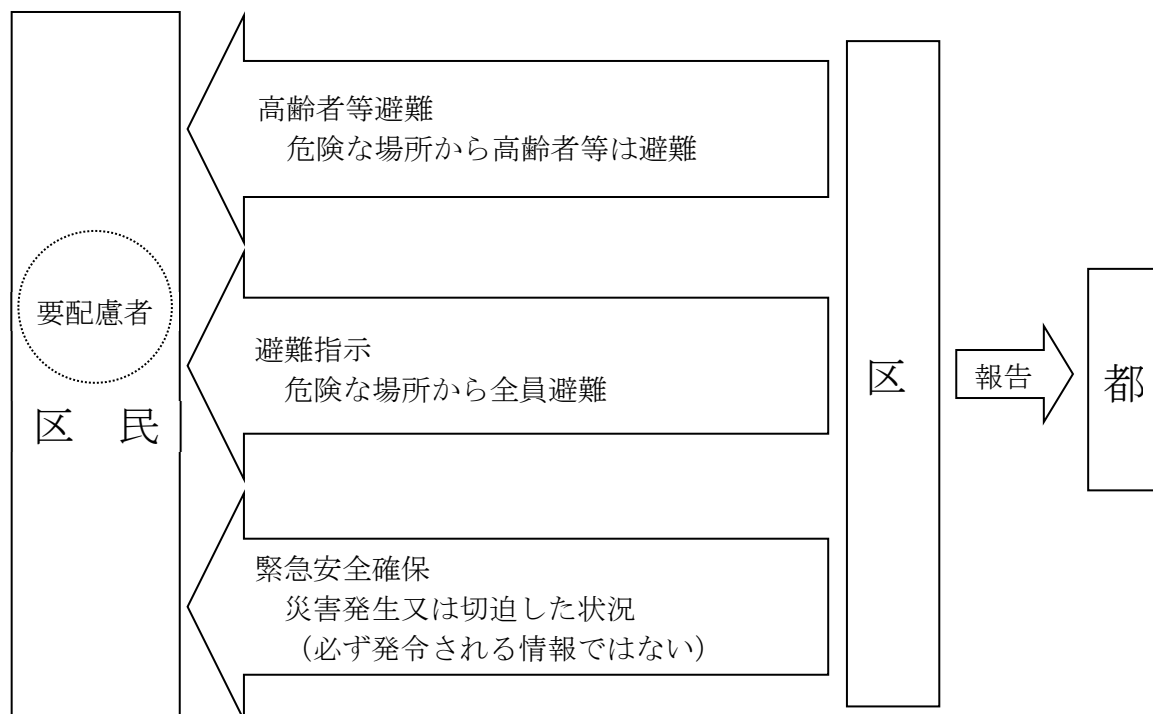
災害時における人的被害を根絶することを目的とし、区及び警視庁、東京消防庁が一体となって、住民を避難収容できる態勢を確立するため、平素から連絡協調を密にし、その任務を明確にしておく。

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、危機管理部、区民部、福祉部）	（1）避難指示等 （2）警戒区域の設定 （3）避難誘導 （4）要配慮者に関する情報収集、安否確認 （5）避難場所におけるトイレ機能の確保 （6）水防法に基づく立退き指示
防災区民組織（町会・自治会等）	（1）地域住民を避難誘導
集客施設の施設管理者	（1）利用者を避難誘導
病院、社会福祉施設等の施設管理者	（1）状況に応じてあらかじめ指定した避難所、避難場所に収容者を避難誘導
都（本部）	（1）災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、区市町村の代行（避難指示、応急措置）） （2）区からの要請に関する都関係各局との連絡調整（本部） （3）避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言（本部）
都（関係各局）	（1）区からの要請対応

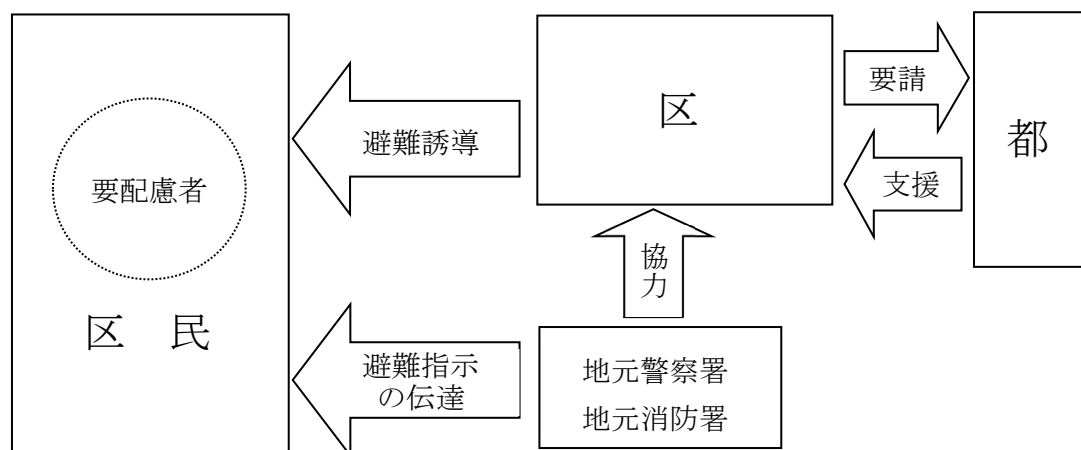
機 関 名	対 策 内 容
都（建設局）	(1)水防法に基づく立退き指示
警視庁	(1)（区長が避難指示できない場合）警察官による避難指示 (2)住民の避難誘導
東京消防庁	(1)災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2)人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の区への通報 (3)被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 (4)避難指示等の伝達

第2 業務手順

【避難情報】



【避難誘導】



第9章 避難者対策

第1節 避難誘導の実施

第3 詳細な取組内容

《区（政策経営部、危機管理部、区民部、福祉部）》

1 避難指示等

- (1) 区長は、地震による火災など、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、地元警察署長及び消防署長に連絡のうえ、対象避難地域、対象者及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。

ア 避難の指示基準

- (ア) 火災が拡大するおそれがあるとき
(イ) 大地震時、同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測される場合、またはガスの流出拡散により広域的に人命危険が予測されるとき
(ウ) 建物崩壊の発生、ないしは崩壊のおそれが大きい地区があるとき
(エ) その他、住民の生命または身体を保護するため必要と認めるとき

イ 避難の指示

- (ア) 区の地域において、災害の様相から住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがある場合、またはその危険が切迫した場合には、災害対策本部長は、警察署長、消防署長と協議のうえ、地域、避難経路、避難場所（津波、河川氾濫の場合は、高所や高層建物を含む）を定めて、避難を指示する。
(イ) 区内の地域において著しい危険が切迫しており、災害対策本部長が避難の指示を発するいとまがないと認めるとき、又は災害対策本部長から要請があった場合は、警察官が直接住民に避難を指示する。この場合、警察官は直ちに災害対策本部長に通報する。
(ウ) 災害対策本部長は、区の地域内に避難の指示をした場合には、直ちに都災害対策本部長に報告する。

ウ 指示の伝達

- (ア) 避難指示の住民への伝達は、広報車及び消防車、同報系無線、現場での拡声装置、ラジオ等多様な手段により行う。（第3部第6章第2節「住民等への情報提供体制の整備」P.220 参照）

また、「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合わせ」に基づき、災害発生時、災害対策本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置にいたらない場合でも、区民等に対し、マスコミと連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

※ 「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合わせ」の内容

a 実施機関

- (a) 東京都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

b 伝達する情報

- (a) 高齢者等避難
(b) 避難指示

(c) 警戒区域の設定

エ 高齢者等避難

- (ア) 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、必要な地域の居住者等に対して発令する。
- (2) 区長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、区長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。
- (3) 区長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。
- (4) 区長は、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または退去を命ずる。

2 避難誘導

- (1) 避難指示を発令した場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域または町会・自治会等、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、防災区民組織（町会・自治会等）や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する（2段階避難方式）。
- (2) 区における避難場所への避難は、区全域の人々の一斉避難を想定した地区割当に基づき、区長の指示などによる自由避難（任意の経路を利用して避難すること）とする。
- (3) 避難の指示を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難を行う。
- (4) 震災時における避難場所の運用は、原則として避難場所所在の区が行う。ただし、区のみでの対応が困難な場合は都が補完する。
- (5) 高齢者や障がい者、医療的ケア児、外国人等の要配慮者については、障がいの特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、危機管理部と福祉部、多文化共生担当部局等との携の下、地域住民、防災区民組織（町会・自治会等）等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
- (6) 区は、以下のとおり避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。
- ア 雨水貯留槽、防災用井戸等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。
- イ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- ウ 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区が組立てトイレ等を備蓄により確保する。

3 水防法に基づく避難指示

- (1) 水防法第29条に基づき、水防管理者として津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

4 避難場所対策

- (1) 区（総務部）は、避難場所における被災者の状況を把握し、区防災センターに報告する。
- (2) 区（区民部）は、必要に応じて救助、救援物資を輸送する。（第4部 第10章第1節「備蓄物資の供給」P.486）

《防災区民組織（町会・自治会等）》

- 1 防災区民組織（町会・自治会等）は、自助・共助の精神に基づき、町の人達、警視庁、東京消防庁の協力を得て、地域住民の避難誘導を行う。

《集客施設の施設管理者》

- 1 ホール、駅等集客施設の避難は、基本的に施設管理者が誘導する。

《警視庁》

- 1 一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、要配慮者は優先して避難させる。
- 2 避難誘導にあたっては、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を行う。
- 3 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。
- 4 区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- 5 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。
- 6 避難場所では、できる限り必要な警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

《東京消防庁》

- 1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
- 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の区への通報
- 3 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及

び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報する。

- 4 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示の伝達を行う。
- 5 避難指示等が発令された場合は、消防団員、防災区民組織（町会・自治会等）、自衛消防隊を通じて、又は消防無線及び拡声装置等を利用して、当該地域の住民に伝達を図る。
- 6 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

【避難指示等一覧】

警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等※は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保） ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

第9章 避難者対策
第2節 要配慮者対策

第2節 要配慮者対策

第1 対策内容と役割分担

災害が発生した際に、自力での安全確保が困難な要配慮者（障がい者、高齢者、乳幼児、病弱者、妊産婦、外国人等）に対し、区、民生・児童委員、地域住民、防災関係機関等は、避難支援等の支援を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、救出部、応急危険度判定部、避難行動要支援者担当）	（1）避難行動要支援者に関する情報収集、安否確認 （2）避難行動要支援者の避難支援等対策
民生・児童委員	（1）避難行動要支援者の安否確認等
防災区民組織（町会・自治会等）	（1）要配慮者の安否確認・避難の支援
病院、要配慮者施設等の施設管理者	（1）状況に応じてあらかじめ指定した避難所、避難場所に収容者を避難誘導
都（福祉局）	（1）要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整（要配慮者対策統括部を設置）
警視庁	（1）（区長が避難指示できない場合）警察官による避難指示 （2）住民の避難誘導
東京消防庁	（1）災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 （2）人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報 （3）被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 （4）避難指示の伝達

第2 詳細な取組内容

＜区（関係部、救出部、応急危険度判定部、避難行動要支援者担当）＞

1 情報収集及び安否確認

- （1）民生・児童委員は、避難行動要支援者名簿及び災害時安否確認申出書をもとに、「地震発生時の避難行動要支援者安否確認活動マニュアル」に従って、避難行動要支援者の安否確認に務める。
- （2）災害発生時には、区及び防災関係機関は、病院、特別養護老人ホーム、福祉施設等の要配慮者施設の被害、被災状況等、要配慮者対策を進めるうえで必要な情報収集に努める。
- （3）災害対策本部は、関係者の協力を得て、第一次避難所における要配慮者の状況及び居宅及び縁故等避難の要配慮者の状況について把握するよう努める。

2 避難支援

- (1) 火災や建物崩壊から要配慮者を守るため、区、各防災関係機関、防災区民組織（町会・自治会等）及び事業所等は、地区防災計画や避難行動要支援者名簿、個別避難計画を活用して、警視庁、東京消防庁と協力し、要配慮者の避難誘導、介護支援等の救援活動を積極的に行う。
- (2) 日常、高齢者や障がい者と接している区関係部や区民、事業者、民間団体等の力を結集し、それぞれが分担して避難の支援を行う。

3 救出救助活動

- (1) 救出部、防災区民組織（町会、自治会等）、事業所自衛消防隊は、要配慮者施設管理者の行う救出救助活動を支援する。

4 応急危険度判定

- (1) 応急危険度判定部は、要配慮者が利用する公共施設、避難所、病院、福祉施設等の要配慮者施設を優先的に判定する。

5 災害時広報

- (1) 区及び防災関係機関は、被災者への広報について、障がい者毎の障がいに対応した伝達手段を選択する等、要配慮者の特性に応じた手段・内容となるよう努めるものとする。

6 災害対策本部の体制

- (1) 災害対策本部は、被災者のうち、とりわけ弱い立場となる要配慮者に関する支援を優先的かつ総合的に実施する。
- (2) 前項の目的を達成するため、災害対策本部は、民生・児童委員、消防団、関係福祉団体、ボランティア団体等との連携を図り、その活動に必要な拠点の確保、整備にあたるものとする。
- (3) 避難行動要支援者に関する情報の収集、提供、支援を一元的に管理する体制をつくるため、災害対策本部内に「避難行動要支援者担当」を設置する。
- (4) 「避難行動要支援者担当」の構成は、避難行動要支援者の避難支援に必要な体制とし、関係部署で組織する。
- (5) 都災害対策本部における「要配慮者対策統括部（都（福祉局））」との連携により、支援策を実施する。

《防災区民組織（町会・自治会等）》

- 1 防災区民組織（町会・自治会等）は、自助・共助の精神に基づき、町の人達の協力のもと、要介護高齢者・障がい者・病院入院患者等の要配慮者を保護し、警視庁、東京消防庁の協力を得て、避難誘導及び避難支援を行う。

《病院、要配慮者施設等の施設管理者》

- 1 病院、施設等の管理者は、避難情報の発令等状況に応じてあらかじめ指定した避難所、避難場所に収容者を速やかに避難させる。
- 2 施設管理職員、防災区民組織（町会・自治会等）、その他住民は、協力して避難支援を行う。

第9章 避難者対策

第3節 避難所の開設・運営

第3節 避難所の開設・運営

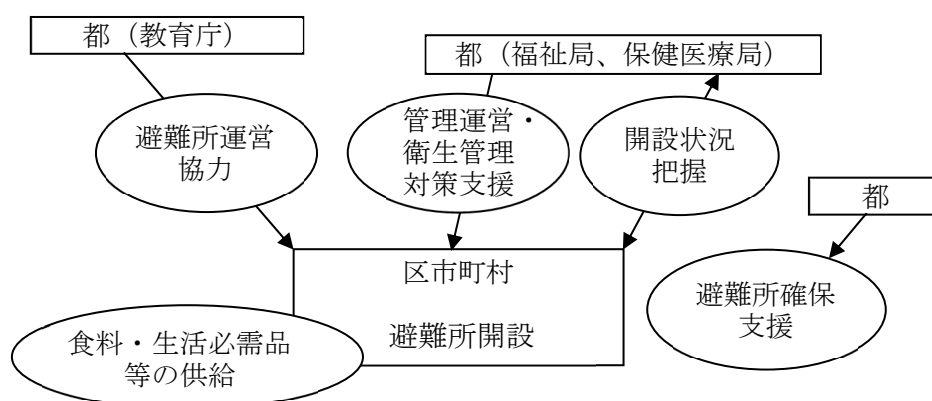
第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、区民部、地域のちから推進部、福祉部、環境部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部）	(1)避難所の開設（資料編震災編 第50「避難所運営本部組織図例」P.167） (2)福祉避難所（第二次避難所）の開設及び旅館・民間賃貸住宅等多様な避難所の確保 (3)避難所の運営等対策 (4)避難所が不足する場合、野外に受入れ施設を開設 (5)食料・生活必需品等の供給 (6)被災した区において、被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都（福祉局、保健医療局）に応援を要請 (7)避難住民に対する健康相談 (8)「食品環境衛生指導消毒班」（区）による食品及び飲料水の安全確保及び住民が自主的に消毒を行えるよう消毒方法を指導 (9)避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 (10)避難所におけるトイレ・ゴミ保管場所の適正管理 (11)公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況等を調査・確保及びその情報の住民への提供 (12)感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策 (13)避難所における防火安全性の確保 (14)避難所運営への避難者の参加 (15)臨時相談所の設置
都（本部）	(1)必要な避難所等の確保のための区支援 (2)野外受入れ施設の開設に向けたテントの調達
都（福祉局、保健医療局）	(1)避難所及び福祉避難所（第二次避難所）開設状況の把握 (2)避難所管理運営に関する支援 (3)避難所・福祉避難所（第二次避難所）・社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 (4)野外受入れ施設設置に必要な資材に関する連絡調整 (5)保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療福祉活動の総合調整を図る。 (6)区の避難住民に対する健康相談支援 (7)「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 (8)「食品衛生指導班」による食品の安全確保 (9)避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 (10)区の衛生管理対策支援 (11)生活必需品等の配分について区から要請があった場合、都（福祉局、保健医療局）は、都総務局等に応援を依頼するとともに、

機 関 名	対 策 内 容
	日赤東京都支部に対して東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等の措置を講じる。
都（教育庁）	（1）都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援
日赤東京都支部	（1）日赤各地区からの申請により、避難住民に対して災害救援物資を配分 （2）避難住民に対するこころのケアを実施
足立区歯科医師会	（1）口腔ケア等必要な保健活動の推進

第2 業務手順

【避難所開設の際の役割分担】



第3 詳細な取組内容

《区（危機管理部、区民部、地域のちから推進部、福祉部、環境部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部）》

1 第一次避難所の開設・報告

（1）第一次避難所の開設

区は、住居が破損、倒壊又は焼失、ライフライン機能の喪失等により、日常生活が困難な状況にある被災者に対する救済拠点として、避難所を開設する。

区は、区立小・中学校、都立高校等の中から、施設管理者や区職員等により建物の安全が確認された場所を第一次避難所（資料編震災編 第47「第一次避難所一覧（震災時）」P.157）として指定する。なお、災害対策本部長は、区有施設について必要に応じ、避難所開設後または並行して区（応急危険度判定部）に安全性の確認をさせる。

また、要配慮者に対しては、福祉避難所（第二次避難所）（資料編震災編 第48「福祉避難所（第二次避難所）一覧（震災時）」P.161）を開設し、便宜を図る。

避難所は、次の機能を果たすものとする。

- ア 災害対策本部との情報連絡
- イ 被災者への情報連絡
- ウ 宿所の提供
- エ 食料・生活物資等の配付

第9章 避難者対策
第3節 避難所の開設・運営

【避難生活支援の実施主体】

	機 関 名	対 策 内 容
主担当	区（福祉部）	(1)避難所開設・管理・運営統轄 (2)連絡調整 (3)第一次避難所・福祉避難所（第二次避難所）の開設・運営
支援機関	区（教育指導部、学校運営部）	(1)学校の被害調査 (2)第一次避難所・福祉避難所（第二次避難所）の管理・運営
	学校	(1)第一次避難所の管理・運営
	区（地域のちから推進部）	(1)福祉避難所（第二次避難所）の管理・運営
	避難所運営本部	(1)第一次避難所の管理・運営
	ボランティア	(1)避難所の管理・運営支援
	各警察署	(1)各避難所の巡回警備

(2) 区職員の運営による場合

- ア 災害対策本部長は、避難所開設の必要があると認めたときは、福祉部長に避難所の開設を指示する。開設に際し、施設管理者や区職員等は、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に関わる指針（平成 27 年 2 月 内閣府（防災担当））を参考に、緊急・応急的に点検を実施し、建物の安全確認を行う。
- イ 福祉部長は、災害対策本部長の指示を受け、避難所を開設する。
- ウ 福祉部長は、避難所の開設を各施設管理者に連絡する。
- エ 避難所を開設した福祉部長は、教育指導部長及び学校運営部長と協議し、直ちに各部職員の派遣を指示する。また、3 部で、十分な職員が確保できない場合は、他部職員の応援要請を、災害対策本部長の決定により行う。
- オ なお、発災当初、災害の状況により十分な職員を派遣できない場合は、災害対策本部長は、職員の巡回を指示する。

(3) 避難所運営本部の運営による場合

- ア 震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、自動的に避難所を開設する。
- イ 震度 5 弱以上の地震が発生し、避難所周辺地区に多数の被災者が発生した場合、避難所運営本部長またはその代行者は、自らの判断で事実上避難所を開設することができる。
- ウ このとき、避難所運営本部長またはその代行者は、速やかに災害対策本部（福祉部）へ連絡し、避難所開設及び避難者等の状況について報告する。
（資料編震災編 第 49「足立区避難所運営本部設置要綱」P.165）
- エ 報告を受けた福祉部長は、災害対策本部長を通じて区（応急危険度判定部）に建物の安全性を確認させ、適正と認定されたときは、正式な避難所とする。また、適正でないと認定された場合は、直ちに避難所活動を停止させ、他避難所の避難状況を考慮のうえ、避難者の移動について関係各部とともに対策を講じる。
- オ 発災当初等、特別な事情にある場合は、区立小中学校長又は都立高等学校長（以

下「学校長」という）が、避難所開設を判断し、避難者を校舎内に受入れ、備蓄物品を使用することができることとする。その場合、避難所運営本部の役員部員の参集状況に応じ、管理運営主体を学校から避難所運営本部へ移行する。

(4) 避難所開設に関する情報の統制

避難所開設に関する情報は、災害対策本部が統一して管理し、避難所運営本部及び施設管理者（学校を含む）へ発信する。なお、避難所に指定されている施設における避難所開設に関する情報以外の情報連絡等（※）は、各所管部が独自に行っていく。

※ 施設の被害状況調査、施設利用者や児童の安否確認、応急教育に向けた準備等

(5) 開設時・開設後の事務手順

ア 災害対策本部長は、避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難所数及び開設予定期間等を速やかに都（福祉局）及び、警視庁、消防署等関係機関に連絡する。

イ 都（福祉局）への連絡は、原則として東京都災害情報システム（D I S）等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

ウ 福祉部長は、各避難所運営本部より避難者名簿を報告させ、避難者の把握を行い、災害対策本部長及び情報収集指令室へ報告する。

エ 福祉部長は、教育指導部長及び学校運営部長と協議し、必要に応じ避難所運営支援のために職員の派遣又は巡回を指示する。また、3部で、十分な職員が確保できない場合は、他部職員の応援要請を、災害対策本部長の決定により行う。

オ 避難所設置期間は災害発生から7日以内とするが、状況により延長する必要がある場合は、災害対策本部長は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

カ 避難所運営本部は、食料等必要な避難所関連物資については、区（福祉部）に調達を要請する。

キ 区（福祉部）は、各避難所運営本部の調達要請を取りまとめ、区（総務部）に調達依頼する。

ク 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、w i - f i 環境、F A X等の整備、S N Sでの情報発信を行う。

ケ 要配慮者への配慮を含め、被災者の特性に応じた情報提供手段の確保及び情報提供を行う。

コ 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

サ 区（福祉部）は、足立区災害ボランティアセンターに、避難所で活動するボランティアの派遣を要請する。

シ 区（福祉部）は、避難所ごとに収容されている避難者に係わる情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係わる情報の把握に努め、関係部と連携して必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告・要請等を行う。

第9章 避難者対策

第3節 避難所の開設・運営

ス 区（関係部）は、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障がい特性や個々の状態、ニーズを可能な限り把握し、生活環境上必要な物品の確保、福祉避難所（第二次避難所）への移送、福祉施設への入所、職員やヘルパーの派遣等の対策をとる。

セ 区（関係部）は、避難所生活に対し、ごみの適切な排出方法、トイレの使用法等、衛生管理上の留意事項やインフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を周知する。また、感染症等の発生時の拡大防止対策を実施する。

ソ ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

2 臨時避難所の認定

（1）区が事前に指定した避難所のほか、緊急時に被災者等が独自に開設・運営する避難所が発生した場合、災害対策本部長は、次の基準に合致したものを「臨時避難所」として認定する。

ア 避難者の安全が確保できると確認できるとき

イ 区指定の避難所への距離が概ね500mを超えており、当該避難所の受入人数が、定数を超えているとき

（2）臨時避難所を認定したとき、福祉部長は、区指定の指定避難所と同様の対応を行う。

（3）区は、被災の程度や災害の様相によって、必要がある場合、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

3 避難所の管理・運営

（1）避難所は、避難所運営本部を中心に、自主的に管理・運営する。

（2）避難所運営本部は、主に次のような役割を果たす。また、学校長及び派遣ないし巡回する職員は、避難所管理・運営のための事務の実施又は支援を行う。

ア 区及び防災関係機関への情報伝達及び連絡調整

イ 避難所施設の安全点検、施設管理及び整備

ウ 避難所の設営及び避難者の受入れ

エ 避難者名簿の作成

オ 負傷者、病人、要配慮者の救護、避難所内の衛生管理

カ 避難所関連物資、食料等の調達、受入れ、分配

キ 避難所における犯罪防止

（3）被災者の受入れは、可能な限り町会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、防災区民組織等（町会・自治会等）と連携して班を編成したうえで、受入れる。

（4）避難所を開設した場合は、管理責任者（避難所運営本部長）を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との

連携に努める。

- (5) 管理責任者（避難所運営本部長）は、防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- (6) 避難所の施設利用計画を活用し、施設管理者や学校長等と連携して立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域等の設置を検討する。
- (7) 管理責任者（避難所運営本部長）は、管理運営に際して、プライバシーの保護、女性・要配慮者等の視点に配慮する。
- (8) 学校長（不在のときは、配置された区職員）は、被災者が集まった場合、避難住民（ボランティアを受入れた場合は、ボランティアも含める）等の中から、避難所自主管理のための避難所管理・運営本部が速やかに設置できるよう協力・支援する。
 - ア 学校長は、避難所運営と学校教育再開の調整にあたる。
 - イ 学校長は、避難所の管理・運営について、必要な協力・支援を行う。
 - ウ 学校所属職員は、学校長の命により、避難所運営に従事する。
 - エ 配置された職員は、避難所管理・運営を支援し、避難所運営本部と災害対策本部との連絡調整にあたる。
 - オ 避難所の管理・運営は、原則として「避難所運営手順書」によるものとする。

4 福祉避難所（第二次避難所）の開設及び運営

- (1) 福祉関連施設への収容
 - ア 災害対策本部長は、障がい者、高齢者等の要配慮者用避難所を設ける必要があると認めたときは、福祉部長に命じ、あらかじめ指定した福祉関連施設、地域学習センター等に事前に職員を派遣して福祉避難所（第二次避難所）を開設し要配慮者を集団避難させる。
 - イ 災害対策本部長は、福祉避難所（第二次避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに都（福祉局）及び警視庁、東京消防庁等関係機関に連絡する。
 - ウ 福祉部長は、福祉関連施設の受入可能状況を調査する。
 - エ 福祉部長は、第一次避難所に収容されている障がい者・高齢者等の要配慮者を、各避難所の「避難所運営本部」に調査させる。
 - オ この調査に基づき、福祉部長は、第一次避難所での生活が困難であると認められる者を、あらかじめ指定した施設に開設した福祉避難所（第二次避難所）に直ちに収容する。車両による移送は、区（地域のちから推進部）が行う。
 - カ 福祉部長は、職員を派遣し、又は介護事業者等にヘルパー派遣を要請し、要配慮者を介護するとともに、避難所の管理運営を行う。施設管理者は、可能な限り避難所運営に協力する。
 - キ 派遣職員等は施設管理者と連携調整して、人材・物資等を把握し、不足が生じた場合は、福祉部に連絡し、調達する。
 - ク 区（福祉部）は、各施設の調達要請を取りまとめ、区（総務部）に調達依頼する。

第9章 避難者対策

第3節 避難所の開設・運営

(2) 福祉施設以外の公共施設への収容

ア 福祉部長は、上記調査に基づき、第一次避難所での生活が困難であると認められる「障がい者・高齢者又は障がい者・高齢者のいる世帯」をあらかじめ指定した公共施設に集団避難させる。車両による移送は、区（地域のちから推進部）が行う。

イ 福祉部長は、職員を派遣し、又は介護事業者等にヘルパー派遣を要請し、要配慮者を介護するとともに、避難所の管理運営を行う。

ウ 職員等は、避難所運営に必要な体制を確立し、「避難所運営手順書」や、国や都のガイドライン等を参考に、管理・運営を行う。

エ 職員等は、必要な人材・物資等に不足が生じた場合は、福祉部に連絡し、調達する。

オ 区（福祉部）は、各施設の調達要請を取りまとめ、総務部に調達依頼する。

5 収容要請

上記4によっても要配慮者を収容する施設に不足が生じる場合は、他の区施設を福祉避難所（第二次避難所）とし、それでも不足する場合には、福祉部長は、協定自治体等へ収容を要請する。

6 長期化への対応

(1) プライバシーの確保

避難所のプライバシーを確保するため、できる限り早い段階で、男女別の更衣室の設置や世帯ごとにパーテーションで区切るなどの対策を実施する。

(2) 相談体制の確立

相談窓口等を設置して、避難者の不安、疑問、不満等を個別に受け付け、ストレスの軽減や避難所運営の改善を図る。また、区民から問い合わせの多い相談内容については、「よくあるご質問と回答（FAQ）」を更新し、区ホームページ上で閲覧できるようにするとともに、その周知を図る。外国人からの問い合わせ対応として、語学の知識をもった専門ボランティアと連携し、避難所等での通訳・翻訳を行う。

(3) 健康管理

避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態の定期的な確認や医師・看護師等による巡回の必要性の把握に努め、避難生活の長期化に伴う心身の課題に対応する。

特に、保健予防活動、健康相談、ストレス等に関する対応、暑さ寒さ対策、食環境の整備等に留意する。

(4) 衛生管理

入浴施設等の有無、その利用頻度、洗濯等の頻度、ごみの処理状況等、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じる。

7 避難所の統合・閉鎖

(1) 災害対策本部長は、避難者数の減少に応じて積極的に避難所の統廃合を行い、学校教育の早期再開と学校機能の回復等を図る。

- (2) 学校教育の早期再開のため、災害対策本部長は、学校以外の公共施設を避難所として指定し、避難者を退去させる。
- (3) (2) の手段のほか、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (4) 避難者が全員退去した場合、第一次避難所においては、管理責任者（避難所運営本部長）又は学校長は、速やかに福祉部長に報告し、災害対策本部長は避難所を閉鎖する。
- (5) 福祉避難所（第二次避難所）においても同様に、避難者が全員退去した場合、派遣職員等は、速やかに福祉部長に報告し、災害対策本部長は避難所を閉鎖する。

8 野外受入れ施設

- (1) 避難所が不足する等他の手段がない場合には、一時的に被災者を受入れるため、野外に受入れ施設を開設する。
- (2) 野外に受入れ施設を開設した場合の都（福祉局）及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (3) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都（福祉局）に調達を依頼する。
- (4) 野外受入れ施設の開設期間は、使用可能な避難所が開設されるまでの間または建設型応急住宅が建設されるまでの間とする。

9 食料・生活必需品等の供給・貸与

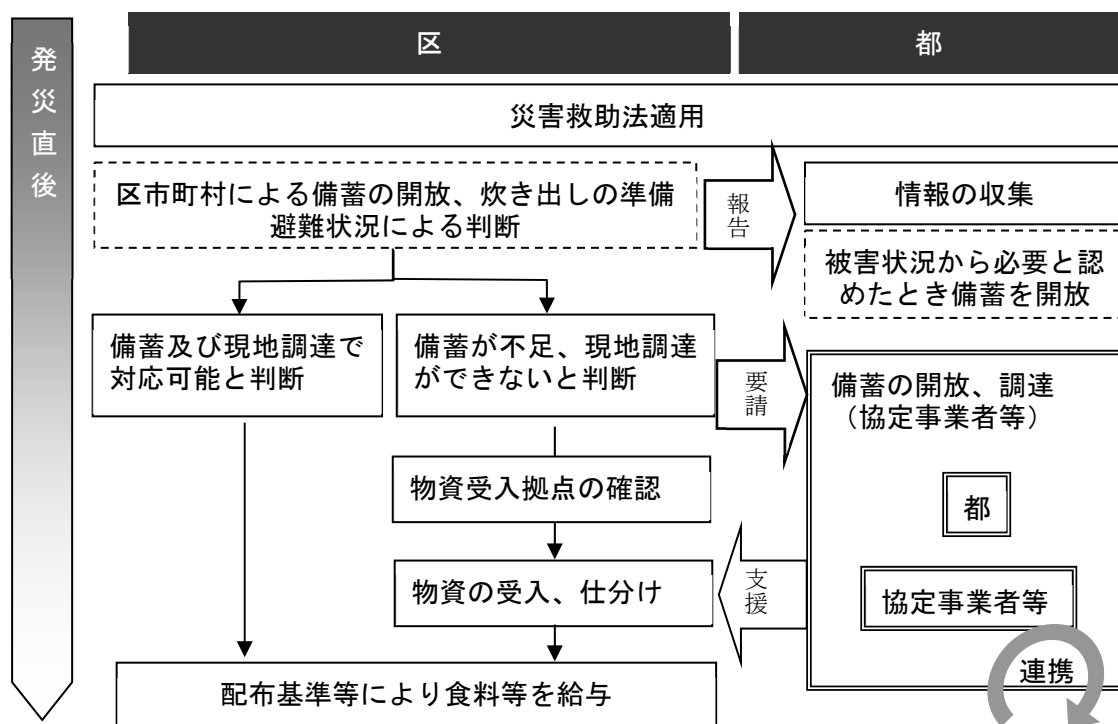
- (1) 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- (2) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、区及び都の備蓄または調達する食料等を支給する。
- (3) 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- (4) 食物アレルギーの避難者に配慮し、食物アレルギー対応食品の備蓄等に努めるとともに、食料の提供に当たっては、原材料表示や献立表の掲示等についてマニュアル化を行う。
- (5) ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を得て、定める。

（第4部 第10章「備蓄・物資等の供給及び輸送」P.486）

- (6) 災害関連死の防止の観点から、高齢者の誤嚥性肺炎等の防止や十分な栄養補給のため、可能な限り温かい食事の提供に努める。

第9章 避難者対策
第3節 避難所の開設・運営

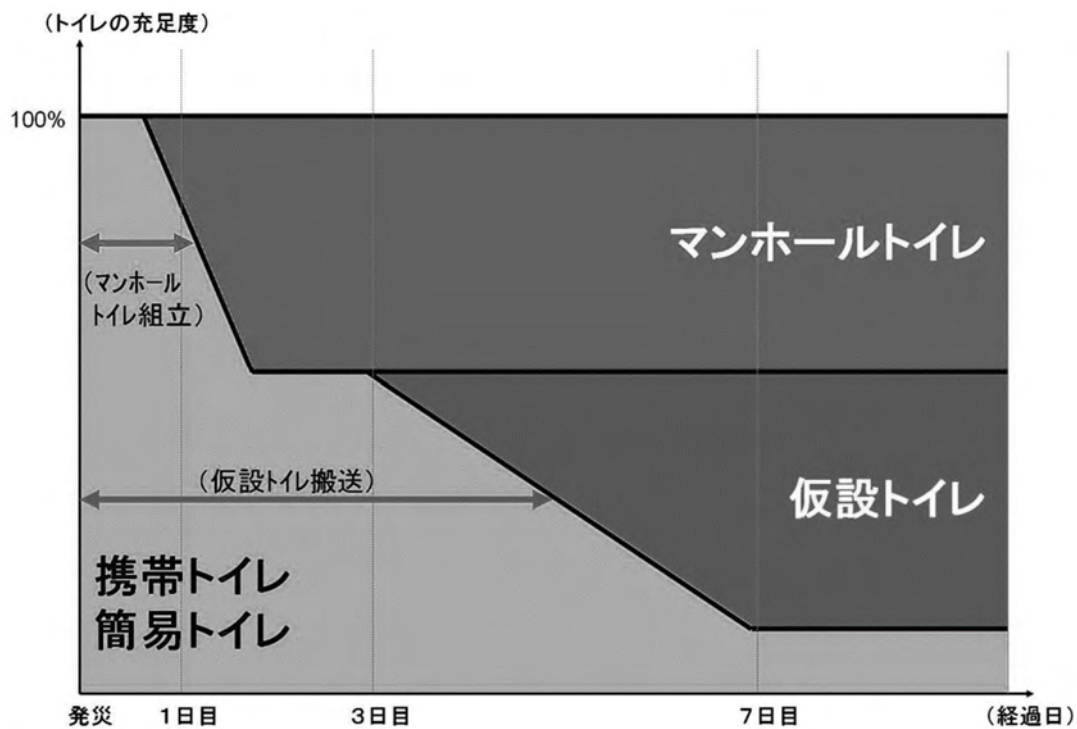
【避難所における物資供給のスキーム】



10 トイレ機能の確保

- (1) 被災後、断水した場合には、受水槽・高架水槽・学校のプール、防災用井戸・深井戸等で確保した水をろ水機でろ過し、機能の回復を図る。また、速やかに携帯トイレの設置及び使用方法の掲示を行う。
- (2) 区は、発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレ（携帯トイレ・簡易トイレ・マンホールトイレ）を活用し、対応する。
- (3) 区は、発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレ（仮設トイレ）を含めて確保し、対応する。また、都を介した広域応援や事業者を通じて、「快適トイレ」等の衛生管理の行き届いたトイレの確保に努める。
- (4) 区は、備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。
- (5) 仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者、子供等の安全性の確保等に配慮して、バリアフリートイレの確保や設置場所の選定（トイレは男女別に離れた場所に設置する）など配慮するよう努める。

【トイレの充足度】



(出典：マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン 国土交通省)

11 公衆浴場等の確保

- (1) 区は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- (2) 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

12 就寝環境の確保

- (1) 床での雑魚寝は睡眠不足による免疫低下や、エコノミークラス症候群、粉塵などの吸入による呼吸器疾患のリスクが上がるため、災害関連死の防止の観点から、規格を満たしたベッド等の確保に努める。

13 感染症流行時の対応

(1) 分散避難

新型コロナウイルス等感染症の流行時の避難は三密（密閉・密集・密接）を避けるため、指定避難所での収容可能人数が大幅に減少することになり、分散避難が前提となる。分散避難は、まずは在宅避難、次に縁故等避難、最後に避難所への避難の順に考える。

ア 在宅避難

自宅が安全な場合、在宅避難は三密を避ける有効な選択肢である。真に避難所に行く必要のある被災者が適切に受け入れられるよう協力するためにも在宅避難を選択する。

第9章 避難者対策

第3節 避難所の開設・運営

イ 縁故等避難

自宅が安全でない場合や安全な家族・親戚・知人の家やホテルなどに避難することが最良と考えられる場合は縁故等避難を選択する。

自宅外への避難中の通電火災に十分に注意すること。

震災の場合、風水害とは異なり事後避難となるため、道路の通行止め、公共交通機関の運行停止等により、しばらくは遠方への縁故等避難ができない可能性がある。

ウ 避難所への避難

避難所では4㎡/1人の確保に努める。

在宅避難、縁故等避難ともに不可能な場合は指定避難所へ避難する。

自宅外への避難中の通電火災に十分に注意すること。

14 ホームレスの受入れ

区は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

《都（本部）》

- 1 避難所については、設置者である区が、学校以外にも多様な手段で確保に努めるとともに、都としても都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用など、避難所等の確保のための支援策を実施する。

《都（福祉局、保健医療局）》

1 開設状況の把握

- (1) 区からの東京都災害情報システム(D I S)への入力等による報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。
- (2) 区から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者や障がい者、乳幼児の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。
- (3) 避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係わる情報について区から報告を受け、国等へ報告を行う。

2 福祉避難所（第二次避難所）

- (1) 区の報告に基づき、福祉避難所（第二次避難所）の所在地等について把握する。
- (2) 開設済み福祉避難所（第二次避難所）について、区に対し、定期的に受入れ可能人数を確認する。

3 災害派遣福祉チーム【DWAT】（※23 資料編 第71「用語解説」P.221 参照。）の派遣調整

- (1) 災害福祉広域支援ネットワークを活用し、避難所、福祉避難所及び社会福祉施設の被災状況等の情報を集約、共有する。

また、庁内に東京都災害福祉広域調整センターを設置し、被災した区市町村・社会福祉施設からの応援要請に基づき、都内の被災していない地域または他道府県からの応援派遣に関する総合調整を行い、避難所・福祉避難所及び社会福祉施設等へ災害派遣福祉チームを派遣する。

4 野外受入れ施設

- (1) 区から野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達依頼があったときは、所要量を都(本部)に調達依頼する。

5 健康相談支援

- (1) 区における避難者の健康相談が円滑に行なわれるよう支援する。

6 飲料水の安全等環境衛生の確保

- (1) 「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄するとともに、室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。また、区市町村からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。

7 食品の安全確保

- (1) 食品衛生指導班は、保健所長の指揮のもとに、区と連携して次の活動を行う。
- ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
 - イ 食品集積所の衛生確保
 - ウ 避難所の食品衛生指導
 - エ その他食品に起因する危害発生の防止
 - オ 食中毒発生時の対応

8 衛生管理対策の支援

- (1) 避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、区に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入れ体制等が確保できるよう支援する。
- (2) 都は、避難所内外におけるごみ保管場所等の適正管理、飲用水の衛生及び衛生的な室内環境の保持等に関する具体的な方法や衛生管理体制についての助言・指導を区に対して行う。

《都(教育庁)》

- 1 避難所となる都立学校は、「学校危機管理マニュアル」及びあらかじめ定める避難所の支援に関する運営計画に基づき、区による避難所の開設・管理運営に協力する。
- 2 都立学校について、区から臨時の避難所開設の依頼があった場合は、当該区と連絡をとり、開設・管理運営に協力する。

【災害時に求められる「女性」に対するきめ細かい配慮】

東日本大震災では、多くの避難所で、世帯ごとの「間仕切り」がない等、プライバシーが保障されない環境での生活を強いられた。女性専用の更衣室や授乳室を設置する等、女性の視点に立った避難所生活の配慮が必要であった。

また、多くの避難所では男性スタッフが多く、運営に参加する女性は少ないという状況でもあった。

そこで、避難所運営の管理責任者に女性を配置することや、女性向けの備品類の配備、プライバシー確保のためのパーテーション設置、男女別の更衣室や女性専用の物干し場、授乳室及び相談窓口の設置等、女性に対するきめ細かい配慮を当計画に取り入れた。

今後も、長期にわたる避難所生活の中で発生が危惧されるDVを含む女性問題についても対応が可能となるよう、相談体制の整備や周知方法等について庁内関係所管で検討するとともに、区内警察署等と連携を図り対策を強化していく。

第9章 避難者対策
第4節 動物救護に関する事項

第4節 動物救護に関する事項

区は、危害防止、公衆衛生、動物愛護及び飼い主（被災者）の避難支援の観点から、飼い主の責任において、飼養動物の同行避難を推奨する。

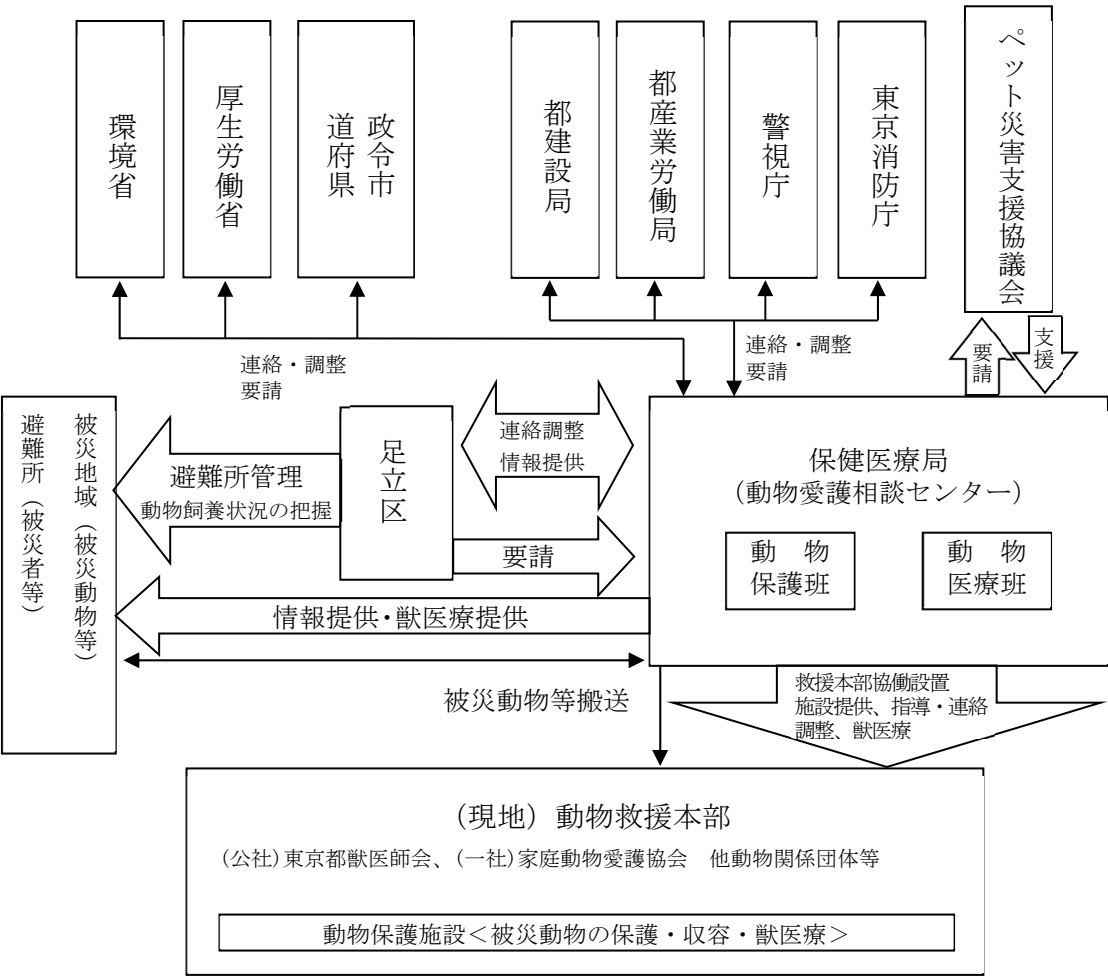
また、飼い主が不明の動物や負傷動物の保護や適正な飼養に関し、都や東京都獣医師会足立支部等関係団体との協力体制を確立する。

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区民（飼い主）	（1）避難所等における同行避難動物の適正飼養
区（福祉部・教育指導部、学校運営部）	（1）避難所等における動物の飼養場所等の確保
区（衛生部）	（1）飼い主が不明の飼養動物や負傷動物の一時保護 （2）避難所等における動物の適正飼養の指導等 （3）飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨 （4）避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供
都（保健医療局）	（1）被災動物の保護 （2）関係団体等との連絡調整 （3）関係団体等との協働による動物救援本部の設置 （4）避難所等における動物の適正飼養の指導等
東京都獣医師会 足立支部	（1）飼い主が不明の飼養動物や負傷動物の一時保護 （2）避難所等における動物の適正飼養の指導等 （3）飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨

第2 業務手順

【動物救護の流れ】



第3 詳細な取組内容

《区民（飼い主）》

1 避難所における同行避難動物の適正な飼養

《区（福祉部・教育指導部、学校運営部）》

1 同行避難動物の飼養場所等を確保

（1）避難所における動物の適正な飼養

同行避難動物は、避難者とは別の飼養動物用の居室で受け入れる。なお、障がい者の方が伴ってくる補助犬については、飼養動物とは捉えず、要配慮者への支援として考え、避難所等に同一空間（居室）への受入れを要請する。

《区（衛生部）》

1 同行避難の推奨

（1）飼養動物を放置した場合に野生化等の危険、生活環境の悪化が生ずるおそれがある。

また、飼養動物がいることで、必要にもかかわらず避難をしない飼い主も現れる。そのため、区は、避難の必要がある飼い主に対して飼養動物との同行避難を呼びかける。

第9章 避難者対策

第4節 動物救護に関する事項

- (2) 区は、都や東京都獣医師会足立支部と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼養支援を行う。災害時に活動できるペット対策NPO団体・災害ボランティアセンター等に、各避難所の状況を把握したうえで、必要に応じて支援を要請する。
- (3) 避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言を行う。
- (4) 避難所における飼養動物の適正飼養についての指導・助言を行う。
- (5) 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。

2 動物救護所の設置運営（飼い主が不明の動物や負傷動物の保護）

- (1) 区は、都や東京都獣医師会足立支部と協力し、生物園及び都市農業公園に、動物救護所を設置し、東京都動物愛護相談センターが保護するまでの間、飼い主が不明の動物や負傷動物の一時保護を行う。

災害により傷病を負った飼養動物の救護は、原則として飼い主の責任になるが、飼い主が不明な場合や飼い主が被災し救護できない場合は、区と東京都獣医師会足立支部との協定に基づき、東京都獣医師会足立支部の会員が負傷した動物への応急手当等を行う。

- (2) 動物救護所の管理・運営
- (3) 受入れ状況に応じて、災害ボランティアセンター・災害時に活動できるペット対策NPO団体等に支援を要請する。
- (4) 重症動物の後方動物医療施設への搬送の可否の決定
- (5) 動物救護所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供

《都（保健医療局）》

- 1 区と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について以下の取組を行い、適正飼養を指導する。
 - (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
 - (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
 - (3) 他区市への連絡調整及び要請

《東京都獣医師会足立支部》

1 動物救護所の設置運営（飼い主が不明の動物や負傷動物の保護）

- (1) 東京都獣医師会足立支部は、区と協力し、生物園及び都市農業公園に動物救護所を設置し、東京都動物愛護相談センターが保護するまでの間、飼い主が不明の動物や負傷動物の一時保護を行う。

区との協定に基づき、東京都獣医師会足立支部の会員が負傷した動物への応急手当等を行う。

- (2) 動物救護所の管理・運営を行う。

第5節 避難所外の避難者及び在宅避難者対策

第1 対策内容と役割分担

車中泊避難者や自宅での被災生活者など指定避難所以外の避難者に対して、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への誘導などの必要な支援に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）	(1) 避難所外避難者・在宅避難者の状況調査の実施 (2) 避難所外避難者・在宅避難者への支援 (3) 車中泊避難者等へのエコノミークラス症候群の予防措置

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 防災区民組織（町会・自治会等）等の協力を得ながら、車・テント・在宅等、指定避難所以外への避難状況を調査し、場所、人数、支援の要否・内容等の把握に努める。
- 2 指定避難所以外の避難者に対して、必要な支援に努める。
 - (1) 近隣の避難所の避難者収容状況や避難者の状況に応じて、避難所への移動を誘導
 - (2) 指定避難所等を拠点とした飲料水・食料・情報等の提供
 - (3) 避難者の健康管理、健康指導
- 3 車中泊避難者等に対しエコノミークラス症候群の発症予防を呼びかける。具体的な呼びかけの内容は、軽い体操やストレッチ運動を行うこと、十分な水分補給を行うこと、ふくらはぎを揉むこと、足を上げて眠ること、ゆったりとした服装をすること、アルコールを控えること、禁煙をすることなどとする。

第9章 避難者対策

第6節 ボランティアの受入れに関する事項

第6節 ボランティアの受入れに関する事項

第1 対策内容と役割分担

避難所の運営におけるボランティアの受入れについて、必要な流れを示す。

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部）	(1)「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れ (2)足立区災害ボランティアセンターを設置、社会福祉法人足立区社会福祉協議会と連携し運営 (3)足立区災害ボランティアセンターを通じて、必要なボランティアを派遣 (4)「東京災害ボランティアネットワーク」と協働し、協力関係を構築
都（生活文化局）	(1)東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、足立区災害ボランティアセンター等を支援 (2)東京都防災（語学）ボランティアを派遣
都（福祉局）	(1)福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区に対する広域的支援

第2 業務手順・取組内容

《都（生活文化局）》

- 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアコーディネーターの派遣等により、足立区災害ボランティアセンター等の支援を行う。
- 区の要請に基づき、避難所における外国人を支援するための防災（語学）ボランティアを派遣する。

《都（福祉局）》

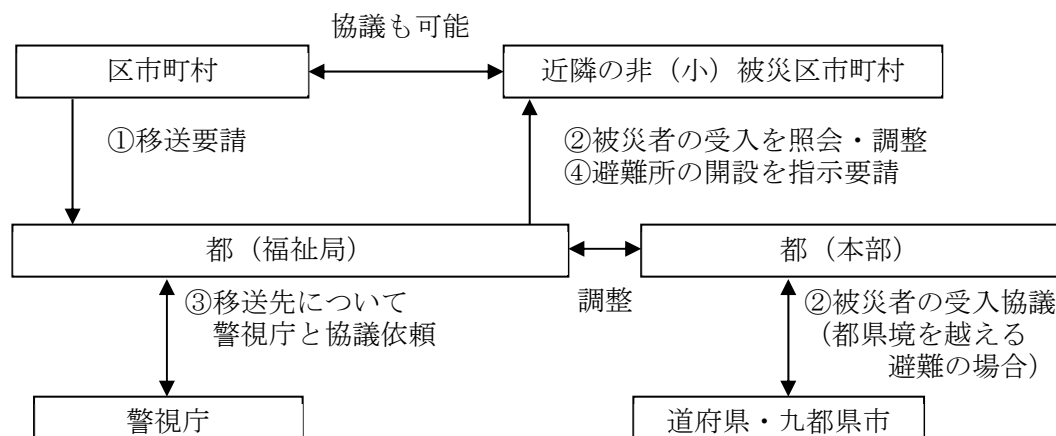
- 福祉関連のボランティア派遣については、区からの支援要請に基づき、福祉関係団体等の協力により広域的な支援を実施する。
- 福祉関連のボランティア派遣に際しては、区の要請内容、避難所の状況を把握し、ニーズに適切に対応する。
- 区からの支援要請に基づき、福祉関係団体等の協力により、ボランティアを派遣できるよう、広域的な支援を実施する。

第7節 被災者の他地区への移送に関する事項

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、区民部、地域のちから推進部）	<移送元> (1)移送について知事(都（福祉局）)に要請 (2)移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 (3)移送の際の添乗 (4)移送後の避難所運営 <受入れ側> (5)受入れ態勢を整備 (6)移送後の避難所運営への協力 (7)関連機関との連携により、要配慮者等の移送手段を確保
都（本部）	(1)都県境を越える避難についての調整
都（福祉局）	(1)被災者の移送先の決定 (2)移送先の区市町村との調整 (3)被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 (4)区による要配慮者等の移送支援

第9章 避難者対策
第7節 被災者の他地区への移送に関する事項
第2 業務手順
【移送先の決定】



第3 詳細な取組内容

《区（危機管理部、区民部、地域のちから推進部）》

- 1 避難所において、要配慮者・避難者を収容できないとき、ないしは、鉄道機関等に大量の不特定多数者が滞留するとき、災害対策本部長は、避難者等を区外へ迅速に移送（非被災地、若しくは小被災地又は隣接県）するよう知事（都（福祉局））に要請する。なお、相互応援協定等の締結先区市町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。
- 2 被災者の区外への移送を要請した災害対策本部長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先に派遣する。
- 3 移送方法は、都が区の移送能力を勘案して定め、都（財務局）調達のバス等のほか、区、都（交通局）、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施するが、区（区民部）は引率者として添乗する。
- 4 区長は、都から被災者の受入を指示された時は、受入れ体制を整備する。
- 5 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の自治体が行い、被災者を受入れた自治体は運営に協力する。
- 6 NPO法人や受入れ施設等と協定を締結し、収容避難所での生活において何らかの特別な配慮を要する者の受入れ先を確保する。
- 7 関連機関との協定締結により、要配慮者等の自力での徒歩移動が困難な特別搬送者の搬送手段を確保する。
- 8 要配慮者等の自力での徒歩移動が困難な搬送者については、臨時バスやタクシー等による搬送が必要となるため、区は関連機関と連携し搬送手段を確保する。

《都（本部）》

- 1 知事は、区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、全部又は

一部を当該区長に代わり実施する。

- 2 区から被災者の移送の要請があった場合、警視庁と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。
- 3 移送先決定後、移送先の首長に対し被災者の受入れ体制を整備させる。
- 4 被災者の移送方法については、当該区と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、都（財務局）調達のバス等のほか、区、都（交通局）、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。
- 5 要配慮者の移送手段については、当該区による調達が困難な場合に、都（福祉局）が都（財務局）及び関係機関の協力を得て調達する。

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第1節 備蓄物資の供給

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第3部 災害予防計画 第10章 物流・備蓄・輸送対策	第4部 災害応急対策計画 第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送	第5部 災害復旧計画 第7章 流通機能及び生活基盤の確保
第1節 食料及び生活必需品等の確保 (P. 266)	第1節 備蓄物資の供給 (P. 486)	第1節 多様なニーズへの対応 (P. 572)
第2節 飲料水及び生活用水の確保 (P. 269)	第2節 飲料水の供給 (P. 489)	第2節 炊き出し (P. 573)
第3節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備 (P. 272)	第3節 物資の調達要請 (P. 492)	第3節 水の安全確保 (P. 574)
第4節 輸 送 体 制 の 整 備 (P. 274)	第4節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分 (P. 494)	第4節 生 活 用 水 の 確 保 (P. 575)
第5節 輸 送 車 両 等 の 確 保 (P. 275)	第5節 義 援 物 資 の 取 扱 い (P. 496)	第5節 市場の流通確保と消費者への情報提供 (P. 575)
第6節 燃料の確保 (P. 276)	第6節 輸送車両の調達 (P. 497)	

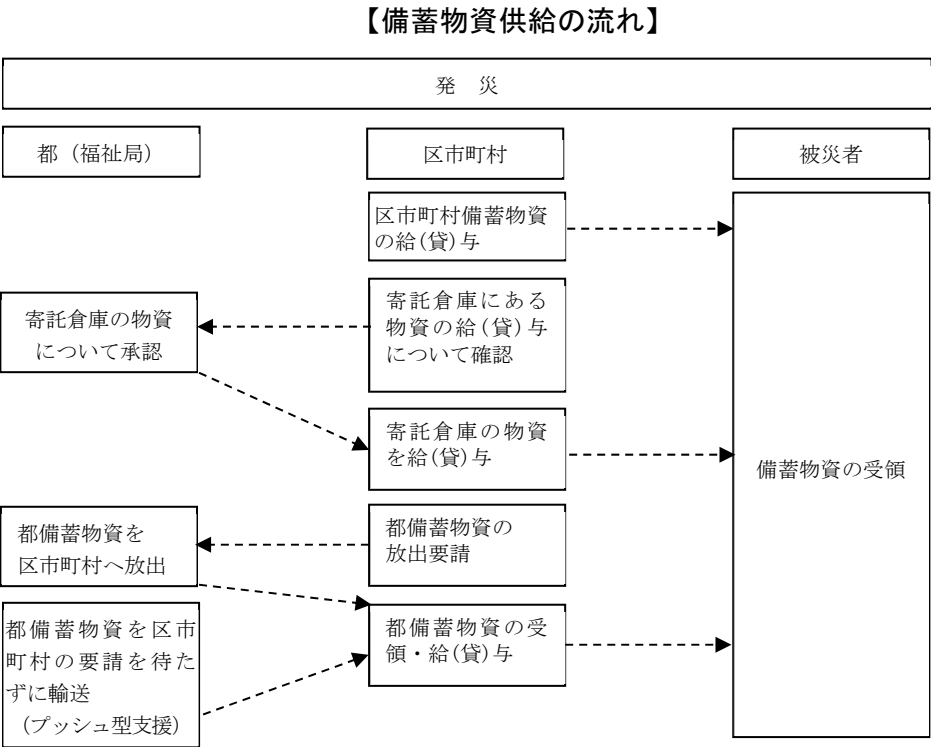
第1節 備蓄物資の供給

第1 対策内容と役割分担

区は、災害により食料及び生活必需品等を確保できない被災者に対し、必要な食料等を供給する。

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部、区民部、福祉部）	（1）備蓄物資を被災者へ給（貸）与
東京都	（1）都備蓄物資を区へ放出

第2 業務手順



第3 詳細な取組内容

《区（総務部、区民部、福祉部）》

【食料・生活必需品等供給の実施主体】

	機 関 名	対 策 役 割
区主担当	総務部	(1)物資供給計画 (2)管理・運営統轄 (3)連絡調整 (4)物資調達・供給担当
支援機関	区民部 東京都トラック協会 足立支部 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部 足立区商店街振興組合連合会 足立貨物運送事業協同組合 災害用備蓄包括管理事業共同企業体 ボランティア	(1)物資輸送

避難所備蓄物資は、避難所本部長の裁量で避難者に提供する。

1 食品の給与

- (1) 震災時における被災者への食品等の給与を実施する。
- (2) 災害救助法適用前の食料給与は、区がその責任において実施する。
「被災者」に対する食料等の給与の基準は、災害救助法に定める給与基準に準じて行う。
- (3) 災害救助法適用後は、都知事（都災害対策本部長）の指示する給与基準による。（資料編震災編 第58「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」P.198）
- (4) 被災者に対する食品の給与は、区が開設する避難所等において行う。
また、避難所備蓄物資は、避難所本部長の裁量で避難者に提供する。
- (5) 「被災者」に対する給食は、主として避難所に収容した者を対象に実施するが、自宅残留被災者にも及ぶように努める。
- (6) 被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。
- (7) 給食の順位は、原則として、①アルファ化米、クラッカー、②生パン、③米飯の順に行う。災害発生直後は、備蓄してあるアルファ化米、クラッカー等を供出する。次いで、協定業者等から生パンを配給し、漸次可能な限り米飯の給食を行う。
- (8) 発災後一定程度時間が経過した段階で、米飯（弁当を含む）等を極力給与する。
- (9) 寄託制度として、都（総務局）が事前に区の拠点災害備蓄倉庫に配備している備蓄物資（米粉クッキー等）は、都（福祉局）の承認を得て、区が輸送し被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第1節 備蓄物資の供給

- (10) 必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都（福祉局）に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

2 食料等必要量の予測

- (1) 区（総務部）は、災害対策本部がまとめた被災人口に基づき、区（衛生部）と協議のうえ、区内の応急食料給与が必要な被災者及び粉ミルクを必要とする乳児、特別食を必要とする要介護高齢者・病人等の食料必要量を予測する。

3 食料調達配分及び輸送計画

- (1) 総務部長は、上記予測及び福祉部長等の要請に基づき、区（衛生部）と協議のうえ、食料の調達・配分計画を定める。
- (2) 総務部長は、配分計画に基づき、輸送計画を定め、配分、輸送を実施する。また、その状況を区民部長に通知する。

4 食料供給広域応援の要請

- (1) 総務部長は、区内の備蓄等の飲食業だけでは不足すると判断した場合、災害対策本部を通じて、都及び周辺地方自治体等へ広域応援を要請する。ただし、発災後 72 時間は、物流によって道路混雑等で救助救出活動に支障が出ないように十分注意する。

5 備蓄食料の輸送・配分

- (1) 区（区民部）は、備蓄倉庫内の備蓄食料及び調達した食料を、必要とする避難場所、若しくは避難所等へ輸送する。
- (2) 避難所運営本部は、避難所内に備蓄、若しくは搬入された食料を管理し、被災者に分配する。

6 生活必需品の給（貸）与

- (1) 被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与を実施する。なお、要配慮者が日常生活を営むうえで緊急に必要な物資は、優先して供給する。
- (2) 被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。
- (3) 被災した区において給（貸）与の実施が困難な場合、都本部に応援を要請する。
- (4) 備蓄物資（毛布、敷物等）として、都（総務局）が区に事前に配置してあるものは、総務局長の承認を得て、区が輸送し被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。
- (5) 必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都（福祉局）に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

7 プッシュ型支援

都（福祉局）は、区の被災状況を鑑みて緊急を要し、区からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置を講じる。

第2節 飲料水の供給

第1 対策内容と役割分担

災害発生の際、水道施設の被害等により飲料水を確保できない被災者に対し、必要最小限の供給に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、総務部、危機管理部、区民部、地域のちから推進部、福祉部、） 都（水道局）	(1) ペットボトル飲料水の備蓄及び、供与 (2) 災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水活動 (3) 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね半径2 km 以上離れている避難場所、医療施設及び福祉施設等について、車両輸送による応急給水 (4) 必要に応じて、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水 (5) 避難所応急給水栓による応急給水 (6) 給水等に関する広報

【応急給水の実施主体】

	機 関 名	対 策 役 割
都主担当	都（水道局）	(1) 水の確保 (2) 飲料水の輸送
区主担当	区（区民部）	(1) 応急給水輸送計画 (2) 管理・運営統轄 (3) 連絡調整 (4) 給水輸送担当
支援機関	区（地域のちから推進部、福祉部）	(1) 給水拠点における応急給水
	東京都トラック協会 足立支部、 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部、 足立貨物運送事業協同組合	(1) 飲料水の輸送
	ボランティア	(1) 飲料水の輸送・応急給水

【給水拠点の管理者】

(令和元年8月現在)

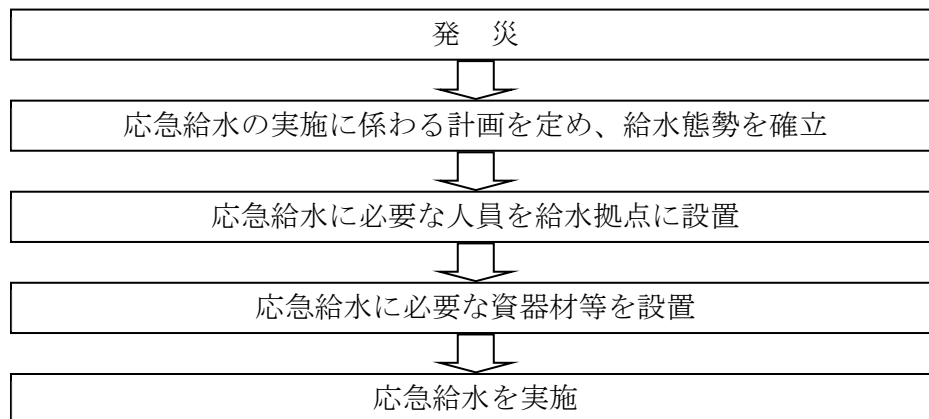
番号	施 設 名	住 所	給水拠点管理者
1	小右衛門給水所	中央本町3-8-1	課税課
2	江北給水所	江北5-5	西部福祉課
3	総合スポーツセンター内応急給水槽	東保木間2-27-1	スポーツ振興課 (総合スポーツセンター)
4	千住スポーツ公園内応急給水槽	千住緑町2-1-1	千住福祉課
5	諏訪木東公園内応急給水槽	西新井3-25	伊興区民事務所
6	大谷田南公園内応急給水槽	中川4-42-1	中川区民事務所
7	北鹿浜公園内応急給水槽	鹿浜3-26	鹿浜区民事務所
8	都立舎人公園内応急給水槽	舎人公園1-1	西部福祉課
9	北宮城町公園内応急給水槽	扇2-27-27	江北区民事務所

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第2節 飲料水の供給

第2 業務手順

【飲料水供給の流れ】



第3 詳細な取組内容

《区（政策経営部、総務部、区民部、地域のちから推進部、福祉部）》

1 給水基準

- (1) 生命維持に必要な最小限の飲料水として、当面1日1人3ℓの供給を基準とする。
- (2) また、発災から数日後は、生活用水も考慮した供給を目標とした給水を実施する。

2 給水需要の予測

- (1) 総務部長は、区内の応急給水槽・給水所の使用の可否を給水拠点管理者に調査、報告させる。
- (2) 区（情報収集指令室）の情報等により、迅速かつ的確に給水状況や住民の避難状況等必要な状況を把握する。
- (3) 総務部長は、区内における断水被災人口、応急給水を必要とする病院及び福祉施設等について、給水必要量を算定する。

3 広域応援の要請及び受入れ

- (1) 区だけでは十分な給水が不可能な場合は、災害対策本部長は、都及び周辺地方自治体等へ広域応援を要請する。
- (2) 区（情報収集指令室）は、都（東部第二支所）へ、区で管理する給水拠点の稼働状況等を連絡、及び都内区部の災害時給水ステーション（給水拠点）の開設状況、車両輸送状況等を収集する。
- (3) 区民部長は、給水輸送計画に基づき、広域応援給水隊に対して、給水箇所の指定、地理案内等を行う。

4 応急給水体制（役割分担等）

- (1) 給水拠点管理者は、以下の役割分担により、応急給水する。
 - ア 応急給水槽では、各拠点管理者が応急給水に必要な資器材等を設置及び住民等への応急給水を行う。
 - イ 浄水場・給水所等においては、都（水道局）が応急給水に必要な資器材等を設置し、区が住民等への応急給水を行う。

ウ 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては、都（水道局）が区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、区が住民等への応急給水を行う。

エ 避難所応急給水栓を活用した応急給水については、避難所運営本部が応急給水資器材（スタンドパイプ等）を接続して応急給水を行う。

（2）区民部長は、災害対策本部長室の情報に基づき、都（水道局）と協議のうえ、住民の避難状況、被災者の分布状況に応じ、給水箇所、給水拠点を設定する。

ア 給水の優先順位

（ア）病院等医療機関

（イ）福祉関係施設

（ウ）避難場所、避難所

（エ）避難所以外の指定する場所

（3）都（水道局）及び区（政策経営部）は、応急給水を実施する際の給水場所、時間等を広報する。

（4）学校施設等の受水槽の水を利用するなど、様々な方法で飲料水の確保に努める。

（資料編震災編 第54「受水槽・高架水槽・プール一覧」P.188）

（5）断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。

（6）道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、区において受水槽の水、ろ過器により雨水貯留槽・プールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水及び生活用水の確保に努める。

5 水道復旧状況の広報

（1）都（水道局）及び区（政策経営部）は、水道復旧状況について、相互に連携をとり住民に広報する。

6 医療施設等への応急給水

（1）後方医療体制に含まれる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

7 都の給水体制

（1）震災が発生した場合、都（水道局）は、給水状況や住民の避難状況等必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。

（2）応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。

（3）給水拠点である浄水場（所）・給水所において、都（水道局）は、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定しており、震災時にはこれらの要員等と区が連携して、迅速な応急給水を実施する。

（4）車両輸送を必要とする医療施設等については、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都（水道局）保有車両及び雇上車両等によって輸送する。

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第3節 物資の調達要請

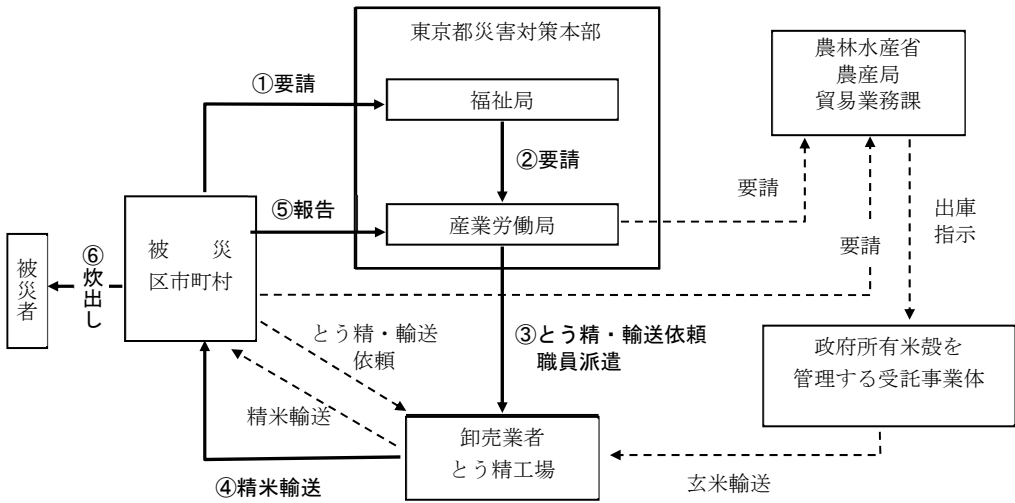
第3節 物資の調達要請

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部）	(1)必要な物資の調達計画を策定 (2)状況により、物資の調達を都（福祉局）に要請 (3)協定締結先への調達依頼等現地調達が適当な場合は、現地調達する。
都（本部）	(1)国・他道府県等との連絡調整 (2)あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請
都（生活文化局）	(1)東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達
都（福祉局）	(1)状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請
都（産業労働局）	(1)米穀、副食品及び調味料を調達

第2 業務手順

【米穀の調達フロー図】



※産業労働局と卸売業者で協定締結

第3 詳細な取組内容

<< 区（総務部） >>

1 食料の調達

(1) 食料の調達は、次の方法により、総務部長が実施する。

- ア 被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達(備蓄を含む)計画を策定する。
- イ 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- ウ 区内外の民間業者（協定業者、大規模スーパー、給食業者、生協等）に委託し、お

にぎり、パン、弁当を調達し、直接避難所へ輸送する。

エ 上記により調達食料に不足が生じたとき、または調達不可能なときは、都災害対策本部に要請する。

2 生活必需品の調達

- (1) 震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給(貸)与のため、調達（備蓄を含む）計画を策定する。
- (2) 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- (3) 災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都（福祉局）に要請する。
ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

3 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、国、都道府県、市区町村は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第4節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分

第4節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部、区民部、都市建設部）	(1)備蓄物資の輸送 (2)救援物資の輸送 (3)物資集積所、地域内輸送拠点や防災倉庫での物資管理 (4)物資の受領・仕分け・配分 (5)輸送拠点の管理運営
区（関係部）	(1)都（都災害対策本部）との連絡調整 (2)他自治体との連絡調整
都（本部）	(1)国（現地対策本部）との連絡調整 (2)他道府県等との連絡調整 (3)広域輸送基地の開設 (4)広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等 (5)広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送
都（福祉局、港湾局）	(1)広域輸送基地の開設 (2)広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等作業 (3)広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送

第2 詳細な取組内容

<<区（総務部、区民部、都市建設部）>>

- 1 情報収集指令室は、都（都災害対策本部）及び他自治体との連絡調整を行い、区（総務部）は支援物資等について、食料・生活必需品等の供給体制に準じた配分等の計画を立てる。
- 2 避難所等における救援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行っていく。
- 3 区（区民部）は、備蓄倉庫及び物資集積所から避難所等への輸送を、区協定締結団体、ボランティア等の協力を得て行う。

【輸送の実施主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区民部	(1)物資輸送計画の策定 (2)管理・運営統轄 (3)連絡調整 (4)物資輸送担当
支援機関	区協定締結団体	(1)物資輸送
	都災害対策本部	(1)大量避難者の輸送
	ボランティア	(1)物資輸送支援

(1) 備蓄物資の輸送

ア 区（区民部）は、区（総務部）の配付計画により、備蓄物資を輸送する。

(2) 救援物資の輸送

ア 救援物資については、原則として、個人等からの個々の救援物資は受け付けない。
企業・団体からの救援物資については、品目、数量がまとまっており、必要と認められるものについて受け付け、区内への輸送を依頼する。

イ 集積所における物資の受入れ・配送

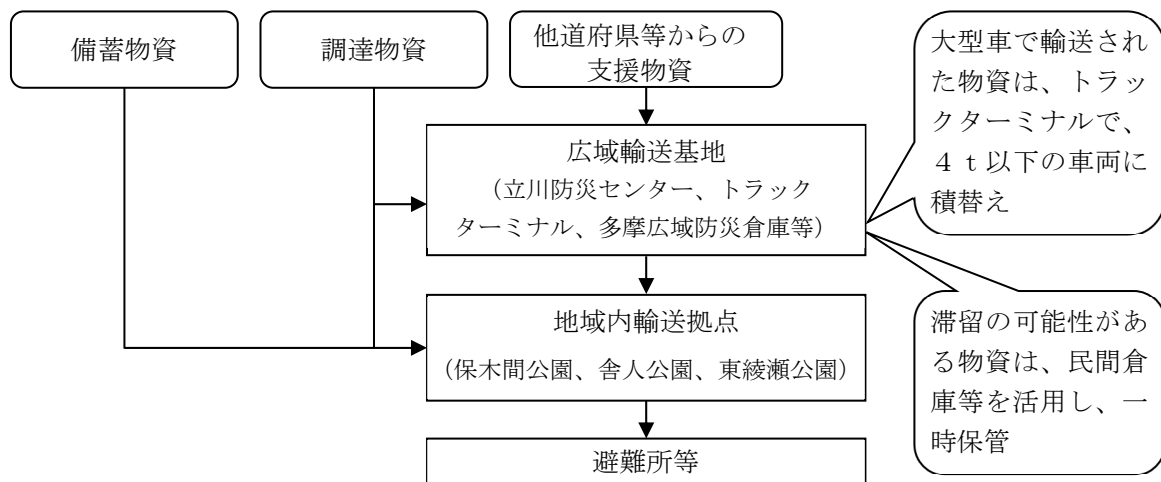
(ア) 区（区民部）は、物資を受領し、仕分け・配送を行う。

ウ 避難所等への輸送

(ア) 配送先：区指定避難所等

(イ) 区（区民部）は、配送先を指示し、輸送車に直接配送させる。その際、地理案内が必要な場合は、案内を行う。

【陸上搬送概念図】



(3) 防災船着場の運用

ア 災害時に河川を物資等の緊急輸送路として活用できるように、国及び都が避難場所等に隣接して整備している。このうち、都が整備した防災船着場について、発災時の運用は以下のとおり。

イ また、必要に応じて、区が所有している舟艇等の接岸可能地点を運用する。

【防災船着場の運用】

機 関 名	都・区災害対策本部等 設 置 期 間 中	都・区災害対策本部等 立 ち 上 げ 時
都（災対本部）	運用指示主体 （都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする）	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知する。
都（建設局）	運用支援主体 （損傷等に対する修繕・補修）	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引継ぐ。
区（都市建設部）	運用主体 （一切の運用管理権限を掌握）	都（建設局）の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第4節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分/第5節 義援物資の取扱い

(4) 都調達物資輸送の考え方

ア 調達時のオペレーション等

(ア) 都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送等物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資・輸送調整チームを設置する。物資・輸送調整チームは都庁各局、関係団体、事業者等で構成し、道路の被災状況等の情報を関係者間で共有しながら、円滑なオペレーションを図る。

イ 調達物資の輸送

(ア) 調達した食料及び生活必需品等は、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、区が選定する地域内輸送拠点へ、調達業者等の協力を得て輸送する。

(イ) 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

ウ 他道府県等からの応援物資の輸送

(ア) 他道府県等から陸上輸送による応援物資等は、原則として広域輸送基地で引き継ぎ、都が運送事業者等の協力を得て区の指定する地域内輸送拠点に輸送する。

(イ) 応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

第5節 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

区・都（福祉局）は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品などの需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報する等迅速に対応していく。

第6節 輸送車両の調達

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部、区民部）	(1) 車両・舟艇の調達、配分 (2) 独自に調達計画を立てる。所要車両が調達できない場合は、都（都本部）へ調達あっ旋を要請
都（交通局） 都（水道局） 都（下水道局） 警視庁 東京消防庁	(1) 独自に輸送手段の調達計画を立てる。

第2 詳細な取組内容

＜区（総務部、区民部）＞

1 車両・舟艇等の調達・配分

(1) 区（総務部）は、災害応急対策活動に必要な人材、車両・舟艇等の調達、配分を行う。ただし、発災後72時間は、物流による道路混雑等で救出救助活動に支障が出ないよう十分注意する。

(※人材、資器材についての内容は第4部 第5章第5節人材、資器材等の調達、配分 P.392 参照)

【車両・舟艇等の調達・配分主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区（総務部）	(1) 車両・舟艇等の調達・配分計画 (2) 管理・運営統轄 (3) 連絡調整 (4) 調達・配分担当
支援機関	区（区民部） 東京都トラック協会 足立支部 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城東支部 足立区商店街振興組合連合会 足立貨物運送事業協同組合 ボランティア	(1) 人材、資器材等の輸送

2 車 両

(1) 必要な車両は、区保有車と日本通運株式会社北千住支店及び緊急輸送業務に関する協定に基づき、東京都トラック協会足立支部・赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部・足立貨物運送事業協同組合より調達する。また、自動車販売会社、レンタカー会社等の民間からも調達する。

第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送

第6節 輸送車両の調達

(2) 区の所要車両が調達できない場合、都（都本部）へ調達あっ旋を要請する。

(3) 輸送する内容に関し、次のように優先度を設ける。

- ア 消防、救出、医療活動
- イ 避難者等の輸送
- ウ 遺体の搬送
- エ 飲料水の輸送
- オ 災害対策関係の資材、人員輸送
- カ 食料、水、日用品等の物資輸送
- キ 復旧用資材、人員輸送
- ク その他

(4) 区（各部）において車両を必要とするときは、請求書（資料編震災編 第28「車両調達請求書様式」P.76）により、車種、引渡場所、日時を明示のうえ、総務部長に請求する。

（注）災害時に交通規制が実施されたときは、最寄りの警察署から緊急車両の指定を受け、災害対策基本法施行規則第6条に基づく標章のマークを掲示して運行すること。

3 舟 艇

(1) 舟艇調達・配分計画は、車両調達・配車計画に準じる。

【舟艇の保有数】

ローボート 30 艇

《東京消防庁》

- 1 東京消防庁は、資器材、舟車等、応急活動対策活動時に調達可能なものについては、それぞれの権限を有する者と協議し、迅速円滑な調達を行う。

第11章 放射性物質対策

第3部 災害予防計画 第11章 放射性物質対策	第4部 災害応急対策計画 第11章 放射性物質対策	第5部 災害復旧計画 第8章 放射性物質対策
第1節 情報伝達体制の整備 (P. 277)	第1節 迅速・的確な情報連絡 (P. 499)	第1節 保健医療活動(P. 576)
第2節 区民への情報提供等体制の整備(P. 277)	第2節 緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等(P. 500)	第2節 放射性物質への対応 (P. 577)
第3節 放射線量の把握体制の整備(P. 277)	第3節 保健医療活動(P. 501)	第3節 風評被害対策(P. 577)
	第4節 放射線等使用施設の応急措置(P. 502)	
	第5節 核燃料物質輸送車両等の応急対策(P. 503)	

第1節 迅速・的確な情報連絡

第1 対策内容と役割分担

原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日施行）第15条の規定による原子力災害緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、区は国・都に情報収集を行うものとする。

また、区内で放射性物質等による影響が生じた際に、迅速かつ的確な情報連絡ができる区の体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 区災害対策本部にて対応する。

1 災害対策本部を設置する場合

区災害対策本部にて、被害情報等の情報の共有化や区の対策立案、広報体制の確立及び必要な連絡調整を行う。

2 災害対策本部を設置しない場合

区庁内危機管理調整会議を設置することにより、関係所管の取組み事項等の情報共有及び調整を図る（足立区庁内危機管理調整会議要綱に基づく）。

第11章 放射性物質対策

第2節 緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等

第2節 緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等

第1 対策内容と役割分担

都が設置しているモニタリングポストのデータ等を活用して、空間放射線量率の状況を把握するとともに、国・都と連携し、必要に応じて専門家の指導や助言を得たうえで、放射線測定器等による緊急時のモニタリング活動を実施し、放射性物質による影響等について把握するものとする。

その結果については、迅速かつ正確に区民へ情報提供を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	（１）区内各施設の空間放射線量率の測定（各部） （２）測定内容・結果の公表、広報活動（各部） （３）放射線に関する健康相談（衛生部）
都（総務局、政策企画局）	（１）正確な情報提供・広報
都（環境局）	（１）大気環境測定局で得られた気象データの提供 （２）都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集
都（保健医療局）	（１）被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 （２）空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表
都（産業労働局）	（１）都内産農林水産物等の放射性物質検査
都（中央卸売市場）	（１）摂取または出荷が制限・自粛された食品の流通を防止
都（水道局）	（１）浄水場原水・浄水の放射性物質の測定及び情報提供
都（下水道局）	（１）下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量の測定、情報提供

第2 詳細な取組内容

≪区（関係部）≫

- 区民に正確な情報を提供するため、区内各施設の空間放射線量の測定を行う。なお、東日本大震災の際には、以下の測定を行った。

【空間放射線量の測定場所及び担当部】

測定場所	担当部
保育園	子ども家庭部
幼稚園	子ども家庭部
小学校、中学校	学校運営部
児童館・住区センター	地域のちから推進部
公園	都市建設部
区営プール	地域のちから推進部
区民農園・農業体験学習農園	産業経済部
足立清掃工場近隣	環境部

《都（水道局）》

- 1 浄水場原水・浄水の放射性物質を測定するとともに、流域水道事業体の状況等について情報収集を実施する。

《都（下水道局）》

- 1 汚泥処理を行っている各水再生センター、スラッジプラントの汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーを測定、公表する。

第3節 保健医療活動

原子力災害の特殊性を考慮し、新たな原発事故等が発生した際は、国、都と連携し、関係各部が一体となって、被害の防止、軽減のための保健医療活動に努める。

なお、本節で取り扱う保健医療活動は、本章第5節に係わる核燃料物質輸送中の事故等を含む。

第1 健康相談等

区は、医療部に健康相談等に関する窓口を設置し、区民からの問い合わせに対応するとともに、測定場所に応じて、その場所を所管する部署が外部被ばく線量等の測定を行う。

第2 飲食物の監視強化

区は、内部被ばく防止を図るため、国や都の指示や要請、区内の状況等に基づき、流通食料品等の監視強化に努める。また、必要に応じて流通食料品等の飲食物の放射性物質検査を実施し、区民へ情報提供及び飲料水の配付などの措置を講じる。

第3 給食、牛乳の放射性物質検査

区は、区立小中学校、特別支援学校及び子育て支援施設等の調理済み給食・牛乳の放射性物質検査を必要に応じて実施し、結果を公表する。

第11章 放射性物質対策

第4節 放射線等使用施設の応急措置

第4節 放射線等使用施設の応急措置

第1 対策内容と役割分担

- 1 放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、または放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づいて、定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。
- 2 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	（1）関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施
東京消防庁	（1）放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 （2）事故の状況に応じ、必要な措置を実施
都（保健医療局）	（1）R I 使用医療施設での被害が発生した場合、R I 管理測定班を編成し、必要な措置を実施

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 1 関係機関との連絡を密にし、事故時には情報不足による不安の増大を防ぐため必要に応じ、次の措置を実施する。
 - （1）マスクの着用や、外出の際に着用した衣服の取扱等、放射線の影響を最小限とするために必要な知識の周知
 - （2）区民に対する屋内退避の指示
 - （3）より深刻な事態となった場合の区民に対する避難の指示
 - （4）区民の避難誘導
 - （5）情報提供、関係機関との連絡
 - （6）区外避難者への支援等その他必要な対策

《東京消防庁》

- 1 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。
 - （1）施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - （2）放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- 2 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施。

第5節 核燃料物質輸送車両等の応急対策

第1 対策内容と役割分担

- 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

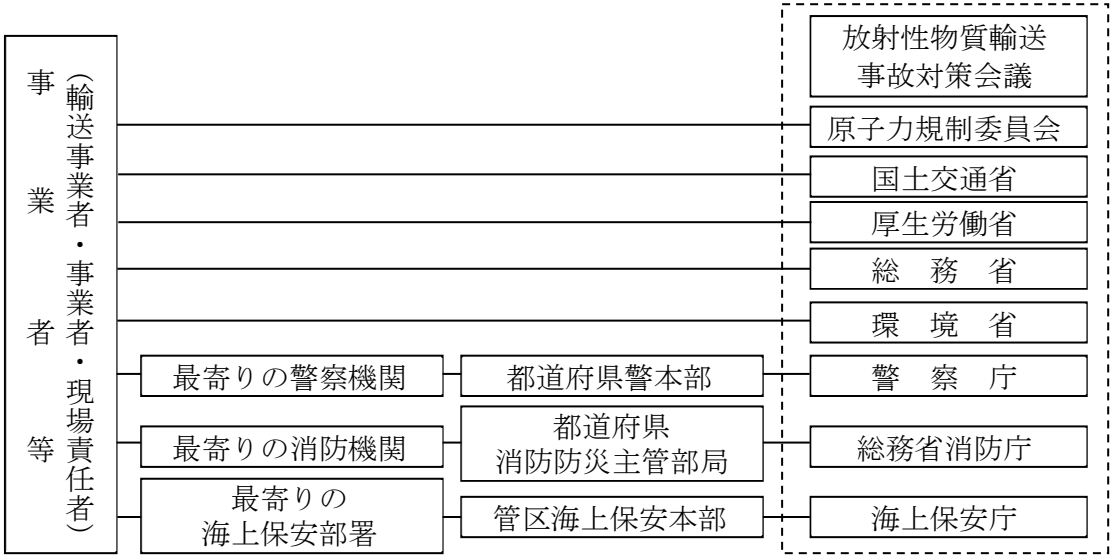
機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	（1）関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の屋内退避の指示、避難指示等の措置を実施
国土交通省 厚生労働省 総務省 環境省 警察庁 東京消防庁 海上保安庁 原子力委員会	（1）放射性物質輸送事故対策会議の開催 （2）派遣係官及び専門家の対応
警視庁	（1）事故の状況把握及び区民等に対する広報 （2）施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 （3）関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁	（1）事故の通報を受けた旨を都（総務局）に通報 （2）事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都（総務局）	（1）事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 （2）国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
第三管区 海上保安本部	（1）事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施 （2）都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援
事業者等	（1）関係機関への通報等、応急の措置を実施 （2）警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施

第11章 放射性物質対策

第5節 核燃料物質輸送車両等の応急対策

第2 業務手順

【核燃料物質の輸送に関する関係機関の連絡体制】



第3 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- 関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
 - マスクの着用や、外出の際に着用した衣服の取扱等、放射線の影響を最小限とするために必要な知識の周知
 - 放射線レベルの定期的測定及び異常値測定時の通報
 - 区民に対する屋内退避の指示
 - より深刻な事態となった場合の区民に対する避難の指示
 - 区民の避難誘導
 - 情報提供、関係機関との連絡

《国土交通省》《厚生労働省》《総務省》《環境省》《警察庁》《総務省消防庁》

- 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。
 - 事故情報の収集、整理及び分析
 - 関係省庁の講ずべき措置
 - 係官及び専門家の現地派遣
 - 対外発表
 - 区民への情報提供
 - その他必要な事項
- 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。
- 係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官または消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。

4 専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

《警視庁》

- 1 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について区民等に対する広報を行う。
- 2 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- 3 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

《東京消防庁》

- 1 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第1節 被災住宅の応急危険度判定

第12章 住民の生活の早期再建対策

第3部 災害予防計画 第12章 住民の生活の早期再建対策	第4部 災害応急対策計画 第12章 住民の生活の早期再建対策	第5部 災害復旧計画 第9章 住民生活の早期再建施策
第1節 生活再建のための事前準備(P. 278)	第1節 被災住宅の応急危険度判定(P. 506)	第1節 被災住宅の応急修理(P. 578)
第2節 防犯体制の構築(P. 281)	第2節 被災宅地の危険度判定(P. 511)	第2節 応急仮設住宅の供与(P. 580)
第3節 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保(P. 282)	第3節 住家被害認定調査及び罹災証明の発行準備・発行(P. 512)	第3節 被災者に対する生活相談及び災害ケースマネジメント等支援(P. 584)
第4節 片付けごみ・解体廃棄物の処理(P. 284)	第4節 防犯(P. 515)	第4節 義援金品の募集・受付・配分(P. 587)
第5節 避難所ごみ・生活ごみの処理(P. 285)	第5節 義援金品の募集・受付(P. 515)	第5節 被災者に対する生活再建資金援助等(P. 589)
第6節 災害救助法等(P. 286)	第6節 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保(P. 516)	第6節 職業のあっ旋(P. 595)
第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策(P. 288)	第7節 片付けごみ・解体廃棄物の処理(P. 518)	第7節 租税等の徴収猶予及び減免等(P. 595)
第8節 災害ケースマネジメントの体制構築(P. 291)	第8節 避難所ごみ・生活ごみの処理(P. 521)	第8節 その他の生活確保(P. 596)
	第9節 災害救助法等の適用(P. 522)	第9節 中小企業への融資(P. 596)
	第10節 激甚災害の指定(P. 523)	第10節 農林漁業関係者への融資(P. 596)
	第11節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策(P. 524)	第11節 災害救助法の運用等(P. 597)
	第12節 災害ケースマネジメントの実施(P. 527)	第12節 応急教育・保育・児童保育(P. 600)

第1節 被災住宅の応急危険度判定

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(応急危険度判定部)	(1) 余震等による二次的災害を回避するため、被災建物・構造物の応急危険度判定を早急に行い、安全性を確認する。 (2) この判定に関する一切の責任は、区長が負う。
都	(1) 応急危険度判定支援本部の設置及び運営 (2) 区との連携・調整 (3) 国土交通省、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県等への応援要請

第2 詳細な取組内容

＜区（応急危険度判定部）＞

- 区は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制の整備に努める。

【建物・構造物の応急危険度判定の実施主体】

	機 関 名	対 策 内 容
区主担当	区（都市建設部、建築室）	(1) 応急危険度判定部の設置及び運営 (2) 避難所等判定班（第一次・第二次応急危険度判定対象） ア 他部区職員判定員等の派遣要請 イ 判定員に対する指示・活動調整 ウ 応急危険度判定の実施 エ 判定結果の整理・集約 (3) 実施本部（第三次応急危険度判定対象）震度5弱以上で設置 ア 判定実施要否の判断 イ 判定実施計画の策定 ウ 支援本部（東京都）への判定員派遣等の要請 エ 判定員に対する指示・活動調整 オ 応急危険度判定の実施 カ 判定結果の整理・集約
支援機関	区職員判定員	(1) 第一次応急危険度判定施設（災害対策活動拠点施設、避難所施設、その他備蓄倉庫等）の応急危険度判定 (2) 第二次応急危険度判定施設（病院等及び要配慮者利用施設、その他の区施設）の応急危険度判定
	応援公務員	(1) 実施本部または判定拠点の判定コーディネーター
	民間判定員（区登録判定員及び全国協議会連絡体制による応援派遣判定員（以下、「応援派遣判定員」という。））	(1) 第三次応急危険度判定施設（戸建住宅、共同住宅、長屋、下宿または寄宿舍の民間建築物）の応急危険度判定。構造及び規模は、木造・鉄骨造・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造通常構法の建築物で、高さは10階未満

※ 所有者・管理者の責任により安全を確認・判断する建築物

公共住宅、民間事業所等、幼稚園保育園・高校・大学等区以外の自治体及び法人の建築物、及び建築物の高さが10階以上の高層建築物や在来の通常工法によらず特別な構法を適用し、また、特別な検討を行って施工された特殊な建築物等。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第1節 被災住宅の応急危険度判定

(1) 応急危険度判定部の設置

ア 災害対策本部長は、建物被害の発生が予測される場合、応急危険度判定部（本部長：都市建設部建築室長）を本部内に設置する。ただし、震度6弱以上は、自動設置とする。

イ 応急危険度判定部本部長は、応急危険度判定業務の迅速な遂行のため、応急危険度判定部内に避難所等判定班（班長：都市建設部建築室区営住宅更新担当課長）と民間住宅の判定を担う実施本部（実施本部長：都市建設部建築室建築審査課長）を設置する。

ウ 実施本部は、判定計画班（班長：都市建設部建築室建築防災課長）、判定支援班（班長：都市建設部建築室開発指導課長）、後方支援班（班長：都市建設部建築室住宅課長）で構成する。

エ 区職員のうち、区職員判定員等は応急危険度判定部に属する。

オ 実施本部業務、第三次応急危険度判定活動の詳細は、全国被災建築物応急危険度判定業務マニュアル及び足立区被災建築物応急危険度判定業務マニュアルによる。

(2) 危険度判定の優先度と判定主体

ア 判定の実施は、対象建築物の重要度により、次先順位で行う。

（ア）第一次応急危険度判定：小・中学校等の避難所、区民事務所等の活動拠点、その他備蓄倉庫等の区の施設

（イ）第二次応急危険度判定：救急指定医療機関、要配慮者が利用する福祉避難所（第二次避難所）及び公設公営保育所のうち判定要請があった民間施設及び区の施設

（ウ）第三次応急危険度判定：戸建住宅、共同住宅、長屋、下宿または寄宿舎で、木造・鉄骨造・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造通常構法の建築物で、高さは10階未満の民間住宅

イ 判定実施の主体と期間

（ア）第一次応急危険度判定：避難所等応急危険度判定班、発災から概ね2日間

（イ）第二次応急危険度判定：避難所等応急危険度判定班、第一次応急危険度判定終了後、概ね1日間

（ウ）第三次応急危険度判定：実施本部、発災後3日目から8日間（二次災害防止のため迅速な判定を実施。発災から10日間）

（エ）判定作業は、発災後速やかに終了するよう努める。

(3) 避難所等の被害状況の把握と判定

ア 避難所等判定班は、第一次応急危険度判定施設（災害対策活動拠点施設、避難所施設等）の建物の被災状況について、災害対策本部の情報や各施設所管課からの報告に基づき、緊急性等から優先度を付し、区職員判定員等を派遣して判定を実施する。

イ 避難所等判定班は、第一次応急危険度判定施設の判定終了後、第二次応急危険度判定施設（救急指定医療機関、要配慮者が利用する福祉避難所（第二次避難所）等）からの要請に基づき、区職員判定員等を派遣して判定を実施する。

(4) 区内の被害状況の把握と判定員の要請

- ア 実施本部は、災害対策本部の情報等に基づき、判定実施の要否を決定する。
- イ 判定を実施する場合は要判定区域を設定し、当該区域内の判定対象建築物棟数の推計と、必要な判定員数を算定した判定実施計画を策定する。
- ウ 判定の実施に先立ち、区登録判定員に出動を要請する。不足が生じた場合は、支援本部（東京都）に応援派遣要請を行う。

(5) 判定方法及び判定結果の通知

- ア 第一次及び第二次応急危険度判定は、発災後3日以内に完了させるため、目視により点検を行い、結果を施設管理者等に報告する。
- イ 第三次応急危険度判定については、外観目視調査（二次災害防止のため迅速に判定）を行う。その結果を「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階に区分し、また、落下物により「危険」、「要注意」と判定された場合には、「落下物注意」もあわせて、判定員が建物等の見やすい場所にステッカーを表示する。
 - (ア) 危険（赤）：建物への立入りは危険
 - (イ) 要注意（黄）：建物の立入る場合には十分注意
 - (ウ) 調査済（緑）：建物の立入りは可能
- ウ 第三次応急危険度判定対象の余震等による再判定は、実施本部の判断による。

(6) 判定実施の準備

- ア 避難所等判定班（第一次及び第二次応急危険度判定）
 - (ア) 判定計画の策定
 - (イ) 従事可能な区職員判定員の確認及びチーム分け
 - (ウ) 判定資機材の準備
 - (エ) 車両等移動手段の確保
- イ 実施本部（第三次応急危険度判定）
 - (ア) 判定実施計画の策定
 - (イ) 区登録判定員への参集要請及び支援本部（東京都）への要請
 - (ウ) 判定資機材等の準備
 - (エ) 判定拠点の開設
 - (オ) 区登録判定員及び応援派遣判定員以外について、足立区ボランティアセンターと連携したボランティア保険等の登録手続き準備

(7) 判定員の分担

- ア 第一次及び第二次応急危険度判定は、区職員判定員等が行う。
- イ 第三次応急危険度判定については、実施本部の指示により、原則、区登録判定員及び支援本部（東京都）を通じて応援派遣された民間判定員が行う。

(8) 第三次応急危険度判定の手順

- ア 区登録判定員及び応援派遣判定員の一次参集場所は、区本庁舎とし、実施本部（判定支援班）が受け入れを行い、名簿作成後、指示された判定拠点へ移動する。2日目からは指示された判定拠点に直接参集する。
- イ 区登録判定員及び応援派遣判定員について実施本部（後方支援班）は、全国被災

第12章 住民の生活の早期再建対策

第1節 被災住宅の応急危険度判定

建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領及び同事務マニュアルに基づき、東京都（支援本部）に名簿を提出する。

ウ 判定拠点は、区本庁舎内、学びピア、関原の森の3箇所とする。詳細は、足立区被災建築物応急危険度判定業務マニュアルによる。

エ 各判定拠点到判定コーディネーター及び拠点担当の区職員を配置し、判定員の班編成、指導支援、実施本部（判定支援班）への連絡調整等を行う。

オ 判定コーディネーターが不足した場合は、区職員判定コーディネーターに判定拠点への従事を依頼するとともに、支援本部に応援を要請する。

カ 判定員は、判定コーディネーターから調査区域の被災状況や調査表記入マニュアル等の説明受け、判定区域マップ、調査表、判定用具等を受け取る。

キ 現地への移動は、原則徒歩とする。自転車等の他の手段により移動する必要があると実施本部（判定支援班）が認めた場合は、実施本部（後方支援班）が確保する。

ク 判定作業は2名1組で行い、その日に実施した判定結果を整理し、判定コーディネーターに報告する。

ケ 判定コーディネーターは、判定結果を集計して拠点長に報告し、拠点長は実施本部（判定支援班）に報告する。

コ 実施本部（判定計画班）は、判定支援班が取りまとめた判定結果を支援本部（東京都）に報告する。

サ 災害対策本部は、実施本部（後方支援班）を通じ、判定員に対して宿泊施設及び食事を提供する。

(9) 判定台帳の整備

ア 避難所等判定班は、判定結果を整理し判定台帳を作成する。

イ 実施本部は、調査結果入力表他帳票を作成し、支援本部（東京都）に提出する。

【判定対象住宅による実施内容の分類等】

判定対象	判 定 の 実 施
民間住宅	(1)区長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定部を設置し、判定を実施させる。
都営住宅及び東京都住宅供給公社が管理する住宅	(1)都営住宅及び東京都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都（都市整備局）及び東京都住宅供給公社が実施する。 (2)都（都市整備局）及び東京都住宅供給公社所属の応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。
独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅	(1)独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。
区が管理する施設	(1)各施設の管理者は、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係わる指針（平成27年2月 内閣府（防災担当））」に基づき施設管理者による安全点検を実施し、緊急的な安全対策の措置を講じる。 (2)応急危険度判定部避難所等判定班は、緊急性等から優先度を付し、区職員判定員等を派遣して判定を実施する。

第2節 被災宅地の危険度判定

第1 対策内容

- 1 被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。
- 2 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

第2 詳細な取組内容

《区（都市建設部）》

1 判定の実施

- （1）災害対策本部長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、都市建設部内に被災宅地危険度判定に関する担当部門を設置する等必要な措置を講じ、判定を実施する。
- （2）知事は、区長から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼するなど、支援措置を講じる。

2 判定結果の表示

- （1）被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- （2）当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第12章
住民の生活の早期再建対策

第3節
住家被害認定調査及び罹災証明の発行準備・発行

第3節
住家被害認定調査及び罹災証明の発行準備・発行

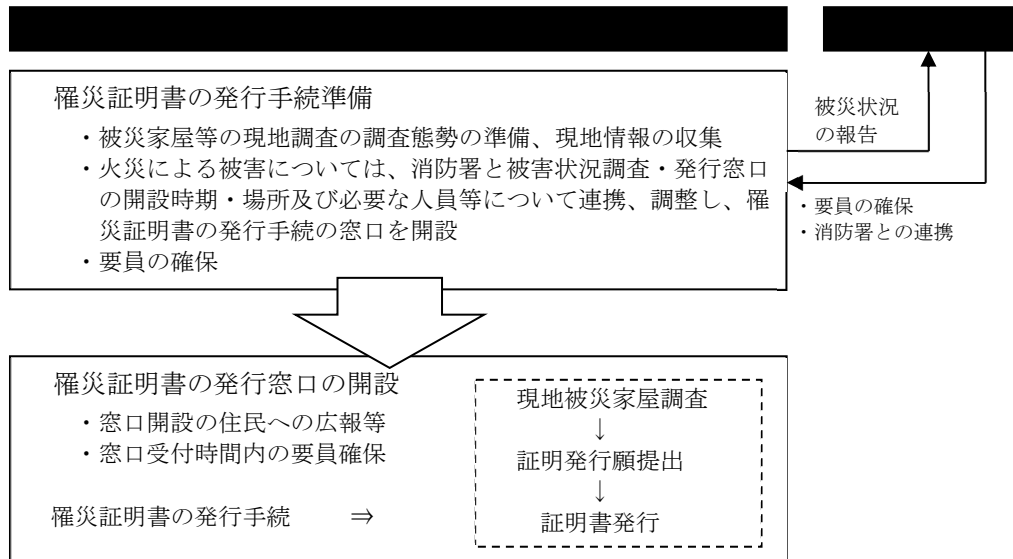
第1
対策内容と役割分担

住宅の応急修理、住宅の供給、罹災証明発行等のための基礎資料とするため、被災後に、住家の被害状況を把握する。罹災証明は、地震による被災世帯に対し、区、国、及び都において行われる各種公的融資、税の徴収猶予・減免、義援金の配付等、被災者の生活安定を確保するための各種施策に関し、建物等の被災事実を証明するために行う。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、地域のちから推進部）	(1)住家被害認定調査及び罹災証明書発行の実施体制を構築 (2)システム稼動に向けた準備や資機材を確保 (3)住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 (4)火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有 (5)住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続きを実施 (6)火災被害の罹災証明書交付について東京消防庁と連携し、交付時期や交付場所等について調整を図る。 (7)必要に応じて住家被害の2次調査を実施 (8)被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理
都	(1)区を行う調査への職員の応援体制を整備 (2)必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、区の業務を支援 (3)罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 (4)住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握
東京消防庁	(1)区と調整し、火災による被害状況調査を実施 (2)火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有 (3)区と連携し、交付時期や交付場所等について調整を図り、火災被害に係る罹災証明書の交付手続の支援を実施

第2 業務手順

【罹災証明書発行の流れ】



第3 詳細な取組内容

《区（危機管理部、地域のちから推進部）、東京消防庁》

1 被害事実の調査

- (1) 国が標準的なものとして示した「災害に係わる住家の被害認定基準運用指針」に基づき、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法等を定める。
- (2) 上記指針に基づき、区（地域のちから推進部）、東京消防庁は、罹災証明の発行根拠となる、住家の被害について、速やかに住家被害認定調査を開始する。
- (3) 災害現場に立ち入れない状況において、明らかな全壊、半壊などの認定はドローンで確認することができる。
- (4) 区（情報収集指令室）は住家被害認定調査結果について、都本部へ報告する。
- (5) 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- (6) 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、住家被害認定調査を実施する。
- (7) 住家被害認定調査には特に多くの職員の動員が必要になると考えられるため、区災害対策本部を通じ、部を横断した動員体制を検討する。
- (8) 火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。

2 被災者台帳の作成・保管

- (1) 区（地域のちから推進部）は、それぞれの調査結果に基づき「被災者台帳」を作成・保管する。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第3節 住家被害認定調査及び罹災証明の発行準備・発行

3 証 明

(1) 証明の対象：「罹災証明書」の対象は、住家とする。非住家や動産等に対する被害の証明については、原則として被災者からの届出に基づき「被災届出証明書」により対応する。

(2) 証明の区分：証明の区分は、以下の6区分を基本とする。

ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、一部損壊、無被害

4 証明者

(1) 災害対策基本法第90条の2に基づき、証明者は区長とする。

5 発行手続

(1) 罹災証明書の申請受付及び交付：罹災証明書の申請受付及び交付は、あらかじめ区と消防署が協議し、対象地域、受付時間等を定めて、区民に広報等で周知のうえ、指定した公共施設で行う。

(資料編 第60「足立区発行罹災証明交付申請書」P.208)

(2) 罹災証明書発行手順

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、以下の手順で罹災証明書を発行する。

ア 本人確認、住民基本台帳情報等に基づき、被災者情報を確認する。

イ 住家被害認定調査・調査済証、家屋課税台帳等に基づき、家屋情報を確認する。

ウ 住家被害認定調査結果を被災者に示し、被災者本人の同意を確認する。

エ 罹災証明書を交付する。

オ 調査結果に同意が得られない被災者に対して、第2次調査要望の有無を確認し、第2次調査の申込を受け付ける。

カ 手数料

(ア) 手数料は無料とする。

キ 罹災証明書様式

(ア) 罹災証明書は、物件居住者用と物件所有者用の様式を用いる。

(資料編震災編 第61、第62「足立区発行罹災証明書」P.209、210)

第4節 防犯

第1 対策内容と役割分担

大地震の発生に際しては、速やかに警察の全組織を動員し、総力をあげて区民の生命、身体、財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防並びに取締り、その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期する。

機 関 名	対 策 内 容
避難所運営本部 町会・自治会	(1)自警組織の結成 (2)自主的な被災地巡回・警備
警視庁	(1)犯罪情報等の収集 (2)街頭活動の強化 (3)避難所等における各種犯罪の予防検挙や秩序維持 (4)自主警備組織編成の働きかけ及び指導

第2 詳細な取組内容

《避難所運営本部、町会・自治会等》

- 1 避難所運営本部、町会・自治会等は、避難所内等に自警組織を作り、自主的に巡回・警備を行うとともに、ボランティア等はこれに協力する。

《警視庁》

- 1 被災地及び避難場所等の警戒を行う。
- 2 各種犯罪の予防並びに取締りを行う。
- 3 避難所等の警戒を行う。
- 4 被災者の自主警備等に対する支援を行う。

第5節 義援金品の募集・受付

第1 対策内容と役割分担

都、区及び日本赤十字社東京都支部等各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する（義援品については、復旧対策に記載。）。

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部、区民部、地域のちから推進部、会計管理室）	(1)義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定する。 (2)義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社東京都支部、関係機関等と情報を共有する。
都（総務局、福祉局）	(1)区等の義援金の募集・受付状況等を把握 (2)義援金の募集・受付に関して、区、日本赤十字社東京都支部、関係機関等と情報を共有する。
日本赤十字社	(1)義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 (2)義援金の募集・受付に関して、都、区等と情報を共有する。

第12章 住民の生活の早期再建対策
第5節 義援金品の募集・受付/第6節 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

第2 詳細な取組内容

《区（総務部、区民部、地域のちから推進部、会計管理室）》

- 1 義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- 2 義援金の受入れについて、総務部長、政策経営部長及び地域のちから推進部長は協議し、速やかに義援金等の基本方針を定める。
- 3 都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に変えることができる。

第6節 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

第1 対策内容と役割分担

- 1 地震によるライフラインの被災に伴い、水洗トイレが使用できなくなった場合、被災地の衛生環境を保持するため、避難場所・避難所等のし尿を迅速かつ適切に処理する。
- 2 区は、各避難所等の避難人数、仮設トイレ設置状況等を把握し、協定先一般廃棄物収集運搬(汚でい)許可業者へ応援要請をした上で、都（下水道局）と連携して、下水道施設（水再生センター及び指定マンホール）への搬入処理を実施する。なお、し尿処理にあたっては、「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部、環境部）	(1)仮設トイレ等の設置状況の把握 (2)協定先一般廃棄物収集運搬(汚でい)許可業者へ応援要請 (3)し尿処理に関する災害廃棄物処理方針・実行計画の策定及び広報 (4)収集運搬体制の確保及びし尿の搬入処理 (5)車両、人員、機材等、必要に応じて都や他自治体等へ応援要請 (6)バリアフリートイレの確保や設置場所の選定 (7)学校のプール、防災用井戸等の活用
都（下水道局）	(1)水再生センターや指定マンホールでの、し尿の受入れ・処理

第2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部、環境部）》

1 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

- (1) 区は、災害対策本部としてまとめた避難情報に基づき、協定先一般廃棄物収集運搬(汚でい)許可業者にし尿処理に必要な車両（バキュームカー）、人員、機材等の応援要請を行い、し尿処理に関する災害廃棄物処理方針及び実行計画を策定する。
- (2) し尿収集車（バキュームカー）により収集したし尿は、都（下水道局）との覚書の締結により、水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部）、し尿処理施設等へ搬入・処理する。
- (3) 区は、車両、作業員に不足を生じるおそれのある場合、都や他自治体等に必要な指示

と応援を求め、災害対策本部は、協定自治体等に車両、作業員、機材等の提供を求める。

- (4) 仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者、子供等の安全性の確保等に配慮して、バリアフリースイールの確保や設置場所の選定等を行う。

2 避難所等における対応

(1) 避難場所における対応

- ア 雨水貯留槽、防災用井戸等によって生活用水を確保する。
- イ 都は、下水道機能を確保するため、避難場所からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進している。
- ウ 区は、水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレを設置する。
- エ 区は、避難場所において、マンホールトイレ等により対応する。

(2) 避難所における対応

- ア 区は、発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- イ 区は、発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- ウ 区は、備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。
- エ 避難者は、火災の危険がない場合、プールの水をし尿処理に使用することができる。

(3) 事業所・家庭等における対応

- ア 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- イ 被災等により、下水道施設が甚大な被害を受け、下水道の使用制限・使用自粛の要請があった場合は、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ等）や避難所等の仮設トイレ等を使用する。
- ウ 区民は、家庭用の携帯トイレについて、現在時点では、し尿の焼却処理ができないので、その使用にあたっては十分注意する。
- エ 区は、断水及び下水道の機能停止が長期にわたると判断した場合、公園等適当な場所に仮設トイレを設置する。

第12章 住民の生活の早期再建対策
第7節 片付けごみ・解体廃棄物の処理

第7節 片付けごみ・解体廃棄物の処理

第1 対策内容と役割分担

救助救出活動、行方不明者の搜索活動等を念頭に、緊急道路障害物除去路線の道路啓開によるがれきを迅速かつ適正に処理する。

また、復旧・復興を円滑に実施するため、被災家屋の片付けにより発生する粗大ごみ、廃家電等の片付けごみ及び被災家屋等の解体・撤去に伴うがれき等の解体廃棄物を処理する。

なお、がれき、粗大ごみ、廃家電の処理にあたっては、「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき実施する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

機 関 名	対 策 内 容
区（がれき部）	(1)災害対策本部の下に「がれき部」を設置 (2)区内の被災状況等を把握 (3)災害対策本部と連携し、「緊急仮置場」の開設及び管理運営 (4)がれき等の発生推定量を算出し、災害廃棄物処理方針・実行計画の策定及び広報 (5)「片付けごみ仮置場」の開設及び管理運営 (6)被災家屋の解体・撤去申請の受付窓口の開設 (7)民間業者と解体・撤去の委託契約の締結 (8)「解体廃棄物仮置場」の開設及び管理運営 (9)有害物質の対応及び環境保全対策の実施 (10)車両、人員、機材等、必要に応じて都や他自治体等へ応援要請

第2 業務手順

業務手順は、「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に準じて実施する。なお、東京都災害廃棄物処理計画において、区の役割は下記のとおり。

< 発災前 平常時 >

- ・処理計画の策定、見直し
- ・周辺自治体との共同処理体制の整備
- ・実務的な業務手順、様式等の整備
- ・仮置場の選定、準備
- ・処理施設の強靱化
- ・災害廃棄物の対策に係わる研修、訓練の実施 等

< 発災後 初動期 >

- ・生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理
- ・建物等の損壊物の対応
- ・公費解体受付の準備

- ・仮置場の設置・運営
- ・住民への広報
- ・災害廃棄物処理実行計画の策定 等

＜発災後 応急対策期＞

- ・公費解体の受付、解体工事
- ・仮置場の運営
- ・国庫補助金対応 等

＜発災後 災害復旧・復興期＞

- ・災害廃棄物処理実行計画の見直し
- ・復興資材の活用 等

第3 詳細な取組内容

《区（がれき部）》

- 1 がれき等の解体廃棄物の処理にあたっては、最終処分量の削減を図るため、家屋の焼失、倒壊及び解体により発生するコンクリートがら、木くず、金属くず、その他可燃・不燃の種類に応じた分別・資源化及び適正処理を基本とする。
- 2 発災直後の様々な情報を収集・整理し、基本的な区の方針を明らかにした災害廃棄物処理方針及び実行計画を策定し、区民・事業者へ周知徹底のうえ、がれき等の処理を行う。（次頁参照）
 - （1）災害対策本部の下に「がれき部」を設置する。
 - （2）発災後、道路啓開による「緊急道路障害物除去がれき」を速やかに搬入させるため、「緊急仮置場」を開設し、管理する。
 - （3）優先解体（倒壊危険な建物）によるがれき及び応急対策や復旧・復興活動を円滑に行うため緊急道路障害物除去作業により収集したがれきを搬入させるため、「がれき仮置場」を開設し、管理する。
 - （4）被災家屋の片付けにより発生する粗大ごみ・廃家電等の片付けごみは、主に区民が持ち込むことを想定し、「片付けごみ仮置場」を開設し、管理する。
 - （5）被災家屋等の解体及びがれきの撤去は、私有財産の処分に該当するため、所有者自身の責任において行うことを原則とする。ただし、国が、個人住宅や中小事業者等に関して特別措置を講じた場合、被災家屋の解体・撤去申請の受付窓口を開設する。
 - （6）被災家屋の解体・撤去申請内容について、建物の所有者、面積等権利関係を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。解体・撤去することが適当と認められた建物について、民間業者と委託契約等により、被災家屋の危険度等に応じて、随時、解体・撤去を行う。なお、委託業者等には、アスベスト等の有害物質を適正に取り扱うよう、指導を徹底する。
 - （7）委託業者等が行う被災家屋の解体・撤去によるがれき等の解体廃棄物を搬入させるため、「解体廃棄物仮置場」を開設し、管理する。
 - （8）「緊急仮置場」、「片付けごみ仮置場」、「解体廃棄物仮置場」の一次仮置場では、安全管理を徹底する。また、被災家屋の解体・撤去、収集運搬、一次仮置場の各段階に

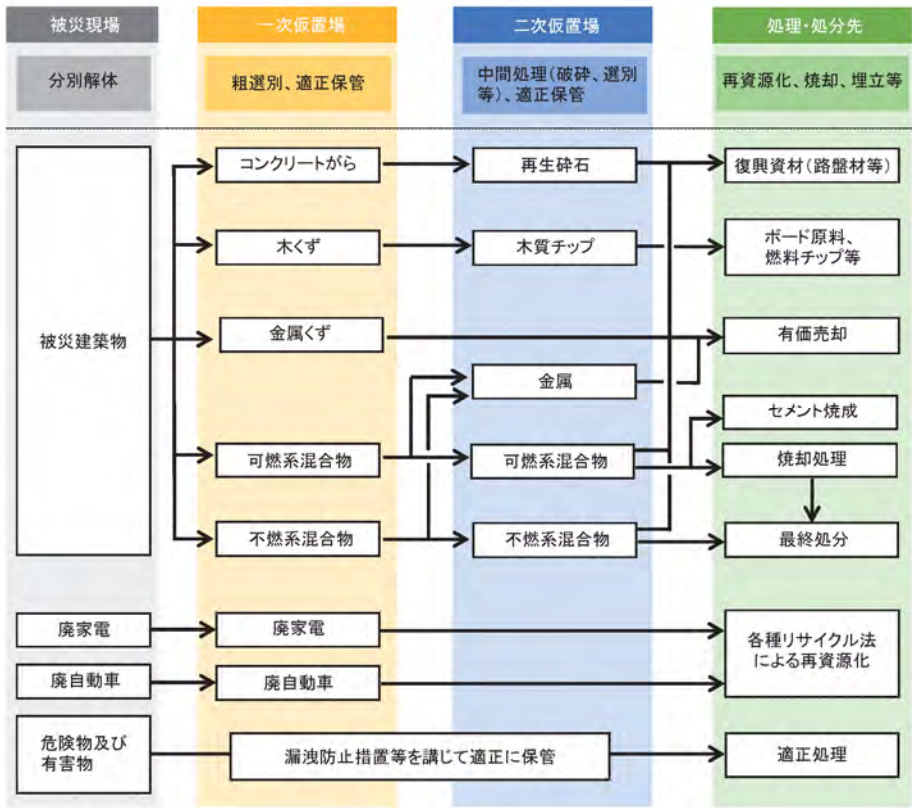
第12章
住民の生活の早期再建対策

第7節
片付けごみ・解体廃棄物の処理

において、環境モニタリングを実施し環境保全対策を行う。

- (9) 家電製品等の法令に定めのある廃棄物は、関連法令に基づく処理を徹底する。ただし、通常のルートによる処理が困難な場合は、関係機関と協議し、別途方策を講じる。
- (10) がれき等の発生量や仮置場管理運営等について、適宜、災害対策本部へ報告し、災害が大きく現有能力のみで対処できないと判断した場合は、臨時の車両、人員、機材等の応援を受けて処理にあたる。

【災害廃棄物処理の流れ】



資料：東京都災害廃棄物処理計画（東京都）

第8節 避難所ごみ・生活ごみの処理

第1 対策内容と役割分担

生活環境の保全及び公衆衛生の保持のため、避難所ごみ及び生活ごみを迅速かつ適正に処理する。なお、避難所ごみ及び生活ごみの処理にあたっては、「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（環境部）	(1) 区内の被害状況、避難所開設状況等を把握 (2) ごみの発生推定量を算出、必要に応じて臨時集積所の決定 (3) 災害廃棄物処理方針・実行計画の策定及び広報 (4) 収集運搬体制の確保 (5) 車両、人員、機材等、必要に応じて都や他自治体等へ応援要請

第2 業務手順

- 1 ごみ収集に関する情報収集
(処理施設の被害状況、避難所開設状況、道路状況、交通規制等)
- 2 被害状況等によりごみの発生推定量を算出し、災害廃棄物処理方針を策定
- 3 避難所を含めた災害廃棄物処理実行計画（作業計画等）を策定
- 4 車両、燃料並びに収集運搬職員の確保
- 5 搬入先（処理施設等）の確保
- 6 ごみの収集運搬実施

第3 詳細な取組内容

《区（環境部）》

- 1 ごみ（可燃、不燃、資源）発生状況の把握と予測及び集積所・収集運搬ルート・中間処理施設、避難所等の状況を把握し、災害廃棄物処理方針及び実行計画を策定する。
- 2 災害廃棄物処理方針及び実行計画は、分別・資源化・適正処理等によるごみの減量のため、区民・事業者にも周知徹底する。
- 3 災害発生後、収集可能な状態になった時点から、収集にあたる。
- 4 避難所も含めた可燃ごみの収集運搬を最優先し、不燃ごみ、資源は状況を見て、順次再開する。
- 5 収集については原則平常ルートに避難場所及び避難所を追加する。
- 6 生活ごみの排出はごみ集積所を原則とし、搬入先（処理施設）の停止やごみ集積所が利用できない場合は、臨時集積所として避難所または一次仮置場への排出・保管を検討する。
- 7 一次仮置場への排出・保管の際は、ごみの種別（可燃・不燃・資源）ごとに行う。
- 8 生活ごみ・避難所ごみの発生量や状況等について、適宜、災害対策本部へ報告し災害が大きく現有能力のみで対処できないと判断した場合は、臨時の車両、人員、機材等の応援を受けて処理にあたる。

第12章
住民の生活の早期再建対策

第9節
災害救助法等の適用

第9節
災害救助法等の適用

第1
対策内容と役割分担

都は、区からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用の必要性を決定する。

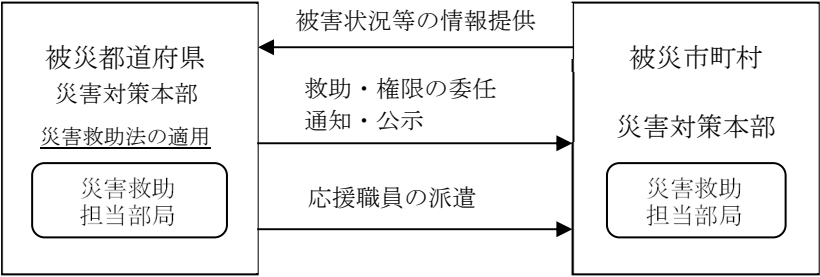
機 関 名	対 策 内 容
区（政策経営部、危機管理部）	（1）区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告

第2
詳細な取組内容

《区（政策経営部、危機管理部）》

- 1 災害が区の地域で発生し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、災害対策本部長は、直ちにその旨を都知事に報告する。
- 2 災害対策本部長は、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。
- 3 災害対策本部長は、災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。
- 4 救助の程度、方法及び期間については、別表（資料編震災編 第58「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 P.198）による。
- 5 災害救助法に基づく「災害報告」は、災害発生の際の時間的経過にあわせ、区（危機管理部）が、災害発生報告、中間報告、決定報告を行う。
- 6 なお、報告は、東京都災害情報システムへの入力をもって行う。

【災害報告の流れ】



第10節 激甚災害の指定

第1 対策内容と役割分担

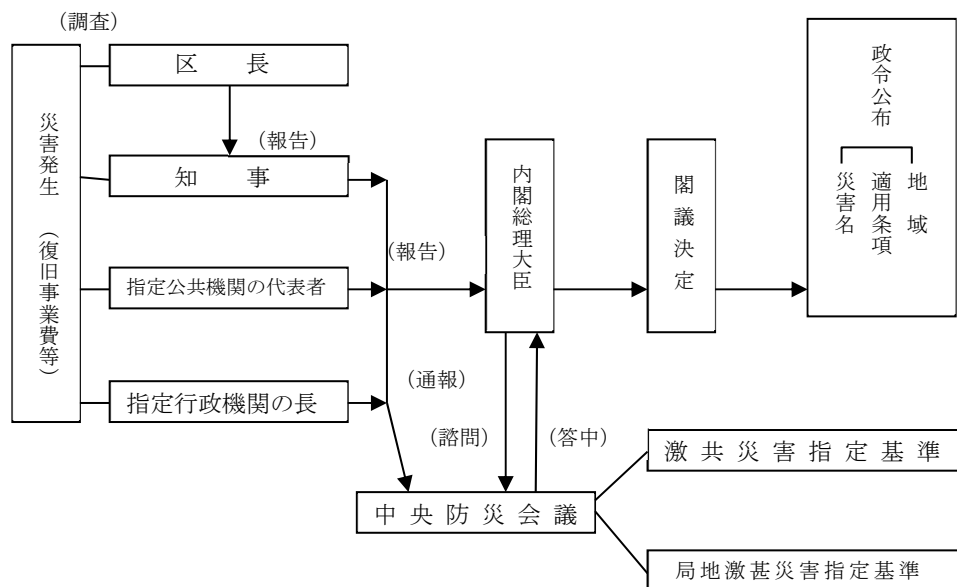
大規模な災害が発生した場合において、激甚災害に対処するための特別の財政援助に
関する法律（以下「激甚法」という）の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場
合の手続き等について定める。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部）	(1) 激甚災害に関する調査報告 区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に 考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告する。 (2) 特別財政援助等の申請手続等 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成 し、都（各局）に提出しなければならない。

第2 業務手順

災害対策本部長は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に
定める必要な事項を調査し、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは都知事
へ要請し、都知事は、その必要があると認めたときは、事業ごとに関係局長が国の機関
と連絡のうえ、指定の促進を図る。

【激甚災害指定の手続フロー図】



第3 詳細な取組内容

＜区（危機管理部）＞

- 1 区長は、区（危機管理部）と連携をとりながら、激甚災害指定基準または局地的激甚災害指定基準を十分考慮のうえ、被害状況等を都知事に報告する。激甚災害の指定基準は以下のとおり。

第12章
住民の生活の早期再建対策

第10節
激甚災害の指定/第11節
学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策

(1)
激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定し平成28年2月9日に最終改正された基準であり、全国を単位とした被害額に基づき指定を行う。また、被害状況に応じて、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。

(2)
局地激甚災害指定基準

昭和43年11月22日中央防災会議が決定し、平成28年2月9日に最終改正された基準であり、区市町村単位での災害指定を実施するための基準が定められている。また、被害状況に応じて、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。

2
災害対策本部長は、都が行う激甚災害に関する調査及び資料の作成について、協力する。

3
災害対策本部長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都（各局）へ提出する。

第11節
学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策

第1
対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（地域のちから推進部、福祉部、教育指導部、学校運営部、子ども家庭部、都市建設部）	(1) 学校長、所属職員の参集、児童生徒等の保護、校舎の管理点検等災害発生時の学校における応急対策の実施 (2) 園長、職員の非常参集、園児等の保護、被害状況の収集等保育園・こども園における応急対策の実施 (3) 学童保育室への緊急派遣区職員の参集、児童等の安否確認、施設の被害状況把握等、学童保育室における応急対策の実施

第2
詳細な取組内容

1
学校

(1)
災害発生時の体制

- ア
学校長は、災害発生のおそれのある場合は、学校行事、会議、教職員等の出張を中止する。
- イ
学校長は、所属教職員をして校舎の管理・点検にあたるとともに、状況に応じ適切な緊急避難を指示し、区（教育指導部、学校運営部）に措置状況等を報告する。
- ウ
夜間・休日等に区内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校長・所属職員は、自動的に勤務地に参集する。
- エ
学校長は、開校時に災害が発生した場合は、災害の規模、児童・生徒、所属職員の安否及び施設の被害状況を把握し、速やかに区（教育指導部、学校運営部）に報告する。
- オ
学校長は、閉校時に災害が発生した場合は、児童・生徒、教職員等の安否及び施設の被害状況を確認して、区（教育指導部、学校運営部）に報告する。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第11節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策

- カ 学校長は、災害が発生した場合、地域及び児童・生徒並びに施設の被害状況を勘案し、教育の継続、縮小、中断を判断し、区（教育指導部、学校運営部）に報告する。
- キ 区（教育指導部、学校運営部）は、区内の被災状況、児童・生徒の被害状況を把握し、全区的な見地から教育の継続、縮小、中断を決定する。

（2）避難所開設への支援・協力体制

- ア 学校は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合、区の避難所となる。
- イ 学校長は、学校管理に必要な所属職員を確保し、避難所の開設等、区が行う災害対策業務に協力・支援するものとし、所属職員に必要な指示を行い、所属職員はその業務に従事する。

2 保育園・こども園

（1）災害時の体制

- ア 災害のおそれのある場合は、又は災害が発生した場合、行事、会議、職員の出張を中止する。
- イ 園長は、職員をして園舎の管理にあたるとともに、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- ウ 園長は、災害の規模、園児、職員及び施設の被害状況を把握し、速やかに子ども家庭部に報告する。
- エ 夜間・休日に、区内で震度5弱の地震が発生した場合は園長が非常参集し、震度5強以上の地震が発生した場合は園長及びあらかじめ園長が指定する職員1名が非常参集する。
- 上記以外の職員は各自災害に関する情報を収集し参集に備え、非常配備態勢の指令に従う。なお、震度6弱以上を記録した場合は、指令を待たず、あらゆる手段を利用し勤務地に参集する。
- オ 園長は、地域及び園児並びに施設の被害状況を勘案し、保育の継続、縮小、中断の可能性を子ども家庭部に報告する。
- カ 子ども家庭部長は、区内及び地域の被災状況、園児の被害状況を把握し、全区的な見地から保育の継続、縮小、中断を決定する。
- キ 園長は、臨時の編成を行う等応急保育計画を策定し、早期に応急保育の実施できるよう調整する。
- ク 保育園・こども園を休業若しくは保育業務を縮小したときは、保育園・こども園の職員は、区が行う避難所運営等の災害対策に従事する。

第12章 住民の生活の早期再建対策

第11節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策

3 学童保育室

(1) 災害時の体制

子ども家庭部長は、災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合、事前の計画に基づき、所属職員及び緊急派遣区職員を指揮するとともに、以下の措置を講じる。なお、緊急派遣区職員が当日不在の場合は、該当職員の属する所管課で代理を設定することとする。

ア 子ども家庭部長は、災害発生のおそれのある場合、緊急派遣区職員を待機若しくは学童保育室に参集させる。

イ 通常の勤務時間（平日の午前8時30分～午後5時15分）内の学童保育室開室時に区内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、緊急派遣区職員は直ちに指定されている現場に参集する。

ウ 緊急派遣区職員は、参集状況、災害の規模、学童保育児童等利用者及び職員の安全並びに施設の被害状況を把握し、速やかに子ども家庭部長に報告する。

エ 緊急派遣区職員は、住区(コミュニティ)センター職員から学童保育児童等を引取り保護する。また、避難指示が出された場合は、状況に応じて適切な避難指示を行い、安全に避難所へ誘導する。安全に注意しながら、保護者(引取人)の迎えがあるまで保護する。

オ 学童保育室に保管している非常災害時引渡カードに基づき、児童を保護者(引取人)へ引き渡す。

カ 食べ物を提供する場合は、非常災害時引渡カードを参照し、アレルギーに関する配慮を行う。

キ 通常の勤務時間（平日の午前8時30分～午後5時15分）外の学童保育児童の対応については、足立区緊急災害対策本部要領に基づき、区民事務所に参集する職員が、安全確保及び保護、保護者への引き渡しを行う。また、状況に応じて適切な避難指示を行い、安全に避難所へ誘導する。

ク 子ども家庭部長は、参集職員の状況等を判断し、必要に応じて緊急派遣区職員について別途指示を行う。

ケ 子ども家庭部長は、区内及び地域の被災状況を把握し、全区的な見地から学童保育の継続、縮小、中断を決定する。

4 私立小中学校及び私立保育園等

(1) 災害時の体制

ア 各事業者は、災害発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合、利用者、従事者等の安全確保を行う。

イ 区(関係部)は、各事業者へ災害情報の提供等に努め、応急対策において公立、私立の差が発生しないよう区と同様の対応を必要に応じて要請する。

第12節 災害ケースマネジメントの実施

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 避難所や在宅等における被災者のうち、アウトリーチによる緊急的な対応が必要となる者の発見、把握及び必要な支援へのつなぎを実施 (2) 自立・生活再建に向けた支援の情報提供

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）》

- (1) 避難所や在宅避難者被災者等に対するアウトリーチにより、緊急的な対応が必要となる者を発見、把握する。
- (2) アウトリーチにあたっては平常時の取組を活用して、効率的なアウトリーチを実施し、緊急的な対応が必要な者に対しては必要な支援へのつなぎや自立・生活再建に向けた支援の情報提供を実施する。

※災害ケースマネジメントとは

※内閣府における災害ケースマネジメント等の被災者支援の取組について（令和5年9月8日）

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組。

- (3) 個々の被災者についてアセスメントを実施する。

ア 発災直後～避難所運営段階におけるアウトリーチ

避難所や在宅等における被災者のうち緊急的な対応が必要な者の発見及び把握と自立・生活再建に向けた支援情報の提供が中心となる。

イ 避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階におけるアウトリーチ

被災者の自立・生活再建に向け、支援が必要な被災者の洗い出し、住まいの再建の方向性の大きな希望の把握（災害公営住宅の必要戸数の推計等）が中心となる。

ウ 応急仮設住宅供与以降の段階におけるアウトリーチ

応急仮設入居者や在宅で被災生活を送っている者のうち、支援が必要な者に対して、継続的に実施する。

- (3) 災害ケースマネジメントケース会議

アウトリーチにより得られた情報や平時の福祉サービスで利用している情報などをもとに、個々の課題に応じた支援方策を検討するケース会議を実施する。

- (4) 支援策へのつなぎ

災害ケースマネジメントケース会議での議論を踏まえ、適切な支援手段へのつなぎを実施する。

- (5) 支援拠点の設置

第12章 住民の生活の早期再建対策

第12節 災害ケースマネジメントの実施

個別訪問、見守り支援、各種支援制度の情報提供や地域のコミュニティづくり等を行う拠点を設置する。

(6) 支援記録の作成

被災者ごとに支援記録を作成し、相談時の状況、ケース会議で決定した支援方策等を記載する。

第13章 受援計画

第3部 災害予防計画 第13章 受援体制の整備	第4部 災害応急対策計画 第13章 受援計画	第5部 災害復旧計画
第1節 計画方針(P. 292)	第1節 受援体制(P. 529)	
第2節 受援体制の整備(P. 295)	第2節 その他の自治体からの受援(P. 538)	
第3節 相互応援協定締結自治体からの受援(P. 302)	第3節 都への応援要請(災害対策本部)(P. 538)	
第4節 受援体制の充実に向けた取組(P. 304)	第4節 防災関係機関との連携(災害対策本部)(P. 540)	
	第5節 民間団体との協力(P. 544)	
	第6節 ボランティアの受入(総務部)(P. 545)	
	第7節 医療救援の支援受入(医療部)(P. 547)	

第1節 受援体制

区は、受援に係わる発動基準、受援体制、活動手順（連絡・要請、受入、受入・調整）について定める。

第1 受援体制

1 受援計画の発動の基準

本部長は、以下の場合において、受援計画を発動する。

- (1) 災害対策本部が、区内で相当の被害が発生、又は発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると判断した場合
- (2) 各部が、所管の業務の実施が困難または応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合
- (3) 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合

2 本部体制

- (1) 受援活動の拠点を、災害対策本部長室に設置する。名称は受援対策本部とする。
- (2) 受援対策本部の構成及び職務代行の方針は災害対策本部に準じるものとする。
- (3) 情報収集指令室の受援班は、応援側からの受入れ調整、受援状況の管理等、受援に係わる事務を担う。
- (4) 各部は、受援ニーズに関する状況把握・取りまとめを行い、情報収集指令室（受援班）に報告する。

第13章 受援計画

第1節 受援体制

第2 受援活動の流れ

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部）	(1)受援対策本部（災害対策本部本部長室）の設置
区（危機管理部 [情報収集指令 室]、総務部）	(1)受援に関する状況把握・取りまとめ (2)応援資源の調達・管理 (3)庁内調整 (4)調整会議の開催 (5)応援の要請 (6)先遣隊等の受入 (7)応援部隊との連絡調整 (8)応援部隊の待機場所等の確保 (9)関係機関相互の連携
区（各部）	(1)受援に関する状況把握・取りまとめ (2)協定先等との連絡調整 (3)応援資源の調達・管理 (4)情報収集指令室への報告、応援要請（受援シートの作成、提出） (5)調整会議への参加 (6)応援職員への支援 (7)関係機関相互の連携

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部）》

- (1) 災害対策本部長室に受援対策本部を設置する。

《区（危機管理部[情報収集指令室]、総務部）》

- (1) 受援に関する状況把握・取りまとめ

ア 庁内における人的・物的資源ニーズの取りまとめを行う。

イ 庁内における人的・物的応援の受入れ状況の取りまとめを行う。

- (2) 資源の調達・管理

ア 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況の分析を基に資源の過不足の整理を行う。

イ 被災の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行う。

ウ 応援受援管理台帳票に基づく資源管理を行う。

- (3) 庁内調整

ア 上記（1）で取りまとめた結果について、庁内の各部の受援窓口と共有する。

イ 庁内での調整の必要性を検討する。

- (4) 調整会議の開催

ア 必要に応じて各部の受援窓口が参加する調整会議を開催・運営する。

イ 必要に応じて意思決定に関わる職員へ参加を求める。

- (5) 災害対策本部、各部署が協定等に基づき応援要請を実施する。

- (6) 他の自治体等からの自主的な応援（先遣隊も含む）への対応を実施する。
- (7) 応援部隊への受援本部の指示の伝達、応援部隊の活動の報告等を実施する。
- (8) 応援部隊が円滑に活動できるような環境整備（待機場所の確保等）に努める。
- (9) 災害の応急業務に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。

【応援受援管理帳票】

応援・受援の人的資源・物的資源を管理するため、応援受援管理帳票を作成するとともに、記入要領を作成する。応援受援管理帳票は、電子データとして管理し、入力に際しての注意事項を関係者で共有する。

（資料編震災編 第66「応援受援管理帳」P.214）

《区（各部）》

(1) 受援に関する状況把握

ア 業務における人的・物的資源ニーズを取りまとめる。

イ 業務における人的・物的応援の受入れ状況を取りまとめる。

- (2) 応援要請、協定先との連絡調整を実施する。業務ごとの個々の協定や応援制度にもとづき、担当する各部が受援活動を実施する場合、情報収集指令室（受援班）に活動内容を報告する。

(3) 資源の調達・管理

ア 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する。

イ 業務担当班・課の中で、庁内職員と応援職員の業務分担を明らかにする。

ウ 業務の実施状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行う。

エ 受援シート（資料編震災編 第67「受援関連様式例」P.217）を作成し、情報収集指令室（受援班）へ報告するとともに、配置の計画を行う。

- (4) 上記（1）で取りまとめた結果を、情報収集指令室（受援班）へ報告する。

- (5) 情報収集指令室（受援班）が実施する調整会議に参加する。

(6) 応援職員への支援

ア 業務に必要な場所・待機場所・資機材等の執務環境を準備するよう努める。

イ 情報収集指令室（受援班）と協力し、応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する。

- (7) 災害の応急業務に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。

第13章 受援計画

第1節 受援体制

第3 連絡・要請体制

1 連絡・要請の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部[情報収集指令室]）	(1)応援機関の受入活動の実施
区（各部）	(1)区各部が協定等において災害時に協力関係となる機関との連絡

- (2) 詳細な取組内容
- <<区（危機管理部[情報収集指令室]）>>
- ア

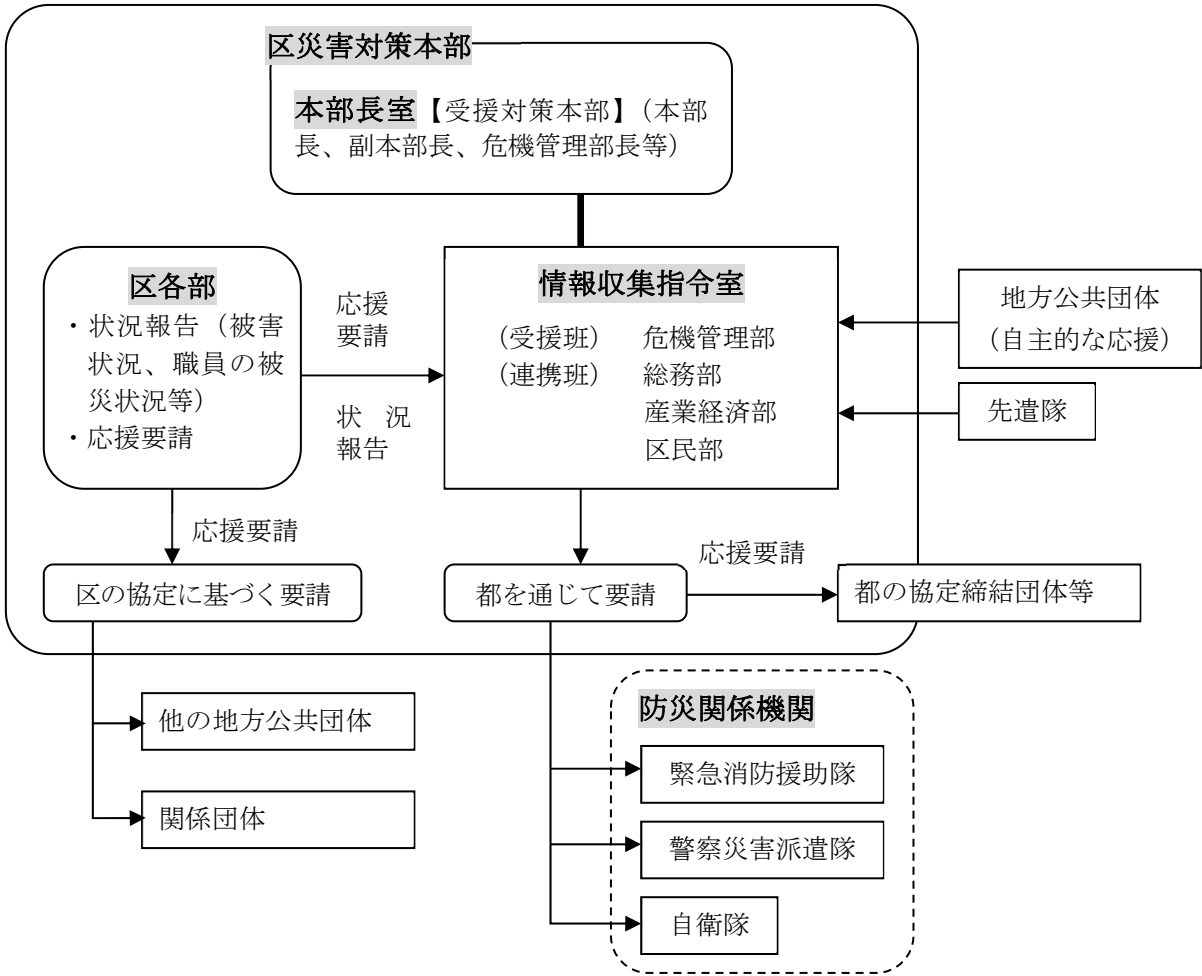
受援班は、各部からの報告を集約し、受援対策本部（災害対策本部本部長室）へ報告する。また、本部からの指示を各機関へ伝達する。
- イ

会議、引き継ぎ等により、応援側と受援側の情報共有を確立する。
- <<区各部>>
- ア

区各部は、協定先への応援要請を実施し、適宜受援班へ状況を報告する。
- イ

区各部は、各部署が収集した被害を受援班に報告する。

【庁内受援組織の体制と関係機関との連絡体制】



第4 受入・連絡調整

1 受入活動

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部[情報収集指令室]、各部）	(1)受入対応の実施（受付） (2)関係機関との連絡調整

(2) 詳細な取組内容

《区（危機管理部[情報収集指令室]）、各部》

ア 受援班は、応援隊を受入れるときに、団体名、氏名、活動期間、宿泊場所を明記した名簿リストを作成する。

（資料編震災編 第68「応援職員等名簿 様式例」P.218）

イ 業務ごとの個々の協定や応援制度に基づき、担当する各部が応援隊を受入れる場合、名簿リストを作成し、受援班に報告する。

ウ 各部は、応援隊の業務状況を受援班に報告する。

エ 受援班は、各部の報告に基づき、受入に関する情報を集約する。また、応援隊による業務の実施状況について、受援対策本部長に報告する。

オ 受援班は、各部の報告及び応援機関の応援情報にもとづき、受入調整を実施する。また、必要に応じ、応援隊の追加要請や業務内容の変更を検討する。

カ 業務の進捗状況や被害情報等について、会議、ミーティング、引き継ぎ等により、応援側と受援側が情報共有する体制を確立する。

キ 自治体以外の応援主体である社会福祉協議会、区内や区外から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置する。

第13章 受援計画

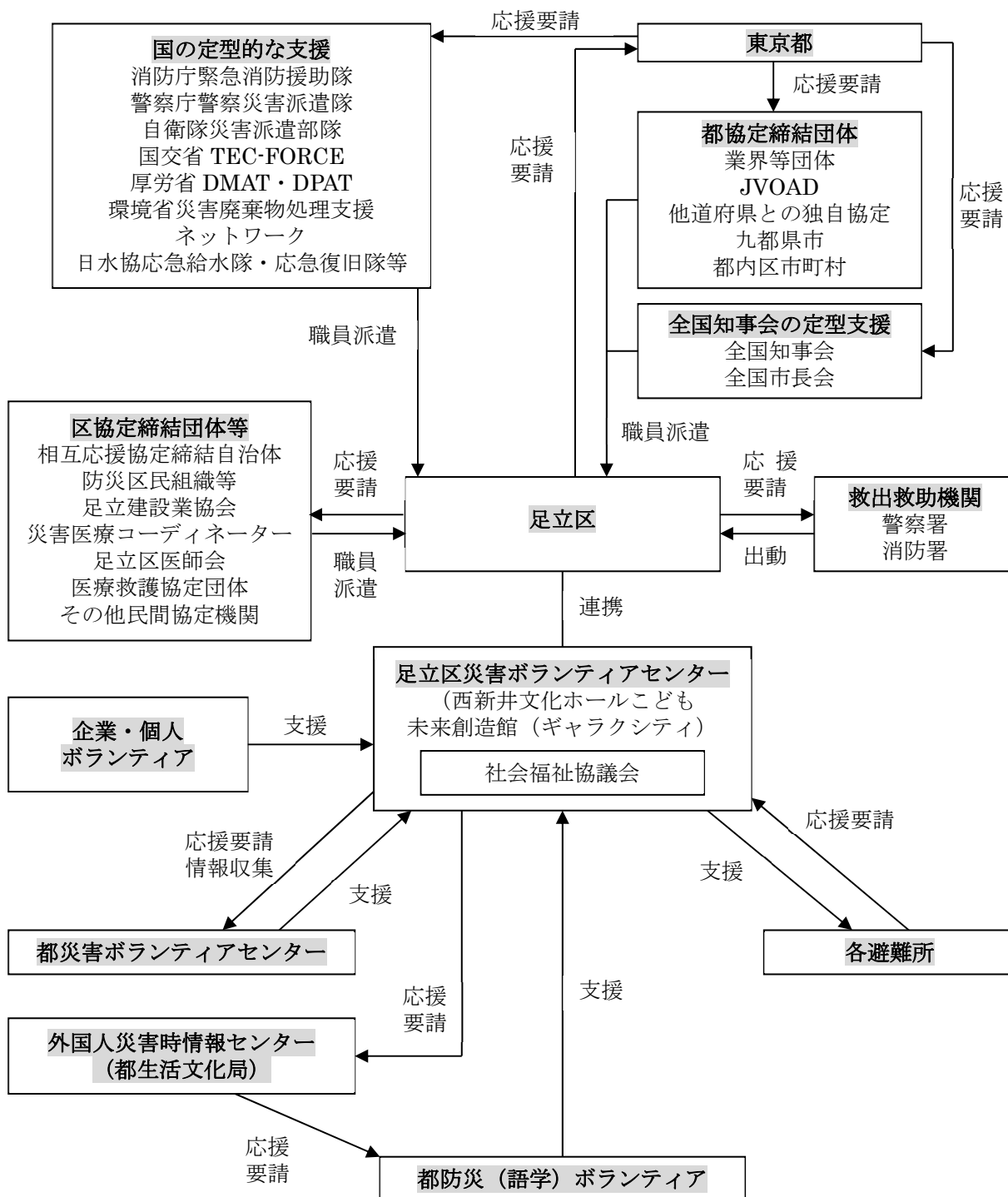
第1節 受援体制

第5 人的受援・物的受援

1 人的受援の枠組

災害時における人的支援は地方公共団体を中心に、国や民間企業、各種団体等から様々な制度、枠組に基づいて行われることが想定される。基本的な枠組は次のとおりである。

【人的受援の枠組】



2 物的受援の枠組

(1) 物的受援の枠組み

ア 備蓄物資の提供

発災直後は、被災により市場流通機能に支障が生じ、必要な物資の確保が困難となることが想定されるため、発災後3日間程度は、「備蓄物資の提供」を行う。

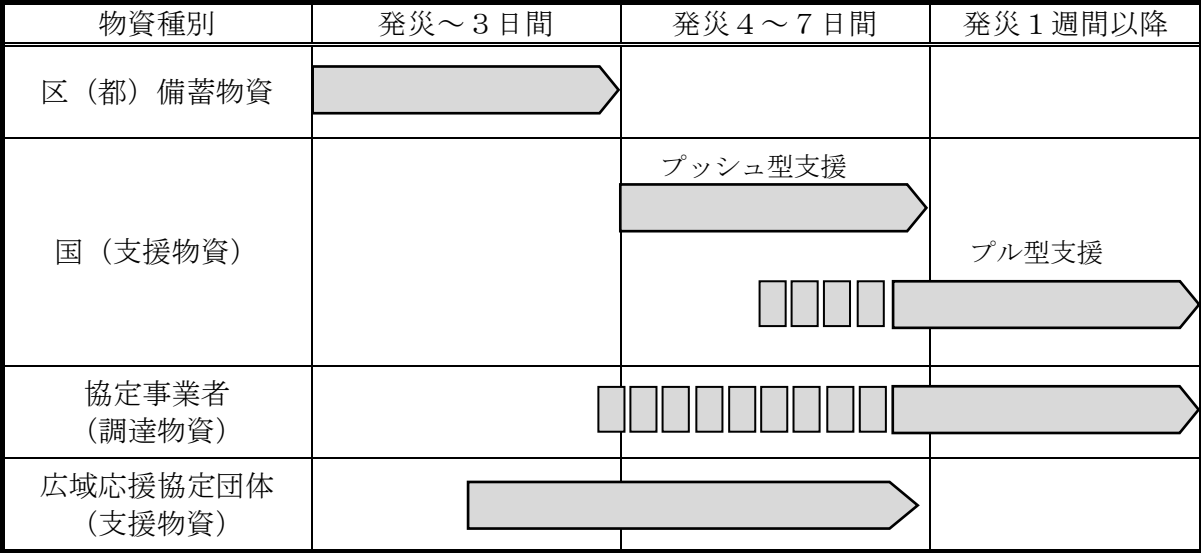
イ プッシュ型支援

発災後4～7日目にかけて、国は必要に応じて区からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を行う。

ウ プル型支援

区は、災害発生後のできる限り早い時期に、被災者・被災地への対応に必要な物資とその必要量を把握し、物資を要請する「プル型支援」に切り替え、区の協定事業者や災害時相互応援協定締結自治体、または都を通じて国や都の協定事業者から、物資を調達し、被災者に提供する。

【被災者に対する物的支援の推移】



【国のプッシュ型支援の計画】



出典：中央防災会議幹事会資料（令和5年5月）より作成

第13章 受援計画

第1節 受援体制

(2) 災害時における物資供給の流れ

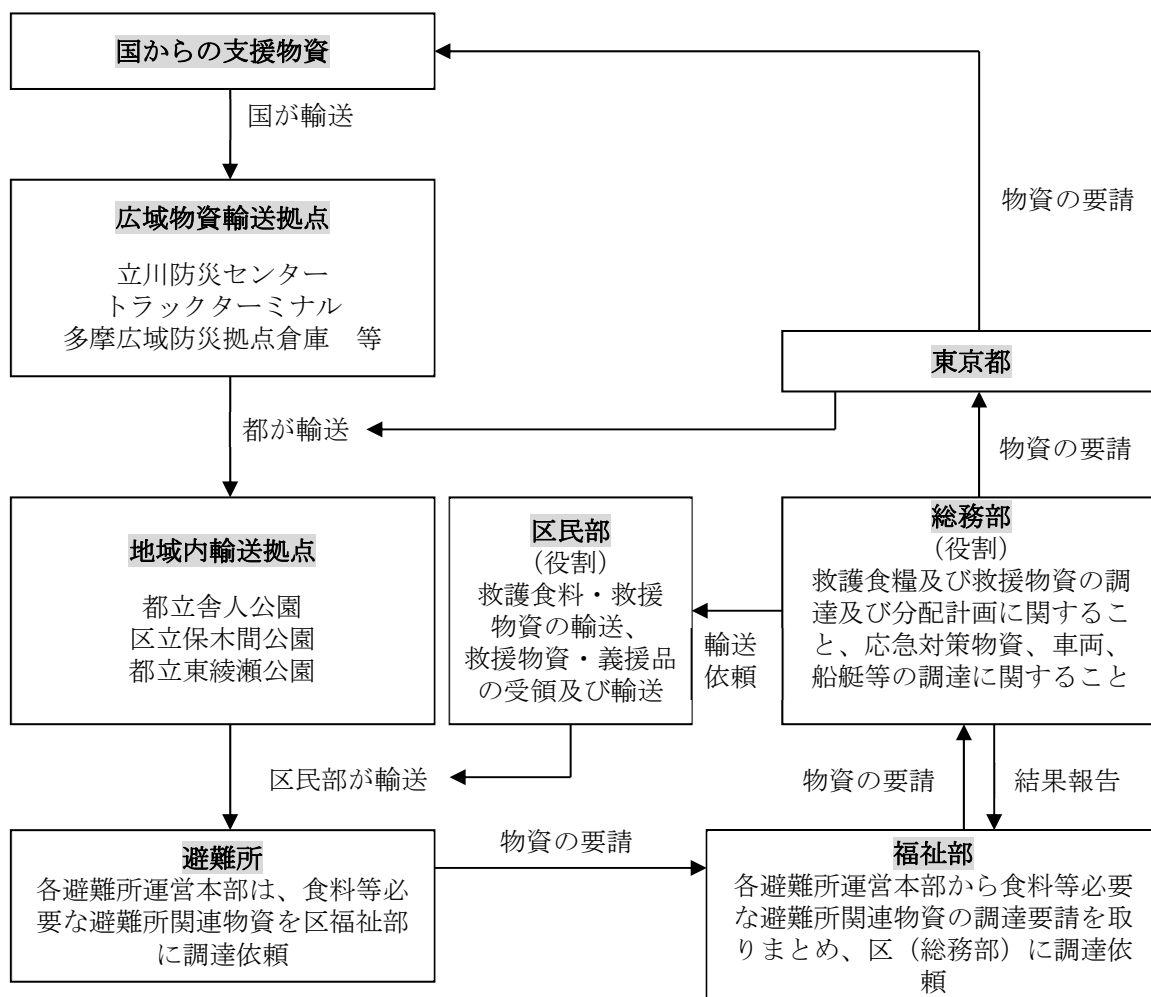
ア プッシュ型支援の主な流れ

プッシュ型支援の物資は、広域輸送拠点から地域内輸送拠点までは東京都が輸送し、救援物資の受け入れ、管理、一時保管場所や避難所等の各拠点への輸送は区が担当する。

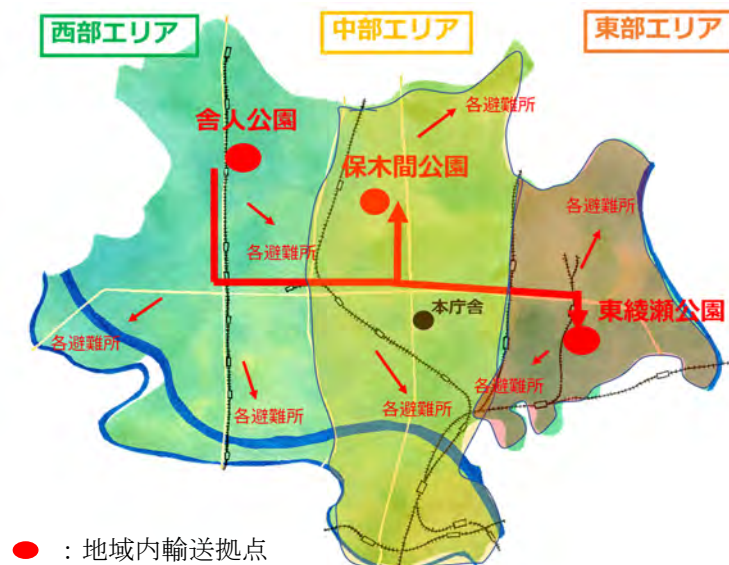
イ プル型支援の主な流れ

プル型支援の物資は、区でとりまとめたニーズをもとに、東京都や協定締結先に応援要請する。物品は時期によって必要性が変化する。また、一般的に災害時の物流が混乱した状況においては、要請から到着までに時間を要するため、とりまとめたニーズだけに基づくのではなく、専門家の知見や過去の災害の記録などから、今後のニーズを予測して、要請することが重要となる。

【物資要請と供給の流れ】



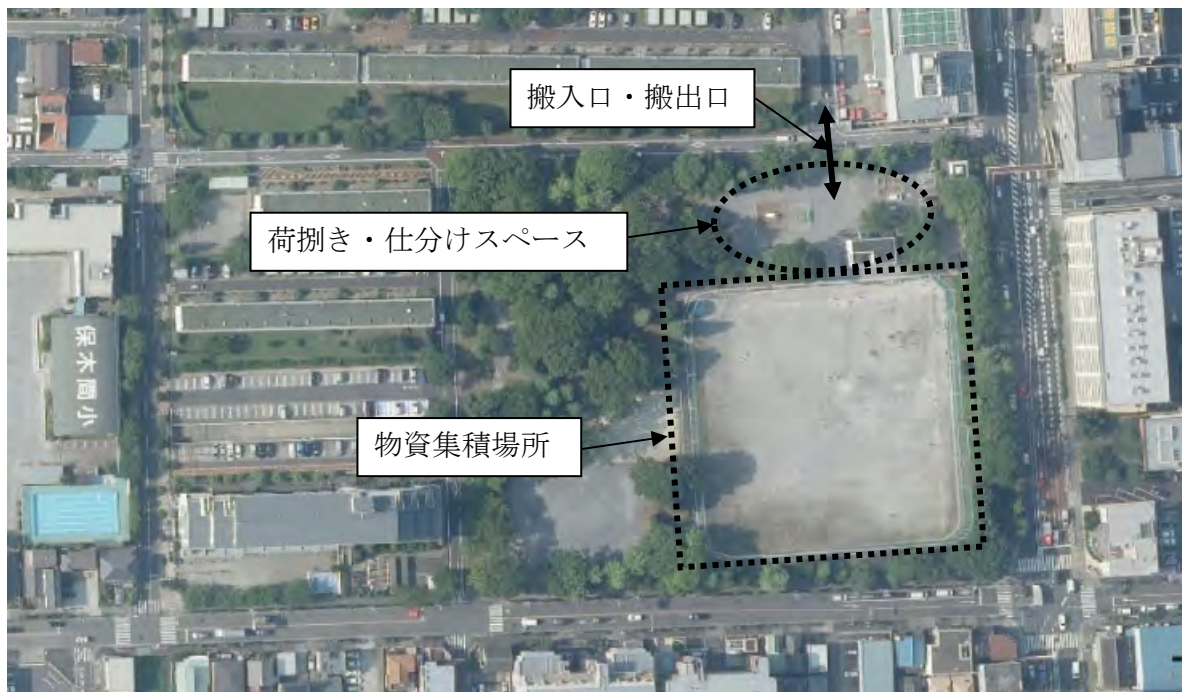
【地域内輸送拠点位置図】



【地域内輸送拠点配置図の例】

各地域内輸送拠点については物資の保管に必要となる面積や搬入出の頻度等を踏まえて配置図の検討を進める。配置図には搬入口・搬出口、荷捌き・仕分けスペースやエアーテントの配置等を検討する。配置図の例を以下に示す。

【区立保木間公園（地域内輸送拠点）配置図例】



(国土地理院 地理院地図空中写真を使用して作成)

第13章 受援計画

第2節 その他の自治体からの受援/第3節 都への応援要請（災害対策本部）

第2節 その他の自治体からの受援

区は、応援協定自治体以外については、国や都、ないしは自治体に直接支援を要請し、受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 計画の方針

区は、相互応援協定を締結している自治体のほか、災害対策基本法第67条、地方自治法第252条の17により、他の区市町村に応援を求める。

第2 災害時の受援（災害対策本部）

1 初動

応援協定自治体以外における災害時の応援派遣は、基本的に国や都、又は自治体からの直接の支援要請に基づいて行う。

2 受入体制の整備

3 経費の負担

以上の2項については、前節に準ずる。

第3節 都への応援要請（災害対策本部）

区は、都に支援を要請する際は、下記の必要な手続きを考慮し、迅速な受入を可能とする。

第1 都への応援要請（災害対策本部）

1 計画の方針

区長は、都知事に応援又は応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期することとする。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都知事は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではない。

都知事は、災害を受けた区が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっ旋する。

区長が都知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都本部に対し、まず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

応援要請の際の必要な手続きは下記のとおり。

（1）災害救助法の適用の要領

- ア 災害発生の時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由

- エ 適用を必要とする期間
 - オ 既にとった救助措置、また、とろうとする救助措置
 - カ その他必要事項
- (2) 罹災者の他地区への移送要請の要領
- ア 移送を要請する理由
 - イ 移送を必要とする罹災者の数
 - ウ 希望する移送先
 - エ 罹災者の収容に要する期間
 - オ その他必要事項
- (3) 都各機関への応援要請又は応急措置実施要請の要領
- ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
 - イ 応援を希望する物資、機材、機械、器具等の品名及び数量
 - ウ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
 - オ その他必要事項
- (4) 日本放送協会及び民間放送局に放送を要請する要領
- ア 放送要請事項
 - イ 放送事項
 - ウ 希望する放送日時及び送信系統
 - エ その他必要な事項

上記の事項を明らかにするいとまがない場合には、わかる範囲にとどめ、要請を迅速に行う。

第13章 受援計画

第4節 防災関係機関との連携（災害対策本部）

第4節 防災関係機関との連携（災害対策本部）

区は、防災関係機関に支援を要請する際は、下記の必要な手続きを考慮し、迅速な受入を可能とする。

第1 防災関係機関との連携

1 計画の方針

区は、必要防災機関の長または代表者に対し災害応急対策の実施を要請する。

各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

(1) 各機関の協力業務の内容は、足立区地域防災計画第1部第2章第6節「区及び防災関係機関の役割」(P.12)に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。

(2) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を調える。

(3) 都総務局は、各機関の間にあって相互協力のあつ旋をする。

第2 警察災害派遣隊への派遣要請（東京都公安委員会）

1 計画の方針

都が行う警察災害派遣隊への派遣要請については以下のとおり。

(1) 大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し、東京都公安委員会は、警察庁又は他の道府県公安委員会に対して援助の要求をすることができる。

(2) 前項により東京都公安委員会が他の道府県公安委員会に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。

(3) 東京都公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁又は道府県警察の警察官は、援助の要求をした東京都公安委員会の管理する警視庁の管轄区域内において、当該公安委員会の管理のもとに、職権を行うことができる。

第3 緊急消防援助隊に対する応援

1 計画の方針

都が行う緊急消防援助隊への派遣要請については以下のとおり。

(1) 消防総監等は、震災、水災等の大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(2) 知事は、応援要請を受けた場合、都内の被災状況、消防力及び相互応援状況等から緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに消防庁長官に対して応援要請を行う。この場合、知事は、消防庁長官に対して応援要請を行った旨を、消防総監等に連絡する。

※ 消防総監等とは、消防総監(東京消防庁が管轄する区域)、市長(稲城市)及び町村長(島しょ地域)を指す。

【消防相互応援協力】

項 目	内 容
協力体制	(1)地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、消防組織法第39条に基づき消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、消防の任務を遂行する。
応援要請の手續	(1)消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定の定めにより、消防総監が協定締結先の消防長に対して行う。 (2)緊急消防援助隊の応援要請は、消防総監が、災害の状況及び消防相互応援協定に基づく応援のみでは十分な対応がとれないと判断したとき、知事に対して緊急消防援助隊の出場を要請する。
受援に係わる体制の整備	(1)緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるよう、次のとおり受援に係る体制を整備する。 ア 指揮、連絡体制の整備 イ 燃料、食料等の補給体制の整備 ウ 受入れ体制・施設の整備 エ 応援航空機の活動拠点の整備

第4 自衛隊への災害派遣要請（災害対策本部）

1 自衛隊への災害派遣要請

- (1) 災害対策本部長（区長）は、地震災害が発生し、区内の防災関係機関による対応のみでは人命又は財産の保護が十分にできないと判断した場合には、都知事（総務局総合防災部防災対策課）に対して電話又は口頭で自衛隊の派遣を要請し、事後、速やかに所定の手続きをとる。
- (2) 都知事に自衛隊の派遣の要請をする場合には、可能な限り以下の事項を明らかにする。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する地域及び活動内容
 - エ 活動拠点となる場所の候補、その他参考になる事項
- (3) 上記の事項を明らかにするいとまがない場合には、わかる範囲にとどめ、要請を迅速に行う。
- (4) 災害対策本部長（区長）は、都知事に対して連絡が不能である場合等災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。
- (5) 災害対策本部長（区長）は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、都知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行う。

第13章 受援計画

第4節 防災関係機関との連携（災害対策本部）

- (6) 災害派遣の対象となる事態が発生し、災害対策本部長（区長）が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、上記に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都知事（総務局 総合防災部防災対策課）に依頼する。
- (7) 都知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに都知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

第5 自衛隊との連絡

- (1) 自衛隊との連絡については、都又は自衛隊の本部派遣員を通じて行う。

第6 災害派遣部隊の受入体制（災害対策本部）

1 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 災害対策本部長（区長）は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
- (2) 都知事及び災害対策本部長（区長）は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、区市町村等関係機関と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

【災害派遣部隊の活動内容】

区 分	活 動 内 容
都の域内を担当する組織	(1)陸上自衛隊：第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 (2)海上自衛隊：横須賀地方総監部 (3)航空自衛隊：作戦システム運用隊本部
被害状況の把握	(1)車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	(1)避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	(1)安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	(1)堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消火活動	(1)火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路の障害物除去	(1)道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	(1)被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	(1)緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

第13章 受援計画
第4節 防災関係機関との連携（災害対策本部）

区 分	活 動 内 容
被災者生活支援	(1)被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	(1)「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	(1)能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	(1)その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 (2)災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

※ 実施内容は、災害の様相や要請内容によって異なる。

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第13章 受援計画

第5節 民間団体との協力

第5節 民間団体との協力

区は、応援協定を締結している民間団体等に支援を要請する際は、協定に基づく手続きに努め、迅速な受入を可能とする。

第1 民間協定機関からの支援（各部）

1 計画の方針

区は、民間団体等との協定に基づき、各部長は、災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する。

2 民間団体からの支援

医療救護、応急対策、食料対策、物資供給関係、燃料関係、避難所・避難場所関係、介護・障がい福祉サービス関係、情報提供関係、生活支援関係、輸送関係、帰宅困難者対策関係に関する民間団体等の協定先は、資料編震災編 第74「協定・連絡先一覧」に示す。

第2 区民と地域からの協力（地域のちから推進部）

1 計画の方針

区は、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対して、組織の充実、連帯協力の強化を図る。これらの団体の協力業務及び協力方法については、区地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

2 防災組織からの支援

機 関 名	支 援 内 容
防災区民組織 (町会・自治会 等)	(1)避難誘導、避難所収容業務等に関すること (2)被災者に対する炊き出し、救護物資の配付等に関すること (3)被災状況調査等、災害対策業務全般についての協力に関すること (4)避難所運営会議への参加
避難所運営会議	(1)避難所の運営管理に関すること

第6節 ボランティアの受入（総務部）

区は、足立区災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 ボランティア受入体制の確立

区（総務部）は、足立区災害ボランティアセンター等と連携して、専門ボランティア及び一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう受入体制を整備する。

【災害ボランティアの種類】

一般ボランティア	専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行う者
専門ボランティア	専門的な資格・知識を必要とする被災者ニーズへの支援活動を希望する者

1 設置場所

足立区災害ボランティアセンターは、災害による損害や二次災害のおそれの少ない施設の中から、可能な限り、以下に示す基準で確保することを踏まえて、西新井文化ホールこども未来創造館（ギャラクシティ）に設置する。また、災害の規模や建物の被害状況、足立区災害ボランティアセンターの運営に必要な機能確保等のため、分散して設置することがある。

- （1）できるだけ本庁舎近くで確保を検討すること。
- （2）交通の便が確保されていること。
- （3）ある程度の期間利用が可能であること。
- （4）事務スペース、打合せスペース、広い駐車場があること。

2 ボランティアの受入

- （1）遠方からの申し入れに関しては、宿泊・食事等自立したボランティア活動が可能な諸団体からのものを優先して受入れる。
- （2）事前に登録された専門ボランティアに関しては、専門領域ごとに、受入れ窓口を設置して、必要となる業務に応じて受入れを図る。

3 足立区災害ボランティアセンターによる支援

足立区災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアに対し、必要に応じて次のような支援を行う。

- （1）派遣元等身分が明確になるよう、腕章等を貸与
- （2）ボランティア活動に必要な情報と資器材の提供
- （3）ボランティア活動終了者に対する参加証の交付

第13章 受援計画

第6節 ボランティアの受入（総務部）

4 活動に必要な資器材

足立区災害ボランティアセンターの運営に係わる資器材は、改訂足立区災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき備蓄する。災害時に資器材の不足が生じた場合は、区が協定先等から調達し、足立区災害ボランティアセンターに提供する。また、ボランティアの受付開始など段階ごとに必要となる資器材については、足立区災害ボランティアセンター運営マニュアル（各班ごとに必要な資器材のリスト）を活用する。

5 災害対策本部との連携

足立区災害ボランティアセンターは、必要に応じ職員を情報収集指令室へ派遣し、受援対策本部と総合調整等を行う。

6 国による支援

自然災害の頻発・激甚化により、ボランティア活動が活発化し、災害ボランティアセンターの負担が増えている。このため、災害ボランティアセンターの職員の人件費など、一部費用は、災害救助法の国庫負担の対象となる。

第7節 医療救援の支援受入（医療部）

区は、医療関係機関等と連携し、医療救護に係わる応援隊の受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 医療体制の確立

迅速かつ的確に医療救護活動を行うためには、災害時の医療体制を日ごろから整備し、トリアージや医療機関と区や警察、消防相互の通信、負傷者の搬送等の訓練による災害時の対応の習熟が不可欠である。

しかし、発災時には多数の負傷者が発生し、医師や看護師、病床等が不足するため、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、災害時の医療体制の整備が急務である。

そのため、東京都及び都内各区市町村では、限られた医療資源を効果的・効率的に活用するため、東京都災害対策本部下に都災害医療コーディネーター、各二次保健医療圏に東京都地域災害医療コーディネーター、並びに足立区災害対策本部下に区災害医療コーディネーターを設置する。

災害時には、各コーディネーターを中心とする情報連絡体制を構築し、医療資源の配分や負傷者の受入先の確保と搬送、並びに他の自治体等からの民間の医療機関の受入等の調整を行う。なお、区における災害時医療に関する応急対応全般の調整は、民間の医療機関の受入や他の自治体から医療関係者等の受入も含め、区（医療部）で行う。

区は、医療チームや医療関係者等の活動拠点や医薬品、医療資機材、医療関係者及び負傷者の搬送手段等、支援の受入体制の整備を行う。

また、区は、区医師会や区歯科医師会、区薬剤師会、東京都柔道整復師会足立支部等の区内の医療関係者と、災害時医療救護活動協議会や同ワーキンググループ会議等を通じて、災害拠点病院や災害拠点連携病院を中心とした連携、並びに相互に支援する体制の整備に努める。

- 1 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成等医療救護活動体制について、足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会及び東京都柔道整復師会足立支部等と協議し、連絡体制を強化する。
- 2 災害拠点病院及び災害拠点連携病院等の近接地等、区があらかじめ指定する場所に、緊急医療救護所の設置場所を確保する。
- 3 緊急医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるよう、体制を整備する。
- 4 足立区災害時医療救護活動協議会及び同ワーキンググループを実施し、医療救護所、情報連絡等災害時医療に関する協議を進める。
- 5 医療救護所の立ち上げ及び運営、トリアージ、情報通信等実践的な訓練を行う。

第13章 受援計画
第7節 医療救援の支援受入（医療部）

第2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、関係機関との協定等を活用した医薬品等の供給体制を強化する。

- 1 足立区薬剤師会等関係機関との連携・協力体制を整備しておく。
- 2 足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区薬剤師会等と協議のうえ、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。
- 3 足立区薬剤師会と連携して、災害薬事センター（医薬品の集積場所）の設置場所（状況に応じて複数箇所設置する）、センター長や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく（卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品する）。
- 4 災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長は足立区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は足立区薬剤師会と区が協議のうえ決定する（中核となる災害薬事センターのセンター長は、その他の災害薬事センターを統括する）。
- 5 区は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に足立区薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。また、区は、医薬品等の卸売販売業者から円滑に調達が行えるよう、事前に、足立区薬剤師会と協力のうえ卸売販売業者と協定を締結する。

【都の方針（参考）】

- ア 個人からの支援物資は基本的に受け入れない。

イ 必要に応じて国やメーカーへ支援を要請する。

ウ 都が要請した物資以外で製薬団体等から支援の申し出があった物資は、都が必要と判断したものを受け入れる（都に事前連絡が必要）。

エ 都は発災後、医薬品集積センターを設置し、イ及びウによって提供された支援物資を医薬品集積センターで受け入れ、仕分けをした上で区の災害薬事センターへ提供する。